


平成17年第4回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成17年12月20日
閉会 平成17年12月28日

上富良野町議会

目 次

第 1 号(12月20日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第 5 報告第2号 町内行政調査報告の件	6
日程第 6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件	6
日程第 7 報告第4号 議員派遣結果報告の件	11
日程第 8 町の一般行政について質問	11
13番 村上和子君	12
1 町の公共施設等の耐震診断の状況について	
2 町営住宅入居者で、収入超過認定者に対するの現況と町としての今後の対応について	
3 介護保険法改正に伴い、介護予防サービスのあり方について	
4 富良野協会病院(地域支援センター病院)に地域周産期母子医療センターの設置を	
3番 岩崎治男君	17
1 「自治のかたち」検討プロジェクトについて	
2 新型インフルエンザ対策について	
3 ジャガイモシストセンチュウについて	
12番 金子益三君	21
1 各種情報に対する取扱いとセキュリティー対応について	
2 行き過ぎた性教育、ジェンダーフリー教育について	
3 防犯上からも上富良野小学校校舎の早期建替えについて	
4番 梨澤節三君	28
1 広域行政について	
3 行政手続法と公益奨励法について	
4 いしずえの松について	
7番 岩田浩志君	33
1 農業行政について	
9番 米沢義英君	36
1 特別支援教育について	
2 鑑賞劇の無料化について	
3 江幌小学校への交通手段の確保について	
4 過剰米対策について	
5 道州制について	
6 税制度の改正について	
7 介護保険制度について	
8 環境衛生について	

目 次

第 2 号 (1 2 月 2 1 日)

議 事 日 程	4 9
出 席 議 員	4 9
遅 参 議 員	4 9
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	4 9
議会事務局出席職員	4 9
開 議 宣 告	5 0
諸 般 の 報 告	5 0
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 0
日程第 2 町の一般行政について質問	5 0
1 1 番 中 村 有 秀 君	5 0
1 公共施設での放送・音響・照明設備の維持管理と有効活用について	
2 富良野地区広域市町村圏振興協議会の「自治のかたち」プロジェクト	
チームの中間報告書について	
3 住民意見募集としてのパブリックコメントの実施状況と今後の取り組み	
について	
1 6 番 渡 部 洋 己 君	5 8
1 子どもの安全対策について	
2 消費税対策について	
3 農地の土地改良事業の支援について	
4 農業経営所得安定対策の対応について	
1 番 清 水 茂 雄 君	6 2
1 まちづくりと次世代育成について	
日程第 3 議案第 1 号 平成 1 7 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 5 号)	6 6
日程第 4 議案第 2 号 平成 1 7 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第	
3 号)	7 3
日程第 5 議案第 3 号 平成 1 7 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算 (第 2	
号)	7 3
日程第 6 議案第 4 号 平成 1 7 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 3	
号)	7 4
日程第 7 議案第 5 号 平成 1 7 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第	
3 号)	7 5
日程第 8 議案第 6 号 平成 1 7 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算	
(第 3 号)	7 5
日程第 9 議案第 7 号 平成 1 7 年度上富良野町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	7 6
日程第 1 0 議案第 8 号 平成 1 7 年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)	7 7
日程第 1 1 認定第 1 号 平成 1 7 年第 3 回定例会付託	
議案第 8 号 平成 1 6 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認	
定の件	7 7
日程第 1 2 認定第 2 号 平成 1 7 年第 3 回定例会付託	
議案第 9 号 平成 1 6 年度上富良野町企業会計決算認定の件 ...	7 7
休 会 の 議 決	7 9
散 会 宣 告	7 9

目 次

第 3 号(12月28日)

議 事 日 程	8 1
出 席 議 員	8 1
早 退 議 員	8 1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	8 1
議会事務局出席職員	8 2
開 議 宣 告	8 3
諸 般 の 報 告	8 3
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	8 3
日程第 2 議案第 9号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	8 3
日程第 3 議案第10号 上富良野町生活安全推進条例	8 4
日程第 4 議案第11号 上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改 正する条例	8 8
日程第 5 議案第12号 財産の譲与について	8 9
日程第 6 議案第13号 上富良野町軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃 止する条例	1 0 0
日程第 7 議案第14号 上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例	1 0 5
日程第 8 議案第15号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	1 0 6
日程第 9 議案第16号 日の出公園施設の指定管理者の指定について	1 0 7
日程第10 議案第17号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について	1 1 4
日程第11 議案第18号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について	1 1 7
日程第12 議案第19号 ポロピナイ川改修工事(H16国債)請負契約変更の件	1 2 3
日程第13 議案第20号 旭野川砂防工事(H17国債)請負契約締結の件	1 2 4
日程第14 議案第21号 衣川橋橋梁架替工事(下部工)請負契約締結の件	1 2 4
日程第15 議案第22号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	1 2 5
日程第16 議案第23号 上川教育研修センター組合規約の変更の件	1 2 6
日程第17 議案第24号 富良野地区環境衛生組合規約の変更の件	1 2 6
日程第18 議案第25号 富良野地区介護認定審査会規約の変更の件	1 2 7
日程第19 発議案第1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見の件 ...	1 2 7
日程第20 閉会中の継続調査申出の件	1 2 8
町長あいさつ	1 2 8
議長あいさつ	1 2 9
閉 会 宣 告	1 2 9

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	12月21日	原 案 可 決
2	平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月21日	原 案 可 決
3	平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)	12月21日	原 案 可 決
4	平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	12月21日	原 案 可 決
5	平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月21日	原 案 可 決
6	平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月21日	原 案 可 決
7	平成17年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	12月21日	原 案 可 決
8	平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	12月21日	原 案 可 決
9	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月28日	特 別 委 員 会 付 託
10	上富良野町生活安全推進条例	12月28日	原 案 可 決
11	上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を廃止する条例	12月28日	原 案 可 決
12	財産の譲与について	12月28日	原 案 可 決
13	上富良野町軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	12月28日	原 案 可 決
14	上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例	12月28日	原 案 可 決
15	上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12月28日	原 案 可 決
16	日の出公園施設の指定管理者の指定について	12月28日	原 案 可 決
17	吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について	12月28日	原 案 可 決
18	上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について	12月28日	原 案 可 決
19	ポロピナイ川改修工事(H16国債)請負契約変更の件	12月28日	原 案 可 決
20	旭野川砂防工事(H17国債)請負契約締結の件	12月28日	原 案 可 決
21	衣川橋橋梁架替工事(下部工)請負契約締結の件	12月28日	原 案 可 決
22	上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件	12月28日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
23	上川教育研修センター組合規約の変更の件	12月28日	原案可決
24	富良野地区環境衛生組合規約の変更の件	12月28日	原案可決
25	富良野地区介護認定審査会規約の変更の件	12月28日	原案可決
	認 定		
1	平成17年第3回定例会付託 議案第8号 平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月21日	認定可決
2	平成17年第3回定例会付託 議案第9号 平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月21日	認定可決
	行 政 報 告	12月20日	
	町の一般行政について質問	12月20日 12月21日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月20日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月20日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	12月20日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月20日	報 告
	発 議		
1	国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見の件	12月28日	原案可決
	閉会中の継続調査申出の件	12月28日	原案可決

平成 1 7 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名の件
第2 会期決定の件 12月20日～28日 9日間
第3 行政報告 町長尾岸孝雄君
第4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
第5 報告第2号 町内行政調査報告の件
第6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件
総務文教常任委員長 仲島康行君
産業建設常任委員長 長谷川徳行君
第7 報告第4号 議員派遣結果報告の件
第8 町の一般行政についての質問

出席議員（17名）

2番	徳島 稔君	3番	岩崎 治男君
4番	梨澤 節三君	5番	小野 忠君
6番	米谷 一君	7番	岩田 浩志君
8番	吉武 敏彦君	9番	米沢 義英君
10番	仲島 康行君	11番	中村 有秀君
12番	金子 益三君	13番	村上 和子君
14番	長谷川 徳行君	15番	向山 富夫君
16番	渡部 洋己君	17番	西村 昭教君
18番	中川 一男君		

欠席議員（1名）

1番 清水 茂雄君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸 孝雄君	助役	田浦 孝道君
教育長	中澤 良隆君	代表監査委員	高口 勤君
教育委員会委員長	増田 修一君	農業委員会会長	松藤 良則君
総務課長	佐藤 憲治君	企画財政課長	北川 雅一君
産業振興課長	小澤 誠一君	税務課長	高木 香代子君
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾崎 茂雄君
保健福祉課長	米田 末範君	会計課長	越智 章夫君
建設水道課長	田中 博君	ラベンダー・ハイツ所長	早川 俊博君
教育振興課長	岡崎 光良君		
町立病院事務長	垣脇 和幸君		

議会事務局出席職員

局長	中田 繁利君	次長	藤田 敏明君
主査	大谷 隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 17名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成17年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月16日に告示され、同日議案等を配付をいたしました。

今期定例会の運営につき、11月28日及び12月15日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審査いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第25号までの25件であります。議員からの提出案件は、発議案第1号の1件であります。

各常任委員会合同の庁内行政調査報告がありました。

総務文教及び産業建設常任委員長より、委員会所管事務調査の報告がありました。

議会運営委員長より、議員派遣結果の報告がありました。

平成17年第3回定例会において付託されました議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件について、それぞれ決算特別委員長より審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査結果の報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事業について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として工事発注状況一覧をお配りしましたので、参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

今期定例会までに受理いたしました陳情、要望の

件数は5件であります。その要旨はさきにお配りしたとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外8名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日お手元にお配りしたとおりであります。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっており、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりですので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 吉 武 敏 彦 君

9番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月28日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月28日までの9日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

まず、初めに、これまで永年私の片腕として御尽力賜ってありました植田助役、また、樋口収入役が9月30日の任期満了をもって御勇退いただき、10月1日より、収入役事務の兼掌をする形で田浦助役に就任をいただき、新たな補助執行体制をもってスタートをさせていただきました。

次に、10月1日を調査基準に全国一斉に実施いたしました国勢調査は、人口減少社会を迎えつつある我が国の人口、世帯の最新の実態を明らかにし、国や都道府県、市町村の行政の基礎資料として少子高齢化社会への取り組みやまちづくりに生かされるものであります。

当町の調査結果は速報で、世帯数4,535戸、総人口1万2,352人、うち、男性6,315人、女性6,037人となっております。

次に、11月29日から上京いたしまして、災害復旧事業促進全国大会、東京ふらの会総会、翌30日には、全国町村長大会にそれぞれ出席してまいりました。

特に、全国町村長大会におきましては、真の地方分権を推進するため、3兆円規模の税源移譲の確実な実施、あわせて、地方交付税の持つ財源保障機能の堅持などについて、緊急重点の課題として決議をいたしてまいりました。

次に、11月3日、菅野學名誉町民を初め多くの皆様の御列席をいただき、平成17年度の町表彰式を挙行いたしました。町の関係では、自治功労賞2名、社会貢献賞4名、善行表彰1団体と1名、勤続表彰17名、国保優良家庭4名の表彰をさせていただき、さらに感謝状を1団体と2個人に贈呈いたしました。

また、教育委員会関係では、文化賞1名、文化奨励賞1名、スポーツ賞2名、スポーツ功労賞1名、スポーツ奨励賞1団体と6個人の表彰をいたしたところであります。

次に、国の栄典受賞では、11月3日発令の春秋叙勲では、地方自治功労者として、小野三郎氏が旭日双光章、また危険物業務従事者叙勲では、防衛功労者として伊藤士志美氏、岩波敬之氏、大橋初夫氏、宮垣一氏の4氏が瑞宝単光章を受賞されましたので、町からの受賞お祝い金を各受賞者にお渡しし、お祝いを申し上げました。

また、上川南部消防事務組合関係では、消防功労者として前田光弘氏が瑞宝単光章を受賞されております。褒章関係では、林春雄氏が9月28日発令で紺綬褒章を受章され、伝達式を明年1月6日に行うこととしております。

次に、日の出公園施設、吹上保養センター及び上富良野パークゴルフ場の3施設について、平成18年4月1日から指定管理者制度による運営に移行する方針のもとに、10月1日から1カ月間、指定管理者希望者の募集を行ったところであります。

日の出公園施設及び吹上保養センターは各1団体、上富良野パークゴルフ場は2団体の応募があり、以降3回の選定委員会を開催して、3施設の指定管理者候補者を選定いたしました。

なお、今定例議会に3施設の指定管理者の指定について議案を上程いたしておるところであります。

次に、10月17、18日に開催されました北海道火山サミットについてであります。北海道内の常時観測5火山の火山防災会議協議会や関係機関の取り組み状況報告、講演会、シンポジウムが行われ、各火山防災会議協議会の代表首長とともに、北海道火山防災サミット札幌宣言を行い、確認してまいりました。

次に、10月28日、札幌上富良野会の総会が開催され、西村副議長を初め、町内関係者とともに出席してまいりました。花輪会長を初め、札幌近郊に在住される当町ゆかりのある方々とお会いすることができ、有意義な時間を過ごさせていただきました。

次に、11月17日、カナダ・アルバータ州内の自治体と姉妹提携を結んでおります道内9町による、第14回北海道・アルバータ州姉妹都市連絡会議が当町を会場に開催いたしました。

会議には、9町の町長や助役を初め国際交流担当職員のほか、オブザーバーとして北海道国際課、北海道カナダ協会、北方圏センターの担当者、さらにカナダ側からアルバータ州日本姉妹都市会議を代表いたしまして、当町と友好都市提携を結んでおりますカムローズ市のミチコ・ラスムセン氏の出席をいただき、国際交流の現状や将来について意見交換をいたしたところであります。

また、1985年、カムローズ市との友好都市提携を結んでから本年は20年という記念の年を迎えたことから、先方と調整を図り、友好提携記念日の9月5日の日付をもって友好都市提携延長盟約書を取り交わすことといたしました。これまでの友好関係をもとに、さらに友好のきずなを深めていくことを確認したところであります。

次に、市町村合併につきましては、去る10月7

日に、北海道が進めている合併推進構想に関する意見を聞く地域懇談会が、10月13日には住民を対象とした地域説明会が開催されました。それぞれの会議では、北海道の基本的な考え方として、市町村合併はあくまでも市町村が住民の意思を踏まえて、自主的に判断するものとし、旧合併法を引き継ぐ合併新法は5年間の時限立法で、合併協議に十分な時間をかける必要があることなどから、平成18年度の早い時期に合併推進構想を策定する計画で、合併の規模としては、住民サービスの視点で3万人程度、行財政効率化の視点で5万人程度、合併新法の期間内での実現を目指すことなどが構想のたたき台として示されました。

また、会議では北海道の取り組み姿勢、各市町村の合併協議経過、北海道町村会で検討中のグランドデザインなどの意見が出され、道内7カ所で開催の地域懇談会、地域説明会の意見を構想づくりに生かしていく考えが示されております。

次に、広域行政についてであります。今年5月に、富良野地区広域市町村圏振興協議会内に設置いたしました「自治のかたち」検討プロジェクトの中間報告がまとまり、10月14日に報告を受けました。この中間報告書では、富良野圏域の目指すべき将来像を「5つ星の自治を求めて～住民や地域が支えあい助け合う持続可能な自治～」とし、団体自治のかたちを「市町村連携・広域連合・市町村合併・広域都市」の四つとして、その具体的な内容は年度末の最終報告までの間に調整・検討することになっております。

広域で担うことが望ましい事務事業については、消防、消費者センター、介護、国保制度、医療などとして引き続き協議し、また、北海道からの事務事業、権限移譲については、北海道と市町村との共同処理体制の構築に向けて、調査検討をすることになっております。

この中間報告書は、9章64ページから成る本編と、10項目、103ページから成る資料編で構成されております。情報を共有する観点から、行政情報提供コーナーやホームページにも掲載し、議会へ複数部配付しております。

また、このプロジェクトの取り組み状況については、6月号広報誌からシリーズで掲載し、中間報告の概要は11月号広報誌に掲載してお知らせをいたしておるところであります。

今後は、広域で担うことが望ましい事務事業について、今月中に富良野沿線5市町村長へ再度の協議を受けることとなっております。

次に、自衛隊関係であります。10月3日には、第2戦車連隊創立10周年記念及び多田弾薬支

処創立49周年記念式典、また、10月15日と翌16日には、北部方面総監部音楽祭、北部方面総監部53周年記念祝賀会が行われ、北海道知事初め道内選出の国会議員ほか自衛隊協力団体の皆様方とともに出席し、お祝いをしてまいりました。

また、防衛施設周辺整備事業関係であります。北海道基地協議会要望運動を11月24日から25日に、各市町村長、役員同行のもと、平成18年度の事業要望を防衛庁長官、副長官、政務官、総務省、財務省、防衛庁、防衛施設庁に行つてまいりました。

次に、11月4日、石狩川流域48自治体の市町村長の会議であります石狩川サミット第8回上富良野サミットが、当町を会場に開催されました。

石狩川サミットは、2年に一度、川からのまちづくりを基本テーマとして、流域のそれぞれの自治体地域においてのまちづくり、地域づくりを論ずる場であり、今回、「住民の安全を考える」「人にやさしい地域モデルを考える」の二つのテーマに沿って、42の自治体の参加により、それぞれ提言が行われ、今後の流域全体の各施設に反映するよう確認されたところであります。

また、11月3日には、サミット本会議に先立ち、町民の皆様を対象として、サミットと同じテーマである「住民の安全を考える、十勝岳噴火のシナリオとハザードマップ」と題して、NPO環境防災総合政策研究機構専務理事で、北大名誉教授の宇井忠英教授をお招きし、防災講演会を開催したところであります。講演会には町民の皆様初め、駐屯地など各関係機関から約170名の参加をいただき、防災の認識を新たにいたしましたところであります。

次に、観光関係では、富良野・美瑛広域観光推進協議会事業の一つとして、10月20日から4日間の日程で日韓観光文化交流ツアーを実施し、韓国からの直行便による120名の皆様を旭川空港にお迎えし、空港内で行われた歓迎到着式に出席してまいりました。その後、韓国の皆様は、富良野圏域の観光を楽しんでいただいたところであります。

また、こちらからも同一日程で169名の皆様が訪韓し、隣国の文化に触れ、交流を深めてまいりました。訪韓中実施した現地でのアンケート調査においては、北海道のイメージとして、自然、景観、温泉という回答が最も多かったことから、今後における観光客誘致の参考にしてまいります。

次に、懸案でありました軽費老人ホームの民間社会福祉法人への移譲につきましては、現状の施設が果たす役割継続できること、また、地域の高齢者等福祉対策の担い手となり得ることを前提に、地元法人への移譲を基本として検討を進めてきたところで

あります。町内の社会福祉法人がその受け皿となる意向が明確になりましたので、各種の協議を進めてまいりました。

町といたしましては、移譲環境の整備を進め、応分の負担を含めた移譲方針を定め、今定例議会に関係議案を上程いたしておりますので、議員各位の御理解を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第であります。

次に、保健福祉総合センターかみんにつきましては、昨年11月開設以来、多くの町民の皆様にご御利用いただき、開設から1年の利用は、総数で10万7,161人、月平均で8,930人となったところであります。特に、健康づくり施設としての歩行浴プールの利用は3万6,972人、月平均3,081人となっております。また、最終計画の外構整備につきましても、特定防衛施設周辺整備交付金を活用し、現在整備中であります。今後とも町民の皆様の健康づくり、福祉対策の拠点として、十分な機能を発揮するよう努めてまいります。

次に、クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定結果については、今年度も4月及び10月の2回、定期測定を実施し、いずれも基準値以下の結果となっております。今後におきましても、安全な維持管理のもと、運営してまいります。

次に、北海道社会事業富良野協会病院との連携により、10月から隔週1回、半日で開設いたしました泌尿器科診療につきましては、11月末日までの2カ月間、計5回の診療で202名という予想を上回る受診者がありました。そのうち新患が41%を占めているところであります。特に高齢者からは、冬期に向かって通院時間の短縮が図られたことを喜んでいただいているところであります。

次に、町民待望の図書館が愛称「ふれんど」として、10月16日にオープンいたしました。オープン後の利用状況であります。11月末時点において、来館者数延べ5,469名、貸出冊数1万1,227冊、新規図書貸出登録者数242名と、前年同期と比較して利用者数で約3倍増となるなど、子供から大人まで幅広く利用いただいております。これからも多くの町民に親しまれる図書館として充実に努めてまいります。

次に、第42回を迎えました町総合文化祭であります。11月3日から6日までの4日間にわたり、社会教育総合センターを会場に開催いたしました。日ごろの文化活動の発表の場として、文化連盟を初め多くの皆様のご作品展示や芸能発表などが行われ、期間中3,433人の町民の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

次に、町立清富小学校では、平成17年度に入り

6名の児童で学習活動を行ってまいりましたが、転校児童が相次ぎ、10月1日から在校児童が3名となり、来春には6年生1名が卒業し、新入学児童の予定もないため、在校児童は2名となることが予測される事態となりました。地域においては、保護者や住民の話し合いを重ね、結果、平成18年3月31日をもって清富小学校の閉校について合意がなされ、先般、その申し出をお受けいたしました。

昭和9年開校以来、70年に及ぶ歴史のある清富小学校がなくなることは極めて残念なことでありますが、本定例議会において関係議案を上程いたしておりますので、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。今後においては、地域住民の意向を十分に聞きながら、施設の利活用を検討してまいります。

次に、道立上富良野高等学校につきましては、念願の新校舎、新体育館が完成し、10月15日に校舎落成記念式典及び記念祝賀会が開催され、関係者とともに喜びを分かち合っていました。今後は教育内容の一層の充実を願うところであります。少子化の進展による中学校卒業見込み者数の減少傾向など、置かれている状況は非常に厳しい中で、現行二間口の維持継続に向かって、町を挙げて支援していくことが必要と考えております。

最後に、建設工事の発注状況であります。9月定例議会で報告以降に入札執行した建設工事は、12月12日現在で件数で1件、事業費総額で2,310万円となっております。本年度累計では42件、事業費総額4億1,387万8,500円となっております。

なお、お手元に平成17年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

ありがとうございました。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執

行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成17年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、10ページにございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

町内行政調査報告書。

平成17年第3回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告します。

1、調査の経過。

平成17年10月11日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行いました。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、8カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこといたしました。

なお、調査いたしました施設は次のとおりでございます。

- 1、ポロピナイ川改修工事。
- 2、北24号道路改良舗装工事。
- 3、麦類乾燥調製施設新設工事。
- 4、上富良野町子どもセンター。
- 5、泉町北団地町営住宅建設工事。

6、里仁浄水場。

7、旭町教職員住宅。

8、図書館整備事業。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、各委員長から補足説明があれば、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 以上で、本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長仲島康行君。

総務文教常任委員長（仲島康行君） 総務文教常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会に所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

上富良野町議会議長中川一男様、総務文教常任委員長仲島康行。

記。調査事件名。

- 1、所管する事務事業の件。
- 2、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

総務文教常任委員会は、委員会構成後間もないことから、所管する事務事業の概要を調査することを主眼とした。また、平成17年10月25日から28日まで、先進市町村である宮城県大和町、新潟県小千谷市を視察し調査を行った。

調査の結果。

(1)所管する事務事業の件。

総務文教常任委員会は委員会を開催し、所管する事務事業の概要について担当課長などから説明を受けるとともに、各委員からの質疑を行うなど、目的である事務事業の概要をおおむね把握することができた。よって、今回の調査項目は終了することとし、今後、委員会において所管する事務事業の中から、具体的な項目を取り上げ調査することとした。

(2)先進市町村行政調査の件。

調査のテーマを特別支援教育、指定管理者制度、災害対策とし、宮城県大和町において「特別支援教育と指定管理者制度」について、新潟県小千谷市において「災害対策」について、それぞれ調査を行った。

宮城県大和町。

調査のテーマ。

特別支援教育について。

指定管理者制度について。

町の概要。

大和町は昭和30年に1町4カ村が「大和の精神」で合併して誕生した町である。なだらかな稜線が連なる七つの森を初め、豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、農業を基盤産業としながらも、仙台北部中核工業団地や住宅団地、通流団地等の開発が進められており、「豊かな自然の中に農業と工業、商業がたくましく発展する町・仙台北部中核都市」を目指して基盤整備が進められている。平成17年10月末現在の人口は2万4,045人、7,982世帯である。

調査の概要。

(1)特別支援教育について。

大和町では平成13年から学習障害(LD)児に対する指導体制の充実事業が実践されていたが、それを踏まえ、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含めた総合的な教育的支援体制の整備を図るためのモデル事業が実施されており、障害の定義、判断基準等の有効性の検証、校内委員会や専門家チームの設置、巡回相談等による学校及び地域における教育推進体制の整備を目指していた。平成15・16年度に大和町が特別支援教育推進体制モデル事業の総合推進地域として指定を受け、15年度は町立吉岡小学校と町立吉岡中学校、そして16年度には大和町内全小学校(6校)、全中学校(5校)へ対象が広げられ、取り組まれた。

事業の運営としては、調査研究運営会議、専門家チームの設置(宮城県教育委員会により設置)、校内の適応支援委員会(吉岡小・中)が設置され、対象児童の実態把握、校内の指導体制について、検討・実践がされていた。

大和町では、教頭と教育相談担当の職員がコーディネーターとして配置されており、教頭は対外的な調整、教育相談担当職員は内部職員や保護者への理解啓発、具体的プランの立案など、連携し有効な取り組みが行われていた。

今後は、15・16年度のモデル事業の成果を踏まえ、幼稚園、高等学校も対象とした事業の推進が計画されており、これにより一層連携のとれた取り組みが期待される。

(2)指定管理者制度について。

大和町では現在66ある公共施設のうち28施設について管理委託を行っており、今後さらに25施設においても委託を計画していたが、制度移行のため施設のチェックをし、可能なものから制度導入へ向けて手続をとるよう進められていた。しかし、指定管理者制度の導入に至っていない要因としては、公共施設の管理運営が民間事業者に対し事業価値を

持ってもらえるのか確信がないこと、また、管理運営上一番の問題は人件費であることから、今後、正職員から臨時職員やパート職員、ボランティア等へ体制の改善を図ることも含めながら、制度への移行について検討を進めていくとの現状であった。

また、現在、公の施設の管理を受託している地域振興公社に対して制度導入を踏まえ自立的経営を確立できるよう、経営改善を進めていくよう指導を強化していくことも考えられていた。

まとめ。

(1)特別支援教育制度について。

今までは特殊学級や養護学校に在籍している児童に特別な教育をしていたが、これからは通常の学級に在籍している児童にも、必要があれば学校全体で支援していかなければならず、保護者や地域の理解が必要となる。大和町では適応支援委員会が随時「おたより」を発行しており、職員、児童、保護者間で軽度発達障害に対する関心が高まり、それが地域に広まり、周囲の理解という部分ではよい体制が整っているように思われた。また、何となく落ちつきがない、何かが苦手という子供も、その原因がわかることで、担任、保護者、周りの人もかわり方がわかり、支援の工夫により生活面、行動面、学習面などが改善していくため、少しでも早い時期に気づくことが重要である。そのためには、幼稚園・保育所の先生との情報交換や、保健師との情報の共有が求められるが、そこでも保護者の理解が欠かさないため、より一層軽度発達障害について理解を広めることが必要である。

今後、上富良野町においても検討委員会等を設置し、体制づくりが進められることと思うが、その推進に当たり、まず気づくことが第一歩であり、ふだんの授業、学校生活や保護者の声に耳を傾けることが必要である。また、それを1人の職員が抱えるのではなく、学校全体や近隣の学校、関係機関と情報交換することで、子供の立場に立った支援を進めることが重要である。

(2)指定管理者制度について。

地方自治法の一部改正により公の施設の管理運営について、民間事業者によっても管理を行うことができる制度に移行された。この改正により当町でも指定管理者制度の導入を図っているが、今後さらにこの制度を導入していくのか、あるいは町が直接管理し、個別に業務の委託を行っていくか選択することが必要となる。

指定管理者制度への移行に際しては、多様化する住民ニーズにこたえるための民間ノウハウを取り入れたサービスの向上、管理運営経費節減等が期待されるが、民間事業者にとっては、利用料金等の設定

など経営上において自由裁量がないことなど、企業経営においては魅力が乏しく、公共施設の管理運営への参入意欲は強いとは思われない。

しかし、一層厳しさを増す町の財政状況を見たとき、さらに小さな役場にならざるを得ず、当町における公共施設等の管理運営については指定管理者制度のより柔軟で多様な運用で、町の活性化につながる努力と工夫が必要である。

新潟県小千谷市。

調査テーマ。防災対策について。

町の概要。

新潟県の中央やや南に位置し信濃川により市域が二分され、河岸段丘と中山間地に展開する田園都市である。昭和29年に市制を施行し、以後合併を繰り返し現在に至り、平成17年10月末現在の人口は4万698人、1万2,332世帯である。

平成16年10月23日に発生した新潟県中越大地震により、豊かな自然、歴史的な財産等多くのものを失ったが、震災を乗り越え、よりよい町にするため小千谷市復興計画を策定し、平成26年度を最終目標年度とし、復興に向け全力で取り組んでいる。

調査の概要。

小千谷市では地震発生後、職員が防災マニュアルにより招集されたが、このとき職員から市内の状況について聞き取りを行うことが貴重な情報源となった。これは、電話が通じず、行政からの情報は防災無線等で伝えられるが、町民からの情報を受けられないといった状況の中、被害状況を把握するのに職員が実際目にした情報が役立った。加えて、各町内等で小型の発電機が備えられていた場所もあり、携帯電話等の充電に役立っていたようである。山間部など孤立が予想される地域では、バイク隊によるボランティアが、水、食料を運び状況確認をしめる等、行政が対応できない部分でボランティアの活動が大変役立ち、また、車が走行できない場所では自衛隊員による徒歩での情報収集活動も行われ、迅速な対応が図られていた。

避難所に関しては、全市民が対象となることを想定していなかったため、収容し切れないことが予想されたが、農業用ハウス、広場等を利用した自主的な避難所や、企業との連携により大規模商業施設を利用した避難所など、最大で136カ所避難所が設置された。そのため、全箇所の把握が困難となり、救援物資が行き渡らないという問題点も発生した。しかし、小さいコミュニティー(農業用ハウスの避難所等)は体育館など行政側の支援が割と行き届く大きな避難所と比べ自立が早く、「自分たちでできることは自分たちでやろう」という意識が強かった

ようである。

一方、体育館などでは自分の家に帰ることができるようになって避難所に残る市民が見受けられるなどの課題もあった。

議会の対応としては、多くの議員が地域からの要望を受け何度も本部を訪れていたが、その対応に当たる職員も混乱しているため、正副議長、3常任委員長、議会運営委員長により震災に対する市議会としての対応について協議し、要望等は一たん議会で預かり、正副議長、3常任委員長、議会運営委員長の6名が2人1組となり取り扱いについて整理・検討し、まとめて市へ提出する形をとっていた。

小千谷市は1年を経過した現在でも、870戸の仮設住宅がいっぱいであり、住宅を失った住民がいまだに復旧できず、仮設住宅での生活を強いられている実態が災害の大きさをあらわしている。復旧は着実に進んでいるとはいえ、住民の生活がもとに戻るには、まだしばらくの年月が必要と感じた。

まとめ。

本町では現在、十勝岳噴火を想定した防災訓練が年に1回実施されているが、全町民が対象でないことから、噴火以外の災害が起きたときの対応がとられていない。小千谷市では、3年に一度、全市民を対象に総合防災訓練、あとの2年は召集訓練と非常訓練を実施していたにもかかわらず、災害に直面すると余り役に立たなかったようで、情報伝達的手段、避難誘導の手段等より具体的な訓練が必要である。また、非常用物資の確保、火災時の対応など行政には限界があることから、各自の備えが一番重要であることをPRしていくことが重要である。

今後は、各種災害を想定したきめ細やかな防災対策が必要であり、本町でも防災担当部署を設置し、消防、自衛隊OB等の採用で火山噴火、地震発生時における危機管理対策の充実を図ることが必要と考える。

災害が起きたとき、すべての人が被災者という中で、自分たちのできることを見つけ、協力し合うことが重要である。中でも町内会等小さな地域単位での自主防災組織等、住民のコミュニケーションがとれる組織を結成し、日ごろから、災害が起きたときには互いに助け合うという意識を持ち、近所同士の声かけや生活弱者をだれとだれが避難誘導をするのかという具体的な訓練が必要である。また、行政が被害状況を把握する手段としても、小さい住民組織での連絡委員を確立し、情報収集の組織化を図ることが最も重要であると考え、報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(中川一男君) 次に、産業建設常任委員長

長谷川徳行君。

産業建設常任委員長（長谷川徳行君） 過般、実施いたしました先進地行政調査につきまして、報告書の朗読をもって報告といたします。

産業建設常任委員会所管事務調査報告。

本委員会に所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

産業建設常任委員長長谷川徳行。

記。調査事件名。

- 1、所管する事務事業の件。
- 2、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

産業建設常任委員会は、委員会構成後間もないことから、所管する事務事業の概要を調査することを主眼とした。また、平成17年11月6日から11月9日まで、先進市町である長野県小布施町、栃木県佐野市葛生地区を視察し調査を行った。

2、調査の結果。

(1)所管する事務事業の件。

産業経済常任委員会は、委員会を開催し、所管する事務事業の概要について担当課長などから説明を受けるとともに、各委員から質疑を行うなど、目的である事務事業の概要をおおむね把握することができた。よって、今回の調査項目は終了することとし、今後、委員会において、所管する事務事業の中から、具体的な項目を取り上げ調査することとした。

(2)先進市町村行政調査の件。

第1次産業の経営が悪化し、北海道経済の不況が長引く中、本町においても後継者不足や高齢化が進み、商店街の空き店舗化、商店街の衰退などが懸念され、少しでもそれらの活性化のために今後の中心市街地再生に向けた調査研究のため、平成17年11月6日から9日まで、景観によるまちづくりや、TMOなどによる先進地である長野県小布施町、栃木県佐野市葛生地区を視察し調査を行った。

長野県小布施町。

調査項目。

景観によるまちづくりについて。

中心市街地活性化について。

町の概要。

面積19.07平方キロメートル、人口1万1,395人、気候は内陸性気候で寒暖の差が大きく、雨が少ない気候と水はけのよい扇状地といった自然条件が果物の栽培に適している。町の歴史は約1万年前の旧石器時代縄文中期末ごろに集落が形成され、北信濃の経済・文化の中心として栄えていた。また、このにぎわいの中から生まれた豪農・豪商たち

は、葛飾北斎や小林一茶ら多数の文化墨客を招き文化の摂取に励み、今に続く文化の薫り高い雰囲気がかたちづくられていた。

調査の概要。

(1)景観によるまちづくりについて

まちづくりの経緯。

小布施町のまちづくりの経緯は、昭和51年、郷土の偉人高井鴻山の招きにより葛飾北斎が小布施町に多くの肉筆画を残し、それらの保存展示のため建設された北斎館の建設により、全国から多くの観光客が訪れるようになった。

昭和56年第2次町総合計画を策定、「緑と水と歴史の町、暮らしに文化が息づく町、特色ある産業の町、そこに生きる喜びと誇りを感じる町」を将来像として歴史と文化のまちづくりを目指した。

昭和59年から61年にかけて、町並修景事業の実施。具体的事業として、老舗栗菓子店や、大壁造りの民家など、歴史的に景観をとどめている建物を中心として、小布施の歴史と調和するよう、商工会などを含む1.6ヘクタールのエリアを江戸時代に栄えた町並みを再現しながら、そこに暮らす人と行政が役割分担をしながら面的整備を行った。一般民家の場合、商行為が発生しないので、できるだけ経費がかからないように事業者と土地を交換し賃貸にして売買を行わない手法をとり、民間中心で整備が行われた。

昭和61年、美しい町並みづくりを守っていくために、穏やかな規制をかける意味で町総合計画後期基本計画を策定し、「うるおいのある美しい町」の1章を加え、「環境デザイン協力基準」(骨子)を設けた。

昭和62年、ホープ計画(地域住宅計画)を策定、町部・農村部等地域の特性を生かしたゾーン整備を全町に広めた。

平成2年、「うるおいのある美しい町づくり条例」及び「同施行規則」を制定した。

平成3年、第3次町総合計画を策定し、条例の環境デザイン協力基準に沿った新改築に対して助成を実施した。

平成4年、一般住宅に対し景観づくりの指針として、住まいづくり、広告物設置マニュアルを発行、小布施景観賞として各部門別に表彰を行った。住まいづくりマニュアルは「外はみんなのモノ」を基本に、周辺に家と調和させる等特色ある地域景観との調和に配慮した住まいづくりを指導。広告物設置マニュアルでは、設置場所は周囲の景観に配慮し、広告物の周囲を緑化したり、大きさは軒より高くないよう、できる限り小さくする等、景観との調和を考えた厳しいマニュアルである。

平成7年、沿道景観保全に関する指導要綱を制定し、地域の特性に応じ良好な地域景観を形成するためのルールづくりとして、さきの広告物設置マニュアルとあわせて沿道景観の保全に努めた。

平成9年、長野県の景観条例に基づく景観形成住民協定の認定を受けた地域に対して、地域景観整備事業補助金交付要綱を制定し、さらなる事業推進を図り現在に至る。

花づくりの取り組み。

昭和55年、地元中学校のクラブ活動から始まった花づくり運動が全校に波及して、全校生徒参加による花壇づくりやフラワーポットの設置が行われ、町にある全28自治会に花づくり委員会を設置した。

環境デザイン協力基準にも各家庭の道路に面する部分の緑化、花壇植栽に取り組み、地域のほか家庭、企業、商店を対象としてフラワーコンクールを実施した。

平成元年から9年まで延べ120名の花のまちづくり町民海外研修を行い、研修者による花づくり大学なども発足され、現在もリーダーとして活動している。

平成4年、観光と花に関する技術革新に貢献するため、花の情報発信基地として「フローラルガーデンおぶせ」を開園した。

平成12年、個人庭園を公開する小布施オープンガーデンを開設し、小布施町は花の国際コンクールで特別賞も受賞した。現在は花の総合計画を策定中で、今後は広域による花街道の整備を進めている。

(2) 中心市街地活性化について。

(株)ア・ラ・小布施の発足。

平成5年、商工会地域振興部が町づくり会社を設立。町運営の公式ガイドセンターの発足に準備をしていた町との第三セクター設立について研究会を立ち上げた。町から100万円の出資が承認され株主募集を行い、出資者33人、2団体の総額1,650万円で設立登記を行った。

平成6年、業務を開始し、現在の出資者は55人、出資金2,600万円となっている。

主な事業として、ゲストハウス小布施による宿泊施設運営、ガイドセンターでの観光案内及び講演、説明会の対応、コミュニティスペース六斎舎での地元特産品販売及び喫茶、各種施設の賃貸及び管理、コンサート、音楽祭、映画祭等のイベント開催、月間ニュースレター「小布施風」等冊子の企画発行、農業振興環境保全、国際交流、町指定ごみ袋取り扱いなど、各種地域産業を行っている。また、この(株)ア・ラ・小布施の事業収益は、株主に還元はせずに、すべてまちづくりに使うようにしてい

る。

栃木県佐野市(葛生地区)

調査項目。

中心市街地活性化について。

TMO認定経過について。

TMO構想・計画について。

町の概要。

面積356.07平方キロメートル、人口12万7,525人。気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し、比較的温暖ですが、内陸部のため、気温の年較差・日較差が大きくなっている。葛生地区は、約2億6,000万年前に形成された石灰岩地帯が広がり、推定埋蔵量15億トンという石灰岩鉱床に恵まれ、江戸時代から操業されてきた石灰業で町は大きく発展してきた。大正時代にドロマイトの大鉱床も発見され、今日まで全国有数の生産量を誇っている。平成17年2月28日に、佐野市、田沼町、葛生町の1市2町で合併となり、新佐野市が誕生した。

調査の概要。

旧葛生町(TMOによる)中心市街地活性化。

平成7年国道バイパスの開通、町民コミュニティの中核施設の老朽化に伴う閉鎖及び移転による中心部の衰退に歯どめをかけるため、商工会の代表、地域イベントのリーダー、鉱業会から若手経営者ら、さらに町職員2名の7名で「町並み修景準備委員会」を設置した。

平成10年、町の事業と「町並み修景準備委員会」で検討していた内容が合致したため、中心市街地再生へ本格的検討がなされ、中心市街地活性化法施行によりTMOとしての概念が生まれ、平成11年3月に国へ計画書の提出を行った。

中心市街地活性化の取り組みでは、中心になる拠点がなかったが、平成11年、町の有志、吉澤石灰(株)会長より国宝・重要文化財級の美術品515点が町に寄贈され、さらに土地、美術館もあわせて寄贈いただいたことにより、平成14年に吉澤記念美術館が完成、葛生化石館や葛生伝承館が整備され観光の拠点となり、一般住民や商店主の考えがまちづくり事業に高い関心を持つようになった。

平成11年、商工会が栃木県商工会連合会から支援を受けてTMO構想を策定する。しかし、商工会では構想を具現化するのに問題があり、株式会社では県、国の支援が受けられないということから、第三セクターによる株式会社(案)を町に提案し、承認された。

平成12年、15人の発起人によって資本金3,610万円でまちづくり葛生(株)を設立、TMOに認定され、同年、資本金増資のため町民に一般公募

を行い、株主246名(うち町職員55名)、資本金1億3,470万円(町出資3,000万円)となった。

このTMOの形成に当たっては、発起人たちの下積みの苦労、長年の地域活動の積み重ねによる地域住民のコンセンサス形成によって、異例のTMOのスピード設立増資ができた。

平成14年、拠点施設整備事業として、町づくり葛生(株)が事業実施者となり、平成13年、経済産業省リノベーション補助金事業によりテナントミックス「葛の里壱番館」をオープンした。

美術館を核に中心市街地への観光客誘致を図るため、地場特産であるそばを中心とした飲食店を配置し、飲食機能を充実させたプランである。

さらに、町の一番の産業である石灰石工業の特性を生かし、ボン・フレスコ画(しっくい画)を町の建物に描き、産学官による観光の研究も行われている。

旧国道沿いの建物も町並み景観の保存にあわせて県の電線類地中化歩道整備事業に伴い、店舗・民家のファサード整備を図ってきた。これらの事業を導入して平成14年から5年間、商店等のバリアフリー化を推進している。

葛生町での事業導入は、TMO、商工会、さらに商店へのアンケートによるものであり、これらの事業に住民の声や考え方が反映されることによって、住民のまちづくり参加への意識活性化という波及効果になっている。

今後は、葛の里壱番館によって、土曜・日曜も人が集まる町となったので、美術館、葛生伝承館、化石館、フレスコ画のある石灰石工業会館など、町中を住民と観光客が周遊できる取り組みが課題となっている。

3、まとめ。

今回の先進地の小布施町も葛生町においても、まちづくり、中心市街地の再生に共通のキーワードが多く存在している。

1点目は、その地域にしかないオンリーワンとなるものを核としていること。地域住民がともに協力し、地域特有の資源を生かしながら、広がりを持ち、むだなくエリアとしての特性を最大限に活かしている。

2点目は、産学官の連携が非常にうまくとれていることである。環境デザイン協力基準策定や住まいづくり、広告物設置マニュアル策定など、地域住民の修景に対する意識啓蒙が図られ、コンセンサス形成に大きく寄与している。

3点目は、行政が県や国の関係各省庁との強いパイプを結ぶため国庫負担による事業の活用、県との

地域環境整備事業補助採択、県でのモデル事業となるよう各種補助金に積極的に申請努力も図った。

4点目は、どちらの町も、補助金だけに頼ることなく、地域住民がともに出資を行うことにより、株式会社組織を立ち上げて、町民がまちづくりに積極的に参画している。

いずれにしても、永遠に続くまちづくりのためには、各種町おこしグループから牽引者としてのオピニオンリーダーが必要であり、それを支える地域住民、行政の三位一体となった活動こそが、都市部に負けない地域独自性を最大限に生かしたコンパクトなまちづくりや、コンパクトな商店街再生に不可欠なことである。

以上で報告を終わります。

議長(中川一男君) 両委員長の報告に対し、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) これをもって、委員会所管事務調査の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長(中川一男君) 日程第7 報告第4号議員派遣結果の報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長向山富夫君。

議会運営委員長(向山富夫君) ただいま上程いただきました報告第4号議員派遣結果の報告につきまして、報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

報告第4号議員派遣結果報告書。

平成17年第3回定例町議会において議決されました議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

議会運営委員長向山富夫。

記。

1、上川支庁管内町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。本町議会は、平成17年11月10日に、清水議員、徳島議員、長谷川議員を除く全議員により、旭川市で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

(2)研修の結果。研修会に参加し、「地方分権と議会のあり方」をテーマに早稲田大学大学院教授、北川正恭氏による講演を聴講した。

また、上川管内5町村の議会議員がおのこの議会の議会運営等について事例発表を行った。

以上でございます。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（中川一男君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

日程第8 町の一般行政について質問

議長（中川一男君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

本定例会におきまして、9名の議員より質問の通告があります。

本日は、日程の都合上、6名の議員の質問を行いたく、議員各位の御協力をいただきたいと思えます。

順次、発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目5点について質問いたします。

まず、1項目めは、町の公共施設等の耐震診断の状況について質問いたします。

毎日のようにテレビ・新聞等で放送され、耐震強度偽造問題で、マンション耐震性の不安が全国的に広がっております。町の公共施設、特に病院、学校施設等、入院患者、子供、住民等の安全確保のために、耐震診断を急ぐべきではないかと考えますが、いかがでしょうか、町長にお尋ねしたいと思います。

2項目めは、町営住宅入居者で、収入超過者認定者に対するの現況と、町としての今後の対応についてお尋ねいたします。

上富良野町町営住宅管理条例施行規則の中に、収入超過者等に関する認定、収入超過者認定通知により通知するものとあり、別記様式18号の6の告知事項に、収入が基準を超えていることから、公営住宅法第28条の規定により、町営住宅を明け渡すよう努めなければなりませんとあるが、上富良野町では収入超過により家賃の見直しをしてそのまま引き続き入居しているのか、あるいは明け渡しをされた世帯はあるのか、現在の状況をお尋ねいたします。

国土交通省は、来年4月から、これらの人に対して、収入月20万円以上の人に民間並みに家賃を引き上げるとし、明け渡しを促進するとのことですが、町としては常時50人ぐらいの入居対象者がおり、国の方針に対して、今後どのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

次に、3項目めは、介護保険改正に伴い、介護予防サービスのあり方について。

1項目めは、介護保険法改正により、新たに予防給付と介護給付に分かれ、地域支援事業を導入することが柱となり、今後は要介護の区分が7段階になります。その中で、要介護1と2が介護予防の対象となります。

新予防給付では、単に生活機能を低下させるような既存の家事援助は原則として実施されませんが、個別の判断を経て、従来のホームヘルパーによる家事援助が利用できるとあります。町では既に介護度の低い人が利用している家事代行訪問介護を自立支援に役立てていないのではということで、提供方法や期間見直しなどに入っており、これに対してはきちんとした内容説明がないと、利用者にとっては不安だという声があります。新予防給付における介護サービスのあり方について、町長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

2項目めは、市町村での予防介護マネジメント事業や、総合相談支援事業等を担う機関として、新たに地域包括支援センターが創設されることになりました。予防、福祉、ケアマネ、支援の3分野があり、それぞれを職員として配置させる保健師、社会福祉士、新ケアマネジャーが担う市町村単位で地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センター運営の中立性、公平性をチェックすることとなります。これにより、上富良野町では人員の不足等はないのかどうか、今後の状況について町長にお尋ねしたいと思います。

最後、4項目めは、富良野協会病院に地域支援センター病院、地域周産期母子医療センターの設置を。

御存じだとは思いますが、周産期とは、赤ちゃんを妊娠しましてから22週目から分娩後7日まで一貫して診療しようという診療科のことでして、周産期医療には産婦人科医と小児科、新生児科医の協力が必要とされております。

近年、生まれてくる子供の数が減少傾向にあり、女性が一生の間に産む子供の数をあらかず合計特殊出生率は、毎年史上最低を更新するなど、低下の一途をたどっております。

こうした少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増大につながるとともに、社会面では福祉サービスの提供や医療保険制度の運営などに大きな影響を及ぼすことが憂慮される状況になっている。こうした状況の中で、医療面においては近年、特殊な医療が必要なハイリスク児、母胎や胎児に危険を及ぼす可能性が高いハイリスク妊娠などに対する医療の充実が求められており、妊娠、出産から新生児に至る周産期医療を体系的かつ効果的に提供していくための周産期医療システムの確立に向け、新しく建設される富良野協会病院、地域センター病院との位置づけであります。この中に地域周産期医療機能の設置を考えてはどうかと考えますが、町長にお尋ねしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の4項目の御質問にお答えさせていただきたいと思ます。

まず、第1項目めの、耐震診断の状況についてですが、建築基準法の耐震規定は、過去における数々の地震被害の経験を踏まえて、昭和46年と昭和56年の二度にわたる改正がなされております。

当町の公共建築物は、建築当時における建築基準法の諸規定を遵守して建築をしておりますが、建築後相当の年数を経過している実態にもあることから、法改正後の法律基準には適合しなく、既存不適格建築物として位置づけられておるところであります。

今後は、学校、病院など特定の用途や一定規模以上の公共施設におきましては、建設当時の耐震基準を確認するとともに、財政状況などを見据えた中で、耐震診断、耐力度調査の実施に向けて、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの町営住宅入居者に対する質問にお答えさせていただきます。

町営住宅の収入超過者の入居についてであります。御承知のとおり、町営住宅には公営住宅法に基づき収入基準等の規制があります。入居後の収入及び家族構成の変動によって、結果的に収入超過者と認定された入居者は、平成17年度で21人おります。法令では収入超過者に努力義務といたしまして、町営住宅を明け渡しするよう努めなければならないとされておりますが、他の住宅へのあっせん誘導可能な公共賃貸住宅などもないことから、現状では法に基づき収入超過者の認定、割増家賃の決定をお知らせしている町営住宅収入超過者認定通知書により、自主的な明け渡しを促しているところであります。

また、来春の国土交通省での収入超過者に対する措置についてであります。当町といたしましては、法令の改正内容に従い取り進めてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの介護予防サービスのあり方についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の新予防給付における介護サービスについてであります。本町における地域支援事業については、法の改正前からさまざまな事業の展開をしてまいりました。これらの事業は法の改正趣旨と同じくするものと認識しておりますことから、今後も継続して事業の実施に向けていく所存でございます。

また、新予防給付の報酬単価、サービス内容の詳細

は1月に示される予定であります。自立支援を柱とした在宅による介護及び介護予防サービスを可能な限り提供できるよう、第3期介護保険事業計画を策定し、その運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域包括支援センターについての御質問にお答えさせていただきます。

地域包括支援センターは、地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、健康、福祉、医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関として創設されるものであります。本町におきましては、主に介護予防マネジメント、総合相談、支援、権利擁護事業、包括的・継続的なマネジメントの機能を発揮させるものとして、既存の在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行して運営してまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センター運営協議会につきましては、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるよう中立性を確保し、公正な運営を継続させるために、その事業活動をチェックし、関係諸機関との連携等について、支援を行うために設置されるものであります。そのために、既存の在宅支援センター運営協議会を移行しながら、その機能を維持してまいります。

なお、職員の配置についても現有の人的資源を最大限に活用し、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、4項目めの富良野協会病院に関する御質問にお答えさせていただきます。

妊娠、出産から新生児に至る周産期医療を体系的・効果的に推進するため、現在、富良野協会病院において地域周産期母子医療センターを設置し、周産期にかかわる比較的高度な医療行為を実施をいたしております。新たに建設予定の病院におきましても、その機能の継続に向けて、必要な整備が進められていると承知いたしているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1項目めの公共施設の耐震診断の件ですけれども、北海道は地震が少ないということで、全国で最下位でして、耐震率が医療機関で46.8%、それから社会福祉施設で49.1%、それから公立小中学校施設で40.6%という状況にありまして、大変おくれております。しかし、他町村は他町村であって、住民の安心のためにも、特に上富良野町は、情報コーナーで見た限りでは建物が非常に古いのが多くて、ざっと157、数

えましたら、あったかと思いますが、この古くに建てられた1980年度以前に建てられた建物というのが、改正後の基準に適合してなくて、既存の不適合建築物と位置づけられているということでございますので、防災の拠点を占めるのはやっぱり学校等でありまして、優先順位を決めて、どこの町よりもいち早く耐震診断に取り組みましてはどうか考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから、2項目めの町営住宅の入居者の収入超過認定の件でございますが、現在、21人おられるとのことで、明け渡しに至った人は一人もいないと、こういうことでございまして、町の住宅管理条例、規則等ありまして、それらが守られていないということだとすれば、来年春の収入超過の人については、国の方では民間の家賃並みに引き上げるといふ方針に従いまして、町も取り進めていくということでございますが、幾ら改正をしたとしても、明け渡しの促進にならないとしたら、どこに問題点があるのか、条例等も何のためにつくってあり、条例があるのかと考えますけれども、きちっとした対応がとれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、3項目めの介護保険の改正に伴っての介護予防サービスのあり方についてであります。1点目の再質問ですけれども、今回の改正は、増大する給付の抑制がねらいということで新予防給付の導入を図るわけですので、今までの認定されてる方は、今度の認定が来るまで恐らくそのままだと考えられるわけですが、介護認定審査会が対象者を決定するわけですけれども、新しい項目も当然加えられましたし、介護1の人が要介護1に認定される可能性もありまして、そうすると、予防給付からそういった不安を抱えている人が多いので、可能な限りなどあいまいな表現でなくて、もっと、ここまではできるというはっきりした町としては考えを示すべきでないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

それから、2点目の地域包括支援センターの設置につきまして、今ある介護支援センターを移行しながら運営していくということでございますが、65歳以上の高齢者が3,000人以下であれば、ケアマネジャー1名と保健師1名でやっていけるそうではありますが、今度、総合相談窓口支援業務というのが始まりますので、そうすると、社会福祉士が高齢者の実態を把握しまして、行政機関や医療機関などの調整を行うということになっておりまして、この国家資格を持った社会福祉士は今おりませんので、私はこういった方が必要ではなからうかと考えて質問させていただいているのですが、例えば18年度の設置が難しいとすれば、国では19年でもい

いということですので、私は社会福祉士を配置すべきだと考えるわけですけれども、いかがでございましょうか。将来を見越した場合に、必要でないかと思いますが、いかがでございましょうか。

それから、4項目めの富良野協会病院に地域周産期母子医療センター設置の件ですけれども、現在も設置してその機能に向けて必要な整備が進められているということでございますけれども、聞くところによりますと、愛知県からいらしていた産婦人科の先生が、ことしの3月にお帰りになると。急遽旭川の厚生病院から産婦人科の先生を派遣していただいて、1人で対応していると、こういった現況がありまして、それで、今のところは医師の複数確保が先決問題だということで、この富良野の地域センター病院、富良野協会病院が周産期医療設備の認定あるいは指定病院とするならば、やっぱり複数のお医者さんがおりませんと、こういった設備が充実をすることができませんし、町長としては何とか、上富良野町は今道内で1位の誇る1.89の出生率でありまして、過去には町立病院に産婦人科医がいました。その産婦人科を廃止した経緯もありますし、こういった出生率は道内一だという状況もあります。

こういったところを踏まえまして、何とか町長も、今、切迫早産だとか、それから重症の妊娠の中毒症ですとか、合併症とか、いろいろありまして、危険を伴うお産等もたくさんございますので、何とか町長も強く、この地域の周産期母子医療センターの充実を求めていただきたいと考えるわけですけれども、いかがでございましょうか、お尋ねします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公共施設の耐震診断の件ですが、議員おっしゃるように、また先ほどお答えさせていただきましたように、既存の施設につきましては、不適合建築物が非常に多いと。胸を張って安全ですよ、大丈夫ですよと言えるのは、保健福祉総合センターと西小学校かなというような状況で、建設年度の古いものにつきましては、先ほど申し上げましたような状況であります。

財政状況を見きわめながら、議員御指摘のとおり、診断を実施して、あるいは耐力度調査を実施して、その体制整備をしていかなければならないということは十分承知をいたしておりますが、今、それらのものをやるにいたしましても、国の補助制度といったものも十分対応ができ得ない財政状況の非常に厳しい中でありまして、年度計画を立てながら常時、逐次その対応を図っていきたいというのが現

在の状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

2点目の町営住宅の入居者の収入超過における対応であります。決して町の条例に違反しているのではなくて、超過したら退去させるというのが前提ではなくて、これは入居者の努力義務でありまして、これらに対して対処していく努力を図っていただくというような奨励策を講じているとともに、超過した方々についてはそれ相応の住宅使用料を超過徴収をするということで条例を定めておりますので、今後におきましても、先ほど議員からも御発言ありました、法令の改正に伴います民間住宅と同じような家賃対応というようなことに改正されようとしているように承知しておりますが、そういった法令に対応しながら取り進めていきたいと。強制退去につきましては、その移転先、移住先等々をどう対処するかということも十分含めて、また法の趣旨であります強制退去ということではないということで、努力義務であるということで、ひとつ御理解をいただき、町はその法令に従った対処をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、介護予防サービス等々の問題であります。利用者の皆さん方が第2期介護保険制度から第3期介護医療保険制度に来年の4月から移行する、その移行状況の内容というのが、まだまだ私ら行政、私ら担当部署でも十分承知でき得ない。また、最終的なサービス等々の問題については、先ほどお答えさせていただきましたように、1月中に国の方は細部説明をしていただけるのかなというような状況であります。そういう状況にありまして、どのような形で移行するのかという不安を持っておられることは十分承知いたしておりますが、これらの部分が最終的にわかり次第、先ほどお答えさせていただきましたように、町としては第3期の介護保険事業計画を策定いたしまして、それに基づきまして対処していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

また、職員の配置につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、適正な状況を見きわめながら適正配置をしていきたいと。

それからまた、免許職員の不補充がない部分につきましては、このことにつきましては、町としても今対処を検討しているところであります。正職員として対処するのか、派遣職員として対処していただくのか、そういったことも十分見きわめながら、今後第3期の介護保険制度におきます計画策定の中で十分煮詰めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

最後に、富良野協会病院の産婦人科医師の問題等々であります。今現在も地域周産期母子医療センターの設置をして対応していると。しかし、医師が不足であるということは産婦人科ばかりでなくて、センター病院としての富良野協会病院が、大きく医師の不足を来しているという現状は十二分に承知をいたしておりますし、過般、富良野圏域、また富良野市、また協会病院院長等々で、医師の派遣等々に対する要望運動等々も実施いたしております。しかし、御承知のとおり、現在医師不足というのはあらゆるところで生じているのが現状でございます。まして、協会病院におきましても相当の医師の不足、産婦人科ばかりでなくて内科、小児科等々の医師不足が顕著に今あらわれているというようなことでもありますので、これらにつきましては、圏域の中での圏域の会長としての富良野市長も含めた中で医師確保の要望運動を展開しておりますので、これらにつきましては、私といたしましてもそういったことに努めてまいりたいというふうに思う次第であります。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1項目めの耐震診断の件ですが、住民の安全、また防災拠点が倒壊して2次災害にならないためにも、そうならないとも限りませんので、今のところ地震が起きておりませんけれども、町長は財政的にも予算があることだということをおっしゃいましたけれども、1件大体5万円ぐらいだというような話を聞いているのですが、違いますかね、もっとかかるのでしょうか。結構、1980年以前に建てた不適格建物が多いですから、何とか、どこの町村よりもいち早くこれを手がげたと、こういうことになりまして、また、さすが上富良野町はと、こういうことになりまして、住民の安全にひとつまた早急に取り組んでいただきたいと思っておりますので、御回答をお願いして、さらに考えていただきたいと思っております。よろしく願います。

それから、2項目めの、何も強制してと申し上げておりません。常時50人から60人ぐらいの人が公営住宅に入りたくて入居を希望して待機していらっしゃる方がおられるものですから、やっぱりこういった条例があるならば守っていただくように、どうすれば守っていただけるのかなということで、納得説明ですとか、自治体としては今後はこういったケースをどのような方法で対処するのか、そのところなのです。

それで、手法が、これからはどんどんいろいろと国の方でも法令等も変わってくるわけですから

も、たとえ町もそういうふうにして、それに見習って、それに適応した対応をして家賃等もあれしなくても、収入超過になっても、ちょっとなかなか、強制とは申しておりません。だから、そういうものがきちっと、条例が何のためにあるのかなというふうな、守っていただくためにはどうすればいいのかなということを申し上げているので、これからは自治体の手法が試される時だと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから、3点目は、今度予防給付というところが今までなかったものですから、結局介護1の方が予防の方に回るおそれがあると。それがちょっと微妙な線が、今度は介護サービスの内容が変わりますので、これら抑制のために今度新しく軽度の人がどんどんふえてきているものですから、そういったところを不安がないように、きちりした周知徹底をお願いしたいと思います。

それから、4項目めの協会病院の地域周産期母子医療センターの件ですけれども、今、医師がなかなか産婦人科医にもなり手がなくて、結局お産に伴うリスク、そういったものもありまして、なかなか産婦人科医がいらっしゃらないということですが、今現在1名で複数診るといことのございですが、小児科の方は3名いらっしゃいます。それで小児科と連携して、まずは産婦人科の先生を来ていただくためにも、町長、今、泌尿器科の先生が町立病院にも来ていただいたりして、いろいろ町長もやっていただいておりますけれども、ぜひこの診療、新生児、妊娠から、産まれて1週間ぐらいまでの母体、それからの妊娠時に伴う危険な状態もたくさんありますので、そういった医療の方を何とか強く強く求めていただきたいと思っておりますので、もう一度よろしくをお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず最初の耐震診断でありますけれども、今、担当から聞いたら、1施設、大きさにもよりますが、約200万円ぐらいかかるということでもあります。ただ、私といたしましては、この200万円というだけでなく、その後、診断をした結果、これは危険建築物ですよといったときに、すべて使用禁止の張り紙をして、それですべて解決するか、その後の課題というものがありますので、耐震診断と耐力診断につきましては、十分その状況を見きわめながら、安全性の確保に努めていきたいというふうに思っているところであります。議員おっしゃるように、我が町の避難施設がどうなのかということにつきましては私自身も大いに不安を持っております。

であります、その対応につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、財政状況を見きわめながら、その最終的な対応ができる状況を見きわめながら、その対応を計画的に進めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、町営住宅の入居者の収入超過の部分でありますけれども、これはあくまでも入居者には、収入が超過したから使用料につきまして割増の使用料を徴収しますよという認定通知書を発送させていただいて調整をさせていただいているところであります。そういう中にありまして、入居者が退去するかしないかということにつきましては、極力、退去するように努力していただくように説明をしていきたいというふうに思っておりますが、基本的には強制退去ということではなくて、割増使用料の徴収を図って対応していくということの基本で進めていきたいというふうに、今後もそういうふうに思っております。

入居の待機者が50名程度いると、相当数いるわけではありますが、今年度も入居の希望をとりまして調整をさせていただきながら、新規入居者の選定委員会で選定をさせていただいているところであります。これらにつきましては、この町営住宅の建設の基本であります、住宅がないというような住民の対応のためには、その対応をしなければなりませんけれども、今、我が町におきましては、民間の皆さん方の住宅等々の対応がありますし、地元の民間のアパート業者等々の方々を圧迫するような公営住宅の増設ということは考えておりませんので、現状の公営住宅の戸数で維持していきたいというふうに思っておりますので、これらにつきましても御理解を賜っておきたいというふうに思っております。

また、介護保険制度におきましては、御案内のとおり、先ほど来お答えさせていただいておりますように、第3期の介護保険制度から現在と変わったところが、議員御指摘のとおり、いろいろな部分であるわけではありますが、これらにつきましては最終的な決定がなされ、町の第3期の介護保険事業計画が策定される段階におきまして、現在も説明をいたしておりますけれども、この利用者に対する説明責任を果たしながら十分に説明をして、御理解をいただくように取り進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、富良野協会病院の医師不足に対しましては、先ほどもお答えいたしましたように、圏域としての対応を図っているところでありますが、私といたしましては、センター病院の院長としての協会病院の院長や、地域の市長等々が大いに努力をいたし

ておることにつきましてはバックアップをしていきたいというふうに思っておりますが、現在、上富良野町立病院の医師の引き揚げ等々の課題も抱えながら、町立病院の運営に私は専念をいたさせていただいておりますので、言うならば、富良野協会病院の医師確保にまでなかなか手足が回らないというのが現状でありますけれども、地域のセンター病院としての位置づけを果たしていただけるように努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。
休憩前に引き続き、一般行政質問を継続いたします。

次に、3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、さきに提出の質問書により、次の3項目につきまして、町長の所見をただすものであります。

1項目め、「自治のかたち検討プロジェクト」について。

今、第3次小泉内閣は、行政改革・財政改革を一層強め、その多くを都道府県及び市町村といった地方に押しつけようとしているところであります。

そういった中、富良野圏域5町村の担当で構成している「自治のかたち検討プロジェクト」が発足して8カ月が経過いたしました。この間、自治のかたちプロジェクトチームは、調査研究を行ってきたと思いますが、その中で、次に掲げる取り組みについてお伺いいたします。

一つ目、広域連合について、二つ目、団体自治と住民自治、これらについてお伺いをいたします。

2項目め、新型インフルエンザ対策について。

このインフルエンザにつきましては、けさの朝刊にも鳥インフルエンザ効果について、このように新しい製薬剤ができたというような見出しでもって記事が出ております。

そのように、皆さんが今一番関心事として位置づけているところであります。まず一つ目、国際的にも日本国内においても問題となっている新型インフルエンザについて、現在、鳥インフルエンザは鳥から人への感染であります。人から人へうつる新型インフルエンザの出現は時間の問題だとWHO保健機構は指摘しております。この対策として、町長は

どのように認識しているか、お伺いいたします。

二つ目、新型インフルエンザにタミフルというワクチンが有効であり、この必要性が高まっております。国のインフルエンザ対策検討小委員会の報告では、インフルエンザが蔓延することは科学的に予測することはできないとしながらも、タミフルの備蓄量を全国で2,500万人分、北海道では43万人分、約17億円と推定発表しております。上富良野町では、このワクチンの備蓄状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3項目め、ジャガイモシストセンチュウについて。

まず一つ目、平成16年、南富良野町のバレイショ畑でジャガイモシストセンチュウの発生が確認されました。ふらの農協では、上富良野も含めJA富良野産種子バレイショとして栽培地に供給しているため、上富良野町産種子バレイショであっても同様に取り扱い、風評被害を受けることとなってまいります。このシストセンチュウに対する対策はどのようになっているのか。

二つ目、平成17年度において、東中倍本地区に設置されているニンジン選荷場をダイコン選荷場に改修して操業している実態でありましたが、南富良野町で栽培されたダイコンをこの選荷場で洗果しているということは、そのダイコンに付着している土が水に流され、水路を通り水田の用水路に流れ、水田に入っていきます。この水田を転作畑に転換したときに、シストセンチュウの発生が懸念されるものであります。町はこの対応策をどのように考えているかをお伺いいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの「自治のかたち検討プロジェクト」に関する御質問にお答えさせていただきます。

大変重要な課題でありますので、検討プロジェクトの進捗状況などについて、先に申し上げさせていただきます。

「自治のかたち検討プロジェクト」につきましては、今年5月に専任職員を派遣して、富良野地区広域市町村圏振興協議会内に設置以来、富良野圏域5市町村が今後の道州制や地域主権型社会の構築に向けた調査研究、協議検討を行い、「自治のかたち」についてさまざまな選択肢から圏域住民が議論できる情報を提供するために発足したものでございます。

プロジェクトの主な検討事項は、一つ目に、圏域の将来構想、財政見通しの概要調査、二つ目に、公

共サービス、公共料金、使用料等の調査、三つ目に、道出先機関と市町村統合による広域都市構想について、四つ目に、北海道からの事務事業、権限移譲の受け皿の可能性について、五つ目に、支庁地域行政センターと市町村との役割分担について、六つ目に、広域で担う望ましい事務事業の調査研究について、七つ目に、合併新法の情報収集、広域での課題整理について、これらに関する7項目を検討することにしております。

5月の発足から10月までの中間報告までは、各市町村の行政課題や問題の把握、公共施設等の現地調査や圏域市町村の行政サービス等の比較調査等を実施したほか、プロジェクトを3グループに分けて事務作業を進めてきたところであります。

既に情報提供をしているように、提出を受けた中間報告書では、富良野圏域の目指すべき将来像を「5つ星の自治を求めて～住民や地域が支えあい助け合う持続可能な自治～」として、団体自治の形を市町村連携、広域連合、市町村合併、広域都市の四つとして、具体的な内容は最終報告まで調査検討することとなっているところであります。

広域で担うことが望ましい事務事業について、消防、消費者センター、介護、国保・制度医療などとして、北海道からの事務事業・権限移譲については、北海道と市町村との共同処理体制の構築に向けて、調査検討することにいたしているところであります。

今後の予定は、今月下旬に、5市町村長が検討プロジェクトチームから広域で担うことが望ましい事務事業についての協議を受けて、最終報告書が来年3月に提出されることになっております。

最終報告書ではその事務によって、市町村連携や広域連合が望ましいもの、あるいは市町村合併や北海道の出先機関の統合を含めた広域都市の選択を提起されるものと考えております。この最終報告をもとに、富良野地区5市町村で協議するとともに、議会・町民の皆様と議論をいただき、上富良野町の目指すべき「自治のかたち」の方向性を定めてまいりたいと考えております。

さて、御質問の1点目の広域連合につきましては、地方自治法第284条に、都道府県や市町村が設置できる組合として、一部事務組合、全部事務組合、役場事務組合と広域連合の4種類が規定されているところであります。そのうちの一つの組合組織になります。

広域連合は、都道府県知事や市町村長の権限の事務のうち、その事務を広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理する組織で、広域の総合計画を策定し、規約を定めて都道府県が加

入する場合においては総務大臣の許可を、加入しない場合におきましては都道府県知事の認可を得て設置することができます。

また、広域連合の設置した場合は、広域連合町の執行機関を設置し、広域連合議会を設けることになります。

広域連合組織で行うことが望ましい具体的な事務事業については、現在検討プロジェクトにおいて検討中であり、今月下旬に5市町村長が協議を受けることになっておりますので、事務事業が明らかになった後に、また御報告いたしたいと考えております。

2点目の御質問の団体自治と住民自治につきましては、住民自治とは、住民会や町内会などの自治会組織や地域住民みずからが地域を振興することを指しているものであり、団体自治とは、都道府県や市町村などの地方自治体が行政サービスを提供して地域を振興することを指しているものであります。

厳しい経済社会情勢の中で、この圏域に暮らす住民がこの地域をどのような姿に向かって、どのような暮らしを目指すのか、その実現に向けて住民がみずから考え、行動していくことが住民自治であり、その実現のために行政が何をしていくかが、団体自治と言えるものではないかと考えております。

プロジェクトにおいては、この団体自治の強化のために、その必要性和効果、手法を研究、調査をいたしているものであります。

2項目目の鳥インフルエンザにつきましては、現在、人から人への感染が確認されておりませんが、今後、ウイルスが新型に突然変異する可能性が指摘されており、厚生労働省におきましても新型インフルエンザ対策行動計画を定め、海外渡航者に対する注意の喚起及び国内の発生に向け、抗インフルエンザ薬の安定供給対策に向けた取り組みを開始いたしております。

町におきましては、通常のインフルエンザと同様に、外出後のうがい、手洗いの励行、人混みへの外出を控えるほか、予防接種等により感染予防に心がけていただくとともに、町といたしましては、随時、新たな情報提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、インフルエンザの治療及び予防のために使用されるタミフルにつきましては、インフルエンザ発症時、医師が必要性を十分検討した上で処方しており、通常の診療に必要な量は町内医療機関及び院外調剤を担当する応需薬局で現在保有いたしております。

また、新型インフルエンザ流行時には、国及び都道府県が備蓄するタミフルが流通するための取り組

みが進められております。

次に、3項目めのジャガイモシストセンチュウ対策についてお答えさせていただきます。

ジャガイモシストセンチュウにつきましては、平成16年11月、富良野管内において発生が確認されております。ジャガイモシストセンチュウの発生は基幹作物であるパレイショ生産に重大な影響を及ぼすだけでなく、風評被害により、これまで安全・安心のもとに築き上げられてきたふらの産のパレイショの評価を下げることにもなりました。

このことから、ふらの農業協同組合長を対策本部長に、沿線各市町村長を副本部長として、ふらのジャガイモシストセンチュウ対策本部を設置し、情報収集、伝達、植物検診、土壌検診、防除対策、まん延防止対策、関係機関との連携調整、報道機関への対応などに取り組んでまいりました。

平成16年11月以降、沿線市町村で土壌検診を実施しておりますが、新たにジャガイモシストセンチュウの確認はなく、沈静化に向かっているものと考えております。

また、南富良野で生産されたダイコンを東中倍本地区に設置されおります農協所有の選荷場において洗果作業が行われていることは承知をいたしております。農協合併による既存施設の活用効率化を図るものと考えますが、御指摘のようにシストセンチュウの発生も懸念されます。このことから、南富良野町産ダイコンについては、播種前に圃場の土壌検診を行い、近隣の圃場についてもすべて検査し、シストセンチュウがいないことを確認しております。

収穫されたダイコンについては、搬送用のコンテナ、トラック等を完全に洗浄消毒するとともに、選荷後の水処理についても、浄化槽のため、適正に処理していると聞いております。

以上申し上げましたように、最善の対策を講じておりますが、消費者から信頼されることが大切でありますので、今後もシストセンチュウの防止対策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 再質問をいたしたいと思っております。

まず、1項目めの広域連合でございますけれども、自治のかたちプロジェクトチームの作業の進捗状況、役割分担、地域行政の課題等、町長の説明により大筋はわかったところでありますけれども、今は中間報告ということで受けとめておきたいというふうに存じます。

広域連合について、地方自治法第284条、都道府県や市町村が設置できる組合として、一部事務組合、全部事務組合、役場事務組合と広域連合の4種類が規定されているとのことであります。今現在、上富良野町が取り組んでいる事務組合、または審査会等について、その内容を含めて説明を願いたいと思います。

なお、今後、富良野圏域で取り組んでもよいのではないかとような新たな事務事業であるとか、事務組合等、町長の考えがありましたら、ここでお聞かせを願いたいというふうに存じます。

それから、1項目めの二つ目の、団体自治と住民自治でございます。

団体自治では、地域の課題を広域的に処理し、必要な事務事業の集約化と機能分担を図ることで、財政支出をふやさないよう連携協働、協力などの方向に向かうことで、新たな可能性が生まれる場合があるというようなことであります。町長は、さきに述べております市町村連携、広域連合、市町村合併、広域都市の四つの団体自治をどのように考えておられるのか、再度答弁を求めます。

次に、2項目めの新型インフルエンザ関係でございますけれども、新型インフルエンザの発生は予測はできませんが、いつはやるか、流行するか不安なところであります。全国的な取り組みは新聞・テレビ等の報道でわかるわけでありましたが、一番身近な町立病院の対応であります。町長はインフルエンザの治療及び予防のために必要な量は町内医療機関及び院外調剤を担当する応需薬局で保有しているとのことであります。薬剤師が勤務いたしております町立病院においては、治療薬の保有はどのようになっているのか、また、医療のそういう危険性の発生が予知がなされる場合、その連絡体制は上部機関と医療機関とどのようになっているのか、これらについてお伺いをいたします。

3項目めのジャガイモシストセンチュウでございます。

ジャガイモシストセンチュウの発生予防策について、沿線市町村長とJAがジャガイモシストセンチュウ対策本部を設置し、真剣に取り組みをいたしていることは、生産者、また消費者一体となつての信頼回復につながっているものと思われま。

倍本選荷場は、平成18年以降、引き続き使用、操業を続けていく予定でしょうか。操業が続くということは残渣土の堆積が重なり、下流の水使用の耕作農家に懸念を与えることは必至であります。

事業主体でありますJAふらの農協に対して、ダイコン耕作を主要作物とする南富良野町あたりに、完全消毒を完備した当核施設を建設する指導を町と

して導く手法は考えられないのか、お尋ねをいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、広域連合についてということですが、このことにつきましては行政報告等々でもプロジェクトチームの経過報告をさせていただきました。

今現在、広域行政の中で、一部事務組合を対応しておりますのは、串内草地組合議会と上川南部消防事務組合ということで、上富良野町におきましては二つの一部事務組合を対応しておりますとともに、介護認定制度におきましても圏域で対応させていただいていると。

それから、観光につきましても、美瑛、富良野ということで、6市町村での観光の共同対応を図らせていただいておりますし、さきに報告させていただきましたように、来年の4月に向けて、消費者センターの対応につきましても圏域で取り進めていこうということで協議がなされているところであります。そのほかにもいろいろなことがあろうかと思いますが、後ほど助役の方から答弁をさせていただきます。

それから、もう一つ、先ほどの団体自治の中で、町長はこの四つの対応の中でどのような考え方を持っておられるかということですが、何度も申し上げておりますように、現状におきましては、我が町におきましては、町村合併をするにしても特定な相手がないというようなことから、自立の道を今歩んでおるところでありまして、その中で財政運営につきましても、自立のための行財政改革の推進を図らせていただきながら、議員の皆様方の御理解と町民の皆様方の御理解をいただきながら、忌憚のない財政運営を進めていくと、そのことによって自立の道を進んでいこうということが現状で進めていることでございます。

しかしながら、永久的に、しからば自立でいけるのかということになりますと、やはりそのことにつきましては今後大きな課題であろうかなと、地域として、今、プロジェクトチームが検討しております広域行政の推進を図りながら、広域連合を進めていくということを中心とした中で、将来的な富良野圏域の「自治のかたち」がどうあるべきなのか、そのことによって地域住民がいかに対応をしていけるのかどうか、そういった部分を十分に資しながら、将来的な課題としてあるものというふうに認識をいたしておるところであります。

次に、新型インフルエンザの対応であります、

町立病院の医局におきましても、少量ではありますが応分の入院患者の対応に相当する分のタミフルの確保をいたしておりますし、先ほどお答えさせていただきましたように、それぞれの応需薬局におきましても、それぞれに確保いたしているところであります。我が上富良野町の町民全員の、インフルエンザの状況によりますけれども、十分な確保がなされているというふうには思っておりません。不足する部分につきましては、厚生労働省が対応しております北海道及び国が備蓄するそういったものの支援を受けながら、地域住民の対応をしていくということで進めさせていただきたいというふうに思うところであります。

それから、ジャガイモシストセンチュウにおきまず東中倍本の選荷場におきまず対応についてであります。先ほどもお答えさせていただきましたように、農業協同組合合併に伴います農協さんの既存施設の有効利用ということでございます。町といたしましては、先ほどお答えさせていただきましたような安全対策を講じながら推進をしていただくということを基本に考えておるところでありますし、新たな施設の設置については、これはJAさんが判断するものというふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

答弁漏れありました。所管の担当からお答えさせていただきます。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 上部機関との対応に関しましては、各医療機関におきましてインフルエンザの発症事例がある場合には、必ず保健所の方に報告することになってございますので、これらによって関連の対応が行われるということでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 私の方から、一部事務組合に関係します今の実態について御報告申し上げます。

まず、一部事務組合につきましては、この富良野沿線におきましては、環境衛生組合、それと串内草地組合、それから中富良野町と構成してございます消防事務組合であります。それと管内的には、上川教育研修センター組合がありまして、延べ四つという加入状況になってございます。

それと、法に基づきます機関の共同設置につきましては、管内的には公平委員会、それと、この富良野沿線におきましては、介護認定審査会を構成している実態でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 再々はよろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 再々質問をさせていただきます。

ただいま御報告ありました事務組合のほかにも、まだまだ一部事務組合として、こういった「自治のかたち」の中で検討すべき施設が私はあるというふうに思います。

それで、町長発言のとおり、現在は自立であるということは基本であるというふうに承知しておりますが、今、補修の検討がなされております町の葬儀場であります。現在の葬祭場はまだ利用存続は可能と聞いておりますが、多額の補修費をかけるのであれば、もう少し辛抱し、アプローチのある近隣の町と事務組合とした共同施設をつくり、運営を行うことが望ましいと私は考えます。

次に、学校給食センターであります。この施設についても老朽化が進み、衛生面からも、将来的には全面改修をとの声が聞こえてきます。このような施設を共同建設を視野に入れた広域連合のお考えについて、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

2項目めの再々質問です。

町民は町の対応策により、新型インフルエンザへの予防認識を深め、安心した医療環境が保たれると確信をいたしております。町内医療機関及び町内応需薬局での現有備蓄数量は、これは国や道は数字を示しておりますが、これらについてお示しをいただけないものか。それから、今後の、これからの期間、薬局に対する町としての支援策のお考えもお伺いしておきたいというふうに思います。

再々質問で、ジャガイモシストセンチュウは土の中に卵を産み、長期間、10年以上生存できるというふうに聞いております。ジャガイモのほか、野菜類においてはトマト科の作物ですね、ナス、またピーマン等にも害を与えとのことであり、今後も予防の手段を強めて撲滅に努めていただくことを期待いたし、質問を終了したいと思います。

3項目めについては、答弁はよろしいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、広域行政の推進についてということでの御質問であります。今現在、一部事務組合を対応しているもののほか、今検討プロジェクトチームの中でも、先ほどお話ししました保健福祉等々も含めながらの広域行政の中の推進ができないかという協議がなされておまして、これらにつきましても

近々報告がなされるものというふうに思っております。

議員御提案ありました火葬場の問題だとか給食センターの問題等々につきましても、広域の協議会の中で協議を重ねているところでありまして、将来的にはこれらの部分につきましても広域で進めていこうやという話にはなっておりますが、最終結論は出ていないのが現状であります。協議は重ねているということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、インフルエンザの問題につきましては、備蓄量につきましては担当の方からお答えさせていただきます。

ジャガイモシストセンチュウにつきましては、議員御発言にありましたように、十分今後予防対応を図りながら進めたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 町内のタミフルの備蓄といえますか保有量でございますが、全機関、それから応需薬局等を合わせまして、おおむね2,000錠という状況になっているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私は、先に通告してあります3点の項目につきまして、町長及び教育長に所見を求めるものでございます。

初めに、1点目、各種情報に対する取り扱いとセキュリティ対応についてお伺いいたします。

現在、行政で取り扱う各種情報は、その守秘義務については言うに及ばず、それに付随するデータ類の重要性についても、取り扱いについては非常に慎重に対応すべきである。しかし、最近、北海道庁ですら重要データが職員のミスにより庁外に流出するといった事件が起き、さらに最近では、日本航空の職員による空港の暗証番号までが流出するという事件までが社会問題として起こっております。

これらに関するすべてかかわっているものがウィニーと呼ばれるファイル供用ソフトによるものであります。当然役場内にあるパソコンについては、これらのファイル供用ソフトはインストールされていないと認識しておりますが、例えば残業などで個人のパソコンに一たんデータを持ち込む作業が行う場合などがあつた場合、万が一そのデータが流出されることがあつてはならないと考えます。それらの予防策はどのように図っているのかをお伺いいたします。

加えて、現在、役場庁舎内でLANを組み、イン

ターネットに接続しているパソコンのセキュリティーソフトの導入状態と、その更新状態についても万全な対応を図っているのか、お伺いいたします。

2点目でございます。

行き過ぎた性教育、ジェンダーフリー教育についてお伺いいたします。

近年、児童生徒への性教育のあり方について、大きく世論も疑問を感じている状況の中、当町の現状について教育委員会としてどのような認識があるのか、お伺いいたします。

北海道では昨年、ピルの利用小冊子と男性用の避妊具を下校中の女子生徒に配布するという事実がありました。当町においてはどのように認識をしていたのか。また、現在行われている性教育のあり方は、性交渉や避妊の方法などに指導の中心を置いているのが現状であり、さらには人工中絶すら容認するような内容の副読本までもが配付されている現状にあります。しかし、残念ながら、ほとんどの保護者にはその実態を知らされていないということも、また現状であります。

本来、性教育は、道徳とモラル、心の問題から指導すべきであると考え、生徒に対して、ハウツー本として、性交渉、避妊をすることが女性を守るといった自由な性交渉を助長する指導は今すぐ改めて、児童生徒の健全な性に対する道徳である知識教育に当町はすべきであり、また、そのことをもっと保護者が同じ目線で話し合えるように情報の公開に徹底を図るべきと思うが、どのような方策を講じるのか、お伺いいたします。

また、加えまして、当町においてのジェンダーフリー教育の実態はどのようにしているのか、また、教育関係機関のジェンダーフリーに対する認識はどのようにしているのかを、お伺いいたします。

3点目、防犯上からも上富良野小学校校舎の早期建てかえについてお伺いいたします。

児童の安心した教育環境のためにも、上富良野小学校校舎の現在の建築様式は極めて危険があるものと考えられます。児童に対する安全性、また、部外の侵入者などの防犯の観点からも、早急に建てかえをするべきと考えますが、どのような考え方があるのかお伺いいたします。児童のかけがえない生命などを考慮したとき、予算措置は最優先事項と考えますが、いかがお考えか。

加えまして、昨年私が質問いたしました、保護者の携帯電話にメール等で不審者などの情報を即時に配信できるシステムの早期導入に対して、検討するとお答えがありましたが、その後どのような状況に

なっているのか、進捗状況をお知らせしてほしいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

行政事務において多様な住民情報や行政情報を処理しており、近年の技術の進歩によりさまざまな電子システムとして稼働・運用しているところであります。

この電子システムにおいてはパーソナルコンピュータを端末としてネットワークを構成し、大量のデータを共有、かつ短時間に処理することによって、大幅に事務能率の改善を図ってきておりますが、この利便性は反面として危険性をはらむものとなっております。

このような環境の中で、本町においては計画的にコンピュータや周辺機器を整備し、現在では情報管理上、事務系職員には1人1台以上を備えている中で、住民情報システムを中心とした住民情報系ネットワークや、平成15年度に整備した行政イントラネット、総合行政ネットワークを運用しております。

運用においては、平成13年10月に定めた電子情報セキュリティーポリシーにより、情報機器の電子情報の運用管理基準に基づき、パソコンの持ち出し及び持ち込み禁止など、障害の予防とセキュリティーの確保に万全を期しているところであります。

また、セキュリティー対策や情報の安全管理を目的に、ネットワーク分離と情報隔離のため、1人二、三台を管理、使用している職員もいることから、本年度更新導入を進めている総合行政システムにおいては、新セキュリティー技術によるネットワーク統合と機器の集約化を図ることになっております。

インターネット接合点にはファイヤーウォールを設置し、さらに、内部接合点にはできる限りルーターを設置することにより、不正アクセスを防御することとともに、コンピュータウイルスなどの不正プログラムに対しては、ネットワークに接続する全コンピュータにサーバー管理型の対策ソフトを導入し、パターンデータを常時、強制更新方式で管理している状況でございます。

しかし、昨年、町のホームページが改ざんされるという攻撃を受けたことから、一層のセキュリティー強度を上げる対策を講じ、現在運用しているところであります。

なお、イントラネットには公共端末や、東中地区小中学校のパソコンも接続していることから、有害

サイトや悪質サイトに対するフィルタリングも行ってあります。これらの諸対策は外部からの脅威に対するものであり、万全のものとは思っておりませんので、職員個々のポリシー向上と新たな脅威への取り組みを引き続き継続してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

後ほどの次の課題につきましては、教育長から答弁をいたします。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 12番金子議員の2項目めの、学校教育における性教育とジェンダーフリー教育についての御質問にお答えをさせていただきます。

近年、さまざまな性情報がはらんするなど、児童生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、児童生徒が正しい性知識を持ち、みずからの行動をきちんと判断できる力をはぐくむことが強く求められております。

本町の性教育につきましては、各小中学校において、各教科、道徳、総合学習などの教育活動全体を通して性教育を進めているところでありますが、この推進に当たりましては、それぞれの児童生徒の発達段階や状況に応じて取り組んでいくことが重要と考えております。

このため、各学校では学習指導要領に基づいた中で、子供たちが自他の命について真剣に考え、健康に生きるための態度を身につけることをねらいとして、児童生徒の発達段階や状況に十分配慮した中で教材、副読本等の活用を行い、性教育を進めてきているところであります。

また、保護者等への情報提供は学校だよりや学級通信等において周知がなされていると承知しておりますが、今後においてもさらに効果的な情報提供を行うよう指導徹底してまいりたいと考えております。

次に、性差、いわゆる男性、女性の違いを否定するジェンダーフリー教育についてであります。現在、一部には男女の違いを一切排除しようという意味で使われるなど、さまざまな受け取り方があると考えております。

教育委員会といたしましては、男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことであり、男らしさや女らしさを否定しているものではないと認識をしているところであります。

また、本町での実態としては、出席簿が男女混合のあいうえお順や、座席も混合という状況はありますが、どこの学校においても、特別行き過ぎた性差を否定するような活動の実態はないということで御

理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、上小校舎の早期建てかえについての御質問にお答えさせていただきます。

最近、安全、安心と考えられていたこの日本において、毎日、毎週、小学生にかかわる殺人事件が発生しています。教育にかかわる私といたしましても、このような事件の発生を大変憂いているところであります。

さて、現在の上富良野小学校の校舎は、1線及び2線校舎は昭和35、36年に、そして第3線校舎は昭和45年と46年に建設されたものであり、当時は学校に外部からの侵入者によって子供たちに危害を加えるなどとは想定していない校舎であり、現在のように安全、安心が崩壊した時代においては、非常に安全管理が行いづらい校舎のつくりであると考えています。

現在の上富良野小学校の校舎は、確かに子供たちの安全を確保する上からも早急に改築することが最善の方法であるとは思いますが、今のところ、第4次総合計画において改築等の計画はなく、次期の総合計画に位置づけられていかなければならないものと考えております。

仮に新築校舎の建設が決定したといたしましても、実現までには相当の年数がかかることから、当面、現在の校舎の中で児童の安全を守るためのあらゆる対策を講じていかなければならないと考えております。

その一つとして、防犯カメラの設置や1線校舎と2、3線校舎玄関のオートロック方式の導入などを検討し、実現に向け努力してまいりたいと考えているところであります。

また、携帯電話によるネットワークシステムにつきましては、犯罪の抑止や災害時において大きな効果があると認識しております。現在、本町においても、一部の学校においてネットワークシステムの導入を検討していますので、教育委員会としても実現に支援していきたいと考えております。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 再質問いたします。

まず、1点目でございますが、細かいコンピューター用語というのは、ここでは無意味なので、私はそれは割愛いたしますが、一番質問したことで答えられてないのでびっくりしたのは、私は個人のパソコンを持ち込めとか、それからパソコンを持ち出すことがだめと言っているのではないのです。そんなことは当たり前なのです。そうではなくて、データを、例えばフロッピーですとか、CD-R、それからDVD-RW、もしくはUSB端子、それを落

とし込んで、それを家にある個人のパソコンに持っていくことがだめだという、そういうマニュアルがあるのかなのか、もしくは、あったときのその対応をどうされているかという、それを聞いたかったのですよね。また、セキュリティーに対して万全であるが、それが必ずしも万全でないという認識を持たれていることは非常にすばらしいことであります。ゾンビパソコンとって、外部から不法にアクセスできるそういうソフト、バックドアと呼ばれるそういうソフトを勝手につけられて、知らないうちにどんどんデータが出ていってしまうという非常に恐ろしいことも現状で起きているのがこのネット社会でありますので、それらに対しても随時監視の目を光らせていていただきたいと思っております。

最近非常に社会問題になりました、みずほ証券と東証のやりとりというのは、最近マスコミで公表されましたけれども、あれもなぜああいうふうになったかという、対応マニュアルがなかったのですね。あそこで人が、株の話はいいです、とにかくやりとりをした中で、早急にストップをかけられる対応策をきっちりつくっておかないと、万が一上富良野の重要な個人データが外部に漏れたときに、それをすぐネットを切断できるような、そういう対応マニュアルを作成してあるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

加えて、やはり個々の職員のモラルというものももちろん大事ではありますが、今現在、一つのホストコンピューターから端末のパソコンがどのような操作をしているのかというのが一目瞭然で行えるソフトというのも簡単にございます。それらを管理職であるとか専門職であるという人が、きちっと自分の各課がどのような体制でパソコンが稼働しているのかというものをしっかり監視する必要もあると思いますので、それらの導入もぜひ図っていただくべき項目であると思います。

ネット社会というのは、スピードと、それから情報の大きさというのが非常に利点ではありますが、それがもろ刃の剣にもなっておりますので、それらの予防策というものも、きちっと初めのうちから策定しておいていただきたいと思っております。

2点目の性教育問題についてであります。

初めに、まずきちっと断っておかなくてはいいませんが、私、性教育をやめると言っていることではありません。ただ、ちょっと答弁が残念だったと思うのは、児童生徒の発育段階や状況に応じて取り組んでいくことが重要である。それが学習指導要領に基づいて、生徒の発育段階や状況に十分配慮した中で教材や副読本を使っていると、こう答弁され

ているのですが、その内容が、私は、今余りにも行き過ぎているのではないですかと、だからおかしいのですよということを行っているのですよ。

ですから、実際に、私、中学生の父兄の方にも聞いてみました。親御さんからこのような性教育が行われているという状況が全く耳に届いていないということが非常に現状であるのですよ。また、ある親御さんからは、余りにも激過ぎ、正直、親としても戸惑っていると、いい加減にしてくれないかという、そういう意見だっているのですよ。

例えば、今の性教育というのは、はっきり申しまして、性器性行為教育であります。それは現在、性交渉というものに対して、もしくは外性器の呼称を教えるということが余りにも中心になっているのですよ。そのことによって、いたずらに児童生徒が外性器に興味を持ち合っ、これが甚だしいことなのですけれども、友人同士見せ合っ、色の違いをその場でやったということまで私は保護者から教えられているのですよ。そういった現状というのが、これは国が決められている学習指導要領の中にあるから、いいというのではなく、やはり上富良野というこの我々の町では、きちっとそういうことがいいか悪いか議論ができるベースになくはならないと思うのですよ。

幸いにして、その生徒の親御さんというのが、非常に良識ある父兄であったということと、親子のきずながきちっと常日ごろから図られていたということもありまして、その後の心のケア等がされたということも報告で受けておりますので安心しておりますが、その父兄の皆さんからも、やはり行き過ぎているのではないのでしょうかと、そういうことがあるのですよ。

先ほど言いました副読本、実際に昨年度、「ラブ&ボディBOOK」といって、全国に130万の中学校に副読本が配られているのですよ。その内容というのは非常におかしい内容なのですよね。人工中絶すら容認する内容がここに書かれているのですよ。いいですか。日本では、中絶することが許されている。日本のお医者さんの人工中絶の技術は信頼できるけれども云々。また、ピルは、男の子に頼らず、女の子が自分で避妊できる最大のメリット、世界じゅうで広く使われている薬だよ、云々とあります。これが、文部科学省が、これはおかしいと、回収しなさいといっ、回収されたのが3万5,000部だけです。そういったものがこの上富良野の中においても把握されていたのかどうかということが、やはり一番の問題であると思っております。

ある事例を挙げますと、私の友人の息子さんが、保健体育の時間にテストの時間に、いわゆる男性と

女性の外性器の名前を空欄を埋めなさいと。その生徒は女性器の名称を恥ずかしくて書けなかったというのですよ。そしたら当然バツですよ。これは強要ですよ、そういった今の性教育のあり方というのは、ハウツー物というものでは困るのですよ。

私が一番強く言いたいのは、もっともっと心の教育をするように、道徳であり、それからコンセンサスというものをきっちり持っていかないと、本当に恐ろしいことにつながっていくということですよ。

現在、性教育が行われているこの性教育というのは、非常に唯物論的な教育が行われているのですよ。いいですか、教師用の指導書類には、愛がなければ性交渉をしてはいけないという考えを押しつけてはいけないという、そういう指導書があるわけですよ。こんなことは許されるわけではないですよ。自由な性交渉を容認するという、そういった教えにもつながることであると私は非常に恐れています。

昨年度の警視庁の調べで、こういった数字があります。日本の中高生の68%ですよ、約7割の子供たちが、見知らぬ人と性交渉するのは本人の自由であると、そう答えているのですよ。また、厚生労働省の調べでは、19歳の女性が、13人に1人が、今、性病にかかっているという事実があるわけですよ。これは先進国で最悪の数字なのです。その最悪の日本の一番悪い数字なのが北海道だということを御存じでしたか。離婚率であり、人工中絶率であり、性感染症にかかっているというのが、一番悪いのが北海道なのです。

こういったものをきっちりと見据えた中で、上富良野町においても、当町においても、そういうハウツー物ではなく、もっともっと大事なものの、女性の体というのは将来母になって、神聖な母体になるという、そういったことをもっともっと強く教えていく。また、さらには、性病の恐ろしさですとか、それによって将来大変なことにつながっていくのだという、そういうところを中心にした教育に変えていく、そういう必要があると思います。

現在、国の中央教育審議会等々でも、健やかな体をはぐくむ教育のあり方に関する専門部会においても、性教育については、高校生以下の性行為は容認しないと、そういうことを前提に今後の指導を進めていくということがされておりますので、ぜひ上富良野もそういったことをきっちりと先駆けてやっていくことが大事だと。また、そのことがきっちりと父兄の皆さんと共感でき、共有できる情報にしていっていただきたい。

例えばPTAの会議などというものは、昼間の忙しいときに、お父さんお母さんが働いているとき

に、その時間を組むというのではなく、土曜日ですとか、例えば夜ですとか、そういった時間にきちっといろいろなことを話し合えて、学校と地域と地域社会、そしてPTA、親御さんが、今、教育現場でどのようなことが行われているのか、どのような問題があるのかということを引きちっと話し合える、そういった社会にしていかななくてはいけないと思っております。

ジェンダーフリーに関しては、ちょっと難しいものがありますので、ジェンダーイコールソサエティーということ、男女共同参画社会というふうに和訳がされておる現状にはありますが、私は、これも性教育と同じで、男女が平等であり、そして、女性が社会に進出していくということは非常に望ましいことであって、多にこれは推進していただきたいと思いますが、一部には、このジェンダーフリー的な考えというのが、先ほど行われました家族の崩壊等々にもつながる要因であるという実態も認識しておいていただきたいと思っております。

いずれにしても、これらのことというのは、きっちりと教育委員会も認識をしていただきながら、はれものにさわるといってではなく、やはり将来のこの上富良野町の大切な宝であります、子供たちというのは。その子供たちの教育をきっちりとさせていただく。そしてまた、根幹であるところの性教育というものを心の教育、徳育、道徳の教育、コンセンサスをきっちとしたものであるべき姿であると考えておりますが、それらがちょっとこの答弁書からは酌み取れなかったものですので、それらの対応をどのようにするのか、具体的な方策を教えてくださいたいと思っております。

3点目についてでございますが、何とも残念な御答弁でありまして、いいですか、児童の生命の安全というのは、一番優先的に考えたときに、予算が云々ですとか、第4次総合計画が云々などと言われますか。もし、何かあったらどうするのですか。いいですか、さくで困って児童や生徒以外の、もしくは学校関係者以外には入れない、こんな状態で教育を行っていかなければならないというのは非常に寂しいことでもありますよ。

しかし、これは都会であれ田舎であれ、子供を取り巻く環境がこういうふうに変ってきているのだというのは、これはもう受け入れざるを得ない現状になっているわけですよ。職員室がある1線校舎が、宮町の2丁目側を向いております。5年生の教室というのは、宮町の1丁目側を向いている1線校舎なわけですよ。その間に2線校舎が挟まって、それを迷路のように入り組んだ通路でつながっているのですよね。こんなものを、さらに空き教室が今あ

いているわけですよ、どんどんどんどん。そう
いった中において、どうやって子供たちの安全が大
丈夫だと言えるのですか。

また、もっと過激な言い方をさせていただきました
ならば、万が一あって、これは絶対あってはならな
いのですが、児童に万が一のことがあったとき
に、だれが責任とるのですか。もしくは責任とった
人が、謝ることによって戻ってくるものはあるの
ですか。私はそれを強く言いたいのですよ。そうい
ったことを考えたら、まず最初に、最優先事項とし
て考えなくてはいけないのが子供の安全であり、そ
れら安全、安心を取り巻く、そういった建築上とい
うのが、極端な話、お金で解決できる話なの
ですね。ですから、そのことをもう少しきちっと理事
者は考えていただきたいと思います。

また、登下校、それから学校周辺など、ここは危
ないと思われるようなところは、生徒みずから、
いわゆるハザードマップを作成させるべきなの
ですよ。それらを、子供たちがここが危ないね、先生
も、ここは危ないね、暗いね、ここにはだれかが隠
れていそうだね、そういったものを自分たちで壁新
聞のようにしてつくって、マップをつくらせて、そ
れらを全町に配付するべきなのですよ。それが抑止
力であり、それが地域が見守る子供たちの安心、安
全につながることでありますから、ぜひこういったことは
早急にやるべきだと考えます。

また、先ほどの携帯電話のメーリングのネット
ワーク構築するとおっしゃっておりますが、これは
一体いつ具体的にやられるのか。

また、オートロックの問題もそうですよね。上富
良野町内にある幼稚園では自費を投じまして、すぐ
オートロックの施設を導入しております。なぜ町
が、行政がやると、検討して具体的に実現できると
か、このタイムラグが生じるのですか。こんなもの
はすぐやるべきですよ。そういったことも関しまし
て、いつやるのかという具体的な日にちを教えてい
ただきたいと思います。

議長（中川一男君） 昼食休憩といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、一
般行政質問を行います。

12番金子議員の再質問の答弁を求めます。

町長。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再質問に
対して、まず1点目の質問にお答えさせていただきます。

議員から御意見のございましたパソコンのセキュ
リティー対策につきましては、議員の御質問にあり
ました各種の点につきましては、規定の中で対応を
図っているところでありますが、これらの規定があ
るからといって安心できるものではなくて、あとは
職員のモラルの問題等々も含めながら、また、加え
て職員の指導を図るとともに、管理体制を十分図っ
てまいりたいというふうに思っておりますので、
御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 金子議員の再質問、行き
過ぎた性教育とジェンダーフリーということで、ま
ずはお答えをさせていただきたいと思います。

義務教育におきましては、学習指導要領に基づい
た中で、性に関する教育がいろいろな教科において
行われているところであります。

例えば、理科なんかであれば、生命の誕生、雄し
べと雌しべとか、そういうような観点、また、社会
科やなんかであれば男女平等の理念、また、保健体
育におきましては男女の体の違いと、そういうよう
なことから、また、道徳とか学級活動においても、
そのような男女の違いとか、お互いの人権を尊重す
るような教育が行われてきているところで、まさ
に、金子議員からおっしゃられます心の問題から発
生した中で指導をしてきているところであります。

また、北海道において非常に10代の中絶率と
か、またHIVへの感染率が非常に高いということ
が、我々も感じておりますが、その中で、やはりそ
ういうことがないようにしていくためにも、性教育
というのが学校教育の中で行われるべきである
と考えていますし、行き過ぎのないよう
な中で行われるべきとも考えているところであります。

また、ジェンダーフリーについてであります
が、これにつきましては、女性、男性というよ
うな性別の役割ではなくて、この男女共同参画
社会の中で趣旨ののっとして、その個性と能力を
十分発揮するというような観点で行われるべき
というふうに考えているところであります。

次に、上富良野小学校の建設にかかわって
のお話であります。当然我々も子供の安全、安
心をどう守っていくかというようなことで、常
々、教育委員会、また校長会等とも意見を交
わし、その対策を講じてきているところで
あります。

上富良野小学校におきましては、先ほども
話したように、非常に校舎のつくりが、今管理
しづらい状況となっておりますことから、子供
たちが登下校した後は、2線、3線校舎につ
いては施錠し、1線校舎も生徒を通用門につ
いては施錠をしているところであります。1線
校舎の職員玄関のみをあけてい

るというようなことで、これも、あいていたら、入ってきたらどうするのだという御指摘も当然ありましょう。そういうことから、やはり今先ほど申しましたように、防犯カメラの設置、それからオートロック等について、早急に検討をしていきたいというふうに考えていますし、防犯カメラについては国の方も助成制度なんかも設けるといことも新聞報道等に載っておりますので、我々もそういうことに素早く反応した中で対応を図っていければというふうに考えているところであります。

また、子供の安全、安心の指導につきましては、先ほど、ハザードマップではありませんが、危険の地域というようなこともありました。今、学校を通じて、どこが危険、危ないか、そして、そういうような地図をつくらうと、それから、きょう、ちょうど議会に来るときに報告を受けたところでありますが、どこからひとりで家まで、複数で登下校することになっていますが、どこからひとりになるのかというようなことで、上小、西小なんかも含め調査をしております。上小では約100名の方が、どこからかひとりになる。それから西小学校も、四十数名がそういう状況になるということでもあります。

ただ、この場合、ではだれが本当に子供たちを見守るのかということも非常に大切でありまして、学校だけではできません。やっぱり保護者、それから地域やなんかの連携が必要だというふうに考えておりますし、また、我々もそのような観点で地域へも働きかけを行っていきたいというふうに考えているところであります。

4点目に、携帯のシステムの関係であります。これにつきましては、今、保護者からアンケートをとって、ある程度保護者の方は了解してくれています。ただ、その中で、やはり相手のメールやなんかを聞きますので、情報管理が大切だということもあって、今、詰めを行っているところであります。ある学校においては、今年度末には実施できる見込みとなっているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 1点目のセキュリティーについては、すばらしく対応されていると認識させていただきましたので、引き続き努力していただきたいと思っております。

性教育、ジェンダーフリーというのは非常に根の深いものでありまして、いわゆる歴史的な過去をたどれば長いということも、私、重々理解できますし、また、教育長がおっしゃるように、学習指導要領に基づいて、さまざまな科目、教育現場において

されているということも理解できますが、やはりもっと現状というものを教育のトップとしては、現場をもう少しきちっと洗って、何が問題であるのか、そして今後、上富良野においてどのように取り組んでいかなければならないかという方策なり施策をきちっと示していただかねば、やはり我々、次の世代を担う子供たちの親として、責任ある世代として、そのことというのは、きちっとしていただきたいと思えます。

先ほど教育長がおっしゃいましたHIVの感染に対する、そのためにいろいろな知識を教えなくてはいけないのだということを言及されておりましたが、現状、こういったHIV及び男性避妊具の使い方の指導について、先進国であるアメリカも、これは使い方を教えるというのではなく、10年間、医学、心理学、行動科学、哲学、宗教学といった幅広い分野からそれらのことを教えているわけですよ。日本では、安易に学校でそういった避妊具を配るだけなのです。ということは、避妊具を配れば自由に性交渉をしてもいいと言っていることと同じなのです。そういったことをきちっと、教育の現場で今何が行われているかということ、正面から向き合ってとらえていただかなくてはいけないと思えます。

アメリカの例ばかりで申しわけないのですけれども、カリフォルニア州のある町では、1年間に147人の女子生徒が妊娠をしていたということがあったのですけれども、人格的性教育の指導を行ったところ、何と1年間で20人という数字に激減したということもあるのです。ある大学では54%の女子学生が、安易な性交渉を誘われたときに、きちっと断り方に対するマニュアルということまで教えて、極めて驚異的な数字に縮減を図ったということもあるわけですよ。

また、一方、ウガンダという国は、1991年にHIVの感染者が21%まで達したのです。それで、時の大統領が結婚まで性交渉を我慢しなさいという、性技術教育を禁止して人格尊重の教育をしたところ、1991年から1995年までの間に、60%まで及んでいた婚前交渉を23%まで、女の子は53%から13%まで減ったという、こういう具体的な数字まであるわけですよ。これは何を物語っているかということは、やはり性行為のそういう技術教育に中心を置いたとしても、そういったことはとめられないのです。ですから、先ほどとも言っているように、やはりそういったことというのは大事なことであり、また、母体のためにも非常に大事にしなくてはならない。心の問題、そして技術的なことではなく、もっともっと慎重にしていきたいな

さいという教育を、ぜひ、この性感染症が世界で最悪の北海道から、この上富良野町というのがそういうパイオニアとして、先駆者として、そういった教育を取り組んでいけるような方策というのが一番大事でないかと私は考えておりますし、ぜひそのような方策をきちっと調べた上で、教育指導要領に基づくだけでなく、この教育現場でやっていただきたいと思います。

3点目の学校の建てかえに関しては、さまざまな方策をとられているようでありますが、基本的には、お金がないの言葉では片づけしないで、早急な根本的な問題解決への早期実現に向けて行っていただく必要があると私は考えますが、つけ焼き刃的な防犯カメラやオートロックのようなものではなく、もっともっと根本を考えた政策を織り込んでいかななくてはいけないと考えますが、どのようにお考えでいらっしゃいますか、再々質問とさせていただきます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 12番金子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、性教育に関することでありますが、児童生徒が正しい性知識を持って、みずからの行動をきちんと判断できる力をはぐくんでいく、このことは大切だというふうに感じているところであります。

学校での状況について把握できていないぞということの御指摘を賜りました。今後は十分把握に努めていきたいと思っておりますが、これからは、性教育につきまして、学校また保護者、それから世界の動きというようなことも勉強させていただきながら、性教育に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

2点目の上富良野小学校に関するところでありますが、先ほども話しましたように、第4次総合計画には今のところ計画はされていません。それで、第5次になろうかと思っておりますが、第5次にしましても、本当に建てかえなり修繕なりということを決して、それが実現するまでには時間がかかると。その間どうやって学校現場を守っていくかということが私に課せられた使命ということで、これから意を注いでまいりたいと考えています。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、12番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問いたします。

初めに、広域行政について。

広域行政が言われてから、一向に進捗が見られない。現在、5市町村の職員を集めて何をさせている

のでしょうか。中間発表を見ると、今までの結果と道の合併構想をまとめているだけのように見えます。地域のために何をさせようとしているのか、むだ金をかけているように見えますが、この広域でもって紙1枚でも住民に負担をかけないように広域としてできないのか、広域の行き着く先をお聞かせいただきたい。

次に、占冠村では、職員の期末手当を60%減とのことであり、ローンの支払いにも事を欠いていると聞いております。また、道職員も給与10%、ボーナス15%減ということが報道されております。それにもかかわらず、上富良野町では職員の期末手当を上げておりますが、これは町民の税金です。人事院勧告などといっても、金は国から来ません。一方、住民には毎日使うごみ袋を、また各種使用料、手数料等の値段を上げ、負担を強いようとしている、この矛盾を何とお考えか、お聞きいたします。

次に、行政手続法と公益奨励法についてお聞きいたします。

新行政手続法の第6章第38条には、命令等制定機関は、命令等を定めるに当たっては根拠となる法令の趣旨に適合しなければならないとあり、第39条には、命令等制定機関は命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び期間を定めて広く一般の意見を求めなければならないとあります。

4月に合併新法が施行されているにもかかわらず、住民の意見も聞かず、自立のためと称して各種使用料等値上げをしようとしているのは、行政手続上問題があります。住民無視であり、法律違反ではないでしょうか。

一方、公益通報者保護法によると、職員（元職員も含みます）が内部告発をしても、この法により保護されるとあります。当然、新行政手続法によれば住民告発も可能となるわけです。また、通報を受けた行政機関は必要な調査を行い、事実が認められたときは、必要な法的措置がとられるとあります。要するに逮捕されるということです。これは私が言っているのではなくて、先日、議員研修がありましたとき、三重県の北川元知事が言っていることです。ということで、それぞれ法制化されているわけです。

お聞きしますけれども、町長は法律違反をしても、住民の意見を聞かず自立ということをお考えか。法律でも住民の意見を聞きなさいとあり、私も住民の意見を聞くことを言い続けているのです。お考えをお聞きいたします。

次に、いしずえの松についてお尋ねいたします。

いしずえの松は、明治32年、初代庁舎前に記念として植樹されました。ことして106年目を迎えるようとしています。昭和35年9月、議会はこの松を永久保存木として指定しております。現在、この松には何の表示・標識もされておられません。今後、このいしずえの松をどのようにされるのか、また行政は、議決に対する責任をどのようにお考えかお聞きします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

1項目めの広域行政に関する2点の御質問のうち、1点目の「自治のかたち」プロジェクトにつきましては、さきの岩崎議員へ答弁したとおりでありますので、内容は割愛させていただきますが、富良野広域の将来の方向を確認するとともに、具体的な作業は現在も取り進めておりますことを、まず御理解をいただきたいと存じます。

2点目の職員給与に関する御質問ですが、議員御承知のとおり、当町の給与制度は国の制度をもとに条例化されておりますことから、その時々の人件費の増減に遵守しまして、見直しを行ってまいりました。

本年度も給与改定につきましても、本年夏の人件費増減の内容に沿って、引き上げるものや引き下げるものを内容として、条例の改正について御議決をいただいたところであります。しかしながら、財政構造が硬直化する中で、給与制度や人件費総額が妥当なものとなるよう、現在、行財政改革実施計画上で改善方針を位置づけして、実行に向けた取り組みを進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2項目めの行政手続法と公益奨励法に関する御質問にお答えさせていただきますが、行政手続法は本年6月29日に改正され、公布されておりますが、この施行日は公布から1年を超えない期間と規定されているのみで、施行日に関する情報は把握しておりません。同法が施行された場合、地方公共団体の機関が行う処分や行政指導、また、地方公共団体の機関に対する届け出並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、第12条から第45条までの適用を除外することが第3条第3項に規定されておるところであります。

この適用を除外された条項については、第46条第1項で地方公共団体の措置として、法律の規定の指針にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されておるところから、本

町においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、今後、上富良野町行政手続条例の改正に向けた対応を適切に行ってまいりたいと考えております。

なお、今回の同法改正内容の一つであります第38条から45条までの意見公募手続、いわゆるパブリックコメントの新設については、本町では本年3月8日決定の上富良野町パブリックコメント手続要綱により制度化しており、既に改正行政手続法に適應した対応を図っております。

また、同法第39条第4項第2号においては、納付すべき金銭、すなわち、税や使用料及び手数料の徴収などに関する命令等をパブリックコメントの実施除外として規定しておりますが、この規定の趣旨としては、税や手数料に関する意見を求めた場合、反対者が必然的に大多数となることを予測したものであり、執行機関と議決機関の責務として決定すべきものとしているものであります。

本町のパブリックコメント手続要綱においても、同様に町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収などに関するものは実施を除外しておりますので、この趣旨についての御理解をいただきたいと思っております。

また、公益通報者保護法は平成16年6月に公布され、来年4月1日に施行されるものであります。第2条第4項第2号で、同法で規定する行政機関には地方公共団体を含まないものとして除外し、さらに第7条で、地方公共団体の職員については、地方公務員法の定めに基づくよう規定されておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議員からの御指摘の自主自立の推進に関しては、常々私が申し上げておりますように、近隣市町村において合併推進の状況に至っていない中であって、自主自立の道しか選択の余地はなく、当面する町の生き残りをかけて行財政改革を重点的に取り組んでいるところであります。

しかしながら、本年度、富良野地区広域市町村圏協議会において、「自治のかたち検討プロジェクト」が設置され、合併、市町村連携、広域連合、広域都市の4形態についての検討を行った結果が、来年早々に出される予定になっております。

これらの動向を踏まえ、住民の意見を十分に聞きながら、今後の方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、3項目めのいしずえの松についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、いしずえの松についての経過を、残っている書類や聞き取りの結果からお示ししたいと思います。

保存に対する動きは、昭和35年9月26日開催

の定例議会において、当時の一色正三議員の旧庁舎前の老木を町の保存木として、その旨表示し保存することの動議が満場一致で決議されたときからであります。

当時の海江田町長はその場で、その趣旨に沿うことを了承しております。保存の措置については同年11月2日に梓囲いをいたしまして、説明札を立て、木の前に「いしずえの松」と命名する式典が盛大に挙行されたことが、昭和35年11月発行の町報かみふらのの紙上に写真とともに記録されているところであります。

何事もなければそのまま保存されることでしたが、役場庁舎が開基70周年に合わせて、昭和42年6月26日に現在地に新築移転されたため、庁舎建設費の償還財源を得るために旧役場敷地を売却することになり、そのことが転機となったところであります。

この売却に関しましては、昭和43年2月20日開催の臨時議会において、町有財産処分の件で、いしずえの松は町の記念木であるので、できる限り存置を認め、万一処分する必要があるときは、改めて町と協議することを附帯条件とすることで、町商工会に売却することが議決されております。

この時点で、1点目として、管理責任が町から新たに土地所有者に移転すること、2点目としては、永久保存から処分を許容した存置とすること、3点目としては、処分の可否は町長が判断することへと、その扱いが変更されたものと理解いたしているところであります。

その後の商工会は、取得地を10区画に分筆し、商工会などに売却いたしました。所有者が移動する中で、いしずえの松所有地は最終的には現所有者になったところであります。

前所有者から引き継がれた土地売却時の附帯条件に基づいて、昭和53年に現所有者から町に伐採処分に関する事前の協議があったことから、当時の町長はこの対応について、昭和53年5月4日開催の文化財保護委員会に諮ったところであります。文化財保護委員会では、幹の老朽が激しく、上部を切断しており、松としての価値も半減し、移植しても金がかかるので処分しても仕方がない等の意見を出して、最終的には保護委員による現地調査を実施した結果、保存に値しないものと判断され、昭和53年5月12日付で正式にいしずえの松を永久保存の指定の解除を決定し、伐採を容認する町長決裁が行われております。

このような経緯を経ておりますが、何らかの理由で現所有者は完全に伐採することはせずに、枯れた部分を中心に枝払いを行って、現在の姿になってい

るものと承知をいたしております。過去の決定を尊重するとともに、私自身の判断においても手を加えて保存する考えは持っておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） いしずえの松の件ですが、経緯がよくわかりました。

しかし、いしずえの松と命名された上富良野町ゆかりの古木が、あのような状態になって、そして、管理について町は最終的には関与しないということになっていると。また、ここの所有者も、この故事来歴を承知されており、伐採ということにはなかなか至らなかったのではないかと思います。木も生き物ですから、いつかは寿命が尽きます。100年を超え、町から名前までもらっている古木であるだけに、その末路がまことに哀れでございます。ここには、この木の名前をもとにしたと考えられるいしずえ商店街があります。ここの方々も心を痛めておられることと思います。

また、ここの方々がこの古木の最後を看取られるようになるのではないかなと考えられます。そして、ここの地域の皆さんも、行政がかかわっているからとっていたのではないかと思います。このような状況がわかり、地域の皆さんにこの老木に対する何らかの心があれば、町長は何か便宜を図ってやるというようなお考えはないか、お尋ねをいたします。

次に、広域行政についてです。

現在の広域行政のこのような状態を、私はかけ声倒れと言うのではないかと思います。広域というかけ声をかけながら、自立のためと称して使用料、手数料等を上げていく、職員の期末手当はアップするのは当たり前のようなことを言う。この件については、次の行政手続法にも関連をします。まず身近なところをお聞きいたします。

先ほどの同僚議員と同じようになっていきますが、なぜ広域で、ごみ袋も含めて、国保、介護保険、消防、医療、教育、保育、福祉、さらには学校給食、葬斎場等を具体的に取り組まないのか、これはもう何年前から言っているかと、私は10年になります、10年を超えようとしておりますが、何年前から言っていて何も進んでいない。わかり切っていることを、ただただ先延ばしをしているだけではないでしょうか。現在計画しているすべての値上げを中止して、直ちに広域問題に正面から取り組むべきです。先延ばしをして各種値上げをすることは住みづらいまちづくりであり、極端に言うと住民虐待ともなります。町長の言う、住んでよかった町、こ

れは町長のマニフェストになるのでしょうか、とは逆であり、言行不一致となっているのです。このところをお尋ねいたします。

さらに、広域連合についてですが、プロジェクトチームで広域連合組長と議会を選挙で決められるようなことを言っていますが、私が以前言ったように、このことは憲法上無理があるのです。また、このことは過去にも先例がなく、広域選挙は即合併となる話なのです。道の合併構想にもこれは入っていますが、道みずからもこれは難しいと言っています。できもしない紛らわしいことは表現しないようにした方がよろしいのではないかと思います。

さらに、広域連合といっても、課税権もなく、地方交付税を受けることもできず、広範な行政能力も持たず、現在やっている屋上屋を重ねる金食い虫の議会をたくさんつくるのか、先ほど言った10項目ぐらいあります、その議会をつくるのかと。話を交えて言いますと、もしくは議会をなくすか、または五、六人の議会にして、首長だけを残すというような可能性のない話をしているのではないかと。議会の話は何にも出てきていないと。そして広域連合にした場合、効率化は進まず、すぐに財政的に無理となり、行き着く先は財政支援のない合併に進むと、これは道の幹部が言っております。このところをどのようにお考えか、お尋ねいたします。

次に、行政手続法についてお聞きいたします。

私、この法律のことになりますと、平成8年ころ国旗国歌法が制定されたのです。そのとき見ておられますと、国会、道議会、中富良野町議会の議場にそれぞれ国旗が上がりました。それで私は委員会で、議会に国旗を掲げることが提言したところ、時の平田議長は、私の在任期間は議会に国旗は上げないということを議員協議会で言明をされまして、私はこのとき、議員の無力さ、何だろうなというような無力さを思い知らされました。法律に基づいて提言をしても通らない世界かと思いましたが、現在は中川議長になってからきちっと上がっております。これは心の問題です。町民に特に負担のかかるということではございません。

しかし、この行政手続法についてはいろいろとあります。この行政手続法は重大な問題であります。さきの合併特例法では、この地域の5市町村長は約300億円近くの損失をこの地域に与えており、私は有罪判決ものと思っておりました。

さて、この行政手続法については先般、町長もおいでになっておりましたが、上川管内町村議員研修で北川前三重県知事の話にありましたが、あなた方は断崖絶壁にいるのを承知しているのか、座して死を待つのかと言われました。死というのは財政赤字

債権団体を指しているのです。私もことしの4月以降は、住民に何も聞くこともなく、なし崩しに自立という名前の赤字債権団体になるのか、財政支援もなく、もちろん議員特例法も使えない合併しか道はないのかなと思っておりました。

ことし6月、参議院を通った行政手続法は、明瞭に命令制定機関は命令等を定める場合は、広く一般の意見を求めなければならないと言っています。質問をすりかえないようにしていただきたいと思えます。ことし4月に合併新法が発令されているのです。また、道も合併構想を示しています。この合併新法について、住民に対して具体的かつ明瞭な内容で聞かなければならないのです。合併新法による合併か自立という名の行き着く先は赤字債権団体が、これは他の市町村のことはいいのです、法律が制定されていますから。制定された法律を町長は守られるのか、守らないのか。

この新行政手続法の第6章は公益通報者保護法と一緒に来年4月に効力を発揮します。他の自治体とえばよそごとになりますが、この富良野管内5市町村は、合併新法についてどこも住民に聞いておりません。人事ですが占冠村は厳しく責任を問われることが予想されます、あすは我が身です。行政手続として、法に基づき自立か合併かを住民に聞くべきではないかと、そこから行政が始まるのではないかと思います。お尋ねいたします。

次に、行政手続法が実施され、財政支援のない合併新法が選ばれても、町長と議員の責任には重いものがあります。自立を選び赤字債権団体になっても、やはり町長と議員には重い責任があります。責任をとるといってほど大げさではありませんが、当たり前の話という同僚もいますが、自立を進め赤字債権団体になった場合は、町長、議員の無給化を宣言し議会提案をされてはいかがですか。町長の提案がない場合は議員提案もあります。責任論についてしっかり話をする必要があります。言いつ放しにならないようにお尋ねをしておきます。町長、議員奉職者の無給化について、どのようにお考えになりますか。この件については町の図書館で西年会でもって寄贈した本の中に「市町村崩壊」という、ことし6月まで市長をしていた方が書いた本がこの本です。たくさんの方々がこれを読んでおられて、赤字債権団体になったなら奉職者は無給化だよということが、これにきちっと書いてあるのです。これをたくさんの方が読んでおり、全く私も同感だなということでもって、このことについて町長にお尋ねをいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお

答えさせていただきます。

まず、いしずえの松の件についてであります、先ほどお答えさせていただきましたような結果で、基本的には民間の所有権があるということでございますので、その対応の中で地域の皆さん方が現所有者の皆さん方との調整の中で、どのような対応をしていくかということにつきましては、地域の皆さん方の協議、民間の所有者の方との協議の中で対応していただきたいものだなというふうに思っております。

町といたしましては、先ほどお答えさせていただきましたように、既に方向を定めてありますので、その定めたものを覆して対応するという考え方は私として持ち合わせていないということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に、広域行政の件であります、現在、何も進んでいないではないかという御指摘がありますが、私ども5市町村でつくっております広域振興協議会でも、いろいろと協議をしながら取り進めて、既に何度となく議会の皆さん方にもその経過報告をさせていただいておりますようなことでございます。

結果的には御案内のとおり、占冠村と南富良野町の合併協議に入ったということから、この協議につきましては一時中断をしていたというようなこともございますが、それらの決定したことに対し、今また前向きに今年度からスタートをしておりますので、今までの広域の5市町村で協議していたものを土台としながら、今プロジェクトの皆さん方が対応して検討を加えておりますので、その結果が今年度末に出てくると。それをもとにして新たにこの広域の圏域の自治のあり方について十分協議をしながら、さきにお答えしましたように、議員の皆さん方、町民の皆さん方に説明を諮って、将来のこの圏域の町の方向性と我が上富良野町の方向性を決めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

御指摘がありましたように、広域連合というのが現在の自治法の中で認められた対応とはいっても、屋上屋の、議員御指摘のような部分が多々あるわけでありまして、そういった部分も十分に承知の上で、市町村合併に即対応でき得ない中にありまして、それぞれの圏域の中の5市町村が広域でできるものについては、最大限広域で対応していくということの方向性の中で取り進めながら協議を重ねているということで、御理解をいただきたいと思っております。

また、行政手続法等々につきましての議員の御指摘がございましたが、議員も御心配されておりますように、赤字債権団体にならないということが私も

何度も議会でもお答えさせていただきますように、そのような状況にならないための財政運営を図るために行政改革等々を含めながら、町民の皆さん方、議会の議員の皆さん方の御理解を賜りながら、その対応を図っているところでございますし、また、加えて、今回の人事院勧告等々に対する御指摘もございましたけれども、今日までの行財政改革の中で、それらの対応をも十分に対処しながら、既に議会の皆さん方にも御報告申し上げましたが、平成10年から平成15年までの間の行財政改革におきまして、町民の皆さん方に御負担をいただいた部分につきましては20%強と、職員の人件費及び内部的な対応の中で行革を進めてきたのが80%弱というようなことで、その対応を図っておりますし、平成16年度から平成20年度までの5カ年間の行財政改革の方向性を議員の皆さん方にも説明させていただいておりますし、また加えて、その中期的な財政見通しも提示させていただいておりますのでありますが、これらにつきましても御案内のとおり、計画の中では人件費15%削減を目指して改革を取り進めているということでございます。

そういった中にありまして、当初からお願いをしておりますように、町民の皆さん方におかれましても、応分の受益者負担の原則に基づく御負担を賜りながら、健全な財政運営が図られるように改革を進めさせていただいているということで、御理解をいただきたいと存じます。

また、赤字団体になれば、公務員特別職等々における無給化というようなこともお話に提言されましたけれども、当然にして赤字団体ということに陥った場合は、そういうことでもありますし、大きな財政運営、行政執行上の枠が課せられますので、私としては、いつも申し上げておりますように、決してそのような赤字債権団体に陥ることのない財政運営を進めていくことが私に課せられた責務であるというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） そういうことで頑張っているのですが、新行政手続法というのは、目的と理念は今言っているところをずばり言っているのです。行政上の意思決定について、その内容及び過程が明らかであることを言うところなのです。それを見せなければだめなのです、住民に。これはその意思決定についてです。意見公募手続の適用外には全く該当しないものです。自立ということにもならないのです。なぜなら、4月に合併新法が出ております。二つ並んでいるのです。この法律について住

民に聞かなければならないのです。三重県の北川元知事が、500人からの町村議員を前にして言っております。今、町がやろうとしていることは、なし崩しに進めてきていることをそのままやろうとしているのです。何ら住民の意見を聞こうとはしていないと。不作為の作為という話にはならないのです。今、町がしなければならぬのは、住民自治条例の制定です。それに基づく住民参加の手段であり、その中にパブリックコメント手段ということになっていくのです。それを逆をやっているのです、コメント手段が突然ぼんと出てきたりして。そういうことにはならないのです。

ちなみに、話ちょっと変わりますがけれども、この住民自治についてですけれども、道の方では合併が進んだ場合は住民自治が重視されるということで、住民自治会館を建てる費用を別にストックしているそうです。ちゃんとあるそうです、お金は。そういうことを耳にいたしました。

ちなみに、ここに富良野の住民自治条例を取り寄せました。これは富良野市情報共有と市民参加条例という条例をつくっている、参加のルール条例ということで、住民自治条例です、大項目。次に市民参加手段です。そして第3節に初めてパブリックコメント手段という、こういうことでなければならぬのです。いきなりパブリックコメントということにはならないのです。やはり法律をきちっとやっていたかなければならないと思います。

町のやっていることは逆からやっていってありまして、さらに住民に負担をかける議案等については、賛成をいたしかねる状況を作していることに町行政当局は気づいていないのではないかとこのように考えられますが、この住民自治条例についてどのようにお考えになるか、お尋ねをいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

住民の意見も聞かないで自立の道の方向性を定めているという御指摘であります。これにつきましては、当然にして住民の御意見を聞くためには、合併の相手方がいて、こことここと合併するのだけれども、それと自立の道をという選択肢を与えて住民の意見を聞くということが必要であるというふうには私は認識しております。

今、合併の相手がだれもいないのだけれども、合併した方がいいですか、自立の道を私は歩もうと思っているのですが、どうですかという、住民の意見を聞くということには私はならないと。私は正直申し上げまして、昨年私の選挙におきまして、自立の道を歩みます、行財政改革の推進を図ります、

受益者負担の原則に基づく住民の御負担をいただきますということで住民に訴えてまいりましたので、これらにつきましては、私の考え方を理解していただいているものというふうに認識をいたしておるところであります。

また、自治基本条例の制定等々であります。既に議員の皆さん方に配付申し上げております。上富良野町の行財政改革、先ほど申し上げました中で、住民自治の条例の制定について検討を今加えていると。そして、この改革の中で制定していく方向性を定めているということで御説明申し上げておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 私は、さきに通告してありました農業行政について2点、町長に御質問させていただきます。

1点目に、農地の保全について。

我が町の農業情勢は、米価においては豊作のため価格の下落、野菜においても価格の低迷と、ますます厳しさが増すところあります。

さて、我が町は、平成12年度、国で示されました中山間地等直接支払制度の導入が図られていない状況にあります。この制度は平成12年度から16年度までの5カ年実施され、国はさらなる支援が必要と判断し、さらに17年度から21年度までの5年間の延長を示されたところあります。

この制度は、国が各自治体に対し条件不利地に対するの支援策として整備された事業であり、上川管内24市町村のうち、20市町村がこの事業に取り組んでいる状況にあります。

このように、ほとんどの自治体に取り組んでいる事業であり、どうして我が町が取り組んでいないかが理解できないところあります。この制度の利用があれば当然遊休農地の出現はなく、農地を保全していく上では極めて重要な役割を果たしていたと考えられます。

そこで、我が町の農地の状況は、既に遊休農地が95ヘクタールにも及ぶと報告を受けておりますが、この面積は中山間地域等直接支払制度の対象面積の約4分の1に相当する大変な面積であります。遊休農地は今後ますますふえる傾向にある中で、今後、制度の導入も含めて早急に対策を講ずるべきと考えますが、町長の所見を求めるものであります。

続きまして、2点目に、町の施設に地元農産物の積極的な導入を。

地産地消、食育というテーマのもとに、現在、町の施設では給食センターで地元農産物加工品や地元

農産物が利用されており、食育の上で大きな成果を上げております。施設の方々からも非常に高い評価を受けている状況にあります。また、まちづくりにおいても大変重要な部分であると考えます。

しかし、町長の意思が強く反映しているようには余り感じられないのですが、町長はこの点についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、町の施設である町立病院やラベンダーハイツにおいても、今後積極的な導入を図るお考えがあるのか、お伺いいたします。

以上、2点についてよろしく申し上げます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の農業行政に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の農地の保全についてであります。御承知のとおり、平成16年度までの5年間として実施された中山間地域等直接支払制度は、引き続き平成17年度から平成21年度まで延長が示されたところであります。

制度の趣旨につきましては、農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止することや、農業の多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差を農業者に支払うものとなっております。

私は、これまで何度も申し上げておりますが、制度の導入に当たっては、本町の6,000ヘクタール弱の耕地面積に対しまして、制度の対象となる面積は6%程度の370ヘクタールほどと少なく、一方で、傾斜地等を測定するための多額な費用がかかることから、また、農業者の平等性が保たれないなどといった総合的な点で判断し、制度の導入を断念した経緯がございます。

御質問のように、遊休農地は増加する傾向にありますことから、今後どのように復元していくことがよいのかなど、諸対策については今後も農業委員会と連携を密にしながら十分検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の地元農産物の利用に関する御質問にお答えさせていただきます。

消費者は豊富な食材を一年を通じて簡単に手に入れることが可能になってまいりましたが、一方で、旬や地域性、食の安全、食の文化など、多くのものが失われたものも確かであります。消費者の食の安全・安心志向の高まりを背景に、近年、各地で質のよい食べ物や食文化を大切にしようという考え方が起こり、いわゆる地産地消、食育といった取り組みが行われていることは共感をいたしているところで

ありますので、十分承知をいたしているところであります。

御質問の町の施設においては、地元農産物を積極的に導入することについては、これまでも地元の米や野菜などを、学校給食センターを初め、病院やラベンダーハイツで食材として利用することに努力してまいりました。

今後においても、限られた経費の可能な範囲で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 再質問させていただきたいと思っております。

この中山間地域等直接支払制度につきましては、以前同僚議員の質問にもあり、経緯は理解しているところでありますが、この点について、どの自治体も測量に対しては相当の経費がかかっており、大きな差があるとは思えません。また、過疎指定の自治体との負担差の額も承知しているところであります。それ以上にまた重要な制度であるとは私は考えます。

ただ、町長の答弁の中に、農業者間の平等性が保たれないとの御発言がありましたが、これは国の制度を否定するものであります。この制度は国が中山間地を含む傾斜地で耕作に苦慮している農業者に対しての支援策であり、この制度をなくしては条件不立地の荒廃を食い止めることはできないものと思われれます。

また、町全体で取り組みれば広く利用できる多様な制度でもあり、上川支庁の担当職員並びにこの制度に取り組んでいる自治体の担当職員においても、この制度の一番よい点は、この要件の中で集落的な営農集団をつくりなさいと、この点が皆さん口をそろえて大変いいと、高く評価しているものであります。そのことが集団の中で、地域農業について何度も協議しなければならず、そのことが地域農業を保全する上で大きな役割を果たしていると思われれます。

また、行政を中心に農業者とのまちづくりが、このことによって強くはぐくまれているのは言うまでもありません。

今日、WTO問題、さらには平成19年度より品目横断的経営安定対策が施行されますが、この制度により、ますます条件不立地を中心に耕作放棄地が進むことを危惧するところであります。

町長の答弁の中で、農業委員会等をお願いしているとのことですが、農地の流動化においては、行政、農業委員会並びにJAと集積事業の中

で、農地の保全、価格の保全に日々苦慮されていることは私もよく承知しているところであります。その中でも、このように荒廃が進み、既にヤナギやシラカバの生い茂っている農地も少なくない状況にあります。

町長申されましたけれども、復元どころか、今後耕作放棄地をふやさないために何らかの施策が急がれると思います。ただいまの答弁では、町長の思い、また具体的な施策が述べられていませんが、改めてお聞きしたいと思います。

続きまして、2点目の質問に対しては、大変前向きな回答を得たと認識しておりますけれども、給食センターにおいては、地場産農産物が担当職員並びに栄養士さんの協力のもと、何とか子供たちに安全で新鮮な野菜を食べさせたいという思いから、地元農業者と、また町内の商店とも協力しながら、年々充実していることはよく承知していると思いますが、他の施設、ラベンダー・ハイツ並びに町立病院においても、町民に見える形で農業者と町内の商店と協力しながら取り進められているものと受けとめました。もう一度確認をしておきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

平成12年に制定されました中山間地域等直接支払制度の問題であります。このことにつきましては、当時、議員の皆さん方にも説明を重ねながら、対応を図らない方向で進めてきたところでございます。以前にも議員から御質問、他の議員からも御質問ありまして、お答えさせていただきましたが、平等性に欠くということにつきましては、当時、十分に議員の皆さん方とも議論を重ね、また地域の皆さん方とも議論を重ねてまいりました。その中におきまして、先ほど申し上げましたように、全面積の6%相当しか適用にならないと。それから団地形成のいろいろな問題等々もあったと、それからそのための適用を受けるために航空写真を撮らなければならないというような、非常に多額の経費をかけていかなければならないということと、それからもう一つ、図面で線引きも想定しながら線引きもさせていただきました。

ところが同じ平たん地の中で、隣の土地までは対象になるけれども、その隣のこっちの土地は対象にならないと。では、中山間地としての比較の中で作付が不便であるというのはどういう判断になるのかと。隣の家は不便だということで対応になるのに、自分の家がならないというような線引きされてしまうと、そこが極端に山間地の差のあるところであれば

いいけれども、平たん地において差が出てくるというようなことも非常に大きな問題を抱えまして、そういったことの対応を図ることにつきまして、議員の皆さん方と議論を重ねながら、上富良野町におきましては、制度の適用を外してきたと、してこなかったとということでもあります。

そういったことで十分御理解を賜りたいというふうに思いますが、その後の対応につきましては、町といたしましても、その農業振興施策の中で、いろいろな面で取り組みながら、その推進を図ってまいりましたし、議員が御心配しております農地の荒廃化のためには、何といたしても農地の流動化の促進を図っていかなければならないということを前提にしながら、農地の流動化策につきまして、農業委員会とも綿密な連携を図りながら今日まで進めさせていただいておりますし、これからも、何といたしても農地の荒廃化をなくすためにも、農地の流動化策を推進していかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、次の2点目の地産地消の問題、地元の農畜産物の公共施設への利用の問題であります。何とか、私就任して以来、徐々にではあります。地元の農畜産物の利用がそれぞれの施設で少しずつ促進がなされて今日に至っているなというふうに認識しておりますし、それぞれの施設に対しましては、その奨励を図っているところであります。町立病院及びラベンダー・ハイツ等々につきましては、これは他の給食センター等とは違って、財政の収支パターン、財政の健全化、経営の健全化を進めていかなければならない。

例えば、町立病院におきましては大幅な赤字が続いているというようなことも含めまして、単価の問題でいろいろなことがあるというようなお話も耳にいたしておりますけれども、そういったことを含めながら解消をするように努めていき、地元農畜産物の使用の奨励を図っていきたく。今後もそういった部分を十分調整をさせていただきながら、それぞれの施設の利用促進を図るように対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 1点目の質問に対してもう一度、具体的な策が町長にあるのかわからないのか。ただいま、今後そういうことに対策を講じていかなければいけないと言われましたけれども、現時点でそういった策があるのかわからないのか、もう一度お伺いしたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今後の事業として具体的なものがあるのかという御質問ではありますが、現在まで進めております農地の流動化策等々も推進を図ってきておるところであります。これからもそれらの対応の中で土地改良事業だとか、奨励作物の振興対策事業だとか、そういったものを今後も、現在進めております第5次農業振興計画に基づいた推進を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、7番岩田浩志君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に答弁を求めるものであります。

第1番目には、特別支援教育についてお伺いいたします。

文科省においては、法令の改正で現在の特殊教育を特別支援教育と位置づけて、障害児童に対する支援強化に乗り出すという状況になりました。

現在、義務教育では、障害を持つ十万人の子供たちが障害児学級や通常の学校の障害児学級、通級教室という障害児教育の制度で学んでいます。

また、文部科学省においては、その一方で、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症の子供たちへの特別支援教育を、平成10年度から体制を整えて実施するという方針を決めました。

その報告によれば、全児童数の6%程度、小中学校で六十数万人の子供がいるということが推計されています。その多くが通常学級で学んでおり、今後一層の支援体制の強化というのが当然必要になってきております。

上富良野町においても、小中学校で学んでいる知的、難聴、情緒学級や、ことばの教室で学んでいる子供たちが、小中学校合わせれば54名いるという状況にあります。しかし、その支援体制を見てみますとどうでしょうか。確かに町独自の補助員を配置しているという点が見受けられますが、しかし、十分な体制とは言えないというのが現状であります。それは、学んでいる多くの子供たちは、人とのかわりや話をするのが苦手、あるいは、聞く、書く、計算、落ちついて行動することがとても苦手であるという状況で、学級での先生の指導も大変より専門的な知識と指導力が要求されるというのが現状ではないでしょうか。

また同時に、この子供たちを抱える保護者は、常に、この子供たちが将来この地域や、あるいは地域

外に出ても日常生活が人並みにできるような支援体制をと願っているのが現状であります。

そのためには、日常生活の支援、医療機関との連絡や、あるいは個別の巡回指導、あるいは放課後や休日において、学校以外でも家庭以外でも安心して心が安まる、そういう居場所づくりや、あるいは友達との触れ合い、こういう環境づくりが何よりも大切だと願っています。

今後、子供たちが安心して地域や社会で過ごせる環境づくりのためにも、今、上富良野町に求められているのは、しっかりとしたこの子供たちを支える方針と、学校内外における関係者、福祉や医療機関との連携、その他の調整を行える高い専門力と力量を持った教員の配置、コーディネーターできるという指導力のある先生の配置が、今、上富良野町でも求められています。

今、各地では、先進地で徐々にこういう形の特別支援教育に力を注いでいるというのが実情であります。

次に、お伺いしたいのは、鑑賞劇についてであります。

上富良野町においては、この鑑賞劇を無料でやってきたという長い歴史がありますが、しかし、一方で、財政難を理由に、1人100円の料金を今回徴収するという状況になりました。

実行委員会等でやむなしという方針だったから仕方ないということではありますが、しかし、多くの保護者にとっては、この100円という問題というのは本当に大変な問題であります。確かに、何だ100円、されど100円なのです。今、多くの子供たちが友達や、あるいは大人と触れ合う中で、また自然体験という体験や、こういう鑑賞するという状況の中で、心を豊かにし成長するというのが実情であり、そういう願いを込めた情操教育の一環として、当町にもこの無料制度が行われてきましたが、しかし、残念なことに、財政難を理由という有料という形になりました。本来であれば、学校教育の一環として行っているのであれば、当然無料にすべきだと私は考えますが、この点についての教育長の見解を求めるものであります。

次に、江幌小学校への交通手段の確保の問題についてお伺いいたします。

江幌小学校は、現在特認校として自然豊かな環境の中で、少人数で特色ある学校づくりを進めて、今では学校区を超えて通学している子供たちがおります。学校区外からは登下校時に、現在交通手段という形ではタクシーで利用して登下校しておりますが、来年度からは財政難を理由として片道だけになるという状況にあります。

今、保護者の間からも何とかこの片道だけでもいいから制度を続けてほしいという声がありますが、しかし、町は、将来これすらもすべて廃止するという方針を打ち出していますが、改めて私はこの点についてのパスの確保、あるいは片道確保という点で、どういう見解をお持ちなのか伺っておきたいと思います。

次に、過剰米対策について伺います。

国は、地域水田ビジョンを策定し、担い手10ヘクタール以上、集落営農を20ヘクタール以上今後要しなければ、集団の交付金を配分しないという形の方針を打ち出しました。今、農業者からは不安の声が広がり、もう上富良野町でも将来に見切りをつけて農業をやめるという方も出てきております。

現在、上富良野町の農家戸数は約四百数十戸あります。多くの農家の方に聞きますと、将来近いうちに、これは半減するだろうという声が聞かれるというありさまであります。基幹産業の農業がどんどん衰退し後退するという状況の中で、今こそ農業のあり方を根本から見直す時期に差しかかっているのではないのでしょうか。

国は、米の生産や流通を市場原理に基づいて全面的に市場原理にゆだねるという状況になり、この間、外米の輸入という状況の中で、また、政府の打ち出した市場原理の方針の中で、米価の下落がどんどん進行し、ことしも過剰米という形の中で、せっかく農家の人々が一年間汗水、額に流して働いて、丹精込めてつくったお米が、今回は集荷円滑対策という形の中で、1俵3,000円、農業者の拠出金によって、1俵6,000円で売買されなければならないという状況になってきています。農家にとっては大きな減収であり、痛手であることは言うまでもありません。過剰米の数は上富良野町で担当者に聞きますと、約4,632俵とのことであり、今こそ国は、再生産に必要な価格保証、これをきっちりと農家のために行うべきではないのでしょうか。

この間、国は、この過剰対策米もこれから農業者が行う生産するためには必要な対策だということを言っておりますが、しかし、1俵6,000円で本当に農家の人たちがこれから生産できるという状況をつくり出せるのかどうか、当然そうでないということは一目瞭然明らかではないのでしょうか。

近年では、農畜産物、野菜等の価格の暴落で、この富良野沿線の販売総額も、合併当時500億円を目標にしていたのが、それを半減せざるを得ないという状況になり、まさに今、多くの農家の人たちが国が進めている農業政策の中で多くの痛手、地域の経済にも多くの深刻な経済の悪影響、ゆがみが出るという状況になっています。

そこで、町長にお伺いいたしますが、再生産を担える対策、この過剰米対策というのは再生産を担える対策か。2番目には、再生産確保のためには、価格対策はきっちり行う、生産費を補える、そういった対策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。3番目には、輸入米と維持費を削減し、国の政策のもとで備蓄米をふやすべきだと考えますが、町長の見解を求めるものであります。

次に、道州制について伺います。

今、国は、新合併法のもとで、強制的な地方自治体における合併を行おうとしています。また同時に、道においては、その新合併法に基づいた道政の将来のあるべき姿という方針を打ち出しました。その中には、言葉では強制的な合併はしないとしていますが、しかし、その実態はいかがなものでしょうか。この間、道は、新合併法のもとで、自治体のあるべき姿として180の自治体を21の自治体にし、2次保健医療圏ごとに集約しようとしています。また、住民自治という立場から見れば、果たしてこれが住民の願いにかなったものかどうかということになれば、多くの疑問点と問題点が出るかと私は考えます。

そこで、町長にお伺いいたしますが、道は一方的に市町村の数を21の自治体に集約しようとしています。住民自治の立場からすると自治体の根幹を揺るがすものではないのでしょうか。それはどのような自治体をつくるかというのは、あくまでもそこに住んでいる住民、あるいは行政がともに話し合っただけで地方自治というのは成り立つわけですから、この点を考えたときに、問題点があると考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、大きな問題は、大きければ効率性が上がると述べています。それは小さな自治体を否定することにつながるのではないのでしょうか。住民サービスの点から、人口規模が2万から3万人を想定して、1万人以下の自治体を否定するというような方針を打ち出しました。しかし、各自治体では、もう既に将来を見据えて、自立、あるいは広域連合という形の中で、新たなまちづくりを模索するという、そういう自治体も出てきているという状況にある中で、最初からすべて道のめがねにかなった人口規模でなければ、自治体の役割をなさないという形で、自治を根幹から崩すという、この政策に納得できるのでしょうか。そこに住んでいる多くの人たちが、自立、合併、あるいは広域連合という形の中で、多種多様な自治体を模索するのであれば、それを当然支援するのは国や道のあるべき姿と考えますが、この点について、町長の見解を求めます。

次にお伺いしたいのは、税制度の改正の問題であります。

国は、税制度の見直しをすることを決めました。それによれば、各種控除や定率減税などの廃止や縮小が段階的に実施されてきています。そうなれば当然のように、家計や経営にも大きな負担となって、新たに暮らしや経営が大変になるということは明らかです。それに伴い、所得が、あるいは収入がふえるわけですから、町民税や国民健康保険税、介護保険税や公営住宅の使用料、保育料の使用料や福祉サービスなどを利用している方たちの使用料がおのずと連動して負担増になるということは明らかであります。そういう意味では、町としてこの住民負担は幾らぐらいになるのか、その影響額についてどのような見解をお持ちなのか、明確な答弁を求めるものであります。

次に、介護保険制度についてお伺いたします。

来年度から新介護保険制度が実施されます。その一つの柱として、新予防給付の導入があります。要介護度の軽い人を対象に筋力トレーニング、栄養指導や、あるいは口腔ケアなど、自立ある状態の人たちを改善する、こういう方向を決めました。その手続の中心となるのが地域包括支援センターであります。

地域包括支援センターでは、介護の利用計画をつくることとなります。また、同時に高齢者や家族に対する相談や支援活動、そして権利擁護事業という支援困難なケースの対応など、地域のケアマネジャーへの支援などなどの事業が加わってきます。地域包括支援センターの運営協議会は、各市町村に設置されるということになっており、その運営協議会の役割というのは非常に大切な役割を担います。それは設置や運営にかかわる事業決定に対して、きっちりとそれが公平に運営されているかどうか、これをしっかり監視、チェックする機能であります。

そういう意味では、上富良野町においては在宅介護支援センターにおける運営協議会等のこれを移行するとしていますが、改めてお伺いいたしますが、その運営に当たっての体制と構成はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、環境衛生の問題について。

上富良野町では、今、ごみの有料化、するかどうかという形の中で、ごみの有料化の方針を打ち出しましたが、上富良野町では平成14年10月から、ごみの有料化が実施され、地域の方々のごみのごみの減量化に取り組むという状況になってきています。

また、この間、住民の中には、富良野市における

ような、プラスチックごみ袋の20リッターを加えてほしいという声も出てきております。こういう声にきっちりと耳を傾けて、今後十分検討する余地があると思っておりますので、これらの点についての、以上述べました点について、教育長及び町長の見解を求めます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の8項目の御質問のうち、さきの4項目につきましては、教育長の方からお答えさせていただきまして、後半の4項目め以降についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、4項目めの過剰米対策についてであります。ことは6月下旬から好天に恵まれまして米の作柄もよく、作況指数は上川管内で107となったところであります。このことから、当町においても出荷円滑化対策の発動対象として、議員御質問にありましたように、4,632俵が予定されているところであります。

出荷円滑化対策は、米の価格が60キログラム当たり6,000円であり、豊作による過剰米を市場から隔離して、米価の下落を阻止する制度となっておりますが、御質問のように、再生産が可能な対策かと考えるとき、非常に厳しいものがあるというふうに認識をいたしているところであります。

また、再生産を確保する価格としては、生産者によって個人差はありますが、総じて生産費に対して収益性は低下している実態にあるものでございます。

再生産を確保できる米価とすることについては、一自治体で行うことは不可能でありますので、国、道、関係機関等に対し働きかけをして今後もまいりたいというふうに考えております。

また、輸入米を削減し備蓄米とすることについては、1993年にウルグアイ・ラウンド農業合意により、以降、毎年43万トンから約77万トンの量が輸入されておりまして、今後も国際社会の一員としてルールを守らなければならないものと思っております。難しい問題と受けとめているところでございます。

次に、5項目めの道州制についての2点目の御質問にお答えさせていただきますが、まず1点目の、自治体のあり方は住民が決めるべきものではないかとの御質問であります。北海道においては合併新法に基づき、知事が定める構想の策定に関し、住民の生活圏を踏まえて、これらの人口規模を生み出すことができる広域的な行政単位として、全道21圏域に分けた第2次保健医療福祉圏をイメージしておりますが、あくまでも道が考える将来像でありま

す。

また、合併推進構想に関する意見を聞くために、地域懇談会や説明会が進められており、出された意見などを構想に反映する予定と聞き及んでいるところであります。

私といたしましては、地域の特性を生かした個性豊かで活力に満ちた地域づくりを目指すことを基本としております。当面は新行財政改革実施計画の着実な実践に努め、財政構造に合った自立のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

合併問題については、北海道から一方的に指示されることなく、そこに住む地域住民や自治体みずからが考え、みずから選択する問題であると考えております。

次の2点目の多様な自治体に対する支援についての御質問であります。行政報告でも述べさせていただきように、北海道は平成18年度の早い時期に合併推進構想を策定する計画で、合併の規模としては住民サービスの視点で3万人程度、行財政の効率化の視点で5万人程度などが構想のたたき台として示されております。

富良野地域5市町村は、歴史的、地理的なかかわりがあるあらゆる面からも、運命共同体と考えております。このことから、5市町村が一つにまとまって将来の方向性を協議するため、今年5月に「自治のかたち検討プロジェクト」を編成し、広域行政に関する共同研究を進めております。

この広域行政につきましては、富良野圏域の目指す将来像を「住民や地域が支えあい助け合う持続可能な自治」として、団体自治の形を市町村連携、広域連合、市町村合併、広域都市の四つとして具体的な内容を調査検討させておりますことから、その実現に向けては多様な支援を求めなければならないと考えております。

次に、6項目目の税制の改正についての御質問であります。まず、税制改正による18年の適用内容を申し上げますと、納税義務者が65歳以上の高齢者の改正事項といたしましては、一つ目には、高齢者控除48万円の廃止、二つ目には、所得金額125万円以下の非課税措置の廃止、三つ目には、公的年金の所得控除の最低保障額が140万円から120万円に減額となります。

定率減税の縮減は、住民税では15%、限度額4万円から7.5%、限度額2万円、所得税では20%、限度額25万円から10%の限度額12万5,000円と、減税額は2分の1に縮減されるところであります。

このような税制度の見直しにより、町民税、国保税、介護保険料、公営住宅家賃や福祉利用者負担の

影響でございますが、主に所得課税としての住民税の税負担を求める改正であります。

定率減税の縮減については、すべての住民税の納税義務者に、特に65歳以上の者については高齢者控除廃止による住民税の負担増となります。

公的年金の所得控除の低減により、年金収入の所得額が増加することにより、国民健康保険税の所得割の増、介護保険料の負担区分が増となる場合、また公営住宅の家賃の算定区分についても増となる場合があります。

福祉施設利用負担については、おおむね所得額、住民税の課税額による負担区分は行っておりませんが、一部所得額等に応じた負担割合を求める負担金がございます。

以上のような制度改正については、財政収支の悪化、少子高齢化の進展、年金受給者の増加などの構造変化に直面し、現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するためにやむを得ないものと認識しており、障害者のように真に配慮が必要な部分は継続されているものと考えております。

町といたしましては、このような改正による税負担を求めつつ、みずからの責任と判断で行政サービスが実施できるよう、さらなる行財政の効率化による歳出削減は不可欠と考えております。

次に、7項目目の新介護保険制度における地域包括支援センターと地域包括支援センター運営協議会の運営体制についての御質問であります。13番村上議員にお答えしたとおりであります。

この構成等につきましては、後ほど担当からお答えさせていただきます。

次に、8項目目の環境衛生についてお答えさせていただきます。

本町におきましては、プラスチックの指定ごみ袋は45リットルの袋の1種類を指定しております。指定販売につきましては、町が廃棄物の処理及び清掃に関する規則で、色、サイズ等の仕様を定め、指定袋を販売したい小売店が規則に定める仕様のものを問屋等から仕入れるか、みずから作成するかして、町民に販売されております。

さて、御質問のプラスチック20リットル袋についてであります。単身高齢者所帯等でのニーズが予想されますが、卸事業者と協議したところ、リットル当たりのコストが5割程度割増になることから、需要が余らないとの御意見を承ったところであります。

20リットル袋指定の対応は大変難しいものと受けとめておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 先ほどの現在の在宅介護支援センターの運営協議会の体制でございますが、現在のところは、行政とそれから医療、それから施設関連、それからサービス提供ということで、保健福祉課長と病院の事務長、それから特養所長、社会福祉協議会の事務局長が現在の体制となっておりますが、今後につきましては、当然にして利用される方々、いわゆる1号被保険者、2号被保険者、それから住民団体、それから高齢者団体の方々をさらに加えて進めていこうということで、基本的には考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の第1項目め、障害児教育に関する支援体制についての御質問であります。本町では平成15年度より、特に必要と考えられる小学校に特別支援教育指導助手2名を配置し、より一層きめ細かい指導を行える体制を整え、障害児教育の充実を図ってきているところであります。

また、平成19年度からは、現在の特殊教育から学習障害などの発達障害も新たな対象に加えた特別支援教育へ移行することが予定されており、障害児教育のあり方が大きくさま変わりしようとしています。

教育委員会といたしましては、本年度に特別支援教育への移行への準備段階として、町内小中学校の担当教員等で組織する上富良野町特別支援教育検討委員会を設置し、特別支援教育の研修や、これからの上富良野町の体制はどうあるべきかの調査研究を進めてきているところであります。

特別支援教育は、児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため適切な指導や支援を行うものとの考えから、本町においても、保健行政、福祉行政の力もおかりしながら、仮称ではありますが、特別支援連絡協議会という組織を立ち上げ、その子の将来を見据えた中での支援体制を整えてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

2点目の鑑賞劇の無料化についての御質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、社会教育事業の一環として、町民芸術劇場実行委員会を組織して、町民に芸術文化の鑑賞機会を提供してきているところであります。

幼稚園や保育所の園児、小中学生、高校生、また一般町民を対象として、それぞれの年代にふさわしい音楽や演劇等のグループ、劇団を招聘し、児童生

徒を初め多くの皆さんから大変喜ばれているところであります。幼児から一般町民まで、それぞれの年代にふさわしい音楽サークルや劇団を招聘し、児童生徒を初め多くの住民の方々に芸術鑑賞に親しむ機会を与えており、その成果を上げているところであります。

本町における町民芸術劇場の歴史は長く、昭和40年代後半から始められており、当初は一部負担をいただいて実施してはいたしましたが、その後、幼児や児童生徒を対象とするものは無料で実施してまいりましたが、受益者からの応分の負担をお願いすることで、総需用費の一部を今年度より児童生徒の方々からも1人100円の負担をお願いすることを実行委員会で決定させていただいたところであります。

今後におきましても、それぞれの鑑賞される皆さんより御負担をお願いし、継続して子供たちに本物の芸術鑑賞の機会を安定して提供しよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

3点目、江幌小学校への交通手段の確保についての御質問にお答えさせていただきます。

江幌小学校は、豊かな自然の中で少人数の特色を生かし、さまざまな体験活動や心の触れ合いを通じて児童を育てることを目的に、平成3年度より本来の学区を超えて通学する特認校として認め、運営を行ってきております。

平成6年度から、江幌小学校の自然環境に恵まれた小規模校で学ぶことを希望する児童が通学しておりますが、特認校は児童が正規の通学区域を超えて通学することから、登下校児は保護者の責任において送迎を行うことを条件に受け入れ、当初は保護者の送迎や路線バスに乘車して通学していたところであります。

しかしながら、路線バスが学校の時間帯と合わず、学校の開門時刻より早く到着し、冬でも学校があくまで外で待っている状況であったことから、これらを解消するため、PTAと地元住民会から送迎の交通手段確保の要望書が町に出され、教育委員会では平成10年度から特認児童の通学手段の対応として、ハイヤー借り上げによる登下校を開始したところであります。

その後、状況が変わり、昨年10月から町営バスの運行形態が見直され、江幌小学校に到着する時刻は以前に比べ改善されたところであります。

このようなことから、学校、PTAと協議させていただき、平成18年度は片道タクシーでの送迎、平成19年度には廃止の方向で御理解いただきましたので、全町的な視野からもタクシーによる通学支

援は来年度限りとし、バスによる通学、もしくは保護者による送迎へ移行していただくよう考えております。

議長（中川一男君） 9番米沢議員、再質問ありますね。

暫時休憩してから再質問したいと、お願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2時42分 休憩

午後 3時00分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、町の一般行政についての質問を続行いたします。

9番米沢義英君の再質問を許可します。

9番（米沢義英君） まず、特別支援についてお伺いいたします。

特別支援の連絡協議会を設置するという話になっておりますが、恐らくここで町の特別支援の将来のあり方、これについての具体的な方向、あるいは方針というものが提起されるものだと考えておりますが、この点についてお伺いしたいのと、もう一つは、いわゆる連絡調整を行う専門性のあるいわゆるコーディネーターの配置というのも考えておられるのかどうか、これが一つキーポイントになるかというふうに思っております。

上富良野町の西小学校のいわゆる知的情緒、言語学級のところを見てきました。そうしますと、1対1で授業を受けているわけですが、もう既に見ている最中から集中力が途切れて、行動がやっぱり散漫になる、やはり集中できないという形の子供がおります。また、もう1人の子は、算数の勉強をしております、そこでは卵パックに10個あそこ入りますから、卵パックのケースにビー玉を一つずつ入れて数の計算をしていました。どの子もきちんと向かい合って指導すれば、やはり新しい歩みができるのだということを担当の先生も言っておりました。

しかし、今後、これから平成19年度から、この学習障害だとか、そういった機能障害を持った子供を受け持つということになれば、今の体制では当然、今でも見切れないという状況があるわけですが、将来は十分な指導ができないということが、担当者からも言われています。

もう一つ述べていたのは、日常の生活からすべて学校における生活行動を把握した中で、1人の子供をどう地域の中で成長させるのかというところが、一番やはり、どこでもそうなのだが、上富良野でもそういった体制の不備がやはり話の中で出てきています。根本は、やはりそういう指導強化の方針を持

つと同時に、日常生活をあらゆる多面的に支えてくれる、そういう専門性を持った先生の支えがなければ、この子供たちというのは地域の中でも学校の中でもやはり成長し切れないというのが共通した認識であります。

この間、剣淵町や幕別町においてもモデル指定校になっているという点がありますが、もう既にコーディネーターの職員も配置され、そこで既に実践的な方向での、子供の一人一人にどう向かい合って成長させるのかという立場から、実践的な方向で今取り組みが始まっています。

その強化はやはり幼児期から早い段階において、学校卒業後も、生涯いろいろな面から相談や自立の面の指導援助をできる体制がとれるかどうかだということが言われています。

そういう意味では、上富良野町も、こういう体制づくりという点で、きちりとした明確な方針を持つ必要があると思いますので、この点をもう一度教育長としての見解について伺っておきたいというふうに考えております。

次に、鑑賞劇については、経費がかさむということですが、約16万円だそうです。やはりこういう子供たちにせっかく上富良野が培ってきた、こういう貴重な成果という実績があります。今、これからスキー事業においても、高学年は有料化になるという状況になっておりますので、ぜひこういう子供たちにいろいろな面からこの劇、音楽などを体験させるという点で、ぜひこの無料化をもう一度実施すべきだというふうに思いますので、この点もう一度お伺いいたします。

それと江幌小学校については、19年度に全廃するという点であります。確かにそれぞれのPTAの役員等々の話があったのかもしれませんが、まだ十分な認識をされている方もいない方もいるという現状があります。せっかくの特認校という形の町が育ててきた学校です。全廃されればやはり困るという方も当然いますし、せめて片道だけでも残してほしいという声がありますので、この点、まだ十分な認識に至っていない方もいます。19年度廃止だと聞いたら、それはわかりませんというような人も中にはいましたので、その点も含めて、もう一度このあり方というのを見直す必要があるのではないかなと思いますので、その点について教育長の見解を求めておきたいと思えます。

次に、過剰米対策についてお伺いいたします。

町長も認めるように、もう既にこの価格、現在の1万円ぐらいの価格では再生産を担うような価格ではないということを表明されております。この価格というのは、今1万1,000円ぐらいというの

は、昭和47年の札幌オリンピックのこの当時の価格だということが言われております。ガソリンは当時55円で、灯油が15円だったそうであります。そういうことを考えたときに、さらにこれに追い打ちをかけるように1俵6,000円という形になれば、一体どうなのかということがおのずとあらわれてきます。その1万円としても、約4,000円ですから、やっぱり1万1,000円として5,000円ですから、約2,000万円何がしかの減収になり、農家の人にとっては本当に大きな痛手でありませぬ。

私は、ここでぜひ聞いていただきたいのは、これから担い手という形の中で、新たな政策も始まりませぬが、このJAふらのの総体的な販売総額にとってもなかなか伸び悩んでいるということをお考えたときに、そうそう規模拡大をしても、それがすぐにやっぱり収益に結びつくというものではないということもありませんが、しかし、農家の人は頑張るのだと思います。ここでやっぱりやらなければならないということになります。しかし、やはりきっちりとした価格対策を、国に対しても要望すべきだということをもう一度町長の見解としてお伺いいたします。

それと、米の輸入については、ルールを守らなければならないということをお言っております。しかし、このルールというのは、農家の人にとっても地域経済にとっても、本当にいろいろなひずみやゆがみをもたらしているルールでありますから、こういうルールは正しい方向に直してこそ、農家や地域の人に歓迎されるものだということに私は考えております。

そういう意味で、町長のとるべき立場としては、こういった問題に対しても、当面この輸入規制についても縮減を働きかける、ルールがあるからということでそこで立ちどまるのではなくて、働きかけると、これが大切だと思っておりますので、この点について町長の見解をお伺いいたします。

次に、道州制の問題については、町長も答弁の中に述べていますように、地域の問題は地域住民が選択するのだということをお言っています。また、多様な自治体の支援を求めるのであれば、それはそれとして貴重なことだと。だから当然、支援しなければならぬということをお述べています。

そこで、お伺いしたいのは、そうであれば、道の合併の推進方向ということに問題があるという認識でよろしいのか、伺いたいと思っております。

今、長野県においても、小さな自治体、まちづくりという自治体があれば支援する、あるいは合併ということであれば、それは支援するという形の支援策を講じております。

ですから、上富良野町、あるいは他の地域でも、将来どうなるかわかりませぬが、そういう方向性を見出すのであれば、当然それにふさわしいような支援体制の強化、これは当然やるべきだと思いますが、この点について、道においては、はっきりとした方針を、どうも読んでも持ち得ない部分があるのだということに思っておりますので、この点についても一度町長の見解を求めておきたいと思っております。

今、地域ではよく出てくる広域連合という形の中で、奈井江町においても医療の縮減という形で、近隣町村と連合して医療費の削減や、あるいは予防医療という形の中で取り組みが始まっております。非常に効果がやはり上がってきているのです。そういう意味では、こういう形態も一つのまちづくりのあるべき姿だと私は考えておりますので、やはりこういう希望の持てるまちづくりを支援してこそ道は住民との関係でも信頼されると思っておりますので、この点について見解を求めておきたいと思っております。

次に、税制度の改正についてお伺いいたします。

具体的にどうなるのかということで、税務課長の方にちょっと試算してもらいました。町民税の定率減税の廃止や高齢者控除の廃止、あるいは60歳以上にかかわる非課税限度額の廃止等々が行われた場合、町全体でも約2,600万円ぐらゐの増収になるのだということに試算が出てきております。

ですから、今後、増収ということはその分住民負担だということなのですから。それにかかわらず、さらに住宅手数料や、あるいは保育料、介護保険税等々の料金がおのずと連動して、ふえるという形になりますよね。そうすると、お聞きしたいのは、総体的に町の増税分、あるいは使用料も含めて、具体的な算出をする必要があると思っておりますが、これを詳細に、今すぐでなくてもよろしいですが、ぜひ提示していただきたい。何が何ぼで、大抵現状の体制のもとでいいですから、提示していただきたいということに思っております。

今、これからいろいろな税控除が廃止されることによって、私たちの暮らし向きは本当に大変になってきています。こういう増税分の一部から学校の方に鑑賞劇を配分するだとか、こういう対策をやはりとる必要があるのだということに私は考えているのですから、こういうことをしてこそ町長のまた信頼も高まるのだということに思っております。今本当に苦しい生活を余儀なくされて、灯油が上がって、食べ物も節約するという方も出てきております。私、このことを考えたときに、きっちりとしたやはり試算をしていただいて、この増税分を少しでも町民に還元するという政策をとるべきだと。ただ、財政難ということで、これをその借金の返済にも使うことも

あるかもしれませんが、これを全部使うことなく、一部を住民にもやはり還元するという、そういう対策が今必要だと思いますので、この点について町長の見解を求めておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、介護保険制度の問題であります。

大体、介護保険制度の改正の中で、この運営協議会の役割というのは本当に大切だということが答弁の中でも明らかになっております。担当課長の答弁の中でも、今後、この運営協議会の中には、1号被保険者や2号被保険者も入るといふことの答弁もありましたが、当然機能訓練の指導員、あるいは保険にかかわるケアマネジャー等も入るかというふうに思いますが、この機能訓練指導員等、あるいは歯科医師、口腔ケアができるような、そういう方も入るのかどうか。地域の権利擁護や相談者という関係者も入ることも可能だということも言われていますので、こちら辺は民生委員、あるいはそれに関係する人というふうに理解していいのか、この点についてお伺いいたします。

最終的に介護保険包括支援センターの中では、町が最終的にケアマネジャーに計画を委託したとしても、最終的に介護計画を保健師がきっちりを見るといふ運営体制になりますから、そういう意味ではこの役割というのは大変ですし、それにかかわる労力というものも非常にふえてくるという内容のものであります。ですから、利用者側にとっても、公平なサービスが受けられるかどうか、これがチェックできる機能として運営協議会の役割というのは重要になってきますので、もう一度これらの点について、どういう人が入るのかお伺いしておきたいというふうに思っています。

あと、プラスチックの袋については、割高になるということですが、ある程度町の政策的な配慮もしながら、これはどうしても実現できないのかどうか、この点もう一度確認しておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の教育委員会にかかわる3点の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の特別支援教育であります。つまり等々のお子さんにも早くから特別支援などをして指導していくということは、その子の一生にとって本当に大きく成長する一つだと思っております。我々もこの特別支援教育には誠意を尽くしているところであります。

体制についてであります。今、町全体といたしましては、先ほど第1回目でお答えをさせていただ

きましたが、特別支援連絡協議会的なものを町全体で立ち上げたい。この中には教育委員会、また保健福祉課、また、それぞれの保育所、幼稚園、それから各小中学校、それに旭川の児童相談所等も入っていただいて体制を整えたいというふうに考えているところであります。

また、各小中学校には、先ほどコーディネーターのお尋ねがございましたが、既に平成17年度から、上富良野においてもコーディネーターを配置している学校がございます。その中で、このコーディネーターの役割といたしましては、保護者、それから他の学級の担任の先生方、また医療専門機関、例えば療育センターとか、北海道立の特殊教育センター、養護学校とも連携をとるといふことが、このコーディネーターの大きな役割だといふふうに考えています。これらを相まった中で、全体で上富良野町の特別支援の連絡協議会をつくった中で進めていきたいというふうに考えているところであります。

また、もう1点、日常生活のサポートについてのお尋ねもあつたところでありますが、学校内でのことであれば当然学校とか教育委員会等で担当できるわけですが、やはり日常生活ということになりますと、放課後の問題とか、それから土日の問題、いろいろあるかと思っております。そういう観点から、やはり地域の連携を深めていかなければならないと思っておりますし、また、いろいろな行政機関の援助等もいただきながら行っていかなければならないのではないかなというふうに考えているところであります。

また、2点目、鑑賞劇に関するところでありますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、やはり継続して子供たちに何とか本物の、そして質の高い芸術鑑賞の機会を設けていきたい。そうなりますと、当然予算やなんかの範囲内で質を落とすということも一つあるかと思うわけですが、そうではなくて、やはり本物に触れてもらう、そして質の高いものにも触れてもらうということ。今後、も応分の負担をいただきながら芸術鑑賞の機会をつくっていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の特認校に対するタクシーの問題であります。

現在も駅まで来ていただいて、駅から江幌小学校までタクシーで送迎をしております。バスにつきましては、駅からスタートしておりますので、やはりこれから保護者の協力も得ながら、駅から江幌まで送迎していただくよう、先ほど申し上げました平成18年度には片道、平成19年度には全廃というふうなことで、保護者への説明が不十分であるとの御

意見も賜りましたので、今後におきましても機会をとらえて十分説明をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、過剰米対策でありますけれども、議員御質問にありましたように、私も大枠について議員のお考えと同じ考えを持っておるところであります。

言うならば、通常の米価が生産コストに見合う、農業者にとって、生産コストに見合う価格で販売されていると、そういう中にありまして、たまたま今年はや況柄がよくて、107という作況指数に基づきまして7の分が余計にとれたと、だからその部分は6,000円で云々というのであれば、ある面で理解できない部分もないのかなと。しかし、通常の米価が生産コストに見合う価格で流通している、販売できていない現状の中で、こういった集荷円滑化対策によりますこの対応につきましても、確かに話として、市場から隔離していくということによって自由相場におきます価格の低迷を抑えていこうという、その趣旨という部分については理解できますが、農業所得の総体的な所得の低減に大きくつながっているということを考えますと、この制度についてもいかがかなというふうな認識を、私個人としては持っているところでございます。

また、JAさんの販売額が大幅に落ち込んでいるということにつきましても、農水省の調査等々でも、基本的に30%以上の農家所得の軽減がなされているというふうなお話も耳にするところでありまして、基本的にJAさんが合併するときに500億円の目標を掲げたけれども、その目標に達成するどころか、だんだんだんだん現実には合併前の額の率よりも大幅に落ち込んできているというふうな実情にあるということも承知しておりますが、これらにつきましても、何としても農家の皆さん方が農協さんとの取引の額は調整されているのかどうかというふうな部分もありますけれども、総体的に富良野圏域におきます農業所得の総額が低迷している、低下してきているということについては、事実であるというふうに認識しておりますので、こういった部分の対応策について、今、国が新たにとり始めました品目横断的安定対策等々における、終戦後、国の政策の中で大きく制度が変わりする価格制度から所得制度に大きな変化を進める農業政策の中で、これらの対応の中でのこれからの町の基幹産業の農業としての対応を十分に見きわめながら、その対策を講じていかなければならないというふうに認識いたしております。

また、ウルグアイ・ラウンドの定額のある程度の輸入体制につきましては、国は国の制度の中で輸出国である日本としての非常に厳しい今回のウルグアイ・ラウンド調整につきましても、WTOの調整につきましても、香港での会議等々の状況を見るにしても、非常に日本の置かれている立場が国際的に厳しい中にあるという現実の中で、何としても国としては基幹産業の農業の健全な経営がなされるために、施策の中で十二分に展開していただくような運動展開、農政の推進を図っていかなければならないというふうに思っております。

次に、道州制につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、合併等々の問題につきましても当然にして、地域の住民が決断をするもので、判断をするものであるという認識には変わりありませんし、北海道が合併構想、情報によりますと、26日にまた合併パターンを提示するというような情報がありますが、その後の情報の中ではちょっとおくれるのかなと。今年じゅうにはまた出せないで、26日という情報を聞いておりましたが、これがちょっとおくれるというような話も耳にしておりますけれども、またこの富良野圏域の合併パターンについては、前回示された富良野圏域5市町村の形が提示されるのかなと、これは想定であります。

先ほど来お話ありましたように、第2次の地域医療体制の枠の中での考え方が北海道示されておりますので、そういったことからすると、また従前の合併パターンがこの地域のパターンとして出てくるように予測はいたしておりますが、これらにつきましても、近々北海道は提示するというところでありますが、私どもとしては、先ほどお答えさせていただいたように、単に北海道がつくって提示しているものという認識で押さえざるを得ないと。地域としてはそういうまだそこまでの対応というのは全く考えていないということで、この地域におきましても、先ほど来お答えさせていただいておりますように、地域の自治のあり方について5市町村が一生懸命、今、検討を加えている最中であるということで、御理解をいただきたいと思っております。

また、先ほどお答えさせていただきましたように、広域連合等々、広域連携等々の対応につきましても、今、北海道の構想の中で町村会が提案しております広域連合につきましても織り込みをしようかというふうな情報も、織り込まれるのではないかとというふうな情報も入っておりますが、これらの最終的な北海道の方向性がまだ提示されておられませんけれども、御存じのとおり「自治のかたち」プロジェクトブランドデザインの対応の中で、上川管内とい

たしましても町村会で方向性を定めておりますので、こういったものが北海道の対応の中で取り込んでいただけるように対応していきたいというように思います。

次に、税制改正の問題であります。議員御質問ありましたように、そういった形の中で、町村税におきましても増税がなされるということでございます。これは御案内のとおり三位一体改革におきます税源の移譲、この3兆円の枠の中の数値ということで私は認識をいたしておりますが、そういう三位一体改革の従前の補助金、助成金等々の削減を3兆円の税源移譲をすると。その中におきます町の住民税化されたものというふうに認識をいたしておりますけれども、これらにつきましては、18年度予算編成に当たりまして、十分それらの部分が説明できるように、編成体制の中で十分取り進めながら、これらの税源というものが町民に還元できる予算編成を取り組んでいきたいというふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、介護保険制度におきます問題につきましては、議員が御質問のとおり、さきに村上議員にもお答えさせていただきましたが、この地域包括支援センターというものが円滑にその役割を果たしていくためにも、また、議員が質問にありますように、中立性を確保して公正な運営を継続していくためにも、その事業の活動のチェック機関として重要な協議会でありますので、これらの構成等々につきましても、議員から御質問にありました構成員につきましても、十分配慮をさせていただきながら、メンバーの構成に当たっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、プラスチックの20リットルの対応につきましても、これにつきましてはまた議員から御質問にありますように、利用者の皆さん方の状況等々を十分に把握をさせていただきながら、卸業者の皆さん方と調整をしながら、今後の課題として進めていきたいと、考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 特別支援についてもう一度確認しておきたいと思っておりますが、例えば、こういう保護者の方がいました。高学年、中学校に進むにつれて、比較的小学校はそういう体制がとれて、不十分だとはいえ、とれていると。しかし、中学校に行くとなかなかそういう体制がとれてないと。先生が行ってかわることによって、その引き継ぎもなかなかなされていないというところが見受けられるというような話であります。

ですから、総じて日常的生活というのは学校でのいろいろな相談に乗ってもらって、やはり親の保護者の悩みを解消してもらおうということも含めた日常支援という形でとっていただければ理解できるのかなというふうに思いますので、こういう体制をやはりとる必要があると思っております。

今、既にコーディネーターが配置されてるという話でありましたが、後でどこに配置されているのかちょっとわかりませんが、やはり総体的にまとめて指導するという点で、非常に弱いです、上富良野、はっきり言えば、やはりこういう子供たちに対する協議して、どう進めていくのかというのが弱いです。この文章を読んでいたら、もういいことばかり書いてあって、オブラートで包んだような表現になっておりますが、やはりこれから本当に上富良野町でこういうような子供たちをきっちり見るといふことであれば、やはりこれからの作業としても、町の指導体制のあり方、コーディネーターの配置のあり方、そのものを根本的に見直さないと、通常の何とかこれでやってるのだというような程度のものでは、もう前に進みませんよ、これから。これを一歩前進させるためにも、本当に専門力と指導力を持った人の配置を含めて、ぜひこれを検討していただきたいと思っておりますので、もう一度この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

米等の問題については、町長おっしゃるように、本当に農家の人にとっては切実な問題になってきています。やはり根本的な農業政策を変えるということが大切になってくることは明らかであります。

上富良野町の将来の農業のビジョンという、これいつつくったのかちょっと忘れましたが、政策見ても、大体1俵の農家の手取り収入が1万3,000円か4,000円ぐらいの設定になっているのですよ。今、それでないですから。あくまでも平均的な収入を前提とした作付体系のもとで15ヘクタールの場合は何ぼですよと、その5割が経費で、4割が収入、所得という形になってはいますが、もう現実はそのようなふうにはなっていないわけですから、やっぱりそのことを、ぜひ町長、これ関係機関にぜひ強く言っていってもらいたいというふうに思います。この中にも、この米の6,000円という価格表示というのは、これも農家の皆さん方が一定のその納得した部分もあるのではないかなという表現もしてありますが、実際そうでないということも含めて、ぜひ働きかけていただきたいというふうに考えています。

あとは鑑賞劇等については、ぜひこの点について、ただ質の高いものというだけではなくて、私はこういったところにやっぱりお金のやりくりする必

要があるのではないかなというふうに思います。すべてがこれから、無償化という教育の原則があるのですが、一定の負担は仕方ないという、その裏にどうという思いでこの保護者が納得したのかということも含めて考えれば、やはりこの部分については上富良野町のやはり文化というか、そういうものに対する思いをぜひあらわすためにも、無料という方向でぜひ打ち出していきたいと思っておりますので、この点について、もう一度教育長の明確な答弁を求めておきたいというふうに考えています。

最後に、道州制については、町長は自立ということで、この富良野の圏域のあり方ということで今模索中だし、当然そのあり方については多様なあり方があれば、それを支援して当然だということであるならば、やはり道が進めているのは、共産党の道議団の答弁の中にも、担当の部長が言っているのは、あくまでも合併だというような表現を使って、推進するのだということを言っているわけなのです。やはりそういう問題というのは自治体にもなじまないし、本来、この富良野圏域でつくった「5つ星の自治を求めて」ということで、この自治のあり方という中にもきっちりと、その町をつくるのは住民なのですと、住民の声を無視した道政の再編、合併だとかというのはあり得ないのだと。少なくとも財源保障やそういったものがあってこそ自治は成り立つのだということが書かれているわけですから、いずれにしても、財源確保があってこそ、また住民の声をきっちりと吸い上げれる道政であってこそ自治体というのは成り立つわけですから、合併ありきという点については、町長、どんどん抗議していただきたいというふうに考えていますので、もう一度この点お伺いしておきたいと思っております。

もう1点、税制の問題については、全部、政策的借金だとかそういったところに使わないというような形で、一部還元も考えるということでもありますから、これぜひ考えていただいて、ぜひそれを住民の政策に回すという方針をきっちりと、もう一度心意気を示していただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

特別支援教育についてであります。やはりこれからの特別支援教育、平成19年度から移行されるわけですが、大切なのはやっぱり体制づくり、ネットワーク等、それから先ほど議員もおっしゃられましたような指導力を兼ね備えたコーディネーター等を配置していくということが、やはり非常に大切なことだろうというふうに考えているところであります。

また、先ほど剣淵の例も出されておりましたが、剣淵の方では日常生活指導員というようなことで、仕事の中身も教えていただきましたが、うちの特別支援教育指導助手と同じというような認識を受けたところであります。

その中で、先ほどありました、やはり保護者の悩みやなんかを受けとめるコーディネーター、それから体制ということがやはり必要だというふうに考えています。この部分につきましては、先ほど言いました特別支援連絡協議会的な組織を設置することによって、総合支援の体制を整えていきたいというふうに考えているところであります。

また、鑑賞劇の関係であります。やはり先ほどもお答えをさせていただきましたが、我々としては本当に安定して、これも自慢ではないわけですが、管内各市町村等を見ても、こういう形でやっている町村というのは、今、余りないという認識をしております。その中で、昭和40年代後半からずっと継続してやり得てきた、今後も続けていきたい、ということから安定して質の高い芸術鑑賞の機会をつくっていききたいというふうに思っていますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、米の価格の問題等々でありますけれども、米改革の推進がなされてきていると。そして19年度から市場価格に基づいた、市場対応に基づいた生産の確立等々も図られて、自主的に対応していくというようなことも含めながら、今、制度として取り組んでおります品目横断的な安定対策制度等々の状況を十二分に見きわめつつ、上富良野町の基幹産業の農業をどのように堅持していくかということにつきましても、地域農業の推進のためにも行政が得る部分について最善の努力をしながら、関係機関との連携を図って推進を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、道州制の問題、市町村合併の問題等々につきましては、先ほど来お答えをさせていただいておりますように、今、我が町としては合併の相手が見当たらない中にありまして、何としましても自主自立の道を十分に対応していかなければならないというふうに思っております。

ただ、この中で、今、「自治のかたち検討プロジェクト」を圏域で検討をさせておりますように、行政経費の削減を図るために、広域行政の推進というのは、それぞれの5市町村とともに推進を図っていかねばならないということにつきましては、

認識を同一にしておるところでありまして、しからば、それらをどのような行政項目を取り込んでいくのかということにつきましては、これから十分煮詰めながら対処していきたいというふうに思っております。

北海道が担当の市町村合併の問題、道州制の問題等々を説明する段階にありまして、担当の職員の方のお話を聞きますと、非常に厳しいお話をするところではありますが、知事の議会答弁等々、また私どもとの会合等々での発言とは、相当ニュアンスが違っているということにつきましては、私どもも知事に御指摘を申し上げているところでございますので、そういったことも知事は理解を示していただいておりますので、そういった中にありまして、やはり何としても先ほど来議員も御質問にありますように、それらの地域の「自治のかたち」について、あるいは自治の推進については、それぞれの住民の意思が中心になって対応していくのが地方自治であるというふうに認識しておりますので、そういったことで今後も行政執行をさせていただきたいと思っております。

また、税制改革等々におきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、18年度予算編成、これから進めていくところではありますが、それらの中で十分にこれらの財源が住民に還元し、また上富良野町の一般会計の中で有効適切に使用していただけるような予算編成を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

本日の一般質問を終了いたします。

散会宣告

議長（中川一男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 明21日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午後 3時45分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年12月20日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 吉 武 敏 彦

署名議員 米 沢 義 英

平成 1 7 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 町の一般行政について質問
第 3 議案第1号 平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
第 4 議案第2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 5 議案第3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
第 6 議案第4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第 7 議案第5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 8 議案第6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 9 議案第7号 平成17年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
第10 議案第8号 平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第11 認定第1号 平成17年第3回定例会付託
議案第8号 平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第12 認定第2号 平成17年第3回定例会付託
議案第9号 平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	15番	向山富夫君
16番	渡部洋己君	17番	西村昭教君
18番	中川一男君		

遅参議員（1名）

14番	長谷川徳行君
-----	--------

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	岡崎光良君	ラベンダー・ハイツ所長	早川俊博君
教育振興課長	垣脇和幸君		
町立病院事務長			

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 17名)

開議宣告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成17年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日は、第1日目に引き続き、日割表に基づき一般質問を行います。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 仲島康行君

11番 中村有秀君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政についての質問を行います。

初めに、11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私は、さきに一般行政についての質問3項目、9点について伺いたいと思います。

まず第1項目め、公共施設での放送・音響・照明設備の維持管理と有効活用について述べてみたいと思います。

上富良野町に、集会・研修等の公共施設が、公民館、社教センター、保健福祉総合センター、セントラルプラザ等があり、建設目的に応じた放送・音響・照明等が設備されています。設備年度によって

は差がありますが、維持管理の不十分、または使用者への機器操作の指導不足により、有効活用されていないとの声が町民から寄せられるとともに、私もその実情を何件か経験しております。

したがって、次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、各施設の放送・音響・照明等設備の維持管理、定期点検はどのように実施をされているか。

2点目は、各施設を利用する団体または個人に、放送・照明・音響等の使用方法の指導はどのようにされているのか。各施設管理者の、担当者の勤務時間内と勤務時間外に分けて、その取り扱いをお伺いいたします。

3点目は、公民館使用条例、同じ規則により備品等の維持管理と利用料金の徴収が適正にされているか。

以上、公共施設の関係については、3点質問をいたします。

次に、2項目め、富良野地区広域市町村圏振興協議会の「自治のかたちプロジェクトチーム」の中間報告についてお尋ねをいたします。

富良野地方の5市町村でつくる富良野地区広域市町村圏振興協議会は、平成17年5月11日の総会で、広域行政のあり方を5市町村で検討する自治のかたち検討プロジェクトチームメンバー7名を委嘱し、精力的に調査・検討・議論を積み重ね、平成17年10月14日に、自治のかたち調査検討に関する中間報告書が振興協議会に提出されたが、次の点について町長の見解を求めます。

1点目、富良野地区広域市町村圏振興協議会では、この中間報告書に対する検討・協議をどのように進められていたのか。

2点目は、上富良野町の課長会議、政策調整会議等におけるこの中間報告書についての検討・協議の状況はどのようになっているのか。

3点目、中間報告書で協議された広域で担うことが望ましい事務事業の中で、早期の実現性が可能なものを取り上げているが、その後の対処についてお伺いをいたします。

次に3項目め、住民意見募集としてのパブリックコメントの実施状況と、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

パブリックコメント制度は、行政機関がその基本的な政策を策定しようとするときに、町民に素案を公表し、広く意見等を提出する機会を設け、その提出された意見を考慮して、最終的に意思決定を行う

制度であり、当町は、情報公開と共に創るまちの方針から、平成17年4月1日から運用を開始しました。平成17年4月号の「広報かみふらの」では、本年度、5事業をパブリックコメントを行うと周知しているが、次の点について実施状況と、それに伴う施策等についての見解をお伺いいたします。

1点目は、本年度実施したパブリックコメントの事業名、担当課・班名、実施期間、提出された意見数、何件の実情。

2点目は、パブリックコメントに多くの町民からの意見を得るために、どのような施策を実施しているか。

3点目は、今後、パブリックコメントを予定している事業名は。

以上、3項目、9点について質問をいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の3項目の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1項目めの公共施設の音響・照明設備に関する3点のうち、1点目の維持管理、定期点検の実施についての御質問にお答えさせていただきます。

各種講演会や発表会などに利用いただいております施設といたしましては、議員御質問にもありましたように、公民館、かみん、セントラルプラザ、社会教育センターが主な施設であります。議員御発言のとおり、各施設の設置年度によりまして、施設設備自体の機器機能に大きな差異がありますほか、中には当初機能を維持できず、やむなく簡便な代替機によって対応しているものもおりますことを前段で御理解を賜りたいと思っております。

各施設におきます点検状況は、現時点で定期的な点検を実施している施設はありません。いずれも不都合等の発生に対応した修繕や機器の取りかえによって行われております。

2点目の利用者への使用方法指導に関しましては、利用規模によって差異はありますが、利用前におおむね打ち合わせをさせていただいていることがほとんどであります。特に、設備の全機能を利用される場合については、事前に利用者の中の音響・照明等のスタッフに、操作方法などを含めて打ち合わせをさせていただいているところであります。

なお、かみんの各種設備につきましては、機能的にもかなり複雑でありますことから、綿密な打ち合わせをする必要があると考え、その対応を図っております。

事前打ち合わせにつきましては、原則勤務時間内を想定いたしております。使用時間帯が勤務時間外を予定される場合は、特に事前の打ち合わせに意を用いておりますが、今後とも利用される方々に対す

る操作方法の徹底を図ってまいります。

3点目の公民館における備品等の維持管理と使用料の徴収についての御質問であります。今年度実施いたしました公民館改修工事により、1階部分を新しく図書館として開館し、2階を公民館として使用するよう整備したことから、公民館条例の一部を改正し、10月1日より施行したところであります。この条例の改正に伴いまして、今までの公民館使用規則につきましても廃止し、新たに教育委員会規則として、公民館条例施行規則が整備されたところであります。

この内容といたしましては、昭和46年に公民館条例が制定され、年数が経過するとともに、公民館分館や公民館備品・器具その他の内容が、実態と符合しない点を改めたものであります。また、公民館大ホールのマイク等の不都合が見受けられてまいりましたので、今後においては施設の整備や備品の管理を適切に行うよう、教育委員会に指示したところであります。

次に、2項目めの「自治のかたち」検討プロジェクト中間報告書に関する3点の御質問につきましてお答えいたします。

まず1点目の富良野地区広域市町村圏振興協議会における中間報告の検討協議であります。10月14日の協議会の審議においては、中間報告書を最終報告に向けての検討経過と論点として位置づけを確認し、終えたところであります。

次に、2点目の内部協議についての御質問ですが、御承知のとおり、この中間報告書は、プロジェクトチームで継続的に調査・検討を進めていることから、報告を受けた後、10月31日の課長会議において、中間報告の概要説明にとどめております。

次に、3点目の広域で担うことが望ましい事務事業に関しましては、広域圏の各担当ごとに事務事業の検討協議を重ねてまいりました。具体的には、広域で担うことが望ましい事務事業として、消費者相談、法律相談、職員研修などを中心に、早期に実現性が高いものや一部事務組合の統合など、実施に当たり検討が必要なものを含めて検討を重ねております。

その中でも消費者相談は、北海道の相談窓口の閉鎖問題もあり、特に早急な対応が求められているため、法律相談を含めて来年4月から、広域による消費者相談窓口の設置に向けて進んでおります。これ以外の事務事業については、今月下旬に開催予定の協議会の審議を経て、さらに検討を加えるとともに、引き続き来年3月予定の最終報告に向け協議・検討を進めてまいります。

次に、3項目めのパブリックコメントの実施状況

と今後の取り組みについての3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目のパブリックコメントの実施に関しましては、町広報かみふらのの4月号に掲載したとおり、当初5件の事案を予定してありましたが、そのうち現在までに実施済みの事案が3件であります。その実施状況、結果内容等について順次お答えいたします。

まず初めに、行政改革推進事務局担当のアウトソーシング基本方針案に対して、8月15日から9月15日の間を意見の募集期間として行いましたが、御意見は皆無でありました。

次に、町民生活課生活環境班担当の生活安全推進条例案につきまして、意見募集期間の10月1日から10月30日までに、お一人の方から3件の御意見をいただいたところであります。

次に、建設水道課都市建築班担当のかみふらの景観づくり基本計画案であります。募集期間の11月15日から12月14日までの町民からの御意見はございませんでした。

未実施の事案のうち、見晴台公園整備案につきましては、今月の15日から1月15日までに御意見を受け付けることで着手した段階であります。第3期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画策定については、介護保険制度改正における詳細な内容を示す国の省令等が事業計画作成の事前に予定されており、パブリックコメントの活用は時間的に困難であることが判明したため、パブリックコメントを行わないこととしたところであります。

次に、2点目のパブリックコメントに多くの町民からの意見をいただくことの御質問ですが、町民に対する周知方法等につきましては、町広報誌及び町のホームページに内容を掲載しております。

また、閲覧箇所として、町内8カ所の施設に広報誌及び基本方針案の資料と町民ポストを備えるなど、多くの意見をいただくように対応を図ってまいりましたが、御意見が少ない状況にあることから、パブリックコメント制度を効果的に推進するために、今後、資料の閲覧コーナーや町民ポストの設置箇所の見直しを図ってまいりたいと考えております。

3点目の今後のパブリックコメントを予定している事案につきましては、近日中に町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例案について行うこととしております。来年度の事案につきましては、現在のところ未定であります。各課から意向を集約の上、まとめ次第、町広報誌でお知らせしていくよう考えております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 公共施設での放送・音響・照明等の関係で、まず再質問させていただきたいと思います。

ただいま町長の答弁では、各施設の点検状況は、現時点では定期的な点検を実施している施設はありませんと、いずれもふぐあい等の発生が生じたときに対応し、修繕、機器の取りかえなどを行っているとのことですが、私は使用料を徴収して貸し館業務を行っているという以上、常に整備された状態で機器を利用していただくのが当然と判断するのですが、ふぐあい等が発生したときに対応し、修繕や機器の取りかえでは遅いのではないかと考えます。

したがって、一応点検をしても、機器ですから、場合によってはふぐあいが発生するときもあるかもしれないけれども、とりあえず今の段階で、ふぐあいが発生しての対応でなくて、常に定期的な維持管理と点検をやるべきと考えるのですが、その点の答弁を求めたいと思います。

それから、音響機器のふぐあい等の最近の事例でございますけれども、11月3日に防災講演会でのワイヤレスマイクの不調、11月11日、上富良野町ソフトボール協会の表彰式、いずれも公民館ですけれども、アンプの故障等がありました。しかし、やはり定期点検を今後実施するということとともに、利用時の事前点検を実施をして、機器の不調、ふぐあいで利用者や参加者に不快な念を持たせないような形で実施をするということで、この対策を強く求めていきたいと思います。

次に、2点目の利用者の使用方法の指導でございます。

機器のふぐあいや操作未熟、町民から指摘を受けた公民館、保健福祉総合センターかみんについて、分けてお尋ねをいたしたいと思います。

公民館大ホールは、利用回数が多いだけに機器利用が多く、不特定多数の人々が機器を操作している実態であり、それがまた故障等の一因にもなっていると私は判断をしています。町長の答弁にあるように、利用者が利用前におおむね打ち合わせを行っているとのことであるが、操作マニュアルもないし、操作マニュアルの作成等掲示をすべきだと思います。また、それに基づいた事前打ち合わせの徹底を図っていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

2点目は、保健福祉総合センターかみんは、平成16年11月に、総事業費、外構工事を除き、約13億680万円を投じて完成して約1年を経過いたしました。音響・照明関係の費用は2,919万

3,000円を要しておりますが、高精度のためにその機器等の操作が複雑で、相当の経験を要すると考えています。町長は、かみんの各種設備については、機能的にもかなり複雑でありますことから、綿密な打ち合わせが必要であると考え、その対応を図っているということでございます。

また、事前打ち合わせにつきましては、原則勤務時間内を想定している。また、使用時間帯が勤務時間外を予定する場合は、特に事前の打ち合わせに意を用いており、今後とも利用される方々に操作方法の徹底を図ってまいるといふ答弁をされておりますが、平成17年11月12日にチャリティー、孝山会上富良野教室の10周年記念演奏大会で、事前の打ち合わせ、リハーサルを行ったにもかかわらず、カセットテープが適切に入らない、ワイヤレスマイク等のふぐあいが多かったと聞かされております。私のところに、町民の皆さん方から、プログラムに沿った形でワイヤレスマイクがだめだ、カセットが入らないという細かなメモが届けられております。

したがって、機能的にも複雑で、高性能のかみんの音響・照明操作方法の徹底を具体的にどのようにするか、明確にさせていただきたいと思っております。

それから、3点目の公民館における備品の維持管理の関係でございますけれども、一応この答弁で大体了解をいたしました。一つ、公民館条例施行規則の関係で、第3条使用の申請というところがあります。その中で、様式第1号は公民館の使用申請と減免申請、その裏面に様式2号で上富良野町公民館使用許可書ということになっております。それで、使用許可書の方には使用料何ぼということ、いついつまでにお払いくださいということが書いてあるのですけれども、実際に昼間・夜間・冬期・夏期の関係からいって、非常に減免等のあるところは利用料金の明細がわからないのですね、トータルになって。それで、できればその様式を変えるということになると、また現在つくっているものがあるわけですから、何とか補助簿的な形で利用料金を上に書き、下にその詳細を書くような方式で、トータルの金額の内訳はこうですよというような方法をとっていただければ、なお親切だし、利用料金の内訳等がわかると判断しますので、それらについてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、項目ナンバーに、富良野地区広域市町村圏自治のかたちの関係でございます。

自治のかたちの中間報告書が、五つ星の自治の求めるとして、平成17年5月11日から検討プロジェクトチームが5カ月を要して、中間報告書16ページ、中間報告書総括第1章から第9章が63ページ、第9章財政見直しの概要調査資料103

ページと、3部で合計182ページの中間報告書が富良野地区広域市町村圏振興協議会に報告されております。

そして、この取り扱いについては、町長は最終報告に向けての検討経過と論点として位置づけするということを確認し、終えたところだとの答弁であります。私は単なる位置づけでなく、中間報告書であっても広域圏で早急に取り組む事案は実施するという検討が求められていると考えます。

五つ星の市町村は、現在、平成18年度の予算編成時期を迎えております。

したがって、今月の27日開催予定の広域市町村圏振興協議会で、それらの実現に向けて町長はどのように考えているか、その見解を求めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の内部協議の関係です。

平成17年10月31日の課長会議の会議録には、行政改革推進事務局関係ということで、2番目に現在取り組み中の同じプロジェクトの中間報告が提出された。ホームページでも掲載しているので参照したいという会議録が残っています。したがって、私は、この関係についてはまず一つ、中間報告書が上富良野町に何部来ていて、そしてその配付はどのようになっているかということでお伺いをいたします。

それから、2点目は、10月31日の課長会議で、中間報告の概要を説明にとどめてありますとの町長答弁であるが、18年3月の最終報告までの間の期間、町として中間報告書の定義をどのように、政策調整会議、または課長会議、または課・班の会議等で取り組んでいくのかを明らかにしていただきたいと思っております。

次に、3点目の関係でございます。

中間報告書で、広域で担うことが望ましい事務事業一覧ということで、20の事務事業が掲げられております。その中で、プロジェクトチームとしては、特に早期に実現が可能であるものということで、消防組合、広域消費者センターの設置、図書館の広域利用、職員の研修事業、職員の人事交流という五つの事務事業が上げられております。そして、次に早期に実現が可能であるものということで、1番目に火葬場、2点目は市町村道路の管理・除排雪、3番目に介護・国保制度・医療など、4番目に農業行政、5番目に農業担い手対策というようなことで、プロジェクトチームとしては特に早期実現が可能なもの、それから早期実現が可能なものということで、特をつけるのとそうでないものと二つに分類をされております。

昨日の同僚議員の質問で、富良野広域圏での消費

者相談窓口を18年4月に開設との答弁がありました。私は、このように、18年3月の最終報告を待つのではなく、実施できるものがあるのであれば、スピード感を持って振興協議会で取り上げて取り組むことが求められていると判断をいたします。

例えば、火葬場の関係で、現在、富良野広域圏ではそれぞれ市町村ごとに火葬場等が設置をされ、維持管理をしております。例えば、上富良野の場合は、年間委託399万6,000円、中富良野は223万2,000円、富良野は718万2,000円、南富良野は25万9,350円、占冠は火葬時に1体当たり幾らということで委託をしております。

したがって、私は、例えば火葬場のことも、富良野、上富、中富それぞれ5市町村全部施設がありますけれども、方法としては委託管理を上富良野町は上富良野で直でなくて、言うなれば火葬場の利用する実態というのは、上富良野町は年間90体ということでございます。富良野は249体ということでございますので、富良野は2名配置で、火葬が行われるときに2名来て、それ以外は1名ということでございますけれども、実際にこれら問題が上富良野の場合を見ますと、365日の友引は原則としないということでやっておりますけれども、現実に友引数を平成17年度のカレンダーで調べたら59日あるのです。約60日ということで、二月ということで判断してもいいかと思っておりますけれども、実際に維持管理はするけれども、これを富良野、中富、上富で連携委託をしながらしていけば、まだ効率的な問題が出てくるのではないかと、私はそういう判断をするところでございますので、できればそれらについても、場合によってはそういう方法があるなどというようなことを含めて、広域圏で検討・協議をいただきたいと思っております。

次に、3項目めの住民意見を募集してのパブリックコメントです。

パブリックコメント制度の運用による、平成17年度の実施予定事業名等については、「広報かみふらの」の4月号と8月号に周知をされました。それで、町長の答弁のように、実施事業はアウトソーシングの基本方針や生活安全推進条例案、上富良野町の景観づくり基本計画案の3事業ということで、町民からの意見というのは1件、1人3件ということでございましたけれども、現実に課長会議の議事録を見ると4件になっているのです。もう一つ、事務局体制の関係ということで意見があったように私は見ております。

それから、現在実施中の見晴台公園の関係、これは17年12月15日から来年の1月15日の募集

期間とありますけれども、私は多くの町民からの意見を期待をしていたところです。したがって、このパブリックコメント制度で実施した3事業のコメントは、1人3件ということで町民に情報の提供、町民とともに作るまちづくりのことから考えて、まことに残念な状況にありますが、応募が少なかったその要因は何なのか。

それから、2点目は第3期介護保険の事業計画の関係ですが、「広報かみふらの」4月号では、9月から10月に提示をしたいから、8月号では11月ということでございました。国の法改正の関係で延びたということでございますけれども、中止をしたということでの住民周知がどうされているかという点でお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、2点目のパブリックコメント制度を効果的に推進するため、今後、資料の閲覧コーナーや町民ポストの設置箇所の見直しを図るとの町長答弁であります。具体的にどう見直しをするかということでの説明を求めたいと思っております。

それから3点目、今後のパブリックコメントの関係でございますけれども、近日中に町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例案についてとのことでございました。私は、平成18年度を含めて、今後のパブリックコメント制度での基本的な政策の策定や条例案を、住民に素案を公表して広く意見を求めるとともに、もう一つは、既存の政策、それから条例等の大幅な見直しや改正を行う場合も、本制度の対象にすることによって制度の充実を図る。また、町民の町政参画がより活発になる環境が整備されるという判断とともに、町と町民が協働で快適なまちづくり推進になることを考えて、この点、政策、条例の大幅見直し、変更等の場合を取り上げて拡大すべきと考えますが、この点、町民の皆さん方の意見を多くいただくという観点から、この拡大についてお考えをただしたいと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、公共施設の放送音響等と照明等の設備の関係であります。基本的に町としては、その施設を使用する方々が原則利用していただく。そのためには、事前説明等々の十二分な対応を図って対処していかなければならないというふうな基本で考えております。また、加えて、維持管理等々につきましても、十分支障のないように対処していかなければならないものというふうには思っております。聞くところによりますと、公民館におきましては、あそこはマイクはコードを使うのが基本の施設でありま

して、それをワイヤレスでやりますと、位置によってワイヤレスが使えないというようなところがあるというようなことも伺っております。

議員からの御質問等々十分今後は呈して、これらの公民館、かみん、あるいは条例規則等々の対応についても再検討をしながら、是正に向かって対処していきたいというふうに思っております。

使用条例等々につきましては、今、使用料の均衡化等々を含めながら見直しを検討している最中でありますので、そういったことで、それらの条例規則等々の再点検をさせていただきながら対処してまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、次の自治のかたちプロジェクトチームの中間報告の対応であります。さきの議員にもお答えさせていただきましたように、火葬場等々と各方面で、各般にわたって広域で対処すべきものは広域でということを取り進めております。今現在、振興協議会の委員会です。5市町村長として、最終的な確認をした事項につきましては、5項目の確認しか中間報告の中でされていないと。そのことについては、先ほど来、行政報告等でも御説明申し上げました、住民が議論ができる具体的な選択肢の提示ということは、最終報告として対応するよと。現在の10月の中間報告につきましては、最終報告に向けた検討過程と論点であるよということで位置づけております。これから議論をしていくのだということでも位置づけしておるところであります。

また、富良野圏域の目指すべき将来像としての五つ星の自治を求めて、住民や地域が支え合い、助け合う持続可能な自治を目指していこうではないかということについては、確認事項として確認しております。また、団体自治の形としては、行政報告でも報告させていただきましたように、市町村連携、広域連合、市町村合併、広域都市の四つとして、最終報告までに調査・検討を行っていかうやということで確認しておりますし、広域で担うことが望ましい事務事業につきましては、先ほど議員からも御発言がありました、それぞれ20の事務事業の懸案事項が出されまして、その中で最も速やかに対応を進めていくように検討しなさいということで指示したのが、AAというAダブルの部分の項目について、これから最終報告まで対応していきなさいということで、検討を進めなさいということで指示をいたしているところでもあります。

この20項目全部を検討するということは、時間的に余裕がないというようなことから、このAAの部分だけを専門的に検討しなさいということで指示を与えております。

それから、北海道からの事務事業の権限移譲の受け皿としての、北海道と市町村との協働処理体制の調査・検討を進めなさいというようなことで、まだ事項の中でこれをやりましょうという決定事項は、まだ確定事項はございません。これを検討しなさいということで指示を与えたという、そういう段階でありますので、内部協議につきましても、今こういう中間の状況ですよという課長会議の報告しか今のところはなされていないわけでありますが、今後、27日に委員会が招集されますが、この中である程度の方向性が示されるものと。しかし、ここでは私は最終結論は出ないと。方向性を18年度からこう進めていこうと、先ほど言いました消費者相談窓口についても、果たして最終的な決定を下せるのかどうかということは、ちょっと流動的になったなど。

ということは、既に議員も皆さん方も御承知のとおり、富良野市長が4期目につきましては立起ししないと。次に新しい市長にかわるという状況になりますと、中心となった富良野市長がかわられるということで、現市長にどこまで結論を出していただけるのか、ここがちょっと流動的になってきているなどということで、私どもとしてはそういったことを含めながら、このプロジェクトチームの成果を何としても生かして次につないでいかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつそういったことで現状は十分な内部協議等々もされておりませんし、町民の皆さん方にも広報で中間報告的な形で御説明申し上げた段階だけあります。今後、これらの方向性が定まって、3月の最終報告の中でどこまでこれが5市町村長として方向づけを決定できるか、私は残念ながらちょっと流動的になったと。しかし、これは何としても前向きに取り進んでいかなければならない課題であるというふうに認識しておりますので、そういったことで努力をしてまいりたいというふうに思っております。

後ほど、これらの部数等々につきましては、担当の方から報告をさせていただきたいと思っております。

次に、パブリックコメント関係であります。確かに議員から御質問いただいたように、私も予想外、こんな状況になるということは全く予想もしておりませんでした。まだまだ数多く意見が来るものと、パブリックコメントを開催する前の4月1日以前のパブリックコメントとして、町民会議、行財政改革の関係で提案したときには、最初の試行的にやった4月前のことだったと記憶しておりますが、あのときには数名の方々から、件数もある程度多く意見を出していただいたように記憶しております。正式に4月1日からスタートしたら、先ほどお話ししましたように、1名というような非常に寂しいこ

とありますが、これはスタートしたばかりという
ようなことから、これからはもっともっとパブリッ
クコメント制度というものを、この趣旨というもの
を十二分に町民の皆さん方にPRしながら、説明を
しながら、ひとつ多くの皆さん方の御意見が集約で
きるような制度にしていきたいというふうに思っ
ております。

現在、今、私ども考えておりますのは、パブリッ
クコメントの説明の場所がある程度件数は限られて
おりますが、これらの数もひとつふやしながら、町
民が集うところに多くそういった場所を増設しなが
ら、その対応を図っていくように進めていきたいな
というふうにも思っているところであります。

また、第3期介護保険制度の件につきましては、
行政報告でも報告させていただきましたように、国
の最終省令が1月というふうな時期にずれ込んでい
るということから、パブリックコメントを実施
できない状況になりまして、中止を決断せざるを
得なかったと。このことについての周知徹底につ
きましては、担当の方から御説明をさせていただ
きたいと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 11番中村議員の
御質問の自治のかたちの検討プロジェクトからの調
査中間報告書でございますけれども、私どもに届い
ているのは、かなり部数がございます、電子情報
で町の方に来たと。その中で各部署に、議会には3
部でお配りしてございますけれども、各所管にはそ
れなりに自分たちの手前で必要な分だけ引き出す
という形になってございますので、そういう状況に
なっております。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村議員の第3期
の介護保険事業計画のパブリックコメントにかかわ
りましては、中止の関連につきましては、この12
月25日の広報でお知らせをしたいというふうに
思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 再々ございますか。（「答
弁漏れ」の声あり）

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 中村議員の御質問の一部答
弁漏れがございましたので、私の方から御説明申
上げますが、課長会議におきましては、今、町長が
御説明したとおりでありますし、今後、この下旬、
それから年度末に向けまして最終報告をちょうだい
するわけでありまして、その中の熟度によりまし
て、当然、行政組織内での課長会議、あるいは政策

調整会議、また必要に応じては、関係する部署との
内部打ち合わせをしながら実行に向けていくとい
うことでございますので、当然、その内容に応じて十
分内部的な議論を予定するという認識をして
いるところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、再々質問をさ
せていただきたいと思います。

まず、公共施設の維持管理の関係、放送・音響・
照明の関係なのですが、僕は定期的に点検を行う、
それから貸し館業務の事前に再度点検をするとい
うようなことをすべきだということで、この確認を求
めていきたいと思っております。

それから、次に2点目のかみんの関係なのです
が、先ほど申し上げたように、約2,900万円
のお金をかけて、すばらしい高精度の施設ござい
ますけれども、極端に言えば管理する職員がよう使
えないような施設になっていると。私も、課長と主
幹を交えて2階の調整室を見てまいりました。確
かにマニュアルはありますけれども、これを全部こ
なすということになると大変だということなわけ
であります。それで、課長、それから文化関係とい
うことで教育長にもお尋ねをしたのですけれども、
現実に、これをある程度、専門業者から聞いて操
作をできる職員は、保健福祉課では3名、それ
から教育委員会では3名ということでございます。

しかし、先ほど例に挙げたように、孝山会であ
いようなトラブルがあった。この関係について、
これは教育委員会の職員が、同じ文化とい
うことでボランティアで行っているわけ
です。したがって、指導を受けた職員すら
そういうことであれば、現実の問題として
一般町民の利用する人たちが、それを思
う存分教えてもらったにしたら、機能が
できないのではないかと大きな心配があ
ります。町民から言わせれば、あれだけ
のお金をかけた施設が、こんなことも
だめだ、あんなこともだめだとい
うことが再三起きてもらっては困る
という指摘を私は受けたわけ
です。

たまたま所管の委員長という関係もあ
って、私の方に言ってきたのだらうと思
いますけれども、そういう点で、今後
の操作をできる体制、言うなれば職
員の関係で十分やる、それから場合
によっては、多く使うということでは
文化連盟の人にも何人かそういう
ことで、特に時間外、それから祝休
日等もありますから、特に多く使う
場合そういうケースがありますから、
当然、そういう関係で操作ができる、
それぞれの団体の何人かはやはり
養成をすべきと考えています。し
たがって、その考え方について、一

応、町として、職員ばかりでなくて、何人かのグループを育成するというような関係で検討をいただきたいと思います。

それから、自治のかたちの関係で、高田市長が4選不出馬ということで、町長の答弁の中で12月22日に振興協議会の会議があるということでございますけれども、私はそういうことであればあるほど、2番目に大きい上富良野町が、尾岸町長が町長として、ある面で、この点の関係の推進のリードをぜひとっていただきたいと思っています。

それで、先ほど申し上げた、広域の消費者センターの設置の関係もどうなるかわからないということでございますけれども、現実の問題として上川支庁ではなくなるということであれば、ぜひこれは富良野広域圏で専門的な体制でとっていただくように、この関係についても強く要望をいたしたいと思っています。

それからもう1点、18年3月に自治のかたちの最終報告書が振興協議会に提出をされるという段取りになってはいますが、この提出を現在の自治のかたち検討プロジェクトチームがそのまま存続をするのか、廃止をするのか、もしくはまた形を変えて継承等が考えられますけれども、その点の取り扱いをお尋ねをいたしたいと思っています。

それから、次に、町長もパブリックコメント制度に対する町民の理解というのがなかなかできなくて、応募が少ないということでございます。自治のかたちのこの資料の中に、「住民は議員に白紙委任をしたわけではない」という項目があります。それからもう一つは、「議会がすべての住民の意見を代弁することは不可能」というような記事が載っておりました。私はまさにそのとおりのことだと思います。そのために、このパブリックコメント制度の重要性を認識をして、PRをしていかなければならないというような気がいたします。

例えば、あなたの意見が条例や事業案に反映をしますというような、一つのキャッチフレーズだとか、それから先ほど「住民は議員に白紙委任したわけではない」ということでは、私たちの意見を反映させよだとか、それから議会がすべての代弁をするのは不可能と、だから皆さん方の意見を出そうというような、何かそういうような特色を持った形での呼びかけ。それからもう一つ、他の市町村での例の中で、公表の資料が大量で読みにくいというような傾向があるということをお知らせして、言うなれば表現については、町民等になじみやすい言葉を使用する、それから閲覧しやすい環境の整備をする、それからもう一つは公表資料、言うなれば8カ所設けられておりますけれども、そこでゆっくり読む雰囲気には

なれない状況のところ、僕は大半だろうと思うのです。そうすると、公表資料の貸し出しを行うと。そして、何日かに返してもらって、また意見を求めるというような方法もあるのではなからうかと。町長は、設置箇所の増設というようなことも言っておりますけれども、やはりこういう形で行いやすい環境と、それから意識を持って整備をしていくということが必要ではないのかなという気がしています。せっかくやったものが、たった3件の、これも結構重要な事業ではあるけれども、お一人4件というようなことでは、余りにも町民が参画をしたという形でのパブリックコメント制度にはなっていないのではないかと気がいたします。

ですから、例えば、今、一般廃棄物の値上げの問題があります。これをパブリックコメント制度でやる方法だとか、それからケアハウスの移譲の問題についてもやるというような、ですからよその先進の都市では、条例を新たにつくる、それから新たな事業をやるということばかりではなくて、条例の改正だとか、それから政策の変更だとか、そういうものについてもやるのが、町民からなおこの制度に対する理解度、それから、よし、おれの意見も出しておこう、これはこうなのだということが多く寄せられ、結果的には理事者がそれをしんしゃくしながら議会に提案するという形になってこようと思っておりますけれども、できればそういういい循環を何とかつくる方法を、このパブリックコメント制度を多くの町民が理解をする、また意見が寄せられるということを考えて、そういう点も考えてはどうかということで、町長の見解求めたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、公共施設の関連であります。再質問でお答えさせていただきましたように、町といたしましては、使用する方々の管理のもとで使用していただきたいということが基本であります。説明だとかいろいろな部分につきましては、今、点検、あるいは使用前点検等々の御意見等々につきましても、再質問でお答えさせていただきましたように、十分その利用効果が出るように検討を加えていかなければいけないという認識をしておりますし、議員の御提言を呈して見直しを図っていくということでお答えさせていただいたとおりであります。

次に、自治のかたちの御意見等々であります。12月27日の中間報告、それから3月末における最終報告等々で、どのような形にまとまってくるのかということがまだまだ未定であります。言うなら

ば、このことについて前向きに広域行政の推進を図ろうとする首長さんと、広域行政を推進しても屋上屋を重ねるようなものであるぞという意見を持つ首長さんも中にはいらっしゃいますので、そういった方々との調整等々も含めながら、私といたしましては基本姿勢で申し上げておりますように、自治の道を行んでいく上は広域行政の推進を図っていかねばいけないということが基本であります。私と同じ意見を持たれる首長さんもいらっしゃいますので、そういったことの中で今後の圏域の中の対応を進めていきたいというふうに思っております。

ただ、この自治のかたちのプロジェクトチームは1年間という期限を切って設置しておりますので、10月の中間報告をいただいた段階で、私どもとしてはこの最終報告の結果を見きわめた中で、再度、18年度もまたこのプロジェクトチームを延長していくのか、あるいはこのプロジェクトチームの最終報告が報告としてまとまって、あとは実践に向かった、言うならば準備室と申しますか、対応をしていく組織に切りかえていくのか、そういったことも3月の最終報告の成果を見た上で対応していこうということで考えているところでありまして、今のところはその成果を見きわめ、また、5市町村長の意見がどのようにまとまるのかということが、3月末の最終会議の中での結論かなというふうに思っておりますが、私としては広域行政の推進を図っていくことが前提でありますので、これの推進には何としても消費者相談センター等々のプロジェクトチームをAAでまとめ上げました、早期に実現しやすいもの、早期に実現すべきもの、このことについては早期に実現できるように努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、パブリックコメントの問題であります。先ほどもお答えさせていただきましたように、私自身も期待外れをいたしておりますので、これは少ないからやめるということではなくて、継続してきめ細かく住民の皆さん方にこの制度を十分知っていただくような体制で、今後も気長く取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。言うならば、住民の皆さん方の行政に対する関心がなかなか少ないということは、やはり行政情報をいかに住民に提示するかと、行政情報を住民にいかにか知らしめるかということによって、住民の皆さん方が行政に関心を持っていたらというだけでありますし、そのことによって行政に参画していただけるというようなことも含めながら、このパブリックコメント制度というものを生かしていきたいというふうに思っておりますので、また、議員からいろいろ

ろな御提言をただいまいただきましたが、今後ともそういったことでひとつ御提言をいただきながら、私どももより多くの住民の皆さん方に、この制度に参画していただける手法を十分検討してまいりたいというふうに思っております。

現在のところは、閲覧箇所のコーナーの増設だとか、今、議員からも御発言がありました行政用語が余りに長々と続きますと、住民の皆様方は頭だけを見て中身を見ていただけないというようなこともありますので、住民の皆さん方が関心を持って見やすい手法等々も含めながら検討していきたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 私は、さきに通告してあります4項目について御質問いたしたいと思えます。

まず一つ目に、子供の安全対策についてということであります。

最近、子供たちをねらった凶悪犯罪が続けて発生しました。栃木県の事件については、まだ犯人も捕まっていない状態です。道内でも子供たちが不審者に声をかけられた例が、ことしに入って、11月までですけれども220件発生したと報道されております。しかし、ある先生によりますと、220件というのは報告されているだけであって、実際にはこの3倍から4倍発生されているのが事実らしいのです。そして、さらに昨年から見ると4倍の発生率、これが非常に大きな問題になっている。

それで、各地域でそれぞれに対応されていると思うのですが、我が上富良野町では実態と対応はどうなっているのかお聞きしたい。また、保育所、幼稚園を含め、学校の玄関などに防犯カメラの設置などはお聞きしたい。

続きまして、消費税対策についてお伺いしたいと思えます。

国の税制改正により、消費税の課税事業者の課税基準額が、3,000万円から1,000万円に引き下げられました。そんなことで、農業者だけでも200人を超える課税事業者がこの3月に申告されるわけです。特に、消費税の基準査定については非常に難しい。中でも1,000万円の基準ぎりぎりの人が、課税金額によって課税業者になったり外れたり、これはそのことによって毎年手続が必要になる。

それで、当然、個人指導といいますか、それが必要になってくるのではないかなと予想されますので、その指導体制と、また受け付け事務も非常に混

雑が予想されますので、その対応をお聞きしたいなと思います。

続きまして、農地の土地改良事業の支援についてお伺いしたいと思います。

町の基幹産業である農業は、農政改革、あるいは貿易の自由化などで年々悪化傾向にあって、特にことしにおいては全般的に価格の低迷で、その影響は非常に大きく、さらに、先ほど申されましたように消費税の納税も変わることから、厳しい経営状態が余儀なくされているのが現状であります。

農地の土地改良事業については、農家にとっては非常に大きなことでございますけれども、現状では、個人対応が非常に難しいのが実態でございます。

それで、土地改良事業の中でも心土破碎事業については、合併前の上富良野農協当時から、長年、町と農協とで支援されてきた事業でありますので、ぜひ心土破碎事業の支援策を講じていただきたいなというふうに思うわけでございます。

続きまして、4項目めの農業経営所得安定対策の対応ということをお伺いしたいと思います。

平成19年度から、新たな経営所得安定対策等大綱の導入が示されて、現在、その説明が、各地域で行われております。しかし、その説明には余りにも担い手に重視したといいますが、そんなことで規模の満たない、今言う10町規模ですか、これに満たない農家、あるいは高齢者にとってはどうも錯覚を起こすといいますが、経営ができないのではないかというふうに思ってしまう、農地を手放すといいますが、離農せざるを得ないような思い込みをしている方もいます。

そんなことで、必ずしも担い手でなくても、集落営農組織、あるいは特例によって面積規模の緩和措置、また、野菜作だとか施設園芸といった方法があるので、十分説明をいたして理解を求め、余り離農に拍車をかけないように対応いただきたいなというふうに思っております。

以上、4項目について、教育長及び町長に答弁をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の御質問にお答えさせていただきますが、1項目めの教育長の答弁につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

2項目めからお答えさせていただきます。

まず、2項目めの消費税対策についてであります。消費税の申告については、議員御指摘のとおり、税制改正により平成17年分の農業者の消費税の申告対象者は、既に課税事業者として申告してい

るものを含めまして、200件前後が見込まれているところであります。消費税の申告におきましても農業所得標準が平成15年に廃止され、全農業者がみずからの収支記帳等に基づいて、決算書、申告書の作成を行うなど、青色の申告者もふえてきているところであります。

議員御質問の基準につきましては、課税売り上げが1,000万円を超えて、課税事業者となるのか、消費税の課税取引になるものか、ならないものかなどの査定のことと思われませんが、本年4月に農業者の消費税申告、適正な収支記帳などの環境の充実を図るよう、農民連盟さん、農協さん、税務署、市町村と連携をとっているところであります。

経常的なサポート体制といたしましては、富良野地方農業所得者税務指導協議会を設立いたしました。記帳の勉強会等の開催、質問の集約、連絡・回答の体制が図られているところであります。また、消費税申告の受け付け等の体制についても、町といたしましては従来の所得税と同様の相談・受け付けの体制を図ることで考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目めの農地土地改良事業の支援についてお答えさせていただきます。

御質問の心土破碎事業につきましては、土地改良の一環として、町と旧上富良野農協によりまして、平成3年から平成11年までの8年間、ふらの農協としては平成13年から平成15年までの3力年間、農業者の負担軽減を図りながら実施してまいりました。

この心土破碎事業については、生産性の向上に結びつくことで実施をしていただいたものと思っております。その役割を果たしたものと考えておりますが、多額な費用を要する実態もありますので、農協等の意向も踏まえ、また、財政状況を見きわめながら、再度事業化が可能かどうか十分検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、4項目めの農業経営所得安定対策の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

経営所得安定対策につきましては、平成17年3月、国は新たな食料・農業・農村基本計画の重要施策の一つとして、平成19年産作物から品目横断的経営安定対策の導入を決定いたしております。この対策は、WTOにおける国際規律にも対応する対策として、これまでの価格対策から所得政策に転換して、担い手に施策の重点化を行うものでございます。

制度といたしましては2点挙げられ、一つは、諸外国との生産条件の格差を是正する対策、もう一つ

は、農産物販売収入の変動により経営に及ぼす影響を緩和する対策であります。この対策の対象はいずれも認定農業者で、10ヘクタール以上の農地を保有し、耕作する方及び集落営農が要件となっているところであり、対象作物としては、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用バレイシヨの5品目が対象となっております。種々申し上げましたが、国が導入する経営所得安定対策の導入により、農業者の皆さんの不利益にならないよう、町は農協など関係者で制度の説明を十分行いながら、理解をいただくために、12月中に各地で説明会を開催してまいっているところであります。

御質問のように、規模の小さな農家や高齢者等の認定農業者以外の方々が、農業を継続することはできないという考え方ではなく、施設園芸や野菜等の導入により、農業を継続していくことは十分可能であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 16番渡部議員の、1点目の子供の安全対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

最近のテレビや新聞で、毎日のように小学生にかかわる殺人事件等が報道されており、ニュースを聞くたびに大きな衝撃と強い憤りを感じているところであります。

私といたしましては、このような事件は全国どこで起きても不思議ではなく、私たちの町でも起こり得る可能性があるものと考えから、ふだんから子供たちの安全確保について、学校との連携をとりながら対策を講じてきているところでありますが、広島、栃木での事件発生後、早速、各小中学校の校長にさらなる児童・生徒の安全確保の対策として、集団での登下校の実施や通学路の危険箇所の把握、下校時においてどこから一人になるのかの実態の把握と、その対策等について指示してきたところであります。

また、その後の校長会の会議において、町に要請すること、教育委員会の役割、また学校やPTA・保護者が行う対策等について協議を行い、防災無線での広報、下校時のパトロール活動など、それぞれ分野で児童・生徒の安全を守るための実践活動を進めてきているところであります。

今後におきましても、教育委員会、学校、PTA、保護者や青少年健全育成を進める会等との連携のもとに、事件抑止のため万全の対策を講じてまいりたいと考えております。また、御質問にあります、学校等に対する防犯カメラの設置につきましては、前向きに対応していきたいと考えているところ

ではあります。何よりも大きな効果を発揮するのは地域の協力であろうと考えております。

幸い旭町住民会や栄町住民会等が、既に子供たちの安全確保のための見守り活動を進めてきていただいております。このような住民活動をさらに進めていただき、地域の子供は地域が守るという考えを定着させ、この上富良野から悲惨な事件や事故が発生しないよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 今の子供の対策からちょっと。

クラブ活動といいますが、授業終わった後の放課後クラブ活動のことなのですけれども、夏場については大体明るいうちに帰れるかなと思うのですけれども、秋口から冬にかけては日も短くなるということから、そこら辺の帰るのにはどうしているのか。冬になると、皆車で送り迎えしているみたいですが、どうしても農家あたりは秋口は農繁期で忙しいということで、自転車だとかそれに頼るのかなと思うのですけれども、明るいうちに帰ればいいのですけれども、そこら辺ちょっと実態はどうなっているのかお聞きしたい。

続いて、消費税なのですけれども、先ほど組織をつくって対応ということなのですけれども、勉強会だとか説明会は、これは当然必要なのですけれども、そのほかに実は非常に難しいといいますが、項目が収入の中でも雑収入という、これは国から来る奨励金だとか交付金だとかいろいろな形で入るのですけれども、この項目が大体各品目ごとで違うのですけれども、全部合わせると113項目あるのですね。米で言うと22項目ですが、あと一番多いのは酪農で40項目あるのですね。そのほか、その他ということで20項目、だから、大方は不課税といいますが、非課税対象なのですけれども、その中でも二、三十は課税の該当になるものもあるのです。そういったことで、毎年売り上げが多くて課税になっている人はいいのですけれども、先ほど言ったように、なるかならないかぎりぎりの人、そういった人が非常に大変なことなのかなと。

私、言うのは、今までも農民連盟で対応しているのですけれども、15年から標準がなくなったときに、個人対応して、減価償却費あたりは非常に毎年金額が変わって大変だということで、農連も機械を買ってパソコンで対応して、みんなにフロッピーを渡してやっているのが現状なのですね。そういったことで、所得の申告のときも個人対応も結構してい

るし、今回、消費税もかなり個人対応はしなければならぬのかなど。それで、対応するために、やっぱり経費もある程度かかるということですね。

ですから、農民連盟も農民の負担金で担っている以上、非常に厳しい状態が続いているので、言ってみれば消費税の1%は地方税、地方の方へ還元される。還元と言ったらおかしいですけども、入るのかなどというふう思うので、そこら辺からいくと、多少の応援といえますか、お願いできないのかなどというふうに思っているところなので、ぜひお願いしたいなど。

それと、次に土地改良事業ということで、私が以前に中山間地ということで何回か質問をさせてもらったときに、それは断念ということなのですけども、そのときに町長は土地改良の方で少し力入れたいとかということ、きのうの同僚の質問にもそういう話があったので、土地改良事業は非常に高額といえますか、いろいろなことを全部やれば事業量はかなりかさむのですけれども、心土破碎事業ですと、今までの実績でいくと1年間雪上心破も含めて、大体総事業費でもって1,000万円ぐらいなのです。単純に計算すると、半額助成で500万円、これは農協と両方であれば、それなりの負担といえますか、そんなことなので、できたらだんだん農家も大変な時代になってきて、土地改良もできないとなると、生産力もだんだん落ちてきて、さらに大変な状態になってくるので、それと先ほども言ったように、水田の雪上心破というのは非常に効果を上げていった一つの例がありますので、ぜひ対応したいなどというふうに思うわけでございます。

それと、最後の経営所得安定対策ということなのですけども、認定農業者の認定ということで、ちょっと聞くと、個人情報といえますか、法条例だとかそんなのに引っかかるような話をちょっと聞くのですけれども、これは農業委員会として当然指導もしていかなければならないだろうし、手続に対しては、行っていない人には当然指導するべきだと思うのですよね。そこをぜひ早目に指導していただきたいなどというふうに思うわけであります。

以上、再質問を終わらせていただきます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 16番渡部議員の子供の安全対策についての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

当然、クラブ活動も教育の一環であり、このことにつきましては、私どもの立場といたしましては、推進をしていかなければならないと考えているところであります。

今、スクールバスを優先しての路線バスが各地に

走っているところでありますが、実態としてはおおむね2キロ以上の子供たちをということではありますが、これは座席に余裕がある限りにおいて拡大をして、農村部や何かにおいても乗っていただけるような対応を図るべく、今、調整を進めているところであります。

クラブ活動の件であります、いずれにいたしましても、学校とか行政だけでは、個別になかなか対応できないということが実態であろうと考えております。やはり地域とか保護者の協力がなければ、今のこの時代背景からすると、子供たちの安全を守っていくということができないのかなどと考えておりますので、そのような子供の帰る経路とか時間とかを、地域とか保護者と共有できるような体制も今後はとっていかなければならないとは思いますが、何よりも保護者などの協力を求めていきたいなどというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に消費税対策でありますけれども、このことにつきましては先ほどもお答えさせていただきましたように、その対策として、富良野地方でも税務指導協議会を設置して勉強会等々を開催しているということでありまして、また、町といたしましても、その時期に入りますれば相談窓口をつくりながら説明をさせていただきたいなどというふうに思っております。

その中で、この説明に対応する中にありまして、いろいろな経費もかかるというお話でありましたが、そのことはよく理解するわけでありますけれども、そのことに対し公費を云々という御要望であったかと思いますが、なかなか難しい課題かなというふうに思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

それから、農地の土地改良事業の件でありますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、平成15年をもって最終的に心土破碎事業につきましては中止をさせていただいておりますが、いろいろな面でこの要望というものが上がってきているということは承知をいたしております。そういう中にありまして、今後、JAさんとの調整を図りながら、また、町の財政的な部分もございまして、そういったことを十分対応しながら、今、策定しております第5次農業振興計画等々の見きわめを図りつつ、十分検討を加えて対処してまいりたいと思っております。

最後に、経営所得安定対策、この制度を取り入れ

られまして、これにつきましては戦後、農政に対する大きな改革かなというふう思うところでありまして、お答えさせていただきましたように、従来の価格対策から所得政策に大きく転換すると。そして、今までのように全般的な農業支援策ではなくて、限られた農業者に対する支援であって、その支援の枠から外れた農業者、すなわち言うならば認定農業者でない農業者、そして認定農業者であっても10ヘクタール以上の耕地面積を確保できない農業経営者、担い手確保ができない農業経営者というような部分についてどう対処するのかと、これにつきましては、これから地域としても大きな課題でございます。

これらの対応の、19年からの実施に向かって、最終的には私の記憶が誤っているのかもしれませんが、少なくとも来年度の春ぐらまでは、最終的に認定農業者を確定し、そして19年から対応できる体制をしていかなければいけないだろうと。それまでの間に、少なくとも現在の我が町の認定農業者の数をもっともっとふやす手法をとらなければいけない。そのためには、議員から御提言ありましたように、いろいろな経営上の問題、プライバシーの問題いろいろな課題はあるわけですが、そういったことを十分対処しながら、農業委員会といたしましてもこれらの認定農業者の選任に当たりまして十分な配慮をしていただくように、町としても十分連携を図りながら進めていきたいというふうに思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） ちょっと一つだけ。

消費税の件なのですけれども、今まで見ている、税務課の職員さんたちその時期になると、毎日のように10時ごろまで残業しているのなかと思っているわけです。それで、前もってきちっと整理すれば、受け付け順にはそんなに込まないといいますが、手間かからないで済むのですけれども、これがただ放っておいていきなり個人で行くとかなり時間がかかると、そんなことなので、極力、農連あたりはそんな解消をするために協力しているのであって、そこら辺理解していただきたいなと。

以上、終わらせていただきます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の再々質問にお答えさせていただきますが、税務課の窓口の対応につきましては、御指摘の部分につきましても十分是正するように、担当の方に指示をさせていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、16番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、町の一般行政についての質問を行います。

次に、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります、まちづくりと次世代育成について質問をさせていただきますが、さきの同僚議員の質問と重複する面もありますけれども、御了承いただきたいと思っております。

質問は簡潔にということではあります、今回はさまざまな角度から質問させていただきますので、ひとつ御高察の上、実のある御答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私は、過去に何度となく真のまちづくりは青少年・子供の育成にあると思ひ、理事者に一般質問を行っているところであります。この問題が、今こそ最重要課題として取り組まなければならないと考えますが、子供たちが感動し、みずからその行動を示し、他の町の範となるようなまちづくりに邁進していただきたく、再度、町長の見解を示していただきたいと思ひます。

地方自治体の財政状況は、近年悪化の一途をたどり、地域の公共事業のぶんどり合戦はもはや完全に終息し、今はいかに予算の削減を行うかが問われる時代となっております。しかし、いつの世になっても変わらぬもの、それは次世代を担う青少年の育成がいかにあるべきかを地域全員が考え、実行することではないでしょうか。町では、上富良野町次世代育成支援行動計画、上富良野町エンゼルプランの作成、公民館講座事業実施計画など、詳細な計画書の作成をつくって取り組みいただいていることは一定の評価をいたしておりますが、その効果が出ているかと問われると、必ずしも一致した評価は難しく、どこにその問題があるかを検証しなければなりません。

言葉より行動ではないでしょうか。昨年、群馬県高崎市で小学1年生、浜名愛ちゃんが惨殺され、12月には奈良市における小学1年生女児誘拐殺害事件、先月は広島市で木下あいらちゃんが絞殺され、ダンボール箱詰め遺棄され、今月2日には栃木県大宮市の山林で吉田有希ちゃんが刃物による惨殺死体で発見、この1年生女児誘拐殺害事件は社会を震撼させ、各地で緊急に対策を模索している最中に、

宇治市で今度は児童の安全を守るべき立場にある学習塾講師が、塾生の小学6年生の堀本沙也乃さんを出刃包丁で惨殺、高校1年生女子による母親毒殺未遂事件、高校1年男子による同級生女子刺殺事件、家庭内暴力、虐待、また、親が子を殺害、親が子の養育を放棄するなどなど、かつての日本社会で想像することすらできなかった事象が日常茶飯事、平然とごく当たり前の社会になっていることに私は戦慄し、空恐ろしく、これからの日本はどのようになっていくのか、不安感でいっぱいです。これらの記事を町長はどのように感じ、現在、どのような解決策をお持ちか、また、将来にわたってどのような解決策をお持ちか、所信を述べていただきたいと思います。

まちづくりとは何か。立派な各施設ができました。道路網も舗装され、完備いたしました。行政サイドで住民向けの施策・事業を展開しているが、まちづくりはこれでよいのか、何か基本的に違うのではないかと私は思うのです。まちづくりの基本は、次世代育成にあると考えますが、行政も各機関において種々施策を行ってはいるが、これでよいのか、ありきたりの施策に過ぎないのではないかと私は思うのです。

私は、過去に何度となく町長にこの姿勢をただしてきたのは、まさにこの課題の解決策を探り、これからの日本の、皆この町の子供たちが伸び伸びとした環境で育つことが、町長の言う「だれもが住んでいてよかったと思えるまちづくり」と考えますが、町長の考えはいかがなものでしょうか。再度確認したいと思いますので、見解をお示しく下さい。

想像豊かな子を育て、だれしもが年老いていく過程で、幼少期の思い出は鮮明に残り、若いときは町の外へ出て種々経験をもちますが、後年はその町に帰って永住したいと思う気持ちが高ぶるのは、多くの方が持つ感情ではないでしょうか。教育とは、「心に灯をつけることだ」と、東北大前学長の西澤潤一先生は述べておられる。まさしく行政がその思い出を具現化する使命があると考えますが、いかがでしょうか。

子供たちが自分の両親を見て、将来は私たちは、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんみたいな人になりたい。そしてこの地、上富良野町を自分の故郷として当然に思われるような、誇り高いまちづくりをしていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

私は、よりよいまちづくりは、子づくり、子育て育成の次世代施策がすべてであると考えます。事件の背景に、現在の社会環境があるということ深く認識しなければならない。それには行政ばかりだけ

でなく、私たち住民一人一人がその重要性を認識して次世代育成に取り組むべきであり、行政はみずから率先してその施策を講じていただきたい。

ただいま申し上げました課題の示すものは、一刻も猶予することもできない最悪の状況下であり、最優先重要課題として取り組むべきと考えるが、町長の対応・対策についての施策指針についての考えを伺いたい。

最後に、一言加えさせていただきますが、だれでもが住んでよかったと思えるまちづくり、これは政府を初め日本全国すべての首長が目指すことであり、全国民が切望することでありませう。

以上申し上げます、私の質問といたします。

終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員からの御質問につきましては、御発言のとおり、幾度もちょうだいをいたしております、答弁させていただいております。国内の子供を取り巻く環境が悪化しているか否かは別といたしまして、痛ましい事件が各地で発生していることは、議員と同じように、怒りさえも感じているのが正直な心境であります。立ち返りまして、本町の状況は、幸いにも大きな事件や事故が発生していないことは、喜ばしいことと受けとめておりますし、関係いただいております多くの町民の皆様御協力に、改めて感謝と御礼を申し上げますところであります。

町といたしましては、御承知のとおり、平成16年度より組織的にも子育て支援班を保健福祉課内に設置いたしまして、核家族化が進む家庭の子育てに積極的に対処するとともに、子供センターの整備により、子育て情報の交換や不安解消なども対処できるよう、恒常的な支援体制を整えたところであります。

また、乳児期から学齢期に至る発達段階に応じた健診や相談には、保健師はもとより医師などの専門的な立場からの支援を継続的に整えており、必要によっては、より専門の機関への連携も行っているところであります。さらに、就学児童に対しましては、児童館での活動や少年団活動などに参加の機会を大きく開いている状況にあります。

しかし、これらの事業を行政で進めることだけでは足りるとは考えておりませう。何に増しても地域の皆さん方が、次の世代を担う子供を育てる役割を担うこととともに、力を尽くしていただかなければならないと強く感じているところであります。そこに、地域の教育力・福祉力が備わっていくものと信じております。今後とも必要な手だての構

築に努力を傾注してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 再質問させていただきますが、この一連の事件に関する北海道新聞の11月14日から今日までの膨大な記事ですね、このような記事が報道されましたが、町長は当然に目を通されたことと思いますが、ちょっと中を振り返ってみたいと思います。

まず、11月26日の新聞に出ておりましたが、私はこの記事を読むたび、またテレビでニュースを見るたびに、ちょっと私事ですが病院におりまして、ベッドの上で何度となく泣かされました。

木下あいりちゃんの父、建一さんが葬儀のあいさつの中で述べたことですが、生きている娘あいりと最後になったのは、当日11月22日の朝、職場に行くときに「あいりちゃん行ってきます」、「行ってらっしゃい」と、お互いに言って手を振って見送られたのが最後になりました。また、これは昨年のことなのですが、12月9日の道新に載っておりましたが、群馬県高崎市で浜名愛ちゃんが惨殺された事件について、お父さんは今までの事件当日を鮮明に覚えていますと。朝、娘が好きな服を選び、「お母さんきのう買った靴はどこ」、「名前を書いて玄関に出してあるわ」、新品の靴を履いて「行ってきます」と元気に登校しました。しかし、娘さんは冷たいむくろとなって帰宅したのです。お母さんは、顔を押し当てると、冷たいほおに涙が凍りつくようでした。私は、娘を授かって本当に幸せでした。殺されるなら、私がかわってあげたかったと、このような記事が載っております。

町長は、今回の質問の答弁につきまして、当然、こうした記事を十分お読みになって、質問の要旨を御理解の上、御答弁いただいたものと私は思いましたが、内容は余りにも乏しく、当を得てないと感じます。町長は、怒りを感じていると言われたが、私は怒りではありません。なぜこのような事件が連続して起きるのか、一体日本の社会は今どうなっている、この背景は何なのか、私はそのことが非常に心配であります。

この一連の事件について、対応策が道内を初め各地で模索されております。その記事も、このようにたくさん道新に載っております。中には通学路を外れると警告がなる、または防犯ブザーとPS携帯は決定打ではないと立ち上がる保護者ら、幼い命地域が盾に、ねらわれる子供通学の安全模索、親付き添い住民監視も限界、バス送迎も財政厳しくというような記事まで載っております。そして、これは12

月13日の新聞の一部に、住民同士のあいさつが基本だということがうたわれております。住民があいさつを交わし合うことが基本だという、住民同士が顔見知りになる機会がふえ、罪を犯そうとする人に思いとどませる効果も大きい。さらに、放置されたごみや不法ピラなどを処分し、環境を整備することが大切と指摘しています。また、子供に積極的にあいさつをしている地域もある。

12月8日の新聞ですが、これは本当に身近、旭川も幾つか新聞に出ていますけれども、富良野で家庭と学校、手携え子供の安全確保、富良野っ子見送り・見守りたいを結成、声かけ・不審者情報を共有という見出しの最後のマップに、上富良野町にも1人で通学する子供の情報把握を急ぐ、安全確保のため地域住民にも協力を求めていると語るとされております。

先ほど、教育長が同僚議員の質問に対し同じことを述べておられますが、私はたしかこの一連の事件につきましては非常に大変なことだと、そうした中でその対応策を、今後、町長は、本町の状況は幸いにも大きな事件や事故が発生しないことは喜ばしいことと受けとめております。確かに喜ばしいですよ。けれども、今後、このような事件が起きないとはだれも保障できないわけです。先ほど教育長も言っておられましたね、そうした中でその対応策を今後どうしていくのかということをお聞きしたいのです。

それと同時に、もう1点、先ほど申し上げました住民の協力、これを得るのにはどうしなければならないのか。自発的に協力を求めても、私は一向に進歩しないと思う。やはり行政が率先して住民に呼びかけ、次世代を継ぐ子供たちが伸び伸びと安心して生活できよう環境づくりをぜひ構築していただきたい。

この2点が私の今回の質問の趣旨であります。そうした点を踏まえて、いま一度、実のある御答弁をお願いしたいと思います。よろしく願います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、私自身も就任以来、まちづくりは人づくりが基本であるという信念のもとに行政執行をさせていただいておるところでありまして、議員が御心配いただいておりますような地域づくりの中で大変重要な課題であり、昨今の報道等々を見ますと、非常に残念に思うわけでありまして、本当に憤りを感じるわけでありまして、残念ながら現在はその予防対策というものについて、十分にこの予防対策、これを講じれば大丈夫であるぞという

ような決定的な予防対策は組めないというのが現状であります。しかしながら、子供たちの安全を守るための防衛対策は進めていかなければならないということでございます。

おかげさまで、ありがたいことではありますが、先ほどお話し申し上げましたように、子供たちを育てるためには、何といても地域と父母と、それと学校との三者が一体となって連携をとりながら対応を図っていかねばならないというふうに思っているところでありますが、地域におきますボランティア活動の中で、それぞれの地域でボランティア活動を始めていただいたということが、これが一つの起爆剤となって大きく地域をこぞって子供たちを守るというような体制づくりを促進していかねばならないというふうに思っております。

町といたしましても、そういったことを考えながら、ボランティア対策の対応のために事業を展開し、コーディネーターを置いて進めているところであります。そういったことを進めながら、今後、教育委員会との連携を図りつつ、子供の安全対策、今まで各議員から御質問いただきました諸施策の展開を図りつつ、促進を図り、安全で安心して住めるまちづくりを目指していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） いつも町長の御答弁は当たり前さわらずに納得がいけないのですが、きょうの新聞に政府も動き出しました。「子供の安全対策に重点」ということで、次年度予算財務省原案ができております。それから、その内容として、子供を守る緊急6対策、通学路の点検など閣僚会議で打ち出すと。緊急対策の内容ですが、先ほど御答弁の中にもいろいろ出てきたことですが、全小学校区で通学路の点検実施、安全マップ作成、全児童・生徒対象の防犯教室開催、1.不審者情報を共有するネットワーク構築、1.安全ボランティアへの参加呼びかけ、以上は2006年3月までに実施と。1.路線バスをスクールバスとして活用する方策を早急に検討、1.国民へ協力の呼びかけ。重点項目、1.危険場所での防犯カメラの設置促進、1.ICタグ電子荷札を用いた見守りシステムの開発の普及などを上げております。

私がこの問題について、こうまでしつこく心配して申し上げることは、町長どうですかね、私の考えることは過剰なのですかね、心配しすぎですか。町長はどのように受け取っていただいているのですか。私、やはりこれは行政だけで何とかといっても非常に難しい問題です。子供さん一人一人に、だれ

かボディーガードつけるというわけにもいかないし、これは私たち住民すべてが、隣りの子供だ、いや知らない子供だということではなくて、すべて私たちの子供だと。私たちの地域を、次の世代につないでいくための次世代の子供たちなのということをもっと強く認識して、我が子と思って一人一人が子供たちを見守っていく、そういう社会環境をつくらなければだめなのです。

町長、前にもお聞きしたことありますけれども、今はどうですかね。知らない子供さんに会ってあいさつしますか。御返事がないところを見ると、あいさつはなしと受け取ってよろしいですね。そういうことではだめなのです。これは、町長だけに申し上げているのではないですよ、議場の皆さんに申し上げているのです。やはり子供さんを見たら声をかけてあげてください。また、大人同士でも声をかけ、そのことが住民間のコミュニケーションを応援することなのです。そういうことが町長が言われる、だれもが住んでいてよかった、いい町だなと思える上富良野町のまちづくりでないでしょうか。こうしたことをひとつ行政が先頭に立って、あらゆる機関を通じて住民に呼びかけるような活動をしていただきたいと思っております。そういう考えがあるかどうか、もう一度お願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

この現状、痛ましい事件・事故等々の現状につきましては、私も議員と同じような考えを持っているということをもっとお答えさせていただきたいと思っております。そういったこと含めながら、先ほど来お話しさせていただいておりますように、まちづくりは人づくりという信念のもとで、いろいろな施策の展開をさせていただいております。

議員御質問にありましたように、今、私も町がこの種の事業展開をしている事業が全く地についていないという御指摘を受けておりますが、私といたしましては、今取り組んでいる施策を実直に進めていくことによって地域づくりがなされていき、子供たちの安全につきましても、先ほど来、他の議員の皆さん方から御質問いただいている中で、教育長の方からもお答えさせていただいているような施策の展開を進めつつ、子供たちの安全・安心を図れるような地域づくりを目指していかねばならないというふうに思っているところであります。そういう信念のもとに、この種の事業展開を数多く展開させていただいておりますので、それらの事業に、例えばこういうふうにご事業は是正した方がいいよというような提言がありましたら提言をいただきました

いなというふうに思います。

現在の痛ましい、厳しい状況につきましては、議員と同じような考えを持っているということを御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたしました。

日程第3 議案第1号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第1号平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第1号平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の提案要旨につきまして、最初に御説明申し上げてまいります。

まず最初に、新たに予算措置をします施策について申し上げます。

農業関係では、JAふらのが事業主体で実施します防衛庁補助の演習場周辺農業施設設置事業により導入を予定していました酪農機械と、国の強い農業づくり交付金事業として、北海道を通じて要望しておりました農業機械の赤エンドウ色彩選別機がともに本年度予算で前倒しで事業採択となったことから、JAふらののに対する間接補助として補助金相当額を歳入及び歳出予算に同額、計上しようとするものであります。

総務関係では、来年3月に本町と姉妹提携を結んでおりますカムローズ市より、カムローズ高校生一行が友好交流のため来町されますことから、町と国内外交流の会で受け入れ対応を図るため、所要の経費を計上しようとするものであります。

教育関係では、上富良野町立清富小学校が来年3月末をもって閉校となることから、閉校事業に伴います所要の経費を計上しようとするものであります。

次に、既定の経費について申し上げます。

4月の職員の定期異動及び人事院勧告並びに各委員会、特別職等の条例改正による減額などにつきまして、各会計ごとに人件費として計上してあります額を調整することを初め、その後のそれぞれの状況に応じまして、所要の額の調整を全体的に行っております。特に、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金が1億1,000万2,000円で確定しましたことから、対象の既定事業におきましては事業費調整と一部充当外を行うのに加えまして、来年度以降に施工を予定しておりました道路側溝整備事業の

一部を前倒しをして実施できるよう所要額を計上しております。

また、今般の原油高騰による各施設や車両等の燃料費の不足する予算の増額と、各事務事業の執行に伴い、増額、あるいは不用額を減額するなどの予算調整を行うとともに、町内の方から9件、80万5,000円の御寄附をいただきましたことから、それぞれの趣旨に沿いまして予算の計上を行っております。

以上の予算措置を行った上で、全体に余剰となる一般財源のうち6,000万円を財政調整基金に積み戻しをする措置を講ずるとともに、予備費において今後の財政需要に備えるため、一定の額を計上するものであります。

続きまして、平成18年度より指定管理業務実施によります日の出公園施設、上富良野町パークゴルフ場指定管理業務につきまして、債務負担行為を追加設定いたします。また、旭野川砂防工事につきましては、事業量が増額となったことから、既定の債務負担行為の限度額を増額変更し、事業の促進を図ろうとするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、4事業の事業確定に伴い、限度額の調整を行うものであります。

以上、申し上げましたことの内容とし、総体の補正予算を調整し、議案として上程した次第でございます。

以下、議案の議決事項の部分につきまして、説明をまいります。

議案第1号平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

平成17年度上富良野町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ906万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億39万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

この1ページに記載の第1表歳入歳出予算補正の

内容につきましては、議決事項でございますので、款ごとに補正額を朗読してまいります。

第1表、歳入歳出予算補正。

1.歳入。

12款分担金及び負担金、補正額438万8,000円。

13款使用料及び手数料2万7,000円の減。

14款国庫支出金439万9,000円。

15款道支出金1,474万9,000円の減。

16款財産収入40万3,000円。

17款寄附金80万5,000円。

18款繰入金89万6,000円。

20款諸収入12万円。

11款町債530万円の減。

歳入合計が、906万5,000円の減であります。

次に、2ページに入ります。

2.歳出。

1款議会費163万円の減。

2款総務費6,167万円。

3款民生費1,505万8,000円。

4款衛生費741万8,000円。

6款農林業費5,519万9,000円。

8款土木費7,944万3,000円の減。

9款消防費40万4,000円の減。

10款教育費426万7,000円。

次に、3ページをお開き願います。

14款給与費2,745万8,000円の減。

15款予備費4,374万2,000円の減。

歳出合計が906万5,000円の減でございます。

次に4ページ、第2表債務負担行為の補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げました追加設定及び限度額の増額変更によりまして、朗読をもって説明いたします。

第2表、債務負担行為補正。

(1)追加。事項といたしまして、日の出公園施設(日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキーリフト)指定管理業務。期間は、平成18年度から平成20年度、限度額8,895万8,000円でございます。

続きまして、上富良野町パークゴルフ場指定管理業務。期間が、平成18年度から平成20年度、限度額1,352万円でございます。

続きまして、(2)変更でございます。旭野川砂防事業(平成17年度)、補正後につきましては、期間が平成17年度から平成18年度、限度額が9,318万8,000円に変更するものでございます。

続きまして、第3表の地方債補正につきましても冒頭申し上げました事業費確定に伴い、限度額の補正額を朗読をもって説明いたします。

第3表、地方債補正。

(1)変更。起債の目的でございますけれども、南3条通り改良舗装事業につきましては、補正後600万円、見晴台公園整備事業1,550万円、町営住宅建設事業5,720万円、図書館整備事業が3,280万円でございます。

以上、ここまで御説明申し上げました事項につきましては、議決対象事項でございます。

5ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でございますので、御高覧いただいていることで、説明については省略させていただきます。

これもちまして、議案第1号平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。

原案どおりお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 20ページの燃料費の関係でございます。

灯油の値上がりにより、これは仕方ないかとは思いますが、今、補正を組むわけですけれども、参考までに庁舎内の温度は何度ぐらいに設定しているのかお尋ねしたいと思います。余り暖かくないなと思っておりますけれども、これはボイラーがかなり古くなってきているのではないのでしょうか。そういったこともちょっと、温度設定何度ぐらいに、今、私ちょっと厚めに着ていますけれども、こっちの方が余り、きのう傍聴の方も寒い寒いと言っておられましたが、ちょっと厚着を、今、ウォームビズで少し温度を下げてということ提唱しているようですけれども、ここの役場では温度設定何度ぐらいにしているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長(中川一男君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 3番村上議員の御質問であります。庁舎内の温度設定でございますけれども、何度ということではなくて、通常の形で1度ぐらいの設定を若干下げているというふうに承知しているところであります。

この建物につきましては、暖房設備につきましては、現に老朽化に対する対応はさせてもらっておりますが、温水の循環の暖房器具や何かも補助的にご

ざいますが、これらについても古くなって、これについての対応はさせていただいているところであります。二十一、二度ぐらいなのかなというふうに、温度設定についてはそのようなことかなというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 債務負担行為の補正の件であわせてお伺いしたいのは、上富良野町のパークゴルフ場を指定管理業務に移行するわけですが、あそこに売店が設置されております。担当の課長にも言っておいたのですが、出店している側には条例の改正が行われるということが一切耳に届いていないということで憤慨しております。本来でしたら、こういう業務の移行に当たっては、事前にそういった業者にも変更があるのだということが伝わらなければなりません、もう伝えたのだということであればそれでいいと思いますが、伝わっているのかどうなのか。この業者はどこで聞いたかといったら、指定を受ける業者から初めて聞いたというような内容になっておりますので、やはりそういうことは行政として、まさに怠慢だというふうに私考えておりますので、ここら辺がかわった後に当然業者との関係で業務についての決めるということであるから、それはそれでいいのだということにはならないと思いますので、この点をお伺いしておきたいと思っております。

これは、恐らく4月1日から移行するというところで、当然スムーズにその管理運営がなされるということの前提で、債務負担行為ということも含めてこういう形になっているのだというふうに思いますので、そういう苦情の処理の問題も含めて、十分地域の利用者方とのトラブルに際してもきちとしたマニュアルで対応するというような、そういうような指導もなされているのかどうなのか、この点についてもお伺いしておきたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、19ページの税務の総務費の形で償還金利子及び割引料ですか、過年度分の町税還付金という形で、これは予定納税との関係なのか、確定申告がどうなのか、その点。それとあわせてお伺いしたいのは、近年、滞納者もふえるという形になっておりますが、その督促に合わせて町から督促状が発行されると思っておりますが、近年では既に道や国においては、こういう督促状においては個人名、あるいは金額を伏せるという形の措置がとられておりますが、上富良野町はこういった体制というのはどのようになっているのか、この点についてお伺いしておきます。

次に、25、26ページにかかわってお伺いいたしますが、今回の社会福祉総務費という形の中で、町の福祉協議会の補助という形になっておりますが、これは人件費の補助なのか、その点お伺いいたします。今後、制度の改正によってヘルパー等の研修制度が変わるという形がありますが、現在、福祉協議会のヘルパーは正も含めて何人いらっしゃるのかという点と、近年、出入りが多いという形になっておりますが、その実態等をつかんでおられるのかどうなのか。それと、これから福祉協議会が担っている訪問介護等の支援に当たって、国は介護福祉士の資格を前提としてヘルパーの制度を廃止すると。廃止するかわりに、現在、2級、1級持っている方については一定の研修時間を設けて、研修を受けた方についてはその制度を自動的に移行しますよという体制になっているかと思いますが、その点、それにふさわしいような体制がどうなっているのか、この点をお伺いいたします。

それと、同ページで老人福祉費との関係で、介護保険費という形で、介護保険の特別会計からも繰り出すという形になっておりますが、あわせてお伺いいたしますが、現在、上富良野町で特別給付という形の中で、町独自の上乗せ分を利用者に対する負担を軽減してもらおうと。少しでも利用してもらおうという形の中で上乗せ分を実施しておりますが、これは非常に喜んでおられます。

町の行財政改革の中では、ことしから来年度にかけて上乗せ分を廃止するというような方向を打ち出しておりますが、制度の中身からいっても、利用者側からいっても非常にありがたい制度だと、これを廃止するというのはいかがなものかというふうに考えておりますので、現在、利用されている方は何人おられるのか。あわせて、その制度を設置した目的からも逸脱するのではないかと、育てるべきでないかなと思いますので、この点についてどういう見解をお持ちなのか、伺っておきたいというふうに考えております。

次に、37、38ページにかかわって、町道の維持管理費の問題についてお伺いいたします。

今回の道路の維持補修費というのは、いろいろと燃料費も含めてなのですが、道路整備、側溝という形の中で必要なものになってきています。道路の新しい新設がないという状況の中で、町の政策の中にも、ことし、来年という形の中で町道の維持費が減額の方向にあります。途中で補正するということがありますので、適正な維持補修の予算を計上すべきではないかというふうに、年度末を迎えるという状況の中で、その点を考慮した予算の配分というのが必要だと思いますので、この点についてどういう見

解をお持ちなのか伺っておきたいと思ひますし、今年度の道路維持予算というのはどのくらい使われているのかということは別としても、適正な予算の確保ということが今年度の予算を見てもちょっと考えさせられる部分がありますので、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

次にお伺いしたいのは、43、44ページにかかわって、公園費という形で見晴台の整備、ことし、来年にかけて整備されるかと思ひますが、この用地取得費の中で、平米当たりどのくらいの単価で用地買収が行われているのか。それとあわせて、パブリックコメントという形の中で見晴台の名称等も公募しているかと思ひますので、今後のそういう制度において、町民の多くにこの利用形態においてもいろいろの声を聞く必要等あると思ひますので、この点。

それと、45ページにかかわって、泉町北団地の公営住宅の整備という形で行われておりますが、従来から公営住宅の整備、あるいは道路整備、建物が建ったときには、速やかにその周辺の環境を整えるという形の中で、道路や前庭、庭の整備をするという形になっておりますが、北団地については舗装が来年されるのか、今年度本来であれば速やかにするということがあったのだと思ひますが、この点どういう方向性になっているのか、この点お伺いいたします。

それと、学校給食の問題についてお伺いいたします。

学校給食の整備という形の中で、本年度ボイラー等の整備が行われましたが、来年度以降の整備は相当老朽化しておりますので、そういう計画は当然あると思ひますので、この点。

それと、現在、学校給食というのは何食つくっているのか。それと、今、現場の話を聞きますと、学校等における給食のプラスチック類、あるいは生もの類、紙類という形の分別が非常にされていないと、されているところもあるのですが、徹底していただきたいというような声も出てきております。下ではどうなるかということになると、現場で回収した後、非常な手間暇をかけて分別に苦慮しているということが言われております。今、調理でも衛生面でも保健所あたりから相当厳しく言われ、なおかつ仕事ですから当然なのですが、事前の分別があればさらにその管理についても軽減されるというふうに思ひますので、この点についてお伺いしておきます。

次に、前後になりますが、53ページの清富小学校の学校閉校という形で、来年度からという形になっておりますので、この予算90万円、分担金・

交付金という形になっておりますが、この内訳はどういう内訳なのか。それとあわせて、学校が跡地利用という形の中で、町の将来、1年以内にその計画を持つということの説明がありました。町民にしてみれば、やはり閉校した後の跡地利用というのは、いろいろ意見を持っておられる方もおります。そういう意味で、こういった部分に対しての住民の声を聞くということも考えておられるのか、この点お伺いしておきたいと思ひます。

次に、最後になりますが、59ページの職員給与費という形で、人事院勧告の中での給与の削減等が出てきておりますので、将来的な給与費の町が示した職員定数も含めて将来の物の考え方をお聞きしたいと思ひますが、既に組合との交渉の中で給与費の考え方についても、予定ではこの10月、11月に入っているという形になっておりますが、どのような給与改定をしようとしているのか。

もう一つは、あわせて人事評価についても適正な給与、いわゆる人の成果によって給与配分を決めようという話かというふうに思ひますので、こういった部分に対しての何らかの評価基準を持っておられるのか。Aという人は、従来の100から105%成果が上がりました。しかし、Bは100をも超えられないというような評価というのは、非常にこれは難しい評価の部分もあるのだらうと思ひますので、こういった人事考査において、客観的にだけから見てもこれは公平だと、公正だというような評価というのは、本当に心情が入ったりいろいろな情が絡むわけですから厳しい面もあると思ひますので、ましてこういう行政管理ということで、果たしてそれが人事評価という給与に結びつき、人の効率に、評価に本当に正しいのかという問題も含まれておりますので、物の考え方として今回承っておきたいと思ひます。

議長(中川一男君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 9番米沢議員の教育委員会関係にかかわりましての御質問にお答え申し上げます。

最初に、パークゴルフ場の指定管理者への指定管理の件でございますが、今定例会におきまして指定管理者の議案提出をさせていただきます。議決をいただいた後に、平成18年4月1日から移行するわけですけれども、その中におきまして、御質問の現在出店されている方に対する説明でございますが、この点につきましては、前段のお話として、担当の方に指示をいたしまして説明をしているというふうにしてございますが、なお不十分ということにつきましては、また改めて不安のないように説明をしたいと思いますというふうにご考えてございます。

それから、議決された後に指定管理者への移行に当たりましては、協定という形で、その内容につきまして詳細にわたりまして協定を結ぶわけですが、これまでどおり利用者にとって支障のないように、不便のかかることのないように、スムーズな移行をするように努めてまいります。

それから、補正予算関係でございますが、給食センターの施設整備についての御質問でございます。

現在、1,180食ほど提供してございます。その中におきまして、やはり施設の老朽化と申しますか、年数経過とともに不備な点が出てきております。来年度以降におきまして、計画してございませぬものいろいろございます。調理室天井の整備であるとか、屋根の整備、それから給食配送車におきまして19年度には更新をしまっているように考えてございます。

それから、ごみの分別に関しましては、かねてから各学校に分別を徹底するようというふうをお願いをしているところですが、実態として中にはまじっていたり、プラスチックのものの中に違うものがまじっているといったものが見受けられておりますので、この点につきましては、学校長の会議におきまして、さらに徹底をするようお願いをしていきたいと思っております。

それからもう1点、清富小学校の閉校に関しましてですが、今回の補正予算におきまして負担金90万円を計上してございます。この中身につきましては、閉校実行委員会を設立させるということに対しての負担でございます。式典に係る費用、それから記念品、記念誌の作成、表彰、それから事務費につきまして、これら内容といたしまして90万円を負担する予定でございます。

それから、清富小学校の現在の建物の来年4月以降の跡地の利用につきましては、現時点におきましては今後において検討するということになるわけですが、何といたしてもやはり地元の方々の意向に添った形でということで、補助事業のメニューの範囲内といえますか、補助金の返還とならない範囲での活用となりますけれども、何といたしても地元住民の方々の意向を第一に考えまして、跡地利用の検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 過年度の町税還付金であります。個人住民税の過年度分還付確定申告及び法人町民税の確定申告による平成16年予定納税分の還付金でございます。

それから、督促状の関係でございますが、納付期

限後の督促におきましては、第1回目の督促におきましては、はがきをもって督促状を出しております。2回目以降の督促におきましては、封書によって行っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 御質問いただきました社会福祉協議会への補助の関連でございますが、これにつきましては、事務局職員の方の給与、手当、それから共済費によって起きた内容のもので、今回補正をさせていただくものでございます。

なお、ヘルパーの方々等に関しましては、社会福祉協議会がサービス提供事業者として事業で展開をいたしていただいておりますことから、これらについては対応しているものではございませんが、現在のヘルパーの方々は何人かということについては、それからあわせて出入りしているということでございますが、確たる内容は私も確認いたしてございません。

それから、今後のヘルパーのありようということでございますが、まだ、第2期、第3期に向けての内容の中では、それらについてはまだ変化があるというふうには私自身はとらえてございませぬものですから、特にその体制というものを特段考えてなかったということでございます。

それから、3点目の上乘せサービスにかかわって、現在の利用は何人かということですが、これは後ほどお伝えをしたいと思います。今後のありようということでございますけれども、上乘せサービス自体が今後の予防介護にどう対応していけるものかということも各種ございませぬので、これについてはもう少し検討を加えさせていただこうと思っております。継続するとすれば、応分の御負担をちょうだいしながら進めていくことで、その効果を発揮していくことも一つの方策であろうかというふうには思っております。もう少し時間をちょうだいしたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 1点目の道路側溝の件でございますけれども、これにつきましては当初予算におきまして、年間五、六百万円ぐらいずつは計上しております。今回のこの補正につきましては、2次の調整交付金におきまして、今まで継続して行っております南基線の北21号から北20号間がこととして完了いたしますけれども、45メートル分の側溝整備を行うものでございます。

2点目の見晴台公園につきましては、平米当たり

単価でございますけれども、これにつきましては宅地見込み地といたしまして、平米6,600円ということで予定してございます。

それから、パブリックコメントの件につきまして、議員と同じように考えておきまして、名称等、また管理運営の方につきましても広く意見をいただきたいと、そのように考えております。

それから、3点目の泉町北団地の3号棟でございますけれども、これの周辺整備の中におきまして、扇町通のことかと思っておりますけれども、これにつきましては今後の調整交付金などによりまして、今のところ想定しておりますのは、平成19年以降に整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 職員の給与に関しまして、人事院勧告等の部分での御質問であります。本年、夏の人事院勧告におきましては2点ございますが、1点目としては、さきの臨時議会で議決いただきました給与改定の部分でございますが、もう1点は、これまでの市町村職員の給与制度につきまして、抜本的な制度改革が勧告内容としてなっております。それは来年の4月施行という部分でございますけれども、これの中には議員からの御質問がありました昇級に当たっての勤務評定等の部分とか、いろいろな勧告内容となっております。これらにつきましては職員組合とも、ただいま人事院勧告に基づいて見直しを図っていくようなことで、ただいま協議をしているところでございます。

議長（中川一男君） 再質問は、昼食休憩後としてよろしいですか。

昼食休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第1号の件を米沢議員の再質問から続行いたします。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 税の督促の関係で、1回目、2回目からという形で報告がありましたので、それを最初からそういう形にできないものかというふうに考えております。

確かに税を滞納しているという形で、町の方では将来は名前を公表するというようなこともっておりますが、それ以前に、そういう人であっても一定のきっちり納めている方もおられますし、悪質な方

もおられるのかもしれませんが、それが一つにすべてが悪質だというイメージになっては困りますので、一生懸命おくれながらも納めているという方もおられます。そういうことを考えたときに、やはり最初からきちっと名前を伏せるという形、金額も伏せるという形の方向で検討する余地があるのではないかとこのように考えますので、この点、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次は、介護保険の問題では、今後、上乗せ部分については、これが果たして効果があるのかどうかという形の話が出てきましたが、私、効果があるというふうに判断しておりますし、確かに町の財政からするとお金がかかるという論議になります。予防給付という形の中で、制度も変わってくるということもありますが、基本は安心して介護が受けられるかどうか、負担を少しでも軽減できるようにするというのが、こういう介護予防医療も含めて上乗せだとかという形になっているのだと思いますので、この点はきっちり押さえて対処する必要があるのではないかとこのように考えておりますので、もう一度、この点を答弁願いたいというふうに考えております。

あと、ヘルパーが何年度からなるのか調べていただきたいと思うのですが、すぐ法制度の改正によって移行するのかということがあると思いますが、将来、国ではそういう方向でいきますというような制度の改正がうたわれておりますので、ヘルパーについては介護福祉士の資格を基準としますと、それがないと報酬も下がりますということの話であります。そういう意味では、やはりそういう移行段階に当たっては、支援する体制がなければ、福祉協議会独自でも行うことは可能なかもしれませんが、財政的な負担、あるいは個人的な負担が伴います。そういう意味では、いつからそういうものが実施されようとしているのかということも見きわめて、十分その支援する体制を行政としても方向性を持つ必要があると思いますので、この点について、もう一度答弁願いたいというふうに思っております。

あと、人事評価の点についてですが、その判断基準の問題等があります。この行政改革の大綱の中には、来年度は約5,500万円の給与の見直しで行う。そのほか手当も含めるという形で細かい数字も載っておりますが、やはり生活にかかわる部分も職員にしたらありますので、そういった部分での点で、よく組合員としっかり話すその前提で、やはり一方的な給与の削減というふうにはならないと思いますので、その点。

それと、人事評価の点についてなのですが、これは非常に難しいと思うのです。一般の企業でした

ら何ぼ売り上げがあったと、それに対して目標ですと、これに対して何割足した、100%超したという形で一目瞭然わかるというのはありますが、行政というのはそういう意味ではまた違う側面も持っておりますので、こういった意味で、本当にこういった評価が正しいのかどうなのかという点で疑問があります。

もしも実施するとすれば、町では第三者も含めて、そういった私情が入らない感じで対応するという形になるのだらうと思いますが、この点、どういうイメージで進められようとしているのか、もう一度答弁願いたいと思います。

学校の跡地利用については、地域住民を第一にということでもありますから、それは大切にしていきたいのと同様に、やはり多くの人たちも、当然もう既に何らかの形でかかわっていますから、そういう意味では、そういう人たちも含めて将来のあり方というものを幅広く意見を求めて、どうするのかということのをきっちり対策を講じる窓口を開くということが必要だと思いますので、この点もう一度答弁願いたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 米沢議員の質問にお答えいたします。

内容が見えない方法といたしましては、目隠しのシールを張る方法、それから折り込む方法等ありますけれども、今後、検討してまいりたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。前段お許しをいただきまして、後ほど上乗せの利用の数をということでございましたが、今年度につきましては短期入所が4件と、それから訪問介護につきましては21件の利用がございました。

まず、1点目の上乗せサービスにかかわる内容でございますが、効果があるかないかということでございますが、在宅を推進するということからいえば、それらの対応については、私どもとしても比較的程度の効果はあるというふうには思っております。ただ、実施していくかどうかということも、先ほど申し上げましたように時間をちょうだいしたいということでもあります。当然にしているような状況からいっても介護保険の限度額をお使いいただいている、さらにその上ということもございますので、応分の御負担をちょうだいすることで、その機能を維持するということも一つの方法ではないかなというふうには考えてございます。

次に、ホームヘルパーの関連でございますが、こ

れ基本的には各事業者の方々がお考えいただくことになろうと思いますが、そういう中にありまして、今の私どもの知り得る情報の中では、第3期の介護保険のかかわりには直接的に影響はないというふうにお聞きをいたしてございまして、経過的にはおおむね3年というふうには聞いてございますが、まだ確定はしてないようであります。

これらの中で、この3年間の中でどういうふうにするのかということについては、何回も申し上げますが、やはり事業所としてお考えいただくこと、もしくは個々で介護福祉士としての認定をちょうだいしていく形というのが起き得るのかなというふうには考えます。それぞれホームヘルパーの方々の所属がありますし、それぞれの事業所で基本的にはお考えいただくことになっていくものというふうに理解をしております。

町としてどうしていくかということ、社会福祉協議会に対応して、支援の体制としてどうするかということでございますが、今申し上げましたように、基本的には事業所でお考えいただくことが大事であらうというふうに思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 米沢議員の4点目でございます。人事評価に関する御質問でございますが、職員給与の勤務実績の導入ということで勧告がなされておりますが、これについては、今、勧告内容で示されておりますAからEまでということで、良好から良好でないという5段階の勤務評定をすることの内容になってございますが、これらについては、これの判断基準がまさに客観的に求められてくることとなりますので、これらの国の判断基準を参考にしながら、職員組合ともこれらについての協議を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢議員の5点目の再質問でございますが、清富小学校の跡地利用に関しましては、第1としまして、清富住民会の住民の方々の意向を踏まえながら検討していくというふうに考えてございますが、議員御意見のように、多くの方々のまた意見をいただきながら、より有効的な活用を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質

疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

議長(中川一男君) 日程第4 議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程されました議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましては、1点目は退職者医療に関する前年度療養給付金交付金の精算に伴いまして、交付を受けるものであります。2点目は、一般会計繰入金のうち、基盤安定負担、財政安定化支援、職員給与費のそれぞれについて額が確定したことによりまして、所要の補正をするものであります。

歳出に関しましては、1点目は、職員の給与費等を減額しようとするものであります。2点目は、保険税につきまして、資格喪失等、世帯移動の変更による還付のため所要の補正をしようとするものであります。3点目は、国庫負担金につきまして、前年度分が超過交付となっておりますので、償還のため所要の補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

平成17年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,773万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみを申し上げます。

1.歳入。

3款療養給付費交付金、補正額1,104万2,000円。

7款繰入金83万7,000円の減。

歳入合計といたしまして、1,020万5,000円となります。

2.歳出。

1款総務費97万9,000円の減。

9款諸支出金1,458万6,000円。

10款予備費340万2,000円の減。

歳出合計といたしまして、1,020万5,000円となります。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で御説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

議長(中川一男君) 日程第5 議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程されました議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

平成17年度におきまして、医療費及び事業者の動向が当初見込みより増加傾向にありますことから、医療費及びそれに伴う交付金等につきまして増額補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)。

平成17年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億936万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,151万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げます。

1.歳入。

1款支払基金交付金6,262万6,000円。

2款国庫支出金3,115万6,000円。

3款道支出金778万9,000円。

4款繰入金778万9,000円。

歳入合計といたしまして、1億936万円となります。

2.歳出。

医療諸費、補正額1億936万円。

歳出合計といたしまして、1億936万円となります。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の

趣旨を御説明申し上げます。

1点は、介護保険特別会計所属職員給与費の人事異動等の影響によります減額補正であります。2点目は、介護保険法の改正に伴い、平成18年4月1日から介護認定にかかわる1次判定内容が改正されるため、各保険者に国よりそのコンピューターソフトが変更配付となり、現有コンピューターが対応できないため、新たにパーソナルコンピューターの導入に係る補助を得て整備しようとするものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成17年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,572万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1.歳入。

款の補正額のみを申し上げます。

2款国庫支出金8万円。

6款繰入金90万5,000円の減。

歳入補正額合計が82万5,000円の減となるところであります。

2.歳出。

1款総務費82万5,000円の減。

補正額合計が82万5,000円の減となるところであります。

2ページ目以降の事項別明細書及び給与明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号

議長(中川一男君) 日程第7 議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点としまして、消費税確定申告に伴う還付金の増額でございます。2点目としまして、歳出減に伴いましての一般会計繰入金の減額でございます。

歳出の1点目としまして、給与費改定に伴う減額でございます。2点目としまして、里仁浄水場に係る光熱水費の増額計上でございます。3点目としまして、里仁ろ過施設整備事業の外構工事費確定によります減額でございます。4点目としまして、起債償還利率を当初2.5%見積もりでありましたが、実質2.0%に確定したことにより減額をするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成17年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,878万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げます。

1.歳入。

2款繰入金150万4,000円の減。

4款諸収入101万5,000円。

歳入の合計48万9,000円の減でございます。

2.歳出。

1款衛生費14万9,000円。

2款公債費63万8,000円の減。

歳出の合計48万9,000円の減でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号

議長(中川一男君) 日程第8 議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、自己財源充当による繰入金の補正でございます。2点目としまして、建設事業費確定などによります町債の補正でございます。

歳出の1点目としまして、給与費改定及び職員削減に伴いましての一般管理費の補正でございます。

2点目としまして、起債対象事業費確定などによる建設事業費の補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成17年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,333万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,999万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げます。

1.歳入。

3款繰入金1,053万円の減でございます。

6款町債280万円の減。

歳入の合計といたしまして1,333万円の減でございます。

2.歳出。

1款下水道事業費1,333万円の減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第2表、地方債補正。

(1)変更。起債の目的、公共下水道事業（一般分）の限度額は280万円減の1,240万円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から14ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

15ページをお開き願いたいと思います。

下水道事業債の地方債の当該年度末現在高見込額は、279万9,000円の減の33億6,500万4,000円でございます。

以上で補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第7号平成17年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第7号平成17年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨といたしましては、給与費改定に伴いましての減額でございます。予備費につきましては、収支の差額分を計上するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成17年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成17年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用37万3,000円の減。

第4項予備費37万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費37万3,000円の減でございます。

次のページの平成17年度上富良野町水道事業会計予算実施計画から以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号

議長(中川一男君) 日程第10 議案第8号平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長(垣脇和幸君) ただいま上程されました議案第8号平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、補正の要旨について御説明いたします。

最初に、予算第3条の収益的収入、支出についてでございますが、1点目は、医業収益の外来、入院の減額を計上いたすものでございます。薬の長期投与、患者負担の変更などにより、診療収入が減少しており、同じく支出におきまして、薬剤費、診療材料費の相当額の減額を行うものでございます。

2点目は、退職事務職員の不補充により委託を行う費用の補正をお願いするものでございます。また、今般の人事院勧告に伴います給与改定に伴う給与・手当等の減額を行うものでございます。

3点目は、カルテのA版化切りかえにかかります消耗備品の増及び消費税につきましては、納付予定額の補正を行うものでございます。

4点目は、資本的収入、支出についてでございますが、寄附金の計上でございます。町民4名の方より、35万円の御寄附をいただきましたことから、趣旨に沿って備品等の購入に関して所要の費用を計上いたすものでございます。

次に、議決事項の変更といたしまして、職員給与等の額を改めるものでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第8号平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)。

総則。

第1条、平成17年度上富良野町病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益1,586万円の減。

第1項医業収益、同じく1,586万円の減。

支出。

第1款病院事業費用1,586万円の減。

第1項医業費用1,672万1,000円の減。

第2項医業外費用86万1,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入35万円。

第4項寄附金35万円。

支出。

第1款資本的支出35万円。

第2項建設改良費35万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

1.職員給与費1,768万2,000円の減。

次に、1ページからの補正予算実施計画書及び補正予算給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 認定第1号

日程第12 認定第2号

議長(中川一男君) 日程第11 認定第1号平成17年第3回定例会で付託された継続審査の議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件、日程第12 認定第2号平成17年第3回定例会で付託された継続審査の議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

各会計及び企業会計決算特別委員長西村昭教君。

各会計及び企業会計決算特別委員長(西村昭教君) ただいま上程されました2件につきまして、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

認定第1号平成17年度第3回定例会付託案件の議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件を朗読をもって報告いたします。

各会計決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成17年第3回定例会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成17年11月22日、上富良野町議会議長中川一男様。

各会計決算特別委員会委員長西村昭教。

記。

付託事件名、議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

1. 審査の経過。

本委員会は、平成17年10月5日、6日、7日の3日間開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信を質し意見集約をした。

2. 決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については、早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。

特に、別記「平成16年度各会計歳入歳出決算特別委員会審査意見書」について善処されたい。

別記。平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算特別委員会審査意見書。

各会計。

1. 町税及び税外収入について。

滞納額、収入未済額が増額しているのので、収納向上策として、滞納者の状況分析に基づいたきめ細かい督促と納税相談を実施するとともに、分納誓約書の活用、保証人制度の厳格な適用と悪質な滞納者には強制執行を含め、一層の解消に努められたい。

不納欠損処分については、その内容を明確に区分するとともに、十分精査の上実施されたい。

2. 収納事務処理について。

収納事務処理に当たっては、十分にチェック機能を強化し、徹底を図られたい。

3. 補助金・負担金について。

行財政改革の観点から一層その使途を精査し、奨励事業、支援事業、団体運営等の目的に沿った事業効果・評価を取り入れ、効果的な運営を図られたい。

4. 需用費について。

燃料等の購入を含めた需用費については、経費節減に努力すること。

5. 委託業務について。

委託業務は、財政効果が一層上がるよう進められたい。

6. 備品購入について。

購入時期、購入方法等適正な予算執行に努められるとともに、備品の有効活用を図られたい。

7. クリーンセンターの維持管理について。

年々修繕費が増加しており、計画的な維持管理に努められたい。

8. 保育所運営について。

保育所運営について、保育料の負担軽減に努められたい。

9. 子育て支援について。

学童保育の運営については、受け入れ時間の延長、受け入れ枠の拡大等充実を図られたい。

10. 公園・広場等の管理について。

公園・広場等の管理のあり方について十分検討されたい。

11. 教育について。

地場農産物の活用を図り、食育の教育をさらに進められたい。

12. 職員手当について。

持ち家手当と通勤手当については、見直しを図られたい。

13. 介護保険について。

在宅サービスの利用促進と低所得者利用者の負担軽減措置の充実に一層努められたい。

認定第2号平成17年第3回定例会付託案件。

議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定。

企業会計決算特別委員会審査報告書。

1. 審査の経過。

本委員会は、平成17年10月5日、6日、7日の3日間開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信を質し意見集約とした。

2. 決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については、早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。

特に、別記「平成16年度企業会計決算特別委員

会審査意見書」について善処されたい。

平成16年度上富良野町企業会計決算特別委員会
審査意見書。

病院事業会計について。

1.未収金について。

患者負担金の未収金については、利用者の公平性と病院の健全経営を図るため、未収金の解消にきめ細かい督促と保証人制度の厳格な適用を図られたい。

水道事業会計。

1.未収金について。

水道使用料の収納については、より一層の努力を払うとともに、不誠実な未納者に対しては、引き続き給水停止等も含め断固とした態度で臨まれたい。

以上、認定第1号、2号、よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、認定第1号、認定第2号の報告を終わります。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成17年第3回定例会で付託された議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成17年第3回定例会で付託された議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

休会の議決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

議事の都合により、12月22日から12月27日までの6日間を休会といたしたいと思っておりますが、

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、12月22日から12月27日までの6日間、休会とすることに決しました。

散会宣告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明22日から27日までの6日間は休会といたします。12月28日は、本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。

なお、閉会中の明22日は、議員協議会を午前9時から第2会議室で開会いたしますので、定刻まで御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午後 1時49分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年12月21日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 仲 島 康 行

署名議員 中 村 有 秀

平成 1 7 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日（水曜日）

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 9号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 10号 上富良野町生活安全推進条例
- 第 4 議案第 11号 上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 12号 財産の譲与について
- 第 6 議案第 13号 上富良野町軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 7 議案第 14号 上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 15号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 16号 日の出公園施設の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 17号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 18号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 19号 ポロピナイ川改修工事（H16国債）請負契約変更の件
- 第 13 議案第 20号 旭野川砂防工事（H17国債）請負契約締結の件
- 第 14 議案第 21号 衣川橋橋梁架替工事（下部工）請負契約締結の件
- 第 15 議案第 22号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件
- 第 16 議案第 23号 上川教育研修センター組合規約の変更の件
- 第 17 議案第 24号 富良野地区環境衛生組合規約の変更の件
- 第 18 議案第 25号 富良野地区介護認定審査会規約の変更の件
- 第 19 発議案第 1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見の件
- 第 20 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

早退議員（1名）

1番 清水茂雄君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長			
保健福祉課長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
建設水道課長	田中博君	会計課長	越智章夫君
教育振興課長	岡崎光良君	ラベンダー・ハイツ所長	早川俊博君
町立病院事務長	垣脇和幸君	産業振興課	多湖逸郎君
		商工観光班主幹	

町民生活課 服部久和君
生活環境班主幹

議会事務局出席職員

局長 中田繁利君
主査 大谷隆樹君

次 長 藤田敏明君

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開議宣告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成17年第4回上富良野町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 金子 益三君

13番 村上 和子君

を指名いたします。

日程第2 議案第9号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程されました議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

ごみの有料化につきましては、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、平成14年10月1日より、燃やすごみ、埋めるごみ、破碎す

るごみの非資源化物に係る収集・運搬・処理に要する費用の一部として3分の1程度の手数料を負担願ひ、3年が経過したところであります。

町は、平成16年9月30日策定しました新行財政改革基本方針、自立に向けた上富良野再生プランに基づき、受益者負担の適正化を図るため、円滑な制度導入のために、負担低減していましたが料金を改正し、さらなる歳入の確保、負担の公平性、減量化及び資源化を図るべく、手数料を改正するものであります。

次に、建築基準法に関する建築物及び工作物の確認申請、完了検査についてであります。平成15年、限定特定行政庁の設置時から3年が経過しており、その後の法改正などによる審査項目の増加、複雑化に伴う審査時間の増加分を増額とし、コストに応じた対価の徴収原則から、公費負担と受益者負担を反映させるため、申請手続手数料を改正するものでございます。

以下、議案を要約しながら御説明いたします。

議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例(平成12年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表37の項につきましては、ごみ手数料として、町が収集・運搬する場合と、排出者が処理施設で直接搬入する場合があります。

また、同表44の項につきましては、建築確認申請手数料、完了検査申請手数料、工作物を築造する場合、確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合。

同表45の項につきましては、仮設建築物の建築許可申請手数料であり、同表46の項につきましては、新規さら地での団地計画する場合の申請、既存の場合に追加建築する場合の申請、また、これらの申請した後に変更する場合の変更申請、既に認定を受けたものを認定を取り消す場合の申請手数料であります。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第9号上富良野町

手数料条例の一部を改正する条例の件は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長を除く17名の委員をもって構成する手数料条例特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、議長を除く17名の委員をもって構成する手数料条例特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第3 議案第10号

議長(中川一男君) 日程第3 議案第10号上富良野町生活安全推進条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程されました議案第10号上富良野町生活安全推進条例につきまして、提案の要旨について申し上げます。

現在、本町におきましては、上富良野町交通安全条例、上富良野町青少年問題協議会設置条例の2条例により、交通安全対策協議会、青少年問題協議会の二つの付属機関を設置し、交通安全と青少年問題に関する施策の協議をいただいているところであり、また、任意団体として、交通安全推進委員会、交通安全協会があります。

一方、防犯に関する条例はなく、防犯に関する活動推進については、任意団体である防犯協会などが主体となって活動いただいております。しかし、交通安全、青少年問題、防犯の分野は、それぞれ別個に存在するものではなく、垣根を取り払い、地域生活の安全確保、健全化、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりという視点から、町、町民、事業者の3者それぞれが果たすべき役割を明確にするとともに、互いの密接な連携、協力関係のもとで、地域生活全般にわたる安全を守っていかうというのが本条例の趣旨であります。

任意団体である交通安全推進委員会、交通安全協会、防犯協会などについては統合し、上富良野町生活安全推進協議会として平成18年4月1日より運営していく予定であります。行政主導ではなく、自分たちの町はまず自分たちが守るという基本的な意識の醸成、また、民間活力の活用という意味から、交通安全対策協議会、青少年問題協議会が担っていた任務については新組織に移行することとし、両組織を廃止し、それに伴い上富良野町交通安全条例、

上富良野町青少年問題協議会設置条例については廃止することといたします。

以下、議案を要約し、御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町生活安全推進条例。

第1条の目的につきましては、安全な町上富良野町を築いていくことの規定であります。

第2条の定義につきましては、町民及び事業者の規定であります。

第3条の町の責務につきましては、1号から5号まで、町が負うべき責務についての規定、また、2項では、警察署を初め各行政機関、民間団体と緊密な協力関係のもとに行うことの規定であります。

第4条の町民等の責務につきましては、自分自身の安全の確保を大前提に、町と協力しながら、全町的な活動を広めていこうという規定であります。また、旅行者などにも、キャンペーンなどを通じ、啓発活動を行うことの規定であります。

第5条の事業者の責務につきましては、町民の責務と同様に、事業者として安全の輪を広げることの規定であります。

第6条の団体への援助につきましては、安全なまちづくりを推進するために活動する団体に対する援助についての規定であります。

第7条の委任につきましては、施行に関し、必要な事項を定めるための規定であります。

附則、施行期日。1、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

上富良野町交通安全条例等の廃止。2、上富良野町交通安全条例(平成10年上富良野町条例第9号)及び上富良野町青少年問題協議会設置条例(昭和36年上富良野町条例第21号)は廃止する。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。3、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表、付属機関の部、青少年問題協議会委員の項及び交通安全対策協議会委員の項を削る。

以上、説明とします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) この条例は非常にいいことかと思うのですがけれども、私たちの住民会で、主として交通安全ということで立ち上がったパトロール隊がありまして、そうしたら、立ち上がりまして

ら、すぐに警察の方から、こういうものをお使いくださいということで、腕章がまいりました。これは地域安全という腕章をいただきまして、その後、1週間ほど前ですが、このパトロール隊は15名ということでやっているのですが、実質、老人会、六、七十名ぐらいいるのですが、その方々全部を全国の、どういふのが知りませんけれども、何か登録をしましたということで、また警察から連絡が入ってきたのです。そういうことで、そちらの方ではきちんと認めていっていただいているのです。今回、たまたま町の方はこういう条例をつくっていただきましたから、面倒は見ていただけるのかなとは思いますが、団体への援助ということで、町長は云々と、第6条に入っておりますけれども、具体的にはどのようなお考えをお持ちでしょうか。このところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

防犯に関し、また、新たな交通に関し、いずれにしても生活安全ということの考えということで御理解をいただきたいと思いますが、また、支援策につきましては、統合した生活安全推進協議会におきまして今後検討するというところでございますが、基本的につきましては、事業につきましては、従来と同じということで考えておりますが、住民会の自衛組織に対する支援としては、特に旗、腕章などの援助につきまして考えなくてはならないなということで考えてございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） ちょっとわからないのですが、第4条の2、町民は、日常生活を通じてみずからの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町と協働し、事故や犯罪のないまちづくりに努めると。この協働という意味がどういう意味なのか。これ、辞典にあるのかなのかというふうなことが問題なのかなと思うのですが、その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 10番仲島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、自分自身の安全の確保ということをおきまして、次のステップといたしまして、自分の隣近所、町内会、住民会、そして最終的には行

政、町と協力しながら、安全なまちづくりに向けて広がりを進めていこうということの規定でございます。

議長（中川一男君） 協働はどのなの。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 協働につきましては、ともに協力しながら進めていこうということが考えでございます。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） これを読んだら、協働していくのだろうと思うのだけれども、これ俗語が何かになっているのか、また、辞典にちゃんと協働という意味合いが書いてあるかどうかというのが問題なのだと思うのです。そこをちょっと聞かせてもらいたい、ということなのです。そうでなかったら、こういうところに使うのがちょっと不適当でないのかなという感じが。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前 9時17分 休憩

午前 9時18分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 10番仲島議員の御質問ですけれども、大変失礼しました。協働につきましては、今使われている言葉でございます、ともに働きながら、ともに協力し合っていたくというようなことの意味でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 10番仲島議員の御質問にお答えしますが、もう既に4次総合計画の中でも、行政推進の基本的なスタイルとして協働という言葉を用いてございますし、今、自助、共助、公助という形で、いろいろな形でお互いが連携、連帯して助け合うということはもう御承知かと思っておりますし、その言葉、用語につきましては、あらゆる辞典に出ているかどうかは私も確認はとってございませんが、少なくとも今、行政の中で、行政運営の柱として使われている言葉でございますので、そういう点でひとつ御理解をいただきたいと思っておりますし、前段申し上げましたように、4次総合計画の中でもそういう位置づけをしているということで御理解をいただいていると思っておりますので、私どもとしては、この条例の中にそういう文言を入れることについては、大きく支障のないものというふうには認識をしているところでございますので、御理解を賜りたいと思いません。

議長（中川一男君） よろしいですか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 「きょうどう」とは、普通、「どう」というのは「同じ」という字を書いてやるのだと思う、「働く」ではなくして。その辺、改めることを、辞典にもないのに、こういうものを平気で使ってくること自体が間違っているのではないかと思うのです、僕は。これは勝手にうちの町でつくって勝手にやっているということではないの。これはどこの町に対しても同じことをやっているということなのか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 協働については、漢字の字句としてはいろいろな、今、議員がおっしゃるように、働くという言葉というか、そういう字を用いない用語もありますし、いろいろな用語があると思いますし、協働の「協」につきましても、「共に」という使われ方もしますが、いずれにしましても、お互いが協力し合って汗をかくという意味で私どもは使っておりますので、その点は御理解いただいていると思いますので、ひとつそういう観点でこの意味をここに用いているということで、御理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 今、同僚の議員がおっしゃられたというのは、やっぱり辞書にも載っていないで、今、先ほど答弁された共に働くというのは、「同じ」という漢字を使うのが、これは適切な、現在、デイリーコンサイズの国語辞典にも載っていて、日本語として通じる言葉が、共に力を合わせて行うという意味で使われるのが「共同」と。ですから、こういった条例に関して、上富良野町だけでつくられている造語というか、いわゆる通称的なものを載せるということがよろしくないと思います。きちんとした日本語を条文に載せるべきだと私も考えますし、先ほど助役が答弁された内容の言葉というのは、きちんと日本語であるわけですから、そちらを適切に使うべきだと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午前 9時22分 休憩

午前 9時27分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、12番金子益三君の質疑に対し、再答弁をお願いいたします。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） わかりやすい説明ができな

くて大変申しわけなく思っていますけれども、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私どもとしましては、国語的には、議員がおっしゃるような字句を使うのも一つかと思いますが、それに少し意味というか、町長も申し上げているように、協力し合うという意味も色濃く皆さんに訴えるという言葉で、この用語を用いているところでございますし、先ほど来説明していますように、4次総合計画の中でもそういう意味をきちんとまちづくりの基本として位置づけもしてございますし、もっと言えば、多くの自治体が、字句は違いますが、私ども、今条例で提案しているような字句を用いて、皆さんと地域づくりを推進するというところで、行政機関の中でもこういう字句を用いているということで私どもも理解していますので、そういう意味をこの条例の中に位置づけるということでこの用語を用いていることをひとつ御理解をいただきたいなというふうに思うところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 自助、公助、共助ということで、こういうことで、ともに一緒にやろうということでしょうけれども、やる気が出てきたグループに対して、やる気をそぐことがないようにしていただきたいのです、行政は。ということは、釧路とか中標津の方では、NHKのニュースなどにも出たり、ラジオ放送ですけれども、出たりして、やってやるようなことをやっているのです。私は、あれが朝7時半から、今は休んでいますけれども、7時半から8時過ぎまであそこに立って、そして小学生を見送って、ここへ出てきたりすると、体がなかなか温まりません。そういうようなことでみんなやっていただいているのですよね。ですから、広報に載せていただいたことがあるのかなど。そういうことをやっていただいたことがあるのかなどと思うのです。そういうようなところが、さっき6条の援助などということをお聞きしましたけれども、自助、公助、共助ということでいけば、援助なんて余り考えてはいないのです。ただ、後ろから頑張れよという、これがほしいのですよね。それが、大丈夫なのか、おい、年寄りがというようなことになったら、これはとんでもない話になりますし、あわせて、広報という立派なものがあるのですから、そういうようなところで、こうやってやっていますよ、学校近辺の住民会はお金をくださいとかというぐらいのことをやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺はどんなものでしょう。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤議員の御質問にお

答えしますが、議員が今おっしゃられるような、今、限られた地域でありますけれども、高齢者の方が、朝、児童・生徒方の姿を見守るといふようなことで、大変子どももありがたい話だといふうちに、私も目にさせていただいておりますし、そういう活動が地域に広がることについては、私どもも相当意識しまして、そういう広がりを見せるために、広報に載せるのも一つでございましょうし、ある意味では、そういうことが末永く維持、継続するようなことで、行政がどう支援したらいいのかについては、余り差し出がましい形もどうかと思いますが、どういうことが問題で、どういうことが行政として御協力できるかについては、これから十分慎重に見きわめながら判断もしていきたいと思っておりますし、いずれにしましても、これからこの条例の精神にもありますように、お互いが主体的にそういう公共の安全を確保するという観点で、非常にありがたいこととございますし、その奨励の意味で、どういふ方法がいいかについては十分、広報も視野に入れながら、広がりを通すために、慎重に行政も対応してまいりたいと思っておりますので、今後お見守りいただければというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 6条の関連についてですけれども、この関係団体というのはどういう団体を目指しているのか。町民はという言葉はよく出てきますけれども、団体名がありませんけれども、勝手にやっている団体もそれに含まれるのかどうなのか、その辺をちょっとお答え願います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 8番吉武議員の御質問にお答えさせていただきます。

関係機関ということの御質問でございますけれども、まずは、行政はもとより、各校長会、各住民会、警察、民生委員協議会などにより組織するものでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 関係機関ではなくて、関係団体について御説明願います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 8番吉武議員の御質問でございますけれども、関係団体につきましては、地域の自主的な団体も含めましての団体でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 生活安全推進条例という

ことで、三つの団体が統合されてつくられるということと、当然それに対して、今まで三つあった事務局が一つということ、いろいろな意味で統合された成果を発揮するというところで、今、6条の関係も出てきていますけれども、一つは、児童・生徒の登下校の関係でもいろいろ問題にされているけれども、この条例ができた段階で、住民会組織でこれらに関連する組織を立ち上げるということになってくると、どういう指導、それから援助といいますが、そういうものがあるかということ、お尋ねしたいと思うのですけれども。

というのは、条例はつくったは、町民みずから立ち上げなさいと言っても、ニワトリが先か卵が先かという状態であるのであれば、やはり行政の方から積極的に働きかけをするという形に持っていかねばならないのではないかと。旭町さん、それから栄町さんが自然発生的にやってきている気持ちは、本当に非常に尊重しなければならないけれども、やはり上富良野町全体を見るならば、まだまだそういう状況にはなっていないと。そうであれば、やはり行政の方で立ち上げる具体的な対策をつくっていかねばならないのではないかと。そのためには、当然今、平成18年度の予算編成時期であるから、どのような施策を、この安全条例に基づいた形で今考えられているかどうか。

ただ、私ども町民の皆さん方から聞くと、すぐ近くの家庭に飛び込んでの110番があるとかといっても、ステッカーだから十分見えないと。そうすると、旭町さんのようにジャンパーを着て巡回をすることによって、こうやってやっているのだということによって抑止力も出てくる。場合によってはのぼりを立てて、ここが駆け込みの110番ということであれば、雪が降ってもある程度わかるかなと。そういうような施策をやはりやっていかなければならないのではないかと気がするのです。この前、住民会の役員の皆さん方に聞きましたら、住民会の補助金も減ってきているは、そうすると、到底自前ではやれない面があるのだよと。だから考えてくれるように、この条例ができる段階で、やはり十分町にその意気込みを伝えてもらわなかったら、町全体でやはり盛り上げをしていかなかったらだめでないかという意見を聞くものですから、そういう点で、18年度予算に対する関係と、いかに町民に積極的に働きかけるかという姿勢の意気込みを聞かせていただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 11番中村議員の御質問にお答えします。

今の御質問については、大変重要なことでござい

ますし、子どももどういう形が一番いいのかについては少し検討もしなければならぬと思いますが、今、御案内のとおり、本町におきましても、自主防災組織についての再編が大きな問題になってございますし、今言われるような目的の組織編成につきましても、当然重要だということふうに思います。

そういう観点から、それぞれ目的ごとに組織ができることがいいのか、それとも、自主防災組織のような組織が平時のときにこういう地域安全という活動をする中でいいのか、これらについては住民会ともひざを突き合わせながら議論をして、こっちが主導というより、ともにどういう形がいいのかについてディスカッションする必要があるということふうに思いますので、今後、そういう機会を通じまして、こちらからもそういうことを間接的にも直接的にも働きかけていきたいと思っておりますし、ただ、今のところ自主防災組織につきましても再編成の動きをこれからするような段階でございますので、18年度予算に具体的にどういう組み立てをするかについては、まだ水ものとなっておりますが、いずれにしても、当面の解決しなければならない課題ということになってございますので、その中で十分取り入れて、そういうありようにつきまして、子どももイメージを持ち、住民会の方にもそういう声かけをして、最終的にどういう形が行政として担わなければならないかについて、支援策も含めまして十分慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

1 番清水茂雄君。

1 番（清水茂雄君） 上富良野町生活安全推進条例、大変結構なのですが、二つの対策協議会を削って、町の責務として6項目挙げておられるのですが、二つの協議会に今までお願いしている活動していただいているわけですが、そうした点から見て、町の責務として行うという、一応6項目うたわれているのですけれども、具体的にどのような対応、対策を考えておられるのか、その辺、もう少し詳しく御説明いただければと思うのですが。

以上です。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 1 番清水議員の、6項目につきまして御答弁をさせていただきます。

まず1点目につきましては、町の広報誌、防災無線などの情報提供、また、公共施設へのポスターの掲示などがございます。

2点目といたしましては、交通に関する警戒標識や注意喚起の看板等の設置、または犯罪に関する看板等の設置でございます。

3点目につきましては、町内の団体、職場、住民会、町内会などで実施する自主的な交通・防犯活動に対する指導や支援でございます。

4点目につきましては、学校、社会教育活動を通じた諸施策の実施、また、団体が活動する活動に対する指導、支援などがございます。

次、5点目につきましては、悪質商法などの犯罪、交通事故の被害者になりやすい高齢者の生活の安全確保などの啓蒙や教室などがございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第11号上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第11号上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨について御説明申し上げます。

葬斎場は昭和49年12月に建設され、31年が経過し、社会環境の変化により、高齢者世帯、高齢者単独世帯が増加する中で、死亡者が町民であるにもかかわらず、使用者、いわゆる届け人が町外居住者であるため、町外者として扱っており、改善が必要とことから、町外者の規定を削除し、また、使用料、手数料等の見直し方針に基づきまして、生活保護者等の使用料の減免についても改正し、あわせて、昭和56年4月1日以降、24年間改正されていない使用料につきまして、見直し、改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第11号上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例（昭和49年上富良野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条、町長が特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

別表、第5条関係を次のように改める。

15歳以上、1体につき1万2,000円、15歳未満、1体につき6,000円、死産児、1体につき4,000円、部分火葬、1体につき3,000円、胞衣その他汚物、1件につき3,000円。

別表備考を削る。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） この15歳以上、15歳未満という、15歳という基準はどういうところから出てきたのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 8番吉武議員の御質問にお答え申し上げます。

この15歳以上、15歳未満につきましては、過去からの経緯によりまして、今回も同様に設定をさせていただいたところでございます。

議長（中川一男君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 一般的には、成人あるいは18歳ぐらいが基準だと思うのですがけれども、例えば成人の20歳になってからとか、一般的にはそういうふうにも考えられるのですがけれども、ちょっと疑問に思いましたので、ちょっとお伺いしたわけです。前回からの踏襲ということであれば、これはやむを得ないと思いますけれども。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 8番吉武議員の御質問でございますが、過去からの経緯もございまして、また、これにつきましては、成人という形の中で、体の大きさを基準として設定しているところでもございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） これ、がっちりと倍額に値上げをするということなのですが、一つは、前の資料においては、6,000円が1万2,000円、3,000円が6,000円だよと、こういうふうに出ているのだけれども、今度これ、情報公開で出すとき、このまますぼっと出すと、何が何だか全然わ

からないという状況なのだろうと思うのです。もう少し親切にしてやる必要があるのではないかなというふうに私は考えておりますので、説明書を読むと、結果的に全然わけわからないということになるのだろうと思うのです。その辺、もう少しわかるように、親切にする必要があるだろうなというふうに思います。

これの中に、修繕費というやつがあるのですが、これ、どこをどのように修繕をしたのかなという感覚、その内容をちょっとお聞かせ願いたいなと。私はちょっとそれ、わからなかったものですから、それをちょっと聞かせていただきたい。

この値上げする根拠を、ここの資料の中にありますと、うちが6,000円、中富が5,000円、富良野は8,000円とあるのですが、この倍額にいきなり上げたという理由というのは一体何なのかなと思うのです。やっぱりほかと比較してみても、少し異常な上げ幅ではないかなという気がするのですが、その辺はいかがですか。その二つだけ。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 10番仲島議員の御質問にお答えを申し上げます。

もう少し親切ということの意見でございますけれども、今後十分注意しながら行いたいと思います。

それから、修繕の内訳でございますけれども、15年、1号炉修理につきましては、1号炉のセラミックの修繕でございます。

それから、料金の改定の増加、高いというような御意見でございまして、葬斎場の使用料につきましては、平成14年から16年にかけてまして、平均的な維持管理経費、約600万円程度要しております、年間の火葬人数で割りますと、大人1人当たり約6万3,000円かかります。その6万3,000円の負担につきまして、20%ということの算定をしまして、1万2,000円の負担をお願いすることとございまして、料金につきましても、先ほど申し上げましたが、前回改正から24年経過しておりまして、改正したいということの御提案でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第12号財産の譲与についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第12号財産の譲与につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成8年、9年の2カ年事業として、高齢者人口の増加が確実に見込まれ、とりわけ独居や高齢者世帯の増加により、比較的虚弱な方々の生活の場を確保することが、安心して上富良野で生活することを選択し得るものから、国、道の補助金約1億9,200万円、起債約3億4,500万円、一般財源約8,000万円で建物を建設したほか、必要な備品等を加えまして、総額6億4,250万5,000円の事業費により整備し、平成9年12月より本町社会福祉協議会に管理運営を委託し、運営を進めてまいりました。

運営当初には、入所定員30名に対し6名の入所からスタートいたしましたが、8年を経過する現在、30名の満室となっており、需要が徐々に高くなってきていることがうかがえます。

運営に関しましては、公共団体の運営に対する入所者負担のうち、運営に要する人件費等を含む事務費の所得階層区分に応じた軽減額に対する国、道の補助金は、平成15年まで対象額の3分の1でありましたが、平成16年度からは一般財源化により、すべてを一般財源に頼らざるを得ず、その額は、入所負担金を除き、毎年度、一般財源化された国費を加え、約3,000万円の運営費支出を継続しなければならぬ状況となってまいりました。

一方、社会福祉法に定められております第1種社会福祉事業の対象であります軽費老人ホームにつきましては、公共団体を除いては、民間における社会福祉法人のみがその経営を許されているもので、公益法人の中でも特に法規制の厳しい法人として位置づけられております。

国においては、地方行財政改革指針におきましても、民間活力の活用を強く求めており、民間経営に対する資金的援助は、所得階層区分入所負担における事務費軽減に対して10分の10の補助策が設定されていることから、積極的な民営化を推進しているもので、本町が平成16年度に策定いたしました行財政改革基本方針及び同実施計画のアウトソーシングの推進に符合するものであり、補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律においても、無償による譲渡であって、同一の事業を継続することをもって、社会福祉法人への譲渡については、補助金の返還を不要とされているところでもあります。

加えて、本町におけます民間社会福祉法人につきましては、これまで児童福祉施設としての保育所運営を約30年間にわたって行ってきたわかば会のみであります。今後、高齢人口がさらに増加し、高齢者に対する関係施設運営等の民間活力の基盤を充実する上で、その機能や能力をより強固にさせていただくことは、町にとって大きな財産となり得るものと思慮し、譲与先として協議を進めてまいりました結果、その意思が整いましたので、当該法人に平成18年4月1日をもって本施設を譲与しようとするものであり、地方自治法第96条の定めに基づき、議決をお願いするものであります。

なお、当該施設につきましては、建築後8年を経過しようとしておりますが、現段階では特に全面的なリニューアルを要しない段階と考えますが、本来の民間施設におきましては、施設維持上、内部留保としての減価償却費等を確保することが一般的であります。公共団体での制度上、その確保がないことなどから、入所負担金の内費として、施設維持に対応する管理費の入所者数に応じた8年間分を積算したおおむねの額、3,000万円を交付金として移譲年度に交付することと、当該施設機能を町民に十分発揮し、経営を安定的に継続していただくことを目的として、移譲年度から3年間に限り、経営安定のために年間300万円を補助しようとするものであります。

民間活力の地元育成、拡充を願い、一方で行政のスリム化を図り、住民の新たな要望に対応し得る財政運営を果たすことが行政に課せられた役割であることを御理解賜りたいと存じます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第12号財産の譲与について。

軽費老人ホームの用に供するため、町有財産を次のとおり譲与する。

1、譲与の相手方、上富良野町旭町3丁目5番43号、社会福祉法人わかば会理事長守田秀男。

2、財産の種類及び数量。

(1)建物（本体）、構造、鉄筋コンクリート造4階建。面積、建築面積812.56平方メートル、延床面積1,925.40平方メートル。

(2)付属建物（利用者用物置及び発電機室）構造、木造平家建。面積、建築面積81.00平方メートル。

(3)付属建物（車庫及び施設物置）構造、鉄骨造平屋建。面積、建築面積、25.54平方メートル。

ル。

3、財産の所在、上富良野町大町2丁目6番3号。

4、譲与条件、譲与する財産を譲与した日から19年間以上軽費老人ホームとして利用しなければならない。ただし、制度の改正、社会情勢の変化等及び天災により、軽費老人ホームの運営に重大な影響がある場合には、上富良野町と協議し、必要な対策を講じるものとする。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点かについて質問いたします。

今回、財産譲与という形で、この条例、議案が提出されましたが、そこでお伺いしたいのは、まず1点目にお伺いしたいのは、町はこのケアハウスを、これから高齢化社会という形の中で、重要な位置づけだという形で建設してきた経緯があります。また同時に、特別養護老人ホームが満床だということで入居できないと。それにかわり得るところまでいかにしても、それにかわり得る施設という形の中でこれを建設していた経緯があります。位置づけとしては、福祉行政にとっても欠かせない施設だという形で運営してきたのだというふうに思います。その後、福祉協議会の方に、負担を軽減するという形で、福祉法人という形で移譲、運営を委託しました。

どちらにしても、基本的な問題を言えば、これは大切な福祉には欠かせない施設だということになります。それが、今回、移譲、譲渡ということになった背景には、お金がない、効率性を求めるということになります。一方で、これにかわり得る民間の法人があるから、そこで福祉政策を担ってもらおうということですが、1点目にお伺いしたいのは、今までの町のとってきた政策は誤りであったということを示したものだと思いますが、それはどのようにお考えなのか。過去の経緯からしても、まさに矛盾するような内容だと思しますので、この点、お伺いしておきたいと思えます。

次にお伺いしたいのは、町が本来やるべき仕事すら、最近では投げ捨てている、やっぱり放り出すと、財政難という理由で。行政、福祉というのは、本来、やはり町がやる、この種のもののはやるべきだというふうに思っています。そこでお伺いしたいの

は、一方で町は指定管理者という形の中で、少しでも町の負担を軽減するという形の中で、指定管理者制度を導入しております。お伺いしたいのは、今回、これを譲渡するというに至る前に、なぜ指定管理者制度を検討されなかったのか、この点、お伺いいたします。

そういう政策の中で、より町のかかわりが深まって、入居者にとっても安心して暮らせる条件があるのだらうというふうに思います。お金がないということであれば、もっとこういう無償譲渡する前に、町全体の運営形態を見直すという点でも考える必要があるのではないかと。例えば、今回、指定管理者に移行するパークゴルフ場、あれは、町民等は、確かに基本的には福祉の向上という名目もありますが、よりそういう問題を考えたときに、こちらの方を優先して、パークゴルフ場等を移譲するというような方策も考えられるのだというふうに思います、私は運営上の問題で言えば、こういう形態も考えられてきたのかどうなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

残存価格が5億円という形で残っております。それにつけて、なおかつ財政の安定、運営の安定を図るという形の中で、4,000万円もこちらの方に負担するという形になります。それだけ将来の運営においてはなかなか厳しいものがあるということの一つのあらわれだと思います。私は、残存価格があるにもかかわらず、なぜ無償譲渡するのか、なおかつ4,000万円をつけて譲渡するのかというところが疑問なものですから、その点、もう一度わかりやすく説明を願いたいというふうに考えております。

もう1点、さらにお伺いしたいのは、今、町の方で軽減策という形の中で、管理費という形で1万2,000円、1人当たり投入して、運営の入居者の負担軽減策を図るという形の対策をとっておりますが、これは3年間続けられて、その後はなくなりますが、当然、その分、入居者への負担という形の中で、何らかの受託する側は負担を求めるのではないかなというふうに考えられますが、この点の不安はあるのかなのか、この点。

さらに、なぜ町は、もっとこういう譲渡するという以前に努力すべきことがあったのではないかなというふうに考えております。町の生き生き長寿プラン上富良野の中にも、将来、この種のケアハウスというのは、高齢者の共同生活支援や、多様な生活の場として、このケアハウスそのもののあり方を見つめ直す必要があるのだというふうにも書かれております。私は、こういう努力もせずに、短絡的に財政難だから譲渡するというところに、町の福祉に対す

る指針そのものが持ち得ていないのではないのかと。ただ効率性を優先するばかりに、行政の行う効率性以外の部分での、やはり福祉のあり方や老人介護のあり方という点での、この点がどうも不足しているのではないかというふうに考えているところでもありますので、この点、そうでないというのであれば、その点の町の見解等についてもお伺いしたいというふうに思っているところでもあります。

さらに、この施設の今後の譲渡した後の、譲渡先わかば会からの経営方針という形で、収支計画書という案が出てきております。これによりますと、平成20年度から介護施設の特定施設という形で移行すると。その段階で、450万円の介護報酬を見込むという形になってきております。その後、21年には2,400万円という形になって、22年には4,200万円の介護報酬があるのだということになっておりますが、この増額されて収入が確保されるという前提は、この事業者は何を指してこういう事業収入が入るのだという前提に立っているのか、この点。これから介護制度が変わるという状況の中で、多様な、軽費老人ホームについても町の対策としてやるべきことがやはり私はあると考えておりますので、この点について、もう一度明確な答弁を求めておきたいと思っております。

それともう一つ、ちょっと繰り返しますが、受けるわかば会の方では、20年度あたりから介護報酬の適用施設となって、今後増床したい、あるいは認知症、あるいは機能回復訓練等の、そういう施設の兼ね備えた施設を計画するという形になっておりますが、その財源の裏づけというのはきちりと持っておられるのか。こういう収入の一つとして計画の一つして、財源の裏づけがあるのだという形になっておりますが、建てるということになれば、当然、それにかかわる施設の建設費等も出てきますので、そういう詳細にかかわる計画というのがあるのか、お伺いいたします。大まかには、18年度、19年度、22年度には何ぼという形ではありますが、果たしてこれがどういうものかという、不明確な、不明瞭な点もありますので、この点について、もう一度確認しておきたいと思っております。

さらに、入居者の同意が得られているかどうかという問題です。一部の人に聞きましたら、ちょっとどう理解されているか、その差はあると思っておりますので、十分理解されていないという方もおります。こういう移譲する場合は、当然、入居者に対する経過、あるいは町は将来こういう形でそういう団体に、法人に渡しますよというような説明が当然されてきたものだと思いますが、その経緯はどうでしょうか。一番、何らかの形で、もしもこの施設が

財政難という形でなくなる、そういうことも考えられます。その点。

譲与条件の中に、重大な影響がある場合、上富良野町とその対策を協議するという形になっておりますが、19年間は軽費老人ホームとして何が何でも担保してほしいということではありますが、それはわからない話であると思っております。あくまでもお互いの、受ける側と譲与される側の紳士的な協定だということではありますが、万が一この軽費老人ホーム等が財政難等になった場合に、この運営に支障を来すという場合、そういう場合は、町はどういう対応をするのか、この条件も含めてお伺いいたします。

私は、再三繰り返しますが、やはり指定管理者に移行して、その制度をやはり継続するというところにこそ町の役割があるのだらうと思っておりますので、この点についても、先ほども言いましたが、もう1回、こういう制度をなぜ取り入れなかったのか、この点についてお伺いしておきます。

交付税等については、確かに運営管理費で約5割という形になります。いろいろ財政的な見直し等もすれば、確かに負担の軽減もできる部分もありますので、この点も含めて、全般的な、今述べた点について答弁願いたいと思っております。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問にお答えを申し上げたいと思っております。

まず第1点目の、今までの政策について誤りかということとは、決してそうではないというふうに考えてございます。当然にして、ケアハウスを先駆的に設置をして御利用いただいでいく。しかし、その以降で、運営上の制度が変化してきているということに対応していくものは、まさしく行政として、その施策を変えていくことが当然であろうというふうに思っております。

次に、2点目の、指定管理者への方法はなかったのかということでございます。指定管理者という方法につきましては、あくまで行政がすべてを抱えながら進めていくことに何ら変わりはないわけございまして、その部分については、提案の中でも申し上げましたが、制度上の中で、経営に対する対応につきましては、あくまで行政が対応しているものと何ら変化がございませんので、これらについても変化を進めていくことも非常に大切であるというふうに思っております。民営、民間の方々のそういう制度を最大限に活用していただく中で、さらにいろいろ手法というものを、民間としての能力をそこで発揮していただくことは、非常に町にとって大変重要な内容になっていくものだというふうに考えてございます。

次に、第3点目の、残存価格に対応して、なおかつ無償譲与にするのかということにつきましては、これにつきましては、提案の中でも御説明申し上げましたが、有償の譲渡を進めていくということは、少なくとも得ました補助金、起債等に関しましてのそれぞれに返還の状況が整理せざるを得ないというようなことでもあります。

さらに、交付金にかかわりましては、これまでの管理費の内部留保というものは行政として行っていないということを整理すれば、当然にしてお出ししていくべきものというふうを考えてございますし、リニューアル部分の整備は民間の方でお願いをするということを根幹としているものでございます。

次に、管理費の関連でございますが、これにつきましては、当初から、制度上で申し上げれば、この管理費にかかわりましては、設置者が設定ができるという状況でございますが、建物の耐用年数を除して整理した形の中で、月幾らというふうに設定するわけでございますが、高額になることから、軽減措置をとっているということでございます。ただ、これにつきましては、あくまで譲渡先の方でも早急な形で上げるというようなことは今の段階では考えていないということをお聞きしてございますし、制度上の中でも、安易に上げていけるという状況にはないということも一つございます。そういうことで、不安を持っていただくことにはならないというふうに考えてございます。

それから、5点目の、生き生き長寿プラン等の中でのケアハウスの関連でございますが、これにつきましては、位置取りといたしましては、30床のものを位置取りする、サービス提供のありようというものを充実していこうということでございます。そういう観点からいたしますと、移譲していくことにおいても、その内容の充実というものが、特にわかば会ということで論議をいたしますれば、いわゆる幼児期の方々とのおふれあいというものを積極的に行うことによって、隔離された状態での高齢者の方々の生活というものをできるだけ避けていけるということについては、非常に効果の高いものだというふうに考えてございます。

それから、6点目の、譲渡先におけます計画の中で見ていっている内容について、収入を何で見込んでいるのかということでございますが、これはあくまで私どもも計画の案ということでちょうだいをしているものでございまして、今後の組織決定をどういうふうにされていくかということは別といたしまして、介護収入をその中で見込んでいく、特定施設化もすることによって介護報酬を得ること、それに

よって全体の経営バランスを改めて整理をしていこうという考え方であるというふうにお聞きをしております。なお、まだまだ細部について煮詰めてのお進めをちょうだいできるものだというふうに思っております。

7点目の、わかば会の今後の対応の中で、財源的な裏づけはどうかということでございますが、軽費老人ホームの新たな施設整備にかかわりまして、例えば拡充ということに関しましては、現在、国のいわゆる補助策とかそういうものについては非常に動きが激しくなっているということでございますが、これについては、北海道といたしましては、ある程度今後も補助策は講じていきたいという考え方を持っているということでございますので、それらを利用していただくということになっていこうかというふうに思っております。

それから、8点目の、入居者の同意が得られるかということでございますが、これにつきましては、施設長を通じて民営化の方向についてはお話を申し上げてございます。ただ、あくまで議会の御論議をちょうだいして後でなければ、私どもとしても最終の整理をすべきものではないということもございしますので、内容については、それに応じた内容で御説明をさせていただいてございますが、御議決をいただければ、早急にまたきちんとした内容を御説明申し上げて、不安のないように移行に向けていきたいというふうに思っております。

次に、9点目の、譲与条件の内容で、万が一移譲先で不測の事態といいますが、財政運営上の何かが起きた場合にはどうなのかということでございますが、現在の段階で、私どもとしてもその部分にまでは想定をいたしてございませぬ。経営を継続していただくことを前提としてお話を申し上げているわけでございます。ただ、万が一ということ、あくまで万が一ということでありまして、入居者の方々にどう対応していくかということにつきましては、少なくとも行政としてどうあるべきかということはその段階で種々考えを整理していかなければならないというふうに考えるものでございます。

なお、指定管理者につきましてはどうだったのかということにつきましては、先ほどお答えを申し上げましたとおりであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 指定管理者という形の選択というのは、当然私はあるべきだと思いますし、町の方としては、指定管理者にしても、町が持つ分については変わらないという説明であります。そうすると、今まで指定管理者という形で経費の節減で

やってくる、少しでも町の負担を軽減するという形で、また、サービスの向上という名目を使いながら指定管理者制度を導入してきたという経緯があるわけです。そういう経緯が当然ありまして、今回の日の出公園、あるいはパークゴルフ場においても、契約内容を見ますと、やはり2割から3割ぐらいのコストの軽減がされているというふうに見られます。私、そういうことを考えたときに、行政はやはり丸投げではなくて、やはり少なくとも財政の軽減をするというのであれば、行政がかかわって、きちんとやはりそういうかかわりを持てる環境を整えて、やはり運営に当たるということを基本とすべきだし、それなりの軽減策も指定管理者制度導入でできるわけですから、それは町の財政運営にもかなった側面だというふうに考えますので、この点、もう一度お伺いしておきます。

次にお伺いしたいのは、あわせてお伺いしたいのは、それでは他の施設、指定管理者制度に移行している施設がありますが、将来、財政難という形で、西保育所にしても、これは将来、譲渡しますという形も当然同列して考えられるという問題が起きてくるのだらうと思いますので、この点、それとの整合性がどうも見受けられないというふうに考えます。そういう問題が起きてきたときに、将来、町はお金がないということで、西保育所、あるいは今振興公社が行っている白銀荘、パークゴルフ場、これについても、こういった制度を含めた中で対応することなのか、この点、お伺いしておきたいと思えます。

それと、財政的な面で言えば、まさに財政支援という点では不安があります。今、どうも各地の財政の見直しを行う、国も財政制度の見直しを行うという形です。介護の報酬においても、制度の見直しを行うという形の中で、非常に今、介護については過渡期にあると。過渡期にあるがゆえに、財政的な裏づけというのは、担当の課長もおっしゃったが、非常に不安定な要素も多分に含まれているという表現だったのだらうというふうに思います。この点を考えてときに、私は、やはりきっちりとした担保を行政として受けて、行政がかかわる形の中で運営するということが一つの政策だというふうに思いますので、私は、ここが今、町の運営に対するかかわりと言えば、非常に欠けている問題だというふうに思います。

次に、最後の譲与条件のところ、そうなったときは完全に渡すわけですから、町が紛争にかかわる余地は、もう既にここで途切れてしまうわけです。確かに何らかの介助という形で仲介に入ることはあるかもしれませんが、私はそういうことも含めて、

やはり行政は今回の、財産も無償譲渡という形でつける、繰り上げ償還があるということはありませんが、やはりそういうことはやめて、町のかかわりを持った形の中でこれを運営すべきだと思いますので、この点について、町長、どのようにお考えなのか、もう一度お伺いいたします。

町の人にしたら、こういうことですよ。財政難にしたのはだれだと。町の舵取りが悪かったのではないかということです。なぜ我々の税金を、確かに将来は、町は2億円も3億円も持ち出しを考えたら安上がりだというけれども、それはそれだと。これは別ですという考えなのですよ。そのことを考えたときに、やはりそういう問題も含めて、福祉のあり方、ただ効率さえよければいいのだという政策のあらわれがここに出てきているのだと思いますので、そうでないというのであれば、町長、この点についても町長の見解についてもう一度お伺いしておきたいというふうに思っています。

財政計画を見ても、将来どうなるのかという点では非常に不明瞭な点もありますので、この点、私はどうも今回の議案の提出に至っては納得できないし、もっと審議する余地がありますし、これは動議に値する問題だと思いますので、議長、こちら辺、もう一度議案の差し戻し、これらの点について十分検討をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

細部につきましては、担当の方から、また助役の方からもお答えさせますが、基本的な考え方だけお答えさせていただきます。

私、いつも申し上げておりますように、民間ができるものは民間に全部やらせよう、それが基本であります。行革の中におきましても、行政が、町がすべてを担わなければならないというものではないと。民間ができるものは民間にやっていただくことによって、民間の活力、そして地域の活性化につながっていくものというふうに思っておりますので、これらの部分につきましても、決して町が福祉行政を後退させるものではないと。また、民間がやったから福祉行政は後退するのだ、サービスが低下するのだというものではないというふうに思っておりますし、この件につきましても、また他の件につきましても、議員から御質問ありました、他の部分はどのようなのだということですが、私といたしましては、他の部分についても民間に対応できるものは民間にしていくというのが基本で、これからのまちづくりを進めていきたいと。

そして、確かに財政難という部分は大きな課題で

ありますけれども、その財政難によって町民に負担をいただく部分、必要経費の中で余分な負担を町民に負担をいただくのでなくて、少しでも同じような福祉サービスなり行政サービスができて、民間でやっても経費が削減できる、そのことによって町民の負担が削減できる、町民の負担をいただかなくても少しでも済むというようなものがあるとするならば、私は率先して行革の推進と民間委託の対応を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の御質問にお答えしますが、今、町長が申し上げましたように、公の多くの施設を抱えているわけではありますが、いろいろな角度から分析した結果、民にゆだねる部分は積極的に民にゆだねるというのが町の基本スタンスであるということについてはおわかりいただいているかと思いますが、個々具体的なことにつきましては、それぞれの施設ごとに最終的な判断に至っていないものがございますので、そういう観点からすると、過渡的には指定管理者制度を活用したり、いろいろなケースがあるかと思っております。

いずれにしても、議員が御心配のサービスの向上につながるのかどうか、それから、果たして民営に移譲することについて、影響がどういう内容なのか、それから、受ける法人の経営がどう予測されるのか、また、町としての、直営することによって、町、自治体の経営がどういうふうに移すのか。それと、もう少し言えば、そういう変化によって雇用の状態がどうなるのか、あらゆる角度から評価をしながら、おの公の施設の行く末を判断していくものと考えますので、これらについては、それぞれの段階でまた御協議をさせていただきたいと思っております。

それから、御質問にありました、先行きの不安をどう担保するのかという御発言もありましたが、いずれにしても、議員も御承知かと思っておりますが、こういう社会福祉を担う事業体については、社会福祉法の中で、自治体あるいは公的法人でありますこういう社会福祉法人が担い手ということでございますし、そういう位置づけからしても、今御説明申し上げていますわかば会につきましても、社会的役割を十分果たすという組織の意思表示がございますので、それを尊重し、十分見守ってまいかなければならないというふうに考えてございますし、最終的な担保につきましては、この間も御説明申し上げましたように、譲与に係る契約の中で、しっかりお互いがそういうことを担保し合うということになるかと思っておりますので、御理解をちょうだいしたいと思います。

います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町長の答弁の中に、議員協議会では、町長、最初、今後のあり方ということで、今、既に西保育所も民間に指定管理者で移行しています。そういった問題に対してどうなのかと聞いたときに、これは今回のこれになじまないから、そこまでは想定していないということの答弁をしていただいたのですよ、議員協議会の中では、そういうことを考えたときに、そのときにそう言うおきながら、今全く違うような話をしているわけで、そういった意味でも、やはり整合性という点ではないですよね。

もう一つは、私は民間でやろうとも、確かに指定管理者という形で移行しようとも、公の施設がやるという感じでも、経営にどれだけ心血を注いだ運営を、どちらにしてもやれるかどうかです。ここにわざとらしく、わかば会ではわかば保育所があって、その園児との交流ができると。それを置きかえれば、上富良野町には保育所があって、西保育所もあります。そういう人たちとの交流ができますと、こういう解釈です。こういうことをやらないで、すぐこういう問題に流れてしまうと。私がもどかしいのはこういったところなのです。

民間の手法が、それはやっているところはたくさんあります。それは僕も認めます。悪いとは言いません。ただ、行政が本当に努力したのですかということは今聞いているのですよ。その努力の形跡が、やはりこういう問題があるとすればこれをやるだとか、いろいろ工夫がやられてしかるべきなのにもかかわらず、これをやらないと。それで試合放棄だということだから、僕は問題ですし、まさにこれからの労働条件や働いている人の話などいろいろ聞きますと、不安ですよ、当然。当初の計画では、わかば会は違うかもしれませぬよ。ただ、今までの上富良野町の畜産と場の譲渡をして、経過を見ましたら、当初は一定の給料という形で担保されていましたが、あとは下がってくるという形になっていきますし、それがそのまま事例として当てはまるとは言いませんが、こういうこともあり得るのではないかと話でありますから、そういう労働条件の問題についても非常に不安を抱えています。

そういうことも含めて、私は町長が言う、あるいは助役が言うように納得できません。指定管理者できっちりと町のかかわりを担保しながら、わかば会にやってもらうのだったらやってもらうという形をやはりとって、本来の行政が担う役割をきっちり持って進めるべきだというふうに思います。この

点、もう一度伺いしておきます。計画はあくまでも計画で、これは本当に将来不透明な部分があって、そういうような中で、制度上、契約を結ぶという状況にならざるを得ないという不安を抱えた中で譲渡というのは、私は納得できませんので、もう一度この点を伺います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

西保育所の問題について、議員協議会で云々ということではありますが、私の考え方とは全く違うお話でありますので、この本会議で私の考えを正しくお伝えしておきたいなというふうに思いますが、ケアハウス等々も同じ、西保育所も同じ、中央保育所も同じ、特養も同じ、先ほどお答えさせていただきましたように、民間に移譲することによって町民の御負担を少しでも軽減でき、財政的な対応が処理できるのであれば、私は計画的にこれらにつきましても民間移譲を進めていきたいというふうに常に思っておりますし、お答えさせていただいているつもりであります。今回のこのケアハウスにつきましても、そういった観点から移譲することに判断をさせていただいております。

今後の件につきましては、今までも担当から答えていただいておりますように、民間の方々、福祉法人のより一層の活動分野を大いに広げることによって、福祉に対しても、町がやるべきもの、行政と、また法人と、福祉法人と、地域の皆さん方が一体となって地域の福祉の推進を図っていかねばならないというふうに思っておりますので、これらにつきましても、この移譲をすることによって、わかば会がより福祉に対する活動を展開していただくことに大いに期待をしながら対応を進めさせていただいているということに御理解を賜りたいと思いません。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 何点かお聞きしたいのですが、この移譲に当たって、町がどれだけ今の行革とか財政状況等々考えて、従来、本来ならば行政がずっとやっていくべきものを民間に、町長の考え方もあるかと思うのですが、委託をやったのかということの確認を1点したいと思うのですが、それと、譲渡に当たって、これを受ける法人の不安材料も結構あるわけで、それに対してどこまで行政として期待をして譲与しようとしているのかということの確認をとっていききたいと思うのですが、まず一つ、譲与することになった経過なのですが、前段で、私も厚生委員会で質問していたのですが、まだ

どうも質問不足のところもありまして聞くのですが、いわゆる前の協議会のときに説明ありました、法人が決断したのは8月中旬であったということでしたよね。

それで、その前段で、当然行政としては、このケアハウスの譲渡についていろいろ検討されたと思うのです。春からこの補助金についてはもう国から来なくなっているのだと、行政が運営している以上。その話は承知したわけでありますけれども、それで、ここに事前の資料で、いわゆる選定の理由が三つほどあるのですが、これはわかば会の状況の中で期待した部分も含めて選定したということもあろうかと思うのです。町内法人であると。それで、その前段でどういう検討をして、このわかば会に譲渡したときに、いわゆる今の運営の状況、それから譲渡してから先の計画というものについて、当然、行政としても予測をしたいろいろなものを資料として、あるいはアドバイスとして、わかば会と何らかの提供なりコンタクトがあったと思うのです。そういうものがあつたのかどうか。わかば会にただ口頭でお話をして、そして、そこでわかば会で8月中旬に単純に決定したのか。前の説明のときには、今のケアハウスの財務内容といいますが、年間の維持管理費も含めた内容というのは議会にも報告されているように、そういうものだけで済ませた上で、何らあとはわかば会独自で検討して決断をしたのか、それとも、今、軽費老人ホームは社会福祉法人、福祉協議会に委託管理されているわけで、そこわかば会と協議したのかどうかということも含めて、その点ちょっとお聞きしたい。

それからもう一つとは、計画書が出ていますよね。先ほど同僚議員の質問にもありましたですけれども、その計画の中で、介護保険という一つの制度も活用した運営展開を図られようとしておりますけれども、これはこれでわからんではないのですけれども、私も委員会の中で質問したのですが、今後、国の福祉政策、それからうちの町の人口動態、高齢化がどういう形で進展していくのか、いろいろな面で担当課は予測して、把握していると思うのです、状況を。そういうものの展開が、行政としてしなければならぬ展開がある部分があるだろうと私は判断したものですから質問したのですけれども。

そういう部分で、わかば会にそういうものをお話しして、そういう展開をしていくことが望ましいという話をしたのか、わかば会があるいは独自にそういう展開をしようとして判断したのかというのが、私、ちょっとまだ明確に認識できないものですから聞くのですけれども、介護保険制度や今の福祉制度は、当然、国としては変わってきてはいますけれど

も、そういうものが、従来、本来、ケアハウスの運営を任せようという部分に取り入れていかなければならないという、その見解、どう見ているのか、担当部局として。運営の手法としてはいいのですよ、わかば会は。だけど行政としてそういうものをどう見ているのかというのがちょっと私は疑問で、本来は行政がやってしかるべきものなのですよ。ですけれども、民間もやれるという部分で、そこら辺でどういうぐあいに考えているのか、ひとつお聞きしたい。

それから、次が、先ほど説明の中に、いわゆる管理費の今まで入所者分のあれで、約3,000万円ほど出すと。それから、3年間、運営で300万円ずつ出すということでもありますけれども、これが無償譲渡の条件になっているのかどうか。お金というのは予算絡みですから、当然、今は財産の譲与だけの問題ですけれども、そこに今の説明の中でついているということは、これを認めれば、当然その3,000万円も、3年間300万円というのも継続してやるという暗黙の了解になってしまうと思うのですけれども、私も委員会で言っていたのは、すぐそこにやる必要があるかどうかという問題があるのではないかと。まだ、保育所の運営では十分実績ありますけれども、譲渡しようとするケアハウスの運営は全くゼロですから、当然、行政としても不安をいっぱい抱えていると思うのです。そういうものを渡して、3年間応援して安定化を図るのだよという考え方はいいのですけれども、ではそれをすぐ実行して渡していく必要があるのかどうかという問題だと思うのです。

例えば3,000万円渡して、すぐ3,000万円使わなければならないという問題ではないですよ、任せても。だとしたら、3年間様子を見て、それから渡しても何ら不思議ではないし、例えば300万円、3年間、300万円というはっきりした数字ではないかもしれませんが、やっていくという、いわゆる内部の負担の不公平をなくそうと思うのだと思うのですけれども、ではそれもわかば会の受けようとする法人がどういう方針でそこをやるようとしているのかというのは、まだ説明が一つもない。

そこら辺のところ、今、私、確認したいのですけれども、そういうものをつけてこの無償譲渡をするのかという、前提としての無償譲渡なのかということで、言葉で説明ありましたから、そこら辺のところもう1回確認したいのです。

契約書の案も見たら、そういう数字を載せて、出してやりますということになっているのです。そうすると、それをしなければ契約を交わせないという

ことになりますよね、相手があることですから。ですけれども、その部分について、もっと私はどうかと、考慮する必要があるのではないかなと思うのですけれども、その点、説明をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 西村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目の、町の行政改革等の対応でございますが、これにつきましては、行政改革の推進計画の実実施計画、さらに年間のスケジュール等によって、私どもとしても対応させていただいてございます。いわゆるアウトソーシングの方針に従って進めさせていただいているものでございまして、それらの財政的な効果というものを推しはかりながら進めているということでございます。

次に、2点目の、法人への移譲に伴っての不安材料がどうだったのか、それから、その決断はどういうふうに進めたのかということでもあります。実質的には15年度あたりから、これらにつきましては民間移譲への考え方というものを持ちながら各種の論議を進めてきてございます。最終的には、法人の御決断、組織決定をいただいたのは8月であるということで、これにつきましてもお話を申し上げましたが、それらの間には、法人の組織内でも相当量の御議論があったものというふうに考えるわけでございまして、実質的な組織内で、軽費老人ホームの経営内容についても情報をお持ちになって検討していたということであるというふうに考えてございます。

それから、次に、相手方の選定の理由ということでございますが、これはあくまでも町内での法人、いわゆる社会福祉法人の基盤と申しますか拡充ということは、町にとって大きな財産であるということについては変わりないものでございますので、そういう広がりというものを積極的にこれらについて対応していくことも大変重要でございますし、わかば会としても、その決断に至る内容の中では、各種の論議をされたものだというふうに思います。単に今行っている保育という分野に、さらに高齢者というものについての運営によって、その運営自体に大きな期待をお持ちになって決断されたものというふうに私自身は考えてございます。

それから、4点目の、介護保険等を活用しての中で、福祉計画の中での推移というものをどのようにとらえているかということでもあります。行政といたしましては、介護保険事業の計画の中でも平成31年を一つのめどといたしまして、大幅に後期の高齢者が多くなっていくということについては十分そ

れらをとらえているところがございます、これから先の状況としても、制度の変化等にどう対応していくかということはございますが、少なくとも対応せざるを得ないものというものは相当量あるということでございます。

軽費老人ホーム等の位置取りとしてはどうかということでございますが、当初計画の中では、先ほど申し上げました30床というのが一つの押さえとして進めてございましたが、これらについては、その需要というものがどう動向として起きてくるか、もう一つは、いわゆる独居でありますとか虚弱高齢者というものがどういうふうに推移するか、おのずと発生としては若干ずつ多くなっていくであろうということ予測はしてございますが、そういう中で、軽費老人ホームがどういうふうに展開されていくかということについては、今後の課題としては残ってございますが、今の段階で軽費老人ホームの私どもとしてそれを拡大していくという考え方は当初から持っているものではございませんでした。ただ、民間として、それらにどういうふうに視野を持っていくかということについては、あくまで法人としてお考えをいただいたものというふうに、その事業計画案としてそういうふうに御発言されたものだということに理解をさせていただいてございます。

それから、5点目でございますが、行政で行うべきものか法人で行うべきものか、行政が行うべきというふうに、今の法律から考えさせていただきますと、必ずしもすべてが行政ということが根幹になっているものではなくて、民の活用というものについては、国の方針としても非常に高く出てきているということが、その支援体制のあり方によっても非常に内容としてはシフトが変わってきているということは事実でございますので、それらに応じた対応をしていくことも行政の一つの役割だということに私自身は考えてございます。

それから、6点目の交付金の関連でございますけれども、先ほど提案の中でも申し上げましたが、あくまで私どもといたしましては、これまでの管理費の運用の状況の中では、行政といたしましてはすべてを一般的な運営に投入しても、なお一般財源を大幅に持ち出さなければならないという状況にかんがみまして、これはそういう対応をしてきたわけでございますけれども、実質的に移譲することにおきましては、それらの管理費が今後の施設維持というペースの中で対応していかざるを得ないということであることから、これについては交付金としてお出しをしていくということが一つのお渡ししていく契約の中でそれらをうたわざるを得ない状況にあるのだというふうに私自身としては理解をしてござい

す。

議員御発言のとおり、何年かの運営を見てということでございますが、私どもといたしましては、これをお渡しすることによって、より民間のお考えで進める内容をより早期に定着させていけることが大きな、町としても効果は高いであろうというふうに判断をいたしているところでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 選定の経過は、資料にもあるとおり理解はするのですが、私が言うのは、そこに任せてやっていくという過程の中で、行政がどれだけ考えて、そこにどういうものを期待して任せるのかという部分のものが全然見えないのですよね。不安がある。

ですから、計画書も出ていますけれども、いろいろ考慮してつくられたものだと思いますというだけで、何も無い。もしいろいろな検討をするときに、資料提供だって求められたらうし、当然、今の制度の中でこういう考え方でやろうとするのだからうけれども、どうだろうかという意見を求められたこともあると思うのです。全然なかったというならなかったでいいのですけれども、それだったらなお不安ですよ、任せる方は。私らがここで決めなければならぬのですから。

だから、そういうものでどれだけ真剣に検討して、どういう展開が軽費老人ホームプラス、この計画を見ればプラスがありますよね、事業展開として。そういうものも含めて、行政の担当課、所管としてどれだけ検討して、町の財産を渡して、機能も発揮してもらわなければならないので、行政が今までやってきたものを、それをどれだけ期待と、それから今後の町民の負託にこたえていこうという部分で、どれだけ検討して、どれだけのことを将来考えてやったのかということを確認したいのです、私は。ところが、どうもそこら辺がはっきりしない。まして、町長は当然わかっていると思うのですけれども、町の財産ですよ。6億円からかかったものを、まだ残存が5億円以上ある。借金はこっちで払う、それだけのものを無償でやるときに、本当に真剣に考えた結果、これが最善だというものが出てくれば、もっと違う受け取り方があると思うのです、町民も。だけどどうもそこら辺がはっきりしない。だからもう1回確認したいのです、私は。

そういう部分で、計画でいろいろと介護保険の方も導入してやりますよと。事業規模も非常に大きくなっていく、施設も建てる。建てなければできないような状況ですね、今のこの計画書を見たら。ですから、計画は何ほでも書けるのだからと思うので

すけれども、これを実際にやっていくというのは僕は大変だと思うのです。うまくいけば、それはよかったですけれども、逆だったら大変ですよ。ですから、もっとこの運営の姿を私は見るべきだと思うのです。そういう部分で、契約書に、先ほど説明あったように、そういう交付金とか助成金を3年間続けると。助成金を続けるというのは、運営の中のいろいろな問題があるから、それは理解できるのですけれども、交付金が、絶対それをつけなかったらできないのかといたら、そんなのではないでしょう、この中身を見たら。だから私は様子を見るべきだと思うのです。それぐらいしても、何も私は不思議でないと思うのですよね。

ですから、今、契約書の話も出たのですけれども、譲渡をするとき、当然契約書を交わしますから、この契約書に関して、再度、議員協議会でも確認をとっていると思うのですけれども、再度きちんとその案を出してきて、いいかどうかの前提の了解をとってもらわなかったら、契約書を交わされたら困るのです。

それと、もう1点お願いしておきたい、考えがあるのは、議会も、これだけ財産を譲渡するのですから、町長と法人ですよ、契約者は。立会人に議長もきちんと入ってもらっても私は不思議でないのかなと思うのですけれども、そこら辺、どう考えておられるか。

決めるのはいいのですよ。やっぱりちょっと心配な部分が非常にある。だからそこら辺のところ、今考えておられるのかどうか、考えてもらえるのかどうかということもちょっとお聞きするのですけれども、ただ、不安材料が非常にあるという部分では、まだまだもうちょっときちんとやったという姿が見えないというのは非常に不安なのですけれども、そこら辺のところ、さっき言ったの、答弁をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の再質問にお答えさせていただきますが、他の部分については担当、他の者からお答えさせていただきます。

まず、相手側の選定でありますけれども、町が行政改革実施計画を立てまして、国の官から民というようなことから、行政には補助金は来ない、民間には補助金が出るというような方向性になって、町が単独で3,000万円からのお金を繰り出さなければならなくなったというような時点から、行政改革の中で民間移譲していこうということで進めました。

その中で、第一に考えたのは、今、管理運営をさせております社会福祉協議会に移譲しようというこ

とで進めてきたところでありますが、その社会福祉協議会も受託するというようなお答えもいただいていたわけでありまして、社会福祉協議会が財産を取得することは認められないということがあります、その制度を生かすことができないということで、社会福祉協議会ではこれに対応できないということで、次なる移譲先がないかということで選定をさせていただいております。

私としては、極力町外でなく地元で対応したいということの基本で考えておりましたが、社会福祉法人ということが一つということから、社会福祉協議会が一生懸命になっていただきまして、わかば会との話を進めていただいた部分もございます、町も入りましたけれども。それで、今、管理運営をしている社会福祉協議会が、これは受けてやっても決して難しいことではないという判断をされて、社会福祉協議会は受ける予定でありましたが、先ほど言いましたようなことでだめだった。財産を取得することはできないというようなことで、その対応を進めさせていただいております、十分社会福祉協議会とわかば会との連携、調整がなされた中で、わかば会が決断をした。その説明と十分な対応を図っていただいたということも功を奏したと申しますが、そういうようなことから、私自身もわかば会に移譲することに対して、やっていただけるものという判断をして結論をここに至ったということでもありますので、十分にわかば会は先を見通した中での状況を、今管理運営をしている社会福祉協議会から説明を受けて、理解をした上での受託であるというふうに認識をいたしております。

そういった点からすると、私といたしましては、わかば会に移譲することに対して、これからの制度の変化等々の不安材料はありますけれども、決意を持ったわかば会の運営対応で、今後、ケアハウスの運営を実施していただけるものという確信を持っておるということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 西村議員の再質問でございますけれども、1点目の、いろいろな検討の過程の中で、行政との関連ではどうだったかということで、いわゆる制度に関するものとか、ただいまの軽費老人ホームの運営に関しましての情報提供はさせていただきながら、担当レベルでの検討が進められていって、それがわかば会の理事会での最終の答えになっていったというふうに理解をいたしております。

それから、今後、譲与にかかわって、契約書についての案は、あくまでも議会に事前に提示をさせて

いただくということにつきましては、考え方としては変わってございませんので、これについては、御議決をちょうだいした以降で早急に整理をさせていただきながら、対象法人とも十分煮詰めて、議会の方にも御提示をさせていただきたいというふうに考えてございます。

立会の件につきましては、私の判断では整理できないところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間は20分といたしまして、再開を11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時20分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第13号上富良野町軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第13号上富良野町軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

さきに議案第12号の軽費老人ホーム施設の譲与につきまして御議決いただきましたことから、上富良野町軽費老人ホームの民間移譲を平成18年4月1日をもって実行しようとするため、当該条例を廃止しようとするものであります。

なお、関連いたします議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の第3条から軽費老人ホームを削る改正及びこれまで未整備でありました図書館につきまして、同条例第2条に新たに加

える改正につきまして、附則により整備しようとするものであります。

以上、説明いたします。

御審議賜りまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 前12号の議案に引き続いて質問いたしますが、今回、設置条例の廃止ということで提案されましたが、もう一度お伺いしたいのは、今回の廃止によって起こり得るだろうという問題点というのが幾つかあるのではないかなというふうに思います。完全に公の施設から離れるという、やっぱり入居者の不安、これは拭い去られるものでは当然ありません。やはりそういった意味では、議決した後で入居者が初めて知ったというような方向に当然なるわけですから、そういう点で、本当に入居者が安心して住めるような、そういう条件整備という点でも、この間の論議でも明らかになりましたが、やっぱり収支の問題も含めて、不安定な要素がたくさん出てきております。管理費の問題でも、当然、その管理費の削減によって、受益者負担という形の中で入居者に何らかの負担を求められるというふうに思います。町の方では、それは何らかの規則があって、上限があって、それはそういうふうにはならないのではないかなというような、疑問視するような発言をされております。こういった意味で、私は改めて本当にそういう入居者の不安にこたえられるような施設になるのかどうなのかという点で、1点確認しておきます。

さらに、今回、この条例改正とあわせて、今までは管理条例の中の7条の中には、今までの経理の運営というのが義務的に報告されるという関係も載っております。ただ、これが民間に移譲されるということになれば報告義務はありませんが、しかし、紳士的に物事を考えた場合に、補助金も受けて、なおかつ19年間という担保もとるという状況の中で、そういった収支の報告、経営状況の報告を含めた収支の報告、これは何らかの形で担保されるのかどうか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、町では、今までの政策は失敗ではなかったと。経費の効率化の面、もしくは民間移譲の中で、その役割は果たせるのだということをおっしゃっております。私は、どう考えてもそれはいい、いわゆる言葉を変えた表現であって、町は事実上、この施設の管理や、あるいは軽費

老人ホームの、介護保険制度の改正の中で、やはりどう進んだらいいのかという点で、結局道筋がわからなくなった、進むべき方向がわからなくなったという形の中で、最終的な条例の廃止、いわゆる民間譲渡という形になったのだというふうに思いますので、この点、もう一度、町が行ってきた今までの経緯を踏まえた、そういう老人政策の、この軽費老人ホームに至っては、やっぱり失敗だったということを確認すべきではないのでしょうか。

ただ言葉で、民間になったから引き続きそういったものが安全、サービスが担保されるというだけではなくて、私は公共施設、公の施設のやる役割というのは、やはり何でもそうですけれども、公が持っていることによって安心だという、お金の換算できないサービスの提供を受けて、人々は安心して暮らせるというのがあります。これは民間の施設であっても当然同じではありますが、しかし私は、よりそういった入居者の不安を解消する、これからの介護保険制度の改正の中で、新しい軽費老人ホームの施策の管理や老人対策という点で、重要な位置づけという点では私は変わりはないと思いますので、この点、町は結局こういう問題に対して手を挙げたというふうに私は思いますので、この点、もう一度答弁願いたいと思います。

次は、8条関係で言えば、今、条例では何らかの要因で施設の開放ということがうたわれております。その中には、災害時や非常時、その他含めて、町長が何らかの形でそういうときには、これは一般に支障がない限りで開放するということがうたわれております。この点について、引き続き軽費老人ホームが民間譲渡、あるいはなったとしても、そういう担保というのはとられているのかどうか、この点、伺っておきたいと思います。

私は、再三言いますが、やはり町が少なくとも指定管理者制度にのっかりながら、この軽費老人ホームを維持するということが今大切だろうというふうに思います。パークゴルフ場の将来的な、今、当面できなくても、見直しや、十分指定管理者にのった形の中で、やはり町が関与するという方向が大切だと思います。

起債の償還においても、15%の交付税の算入や、あるいは委託金においても5割等の補助金の交付税の算入等が何らかの形で担保されております。そういうことを考えたときに、収支の見直しを行ってやれば、こういう運営も、多少の町の当然見るべき負担として考えるならば、十分やっていける要素があります。今後の介護保険制度の改正の中でも、先を見通した施設の改善も含めた、そういうことを考える必要があると思いますので、これらの

点について、もう一度お考えを聞きたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず1点目の、入居者の方々への対応ということでございますけれども、私ども、この移譲にかかわって、法人との論議の中では、法人としても非常に高い意思を持って、この移譲を受ける意思を組織決定されているということがうかがえるのは何かといいますと、少なくともサービスの提供にかかわっては、これまでを落とすということではなくて、これまで以上にしていくことが法人に課せられたものだというふうに理解をしているという御発言がございました。そういう中でお進めいただけるものというふうに考えてございますし、当然、負担の関連ということでございますが、先ほども申し上げましたが、管理費にかかわっては、現段階でそれを即上げるといようなことをお考えになっているということは全くないということで御発言をちょうだいしてございますので、それらについて、不安というのは私どもとしては解消されているというふうに理解をしているものであります。

それから、次に、経理の関連の報告義務ということでございますが、これについては、基本的には報告義務を課することは私どもとしてはできない状況でございます。ただ、一つありますのは、関係者へのいわゆる収支関連の閲覧ということにつきましては、関係人にこれを閲覧させるということが社会福祉法人においては社会福祉法の中で定められてございますので、これを閲覧するということは可能な範囲であるというふうに理解をさせていただきます。

それから、3点目の、これまで町がとってきた政策として、軽費老人ホームはいわゆる失政であったということを確認ということでございましょう、そのような御発言だと私は思うわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、軽費老人ホームを先駆的に設置をしてきたことが誤りであったということでは私はないと思います。これが地域にとって必要な施設として先駆的に設置をしてきたことは事実でございますし、その効果というものも発揮をしてきたことは事実であります。しかし、制度の変化は民間にシフトをしてきているということは何回か申し上げましたが、そういう国の制度上の中で支援体制がなされていくということであれば、これが地域の中にそういう施設を運営する法人が育っていくことの方が、町にとっても大変大きな財産であるというふうに考えてございます。施設そのものは財産でございますけれども、しかし、その運

嘗がなされることも大きな町にとっての財産であるということ、私どもとしては最大限の認識をしていくべきものだというふうに考えます。

それから、4点目でございますが、施設の開放にかかわって、担保するののかということでございますが、これは都度の状況によって行政として民間の皆さん方に協力を求めていくことについては、そのありようによって違ってくるものだと思っております。当然にして、御協力をいただくことについては、その施設を利用させていただくことが必要だということになれば、担保をとっているとかとっていないとかでなくて、町としてはお願いをしていくのが当然であろうというふうに理解をいたしてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 入居者の不安という点では、まさに不安なのです。解消されているということをおっしゃっているけれども、何ら入居者に対しては、こういう実態というのが知らせているのかどうかわかりませんが、聞く範囲では、なかなか知る余地がないというような話がされております。そういう意味では、初めてこの条例の改正によって、ああ、民間に移るのだなという形になってくるのだというふうに思います。そういう意味では、やっぱり入居者に対しての不安解消という点では、全く解消されているというふうには理解を私はしておりませんので、この点、もう一度、入居者との関係で、そういう不安の問題というのは解消されていないというふうに考えますので、その点、もう一度お伺いいたします。

次に、福祉政策の点では、確かにそういうあなたの言うような、すべて私たちのやっていることはいいのだという形の答弁であります。もう何回も聞いているのです、そういう答弁は。私が言いたいのは、本来、こういう施設というのは行政がしっかり受け持つべきだろうと。福祉の向上や地域のやっぱり発展につながるような政策、これをやりなさいということがうたわれています。なおかつ、最近是指定管理者制度という形の中で、民間に移譲するという形の制度も出てきています、経費の節減という点で。

そういう意味では、私はよりそういうものを考えた場合に、指定管理者に移行して、その経費の節減を行えば、何も譲渡しなくても、町の運営のあり方、関与の仕方というのが、そこできちりと入居者にとっても安心感を与えられるわけですから、やはりこういう政策をとらないというところに、町のこういう問題に対する政策の失敗があったのだと。

やはり失敗という言葉がだめであれば、本当にそういう先の見えない、見通しを立てない、福祉に対する考えそのものが、こういう形になってあらわれてきたのだというふうに私は考えるわけです。そうではないというならそれでもいいですけども、私は、こういう問題というのは、やはりきちんと行政で指定管理者に、経費が節減できるのだというのであればそちらに移行して、やっぱり管理すると。そのことによるやはり経費の節減を図って、将来の地域の軽費老人ホームとしての位置づけを高めるという役割を私はとるべきではないかなというふうに思いますので、改めてこの点。

それと、一般開放という点では、それは担当の課長がおっしゃるとおりであります。何らかの災害等が発生した場合の、やはりそういったものについては、適時、これは避難施設等の指定に入るのかどうか、指定するというのであれば、町がどこどこを指定するということになるのだらうと思しますので、この点もきちりとした、冷たい紋切り型調に言うのではなくて、やっぱりこういう施設もそういうときに対応できるような対策をとる必要があるのではないかなというふうな観点から私言っておりますので、この点、もう一度答弁願いたいと思います。

以上のことを述べさせていただいて、こういう条例の廃止については、断固私は反対の態度を貫きたいと思しますので、最後の答弁を求めたいと思します。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の再質問でございますけれども、まず1点目の、入居者の方々につきましては、私ども施設長を通じて、もちろん担当者も含めて、事前にお伺いしてお話をさせていただいております。ただ、決定される前にひとり歩きさせるということは、かえって不安をまたあおるとこともございますので、いわゆる議会の御決定を待つのだということについては十分お話をさせていただいておりますので、御理解を賜っておきたいと思します。

それから、行政の進めるべき福祉の将来像ということであろうと思いますが、そこにつきましては、それぞれの計画を立てながら進めさせていただいております。制度の大幅な変化も現状ではございません。それらにどう対処していくかということについて、非常に私どもとしても腐心をいたしている状況にございますが、ただ、私どもが担当者としてねらっていく福祉というものは、地域の福祉力をどう高めていくかということが大きなねらいでございますし、願いでもございます。これをどうとらえて

って、具体化をしていくかということについては、いろいろな状況に対応していくべきものだというふうに考えてございます。したがって、施設としての対応のありようというものが、その中で、制度上の利用をしながら、なおかつ地域の中で大きな活力を見出せる方法があるとすれば、それを民営化という形で見つけていくことも、私どもの福祉政策といえますか、福祉の行政を進める側の役割として、当然にして課せられた役割であるというふうに考えているわけでございます。

したがって、それが指定管理者というベースの中で行うかという問題については、先ほども申し上げましたが、指定管理者というところと、福祉施設の運営というところの中で論じ合わせてみたときに、民間のベースの中でお進めいただくことが、資金的なベースも含めて充実されているということであれば、それを利用させていただくことの方が、私どもとしてはより地域にとって有利であるというふうに理解を進めさせていただいて、展開をさせていただいたものであるということに御理解をいただきたいと思っております。

それから、いわゆる避難施設として指定するか否か、これについては所管が違うところでありますけれども、これは、先ほども申し上げましたが、指定する、しないにかかわらず、私どもとして、必要なときにつきましては、どうあれ、その施設について開放いただく、もしくは利用させていただく、もしくは独自の判断もちょうだいをしていく内容で進めていくべきものというふうに理解してございませぬので、御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） ちょっと確認しておきたいのですけれども、民間になって、当然、機能は変わらないと思うのですけれども、入居者の問題で、当然、今、所得に応じた負担をされていると思うのです。これが法人になって、法人のルールに変わる。当然、今の格差というものはどういうぐあいにしていくのかちょっとわからないのですが、今は町と入居者との約束事だと思うのです。今度は法人と入居者の約束ということになると思うのですけれども、この入居者の、今議決を受けて、対応のときに、当然、今の格差をなくそうとしていくのか、どういう形にするかわかりませぬけれども、その効力というのは、移行した時点で多分消滅するだろうと思うのです。どうなのですか。入居者の今負担しているものの格差というのは、所得に応じて払って

ますよね。その部分が、新しく法人に移管されることによって、当然、料金というのは、体系というのは変わらぬと思うのです。変わらないのですか、ずっと。それであればあれですけれども、当然上がるだろうとか何とかということも前提としてはあるのですけれども、それはずっと上げないということなのか、ちょっとそこら辺のところ、確認しておきたいと思うのですけれども。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 西村議員の御質問でございますけれども、まず、所得に応じての階層区分につきましては、基本的にこれは私どもで定められない、国で定めているものでございますので、これを変えるということは、法人といえどもできないということです。ただ、先ほど申し上げました管理費の部分というのが、これは設置をした設置者によって定めるということでございますが、これも非常に厳しい制約の中で進められるということにございまして、原則的には変わっていくということではございませぬので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、ケアハウスの管理料の関係で、一応1万2,000円から変わることがないというようなことで、私は入居者の何人かに会ってお話を聞いたところ、今の状態でそのままいくのであればいいですよ。しかし、1万2,000円、そのほかの関係も、管理者がかわったことによって値上げをするということになると、一応基本的にはわかば会と契約をするということになるけれども、それは我々事前に何も聞いていないから、それはならないよ。我々は強硬にそれを言いたいよというような話をしていますから、1万2,000円が、言うなれば300万円、300万円で900万円出すということになってくると、極端に言えば、30人入って、1年300万円なら、1人10万円ずつ、極端に言えばそういう感じになるので、その点、入居される人たちが一番心配しているのは、今まで私たちが町と交わした契約がそのまま生きていくのだという観点でいけば、改めてわかば会と契約をするけれども、それでなければという気持ちがあるものですから、極端に言えば、3年間変わらない、900万円出すから。それであれば、今度は4年目からどうなるかという関係で、やはり今、入居者の皆さん方は心配しているのがあるということにございませぬ。

それから、もう1点、今、同僚議員が、災害時の開放の関係のことが出ていましたけれども、現実に

災害の、ことしの3月にあれした中では、指定避難場所ということには入っていないのですね。かみんも入っていない、それからケアハウスも入っていないということなので、現実には、できるのであれば鉄筋コンクリートのところというのが一番望ましいということなので、今後、これについては、当然受託されるわかば会ともあれだろうし、それから、かみんの関係についても、指定避難場所に入れるべきではないかなという気がするのです。民間でもたくさん入っていますから。そういう関係から言えば、この一覧表の中に入れておいて、一応有事のときはそういう体制ができるということ、やはりこの一覧表の中で明確に出しておいた方が、ある面で町民の不安を解消する要素にもなるのかなという気がしますので、その2点、ちょっとお伺いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

管理費の関係でございますが、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたけれども、法人として、上げるということを基本にして今お考えになっていないということについては、入所者の方にもお話ししているということでございます。ただ、時代の変化といいますか、そういうところで、未代変えないのだということではいけないということではないと思いますので、その辺については、行政が運営していたとしてもそれはあり得ることだと思うのでありますが、基本的には変えないということが法人としても意思の中でお話をちょうだいしているということでございますので、可能な限り現状で進めていただくということはお話は申し上げているところであります。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 11番中村議員の、災害時の指定避難所の関係についての御質問にお答え申し上げますが、先ほどの議員にもお答えしましたように、一応私どものスタンスとしては、30名の方の居住の場所ということでありますので、はなから指定避難所ということがいいのかどうかについては慎重な判断が必要であろうということで認識をしております。ただ、利用形態によりましては、御協力をいただくという点も考えられますので、官民の施設も含めまして、今後どうあるべきかについては十分検討をしてみたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 基本的にそれは了解しませんが、ただ、私、ケアハウスへ行ってみた

ら、1回漏電の事故があったのです。そうすると、1階、2階だけが非常ベルが鳴って、3階、4階が鳴っていないのです、入居者に聞きましたら。その漏電の原因というのは、休憩室がすが漏りしていて、天井を直すということで張りかえて、外からのテントの関係もあって、そこから水が入ったらしいのですけれども、言うなれば1階でもし火災が発生したら、本来的に上の方の人たちが逃げなければならないから、そうすると、今の火災報知器のあり方がどうなのだということをお伺いしたもので、その点、ちょっと施設としてきちんとやっていただきたいのと、それから、防災訓練の中で、エレベーターでおりなさいというのです。現実的にそういうことになった場合、電気が停電したらということもあるものだから、その点の関係、防災訓練だからいいのだろうという安易な気持ちでそう言われたのだろうと思うけれども、現実にはそうならない部面もあるものだから、その対処も、間もなく移管をするということだけでも、現実の問題で、そういう施設の状態になっている、それから防災対策がそうになっているということだけお知らせしておきます。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村議員の再質問でございますが、大変申しわけございません、そういう過去に経過があったということ、私、十分理解をしております。これらにつきまして、十分移譲前にきちんとお話を確認させていただきながら、最善の対応が必要な部分について対応していきたいと思っております。

それから、防災訓練の関連でございますが、どういう形が最も望ましいのかということについても、訓練としてどうあるべきか、比較的足の弱い方もいらっしゃるというようなこともありまして、そういう対応をとったのかなというふうには思いますけれども、今後のあり方というものをもう少し、軽費老人ホームということだけではなくて、私どもとしても総体、関連の施設の方々と、その辺のところは民間であれ公であれということに関係なく論議を進めながらいきたいというふうに思いますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 条例の改廃ということですね。それで、今、保健福祉課長はあおりという言葉を使いましたけれども、これからは、議決の前に聞く時代に入って行くのです。議会で決めたからとか、そういうことでいくのではないのです。その前からやらねばならないのです。なぜかといったら、

新行政手続法という法律が4月1日から今度施行されるわけなのです。そこで、総務などもよく聞いておいていただきたいのですけれども、行政手続法ということで、情報共有と住民参加ということ、これは条例化されていかなければならないと思いますけれども、これは企画立案から決定までの過程を住民に聞くということになっていくのです。みんな一緒にということですね。その手段としては、広報誌であるとかホームページ、説明会、住民講座、具体的には各種使用料、手数料、そういう料金の額、それから国保、介護保険、税金関係、こういうのも含んでいくのです。そして住民参加の手続としては、政策提案、パブリックコメント、ワークショップ、意見交換、審議会、公聴会と、こういうようにやらねばならないのですよね。ですから、考え方、先に言ったらあおりになるとか、そういう表現にはならないと思いますので、その辺のところ、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤議員の御質問にお答えします。

議員から、かねてから今のような指摘、助言をいただいていますので、私どもも当然だなという部分も相当ございますので、その点については、これからの行政活動に十分反映させていただきたいと思えますし、御案内のとおり、今、パブリックコメント制度につきましても、若干、手探り状態で進めていますが、できるだけ多くの町民の方からの意見を反映できるような方法として制度を充実するように努めてまいりたいと思えますし、そういうことに基づきまして、いろいろな諸手続について努力をしてみたいと思えますので、御理解をちょうだいしたいと思います。

議長（中川一男君） 他になければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を起立により採決いたします。

本件は、特別議決であります。

地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

出席議員は18名であり、その3分の2は12名でございます。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ただいまの起立者は3分の2以上です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第14号上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第14号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町立清富小学校におきまして、通学区域である清富地区の児童数の減少により、同校の教育活動を繰り広げることが困難な状況になるということが見込まれることから、保護者並びに地域住民と今後の学校のあり方の話し合いを進めてきたところであります。その結果、清富小学校を平成18年3月31日をもって閉校とすることの合意に達したことによりまして、本条例の一部を改正するものであります。

以下、議案の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

議案第14号上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町立学校設置条例（昭和40年上富良野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、上富良野町立清富小学校の項を削る。

附則といたしまして、1番目、この条例は平成18年4月1日から施行する規定を設けます。

2番目といたしまして、上富良野町立学校施設の施設設備使用料徴収条例の一部を改正するものであります。その内容といたしましては、別表屋内体育館の欄中、上富良野清富小学校の項を削ります。また、学校の名称の整理をあわせて行うものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 前回も補正予算の中で若干質問しまして、清富小学校の学校の将来の廃校跡についての利用の仕方は、住民、あるいは地域住民の意見を聞いてということがありましたので、ぜひやっていただきたいというふうに考えています。

あわせて、これにかかわる建設、いわゆる補助金等、当然起債等も借りております。その償還、あるいは繰り上げ償還等というのはどういうふうにな

るのか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢議員の御質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

1点目の、校舎跡地の利用につきましては、以前に御説明いたしましたけれども、地域住民の移行を優先した形で、多くの方々の意見をいただきながら、効果的な利用を考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、校舎建設にかかわります補助金並びに起債の関係でございますが、建設当時、平成5年でございますけれども、防衛庁所管の補助金、それから文部科学省の補助金をいただきながら建設してございます。あわせて、起債事業といたしまして、郵政関係の起債をあてているところでございますけれども、補助金、文部科学省並びに防衛庁所管の補助金につきましては、現在におきまして協議を進めているところでございますけれども、跡地利用に関しまして、それぞれの所管の対象事業メニューの範囲内で、返還とならないような方向で、多くの方々の意見を聞きながら、効果的な利用というふうに考えているところであります。

また、起債関係につきましては、償還額、残りを繰り上げ償還をするような方向でというふうに進めているところでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 起債については繰り上げ償還と。残り、文部と防衛については、跡地利用計画がはっきりしていれば、これは繰り上げ償還という形にはならないというような、間違いはないですか、これは。後でまた制度上変わったという話がよくありますので、大変になりますので、これ、間違いはないかどうか、お伺いしておきます。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢議員の再質問でございますけれども、先ほどもお答えしましたが、防衛所管の補助金、それから文部科学省の所管、それぞれこちらの方から事務的に出向きまして、そういった打ち合わせをした中では、先ほど申しましたような、許される範囲内での効果的な事業メニューということを念頭に置きまして活用を図ることによって、返還は生じないというふうに確約を得ているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 他にございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 関連でございますけれども、その跡地利用の事業メニュー、一覧表か何かあ

るのですか。というのは、もしそういうものがあるのであれば、やはり我々みんなで知恵を出して、このメニューはどうだ、このメニューはどうだという検討の素材になるかなという気がするものですから、もしその事業メニューがあれば、後ほど配付していただきたいと思ひます。

以上です。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員の御質問でございますけれども、それぞれの所管、防衛、それから文部科学省の所管によります事業メニューの一覧もありますので、提供しながら、御検討をまたいただきたいというふうにあわせて考えてございます。よろしくお願ひいたします。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を起立により採決いたします。

本件も、特別議決でございます。

地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ただいまの起立者は3分の2以上です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

食事休憩でございます。

事務局長（中田繁利君） 再開時間は午後1時からといたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第15号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第15号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第15号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきま

して、提案の要旨を申し上げます。

昨年10月より、町営バスの運行形態の見直しを図り、スクールバス運行の空き時間を利用して市街地区に運行しております循環東線及び循環西線につきましては、運行以来、1年余りを経過いたしました。高齢者等に対する町内公共施設の利用促進や、通院、買い物の生活支援などを図ることを目的に運行してまいりましたが、1年間の実績の結果、利用者が極めて少ないことから、当該2路線を廃止しようとするもので、本条例の改正を提案するところでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明してまいります。

議案第15号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例(昭和46年上富良野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号、第3号につきましては、循環東線、循環西線の運行区間に関する規定であります。両路線を廃止することによる当該規定を削除し、改めるものでございます。

第5条の2につきましては、運行日に関する規定であります。両路線の廃止に伴い、第1項を削り、同条第2項を同条第1項に、同条第3項中、前2項を前項に改め、同項を同条第2項とする条文整理でございます。

別表1、循環東線の項及び循環西線の項を削る。

附則、この条例は平成18年4月1日から施行する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) これにかわる何か施策というか、そういうのはあるのかどうかという点と、それと、周知される期間は来年までありますから、周知の方法というのはどういうふうになるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長(中川一男君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 9番米沢議員の御質問、2点でございますが、この循環東線、西線につきましては、先ほども申し上げましたが、スクールバスの運行時間の空き時間を利用して運行してございまして、これについての廃止することによって、その活用という部分は、やはり中心はスクールバ

スということでございますので、それらについてはそのような状況を御理解賜りたいと思ひまして、それにかわるという部分でございますけれども、現に今、スクールバスによる混乗方式で、郡部等に運行してございます各路線がございまして、この各路線につきましても、役場、町立病院等を終点にして、各主要な公共施設、あるいは医療機関等に、そこで乗降車できるような形態となっておりますので、これらについては、利用者について、現に今の循環線の利用いただいている方については、それらのことを承知の上、御理解を賜りたいというふうを考えてございます。

それともう1点、周知方法につきましては、町の広報等でもこれらについて3カ月間の間に周知をさせていただきたいというふうを考えてございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を起立により採決いたします。

本件も、特別議決であります。

地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

本件を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中川一男君) ただいまの起立者は3分の2以上です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

議長(中川一男君) 日程第9 議案第16号日の出公園施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第16号につきましては、提案理由の御説明を申し上げます。

公の施設である日の出公園施設の管理運営につきましては、平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、さきの定例議会におきまして、上富良野町都市公園条例の一部を改正いただいております。

次に、本議案につきましては、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例及び同条例施行

規則の規定に基づき、公の施設である日の出公園施設の指定管理者の公募を行い、候補者を選定しましたので、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第16号日の出公園施設の指定管理者の指定について。

日の出公園施設の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、公の施設の名称と所在地、名称、日の出公園施設（日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキーリフト）。所在地、空知郡上富良野町東1線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、空知郡上富良野町大町2丁目2番11号、団体名、株式会社上富良野振興公社、代表者、代表取締役田浦孝道。

3、指定の期間。平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。

以上で、説明を終わります。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） ちょっとお聞きしたいと思うのですが、今まで運営委託管理というのは、指定管理者制度ができたことによってこういう手続をとるといふことだろうと思うのですが、実は公社については、町が大方の出資をして現在に至っていると。代表者は助役であるということで、指定管理者制度本来の目的といえますか、民間活力を生かしてやるという部分で、今の公社のあり方について、こういう形がこのまま続けていくことがどうかということについて、ちょっと問題があるのかなという気がするのですが、その点、将来に向かって、現在のあり方からどう考えておられるのか、1点お聞きしたいのと、民間活力導入という視点に立ちますと、今の振興公社の形というのは、やはり早急に検討し、変えていく必要があるかと思うのですが、その点、どう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の御質問にお答えさせていただきますが、公社の将来的な考え

方、また民間活力の導入という視点からの公社のあるべき姿等々についての御質問であります。今回、これらにつきましても、指定管理者につきましてもは公募制をとっておりまして、公募いたしております。しかし、公募した中で、指定管理者の応募する方がいなかったということで、公社だけが希望者として公募に応じてきたというような現状であります。そういう中にありまして、選定をさせていただきまして、指定をさせていただきたいということではあります。今後におきましても、今御提案申し上げております平成21年の3月31日までということで指定をするわけでありまして、以後につきましても、また公募制で対応していきたいと。そして、その中で民間企業の方々、民間の方々の応募がなされてきた段階で、また十分選定をさせていただきながら、最も有効かつ適切に管理運営をしていただける方を選定して指定をしていきたいというふうに思っております。

そういう中にありまして、将来的に民間活力が十分に、民間企業の皆さん方が十分に対応でき得る状況になってきますと、公社のあるべき状況というのは変わってくるというふうには思っております。将来的にはそういった方々との、言うならば管理運営の競争を図りながら、よりいい管理運営をしていく公社という形になれば別であります。そういう中にありまして、選定していく中にありまして、公社が他の一般企業の方々、一般応募者の皆さん方との優位性をどうあらわしていくか、優位性があらわされていかないということであれば、公社の存在というのが薄らいでいくというふうには認識いたしております。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） そういうお考えであるならば、前向きに、公社の今現在の姿というのを民間に実質ゆだねていくということも考え方としてあると思うのです。今は町民の目から見れば、町が運営している会社にこういう指定管理者制度でやっても何ら変わらないではないかという形に映ると思うのです。受け手が出てこなかったということも理解できるのですが、やはり本来、今の民間活力導入と。町長は先ほどの議案の中でも言っていましたが、いわゆる民間でできることは極力民間に任せていくのだということをおっしゃっていたわけでありまして、そういう視点から言っても、公社のあり方が、公社でなければ今はできないかもしれないけれども、そういう民間に移譲していくという前向きな行政の公社に対するスタンスを持って臨めば、もっと民間の方々も違った視点で公社のあり方というものを見、また公社に向かって、そこに手を挙げてくる

ところもあると思うのです。いわゆる今の公社を民間の運営にできて、町は一切手を引くというような考え方というのは持っていけないものかどうかということ、もう1回町長の考え方をお聞きしたい。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の再質問にお答えさせていただきます。

私どもとしては、そういった件も検討しながら今後の対応を図っていきたいというふうに思っておりますが、現在のところはそういう状況下に、今この指定管理者制度が新たに出てきた中で、そういった現況にはないということでありまして、今後の課題として、そういったことも検討の課題であるというふうに認識いたしております。

議長（中川一男君） 町長、公社そのものの段階なの。だから、今の社長が助役でしょう。そうではなく、そこへ民間を入れられないかというのが17番議員の質問なのです。だから、そういう考え方はどうなのかと。

町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 再答弁させていただきます。

そういうことであります。今後、そういう課題、今、議員から御質問ありましたようなことも、今後の検討課題として検討していきますよということでお答えさせていただいております。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） そういう考え方であるならば、私も非常にここはこれから変わっていくことができる場所かなと。民間活力というか、民間の経済の振興につながっていく部分もあるのかなという気がするのですが、今、振興公社がやってきたもの、今ないから指定管理者にするのですけれども、民間の人も入れる、出資も民間の人がどんどん入って参加してくるということもやっぱり必要だと思うのです。例えば、今日の出公園のオートキャンプ場、これから議案に上がる白銀荘の問題もそうですけれども、やはりそういう部分、町民が参加して株主になっていくということも、やはり一つのPRしていく一助になっていくと思うのです。ですから、そういう部分で、課題というのではなくて、この3年間、振興公社を管理者にしてお願いしていくのもいいのですが、その間に、やっぱりそういう部分の活路というものを具体化して、やっぱり私はやっていくことの方がベターなのかなという考え方でいるものですから、町長、先ほどは検討するとか何とかですけれども、もう少し前向きに、早いうちにやれるところはやっていくというものの考え

方というのはこれからやっぱり必要だと思うのです。それでないと、財政が厳しいという部分もありますけれども、すぐやればできるものが4月1日からやるのだというようなものも、ある面ではいろいろな問題があるかと思うのですけれども、やはりそこら辺の無理、むだというのは、もっと即断即決してやっていってもいいし、やるところは前向きに果敢に取り組むべきだと思うのですけれども、どうも町長、そこら辺、慎重であることはいいのですけれども、もうちょっと駆け足で進むぐらいの気持ちを持ってもらえれば、僕は必要だと思うのですけれども、そこら辺、町長、どうですか。まだゆっくり慎重にやる気なのです。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 西村議員の御質問、町長も今お答えしましたように、この新しい制度を導入して、公募でスタートを切ろうとするのは初めてでございますので、これまでの間も御説明申し上げましたように、複数の会社の方が興味を持たれたようでございますけれども、最終的には応募された方については公社を含めて2者という実態でございます。今、一般論としては、私ども地元のいろいろな企業の方も、公共工事がなくなる、そういうことによりまして業種を転換する、あるいは多角経営化するというような動きもあろうかと思っておりますし、私どもの地域の中では、そういう機運もありつつも、様子見ということで、結果を生んだのではないかと思います。今、議員がおっしゃるように、公社につきましても、御案内のとおり、従来の管理委託制度の中で、町の大きな意思を受けて事業化しているということだろうというふうに考えますし、今言われるように、いろいろな制度、それから社会の情勢が変わりましたので、この3年間については、公社としての機能を期待しつつも、今、町長も申し上げていますように、公社そのものがどういう位置づけがいいのかについては、非常にいろいろな角度から検討、評価をしなければならない時期を迎えていると思います。ただ、そういう将来のあるべき方向を見出すのがこの3年間ということだろうというふうに考えていますし、今、前段で申し上げましたように、地域の中の民間のそういう志向がどうなのかということも予測しながら、ある部分は行政がいろいろな形で誘導しながら、地域の動きを見きわめながら、公社が本当の意味で純然たる民間企業になることがいいのかも含めて、出資の状況について、町長、いわゆる行政が判断しなければならないというふうに思うところであります。いずれにしても、町長が申し上げていますように、それらについては将来の課題ということで、この3年間の中で見据えなが

ら、次期のスタートをどう切るか判断をし、また議会とも相談をしなければならないというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） ちょっと今、質問しようと思うところを助役にさっさと答えられてしまったのだけれども、結果的に、今非常に公共事業が減っているということで、建築、土木、非常に苦しい状況にあるのかなと思うのだけれども、そういうものを、やっぱり今、参加しろと言っても、どんと今いきなり来たものだから、参加しづらい部分があるのだらうと思うのです。3年間が周知期間だというのであれば、これを来年からずっと3カ年間の間に、もう少し住民にわかるように説明をしながら、参加できるシステムづくりをひとつつくってもらいたいなと思うのです。そういうところはやっぱり一応うちの商工会の方の仕事にもなるのかなというふうな考えがありますので、その辺をひとつ考慮に入れて、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。ということで、もう1回。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） さきの議員にもお答えしましたように、今、仲島議員の方からも、いろいろな形で地域の盛り上がりを意識しなければというのが我々の立場でございますので、できる限り適切な情報のもとに民間の方が判断できるように、そういう面につきましても努力をしまいたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 日の出公園の指定管理の総合的な点数のことでお伺いいたしますが、利用者の、とりわけこういう施設ですから、利便性、あるいは経費の節減、トラブルを未然に防ぐという点での総合点などが書かれております。ここで、従来と変わった、新しく指定管理者制度という形の中で、振興公社においてはどのような、従来とさらに質的に利用者の利便を確保するという点で、運営内容や、その運用の方法、経費の節減等においてどのような成果が見受けられたのか、この点、具体的に。大雑把に書いてありますので、ちょっとわからないのですが、そういう経過の中で18点、20点だとかというふうになっていると思いますので、この点、伺いたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問でございますが、総合評価の御質問でございますが、従来とどこが評価されているのかという点でございますが、今の現在の運営の方法等の実態、これ

をベースに、振興公社については今後の3年間の事業展開の業務計画等を出してきてございますが、これまでの実績を踏まえて、要するに利用者の拡大とか、そういう部分についてのPR方法、あるいは他機関との連携等の部分での取り組みについて、積極的な事業展開を図るといような業務計画という内容になってございますし、事業の収支計画につきましても、自主的に利用客をふやしていくための試みの部分も計画の中で盛り込まれてございます。そんなことが、今回の申請に当たりまして、そういう業務計画の部分が出されておりますが、やはり私も審査員の審査の基本となったのは、今の現状の運営が、指定管理者に移行することによって、要するに利用者に対するサービスが当然低下されるということは想定してございませぬので、より利用者に対するサービスの向上という部分がいかに確保できるのかということも、これは一つ力点の中にございました。したがって、振興公社については、これまでやはり長い管理運営の実績がございまして、それらの部分で評価をいたしたということで、総合的な評価でございますが、そういうことであります。

もう1点は、今までの蓄積された経営体制の部分について、第三セクターでやっているという、これらの安定感という部分で、特に評価を高くしたということであります。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 指定管理者制度ということで、まず基本的なことをお聞きしたいのですけれども、一つは、仮協定ということで、議決後の食い違いといいますか、そういうことがないように、候補者が選定された場合、議案提出前に仮協定を結んで、基本的な協定内容を詰めている市町村が多いのですね、この指定管理者制度の全国的な動きの中で。そういうことで、仮協定というのを結んでいるかどうかというのが1点。

それからもう一つ、3年間のスパンでの基本協定と、それからもう一つ、年度協定といいますか、年次協定といいますか、言うなれば1年過ぎたけれども、こういう面がこう改善していかなければならないよというようなことも含めて、3年間の基本協定と、年次的な、年度的な基本協定の締結を考えておられるかどうかということ。

それから、3点目は、今、同僚議員がおっしゃったように、総合点数方式でやっております。極端に言えば、25点のところ16点ということで、64%のあれしかないという、言うなれば3分の2ま

でいていないのですね。そうすると、特に施設利用を促進させる方策がとられているか、25点中16点。それから、町内外の他の公園との連携及び地域との連携が図られているか、自主事業はどうかということも64%。それから、地域雇用、地域振興の考えや経営に対する姿勢についてということで、これも64%。そうすると、3分の2の評価は得ていないのに、振興公社だけだということとされていくのであれば、ちょっと問題があるのかなと。そうすれば、きょう議決された後で、これらに対する注文、恐らく具体的に向こうは回答書で書かれていますと思いますけれども、その内容に対して、やはり注文をつけるといいますか、こういう方向で努力をしてもらいたいというような意見等を付しての協定書なり何なりということをやらなかつたら、ただ単に、今回の場合、1者ということと、また、振興公社だということになると、町民感情として、何かななあでないかという印象を受けるおそれがありますので、そういう点で、ある面で厳しくやっぱり今後の契約というのをやるべきではないかという気がするもので、その点がどうかという問題。

それから、債務負担行為が8,895万8,000円ですが、これに対する年度的な関係の支払いの関係はどういう形で進められるかという点で、4点お聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 中村議員の御質問にお答えします。

今申し上げられましたように、協定の関係については、今後、具体的な内容で詰めていきますが、今のところ3年間の期間を想定した協定書をイメージしてございます。

あと、きょう提案してございます案件ごとに、それぞれ指定を受ける管理者との仮協定は締結はしてございません。通知し合って、意思の確認はしていますので、特に私どもは問題ないと思っていますが、仮協定書を締結している実態にはございません。

あと、今申し上げましたように、協定書については今後でございますけれども、年度協定については、今後、3年間の中で、お互いが想定していることで補完しなければならないことがもし出てくるとすれば、今、議員がおっしゃられるような、年度ごとに何らかの形でやっぱり約束事を締結するということはちょっと必要なというふうに思いますので、そういう点についても、今後、実務の中で十分必要性につきましても判断して、必要であれば補完的な協定の締結ということととり進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、今回の議案については公社でございますけれども、町としましては、今、総務課長が申し上げましたように、60%を超える程度でございますけれども、及第点というふうに認識してございますし、どの程度がいいかについては、より高いことにはこしたことがございませんけれども、今回、特に結果としては複数の業者が競争し合うような状況でなかったということで、ある意味ではこの制度の一つの目的が十分果たせられていない状況もうかがえるということでございますので、今後は、きょう、ほかの議員からもいろいろ御意見いただいていますように、多くの方が、多くの方というより、複数の会社が向かっていただけるような環境を整える努力は町としてもしなければならないと思います。

それと、議員から発言がありました、一応公募という形式をとりましたので、実施要項に基づきまして仕様等を定めてございますので、仕様の部分に大きい変化が出るようなやりとりを今後することについてはいささか問題もありますので、その辺については、余り町が条件を付した以上のことをまた相対で求めるということについては慎重に対応しなければならないと思います。ただ、サービスの面で、より効果が上がるようなことについては、当然、町としてはこれからも求めていかなければいけませんので、その点については積極的に、指定を受ける相手の組織と十分その辺の協議をする必要はあるというふうには思っていますが、大きく条件を変えるようなことについては慎まなければならないというふうには思っております。

いずれにしても、それは今後、協定の中で、そういう部分についてもやりとりが出てくるかと思いますが、その辺はまた相手の方の意向なり、相手の受け方にも応じた対応もしていかなければならないと思いますので、意図することについては私どもも十分受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 基本的に助役が振興公社の社長で、そういう形で答弁を受けるのはいささかちょっと疑問を感じるなという気がするけれども、とりあえず意気込みとしては聞いておきたいという気がいたします。

ただ、私は今回の指定管理者制度で、9月の26日に広報かみふらのに載せて、その後、募集の公告が10月1日からという公告して、それらの期間が、ちょっと期間的に非常に短いような気がするのです。

そうすると、先ほど仲島議員も言っていたように、そういう複数以上が応募できるような形の環境

をつくるということになると、例えば平成19年は何をやるかというようなことを事前にやはりやれば、それぞれアクションを起こしたいという業者さんや団体の皆さん方であれば、それなりに研究をしながら、どうしたらいいかというようなこともやっぱり努力する形が出てくるのかなと。

そういう点では、できるだけ早く、18年度はこの三つの事業ということであれば、19年度は何をやっていくかというような形のをぜひ提示できれば出していただいて、そうすれば、公募期間が2カ月ぐらいの間で作業するのは結構だと思いますけれども、その点の努力お願いしたいなという気がします。

それからもう1点は、基本協定書は、3年間の基本協定書と、それから年度の協定書ということで、先進地の資料を見ますとそうっております。現実に、今、助役の言うように、いかに経費を削減してサービスをあげる、言うなれば指定管理者になってよかったなという条件整備をするためには、やはり18年度は18年度、19年度は19年度、一つのレベルアップを、やっぱり我々町民としても、議会としても求めていきたいという気がするのです。そうすると、やはり基本協定書と、年度、年次協定書、そういうものをやっぱり具体的に出していった方がいいのかなという気がするものですから、具体的にパークゴルフの関係では、またちょっとその内容についてはまた申し上げたいと思いますけれども、基本的にそういう方向で持っていただければなという気がいたします。

それから、先ほど答弁のなかった債務負担行為のやつ、それをちょっとお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員の、最初の質問のときの答弁漏れがございましたが、支払い方法についての御質問でございますけれども、あくまでも、今後、協定の部分がございますが、協定書の中で、当初、この申請が上がったときに、業務計画と、それから事業収支という部分がございます。あくまでも当初、募集したときに、それぞれの施設についての募集要項を掲げまして、その募集要項の中に業務の仕様を定めてございますので、これに基づいて、今回、11月10日締め切りのときの申請に、業務計画書等はそれに基づいたものだということで、業務計画書、予算収支計画書等の部分で私も選考させてもらってございますので、この指定の御議決された時点では、当然、この業務計画をベースに協定書を、基本協定、あるいはその辺はちょっと具体的に今後詰めさせてもらおうと思いますが、基本協定の中にも、やはりさきに募集要項等で定めた

ものとか、あるいは出てきた業務計画書の内容を逸脱した部分では基本協定とはならないのかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、この協定書という部分は、今後交わしていかねばならない部分でございますので、その中で、今の支払いの内容についても、当然、当初申請いただいた部分の、それが最大マックスで、その部分の協議をした中で、超えることは当然ないというとならえ方で協定を今後交わしていくわけでございますので、その中で、各年度ごとの計画書の事業費等の部分について、協定書の中に盛り込まれて予算化されていくものというふうに、そんなようなことになっていくのかなというふうに、対応させていただくことになるとと思います。

それと、ただいまの指定の御議決をいただいて、3年間でございますけれども、次の3年後の部分では、やはり先ほど……。（発言する者あり）

他の施設につきましては、今回、3点の施設でございますけれども、この指定に絞り込む前の部分については、公共施設の中では、候補としては他の施設もございますが、今後、そういう指定管理者制度に乗っけて運営できるかどうかという部分については、今後の検討課題ということで、早急にその辺の部分は、再度指定管理者でなじむような施設かどうかということの検証をさせていただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 制度活用の御意見かと思っておりますので、私の方から再度御答弁させていただきたいと思っておりますけれども、御案内のとおり、今回は特に自治法の改正によりまして、今、現行で管理委託制度に基づいて体系化しているものに絞って、こういう今手続をとろうとしてございますので、限定的な施設ということでございますけれども、今、議員御心配のように、公の施設、たくさん抱えてございます。いろいろな角度で、指定管理者制度に向け方がいいのか、町長が言っています、民間経営に移譲することがいいのか、これらについては施設ごとにいろいろな事情もあるでしょうし、いろいろな角度から分析して対応しなければならないと思いますし、今、多くのほかの施設につきましても、直営管理というよりは、ほとんどの部分も含めて、一部委託という形を講じてございますので、そういう方との関係を解消するという問題点もありますし、そういう面では、早い時期からいろいろなことを方向を決めていくということについては、当然、私どもも必要でございますので、その辺、対象とする公の施設の選定と、それから、その選定に当たりましては、今、実態がどうなっているのかについて、最終

的な選定に至ると思いますが、そういう意味で、新しい方がまた臨みやすいということ考えれば、できるだけ早く情報を提供するということが大事でございますので、いろいろと御意見ちょうだいしていますので、その辺、十分考えながら、適時適切に対応できるように努力をしまいたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） このことを含めて、指定管理者ということで1点と、資料請求ということで1点。

こういう財政状況になってきたり、いろいろ変化が出ておりまして、町村教育委員会も廃止しようかというような声も出ておりまして、ただそれではどうかなというあたりを考えまして、財政ということを考えますと、有料ボランティアとか、NPO法人が立ち上がってくると思うのです。パークゴルフ場にしても、パークゴルフ協会あたりが、これはおれらの健康のためにやっているのだから、おれらで運営しようよということになれば、そうなりかねない、またそうであってほしいのですよね。そういうところが出たときのお考えと、それともう一つは、指定管理者の指定手続ということで、管理する人員、指定管理者の、それから役員構成名簿、資産、経営の規模。ここにわかば会がありますけれども、資産の部、負債の部と、こういうのが出ておりまして、それから貸借対照表、役員名簿というように、これが、前も振興公社は見せていただいたのですけれども、社長がかわりましたし、助役がかわりましたから、その辺あたりでもう1回と、もう1社ありますから、あわせてそこら辺の資料をいただきたいなと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤議員の御質問にお答えしますが、1点目は、多分自治会組織なり、もう少しNPO法人なり、そういう任意的な団体も含めて、そういうボランティア的な活動を想定した質問かと思しますので、そういうことについても、幅出することについては、この制度のねらいでございますので、私ども、業として組織よりもう一步拡大して、任意の団体も含めて、こういう制度を御理解いただきながら活用していただけることについては大変ありがたいなと思いますし、そういうことが地域に広がることを念頭に置き、努力もしてまいりたいというふうに考えているところであります。

それと、資料の関係については、今、公社につい

ては、法に基づく2分の1以上の出資法人ということでございますので、法に基づき、例年6月だと思えますけれども、経営の状況について報告義務があるので、そうなっていますが、今回のケースについては、公社については今のようなことで、その時期にまたそういう内容についての御報告をさせていただきたいと思えますし、それ以外の組織については、そういう体系下の組織でございませぬので、そういう形での資料の御提供はないということで御理解をいただきたいと思えます。ただ、それ以外に、そういう組織の経営のありようについて承知したいということであれば、それは当然、町が関与する組織になりますので、その辺についてはまた相手の方の御了解も得ながら、資料の提供をすることについては可能かと思えますが、どういう時期にどういう形で提供したらいいかについては、また十分こちらでも検討したいと思えますが、今直ちに資料の提供をするという形にはならないことをひとつ御了解いただきたいなというふうに思います。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 特に急ぐわけではないのです。来年4月1日からでしょうから。ただ、これがもし載っていなかったらおかしいぞと思うのです。指定管理者の指定手続に関する条例にこれがなければおかしいのです。管理業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、これは当然役員も入っております。資産その他の経営の規模及び能力を有しており、また確保ができる見込みがあることという、こういう条例で、なければならぬのです。そういう意味で、4月1日まで、3月まででいいのですよね。ということで、資料を見せていただきたいということでございますが、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤議員の再質問にお答えします。

今、この指定管理者制度の取り組みをしていただいた組織については、それぞれ定款の写しから何かから、一切の資料は私どもでお預かりしてございますので、機会を見て、ちょっと膨大な資料になりますので、閲覧がいいのかどうかについては私の方でも判断したいと思えますが、それらについては議会事務局とも相談しながら、資料というか情報の提供に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 膨大でもないのですよね。わかば会のこれを見ると、貸借対照表と、こういうことで、あとは役員名簿と、こうやって出しているのです。わずか2枚ぐらいで出るので。私、それ

を言っているのですよね。何も根掘り葉掘りとかということではなくて、そういう状況を、やっぱり議会は指定管理者を議決して決めるのだから、その状況、今の振興公社にしてもそうですよ。もうそろそろ私、忘れてきていますから、見たいなという、それもあるのです。そういう観点で言っておりまして、もしなければ、もしそういうことが通らないということであれば、この施設にかかわる指定管理者の指定手続に関する条例の見直しを、私は3月にしたいと思えますよ。いかがですか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 大変言葉足らずで申しわけございません。私どもは定款なり登記簿の写しをちょうだいしていますので、そういう意味で、今ここに出ているような、1枚ものに全部役職員が一覧になっているというようなものでございませぬので、それらをどう加工するかについては、私どもで努力しながら、提供をするということでひとつ御了解いただきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第17号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課商工観光班主幹。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいま上程いただきました議案第17号につきまして、提案説明を申し上げます。

公の施設に係る指定管理者によります管理運営の経過等につきましては、議案第16号日の出公園施設の指定管理者の指定についての提案説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第17号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について。

吹上温泉保養センターの指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。1、公の施設の名称と所在地、名称、吹上温泉保養センター。所在地、空知郡上富良野町国有林上川南部森林管理署425林班及び426林班。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、空知郡上富良野町大町2丁目2番11号、団体名、株式会社上富良野振興公社、代表者、代表取締役田浦孝道。

3、指定の期間。平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。

以上で、説明を終わります。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 具体的にお伺いしたいのですが、今回、吹上温泉の指定管理者に移行しまして、指定に当たって、経費面ではどのくらい軽減されたのかお伺いいたします。

それと、より具体的に、先ほどもちょっと質問求めたのですが、具体的な点は出てこなかったのですが、この保養センターの利用促進に当たって、いわゆる前年度対比何%という目標を立てます。日の出公園もそうだと思うのですが、それに合わせて、いわゆる顧客の利便性を図るという点で、この事業所は、例えば家族に対しては、来たらこういう優待券がありますよだとか、そういう具体的な利便性を確保したという前提の中でこの点数もつけられていると思うのですが、それなくして、ただ利便性を図りますよという形の15点という点数にはならないはずで、求めているのは、先ほども言っているのですが、具体的にどういうふうに顧客の、利用客の増を、その利便性、サービスで対応しているのかという、具体的な対応策というのがあって初めて評価の対象になっていると思うのですが、それがなかなか見えてこないのです。ただ従来の実績に基づいてだとかというのは、それはだれでもわかることで、今ここで聞いているのは、具体的に、保養センターへ行きましたらこういう温かいサービスがありますと。家族サービス優待だとか、いろいろありますと。こういう特典を利用した中で、例えば上富良野町の飲食店といろいろ結んで、ここへ行けば、ポイントを使えば、またサービス券を使えば格安で食事が利用できますよだとか、そういうものと結びつけた経営戦略というのがなければ、これは生きたものとして、評点としても採点にならないはずなのですけれども、そこら辺がどうもわからないのですけれども、そこら辺、どういうふうに具体的に改善

されたのかというところを聞かせていただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問でございますが、具体的な選定評価ということでございますが、先ほど白銀荘につきましても、振興公社1社のみ応募ということでございますが、さきの日の出公園と同じような部分も共通的にはございますけれども、やはり1項目め、要するに公の施設として利用者の確保の面ということで、いかにサービスの向上が図られるかということが、これまでの運営実績の中でどうなのかという部分で、業務計画書等も見させてもらいました。

そして、大きく2点目でございますけれども、施設の能力を最大限に活用して、お客さんに喜んでもらえるような施設で、収入を上げられるかという部分、この部分も業務計画や収支予算の中で見せてもらいまして、この1点目、2点目で、2点目は若干点数は他よりは低いのですけれども、これらについては、先ほど申し上げましたとおり、白銀荘につきましては、オープン当初から管理運営を行ってきたという実績を評価してございますけれども、特にこの業務計画の中で、どういうふうな自主運営、自主計画を立てているかという部分でありますけれども、これらについては、十分利用者等の要望、主体的な、いかに利用客をふやすかという部分では、それぞれの年間の四季、イベント等も含めてでございますけれども、それらと各種イベントとのタイアップを図って、今までにない、独自にイベントをタイアップしてやっていくような、そんな試みの構想もございます。そういう部分で利用客の、例えば冬のイベントについては、温泉郷、民間の温泉等も共同で、一つの湯喜祭りといいますか、湯気の「湯」に「喜」という、こんなような他の温泉施設と共同したイベントをしていくというようなことの計画やら、あるいは秋の紅葉のすばらしさを、ライトアップ等の内容を盛り込んでお客さんを誘致するとか、いろいろな試みがここに出てございまして、これらについて、今後の独自の事業展開を期待できるというようなことで、最初の1項目めの47点については、そういうような要素が評価されているということでありまして、あと、この中で次に高い得点になっているのは、4番目の、要するに経営能力、経営体制、この部分についてはしっかりとこれまでの運営実績が今後も継続してきっちりとした運営を行っていただけるというようなことを評価いたしましたものであります。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） これからの、いわゆる指定管理者になったわけですから、求めているものはそういうことなのだと思うのです。ただ一般的な従来のサービスの延長線ではなくて、やはり単純にいかなくても、具体的に実現できるものとできないものだとかという評価の中でこの点数も入ってきたと思うのですけれども、やっぱりそういうサービスの向上があって初めて、やはり変わったなということになるわけですから、そういう経費の節減面でもそういう工夫があるのかなというふうに考えているわけですが、やっぱりそういう具体的な対策を持っていない指定業者というのは、これに該当しなくなるわけですが、これから。やっぱりそういう厳しい目も選考の一つの基準としてやはり持ってくるのだらうというふうに思いますので、やっぱりこら辺をきっちりとした、保養センターの位置づけも含めて、そう単純にいかないにしても、そういう運営の改善も図るといような対策をとるとい必要も、事業者に対しては求めていく必要があるのだらうと思いますので、この点。

あと、経費の面で、前回と、ちょっと勉強させていただきたいのですが、何割ぐらい、どのぐらいの経費の縮減になったのか、お伺いいたします。

議長（中川一男君） 産業振興課商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまの御質問でございますけれども、対17年度、今年度予算と計画のありました18年度を比較しますと、150万円ぐらいの削減になっているかなということでございます。

以上です。

議長（中川一男君） 具体的な対応は。運営に対する具体的な考え方。

総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 米沢議員の御質問でございますが、指定管理者制度というのは、御案内のとおり、これまでの業務の運営管理の委託という概念から一歩踏み込んで、その業務をゆだねられた事業者が主体性を発揮して、利用者に対するサービスの向上を図られるというのが一番大事ですし、もう一つは、指定管理者制度のメリットという部分では、やはり主体性を発揮していただいて、町の要するに維持管理経費、先ほど担当主幹が申し上げましたとおり、維持管理経費を削減していただくことが一つの指定管理者制度の期待するところでもあるし、また願望でもございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) 今のちょっと関連なのですけれども、代表者があるので、ちょっと聞きたいなと思うのですけれども、この温泉、以前はかなり客も多くて、利益も上げておったのですが、だんだん客が落ち込んでくるというか、これは地元にもあるし、隣の中富にも温泉みたいなものがある、これは競争の原理で、だんだん仕方ないのかなと。

ただ、聞いてみると、非常に温泉はいいのはみんなわかっているのです。ただ、そこへ行くのに、やはり距離もあるし、特に冬になると、車で行くのにも大変だと。バスはと言ったら、バスに乗って行って、入って帰ってくるとなると、往復1,000円もかかるのです。高齢者は100円ぐらいで行くだろうからあれなのですけれども、そこら辺なのです。何とかそこら辺を、町でバス助成すると、また民間から言われるだろうし、指定管理者になるとそこら辺はできないのか。白銀荘がバスに乗ってやるとなると、また経費がかかりすぎてあれなのですけれども、そこら辺が一番問題でないかと思うのです。顧客の減る原因としては、よくそういう話を聞くので、温泉は非常にいいのですけれども、そこへ行くのに大変だと、そういうことをよく聞いて、ことし秋にイベントがあった、あれは結構好評みたいだったので、ああいうことはまたふやしてやるのはいいのだろうけれども、一番問題はそこら辺に問題があるので、そこら辺をちょっと聞きたいなと思って。

議長(中川一男君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 渡部議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

私、どっちの立場でお答えしていいかわかりませんが、まず振興公社の関係から申し上げますと、振興公社といえども、やはり利益を追求しなければならぬという部分では、バス代、送り迎えまでしてお客を呼び込むのはどうなのかなと。やはり私どもはお湯が命でありますから、そこで誘客しているというか、お客を迎えているわけですから、ここをやっぱり売りにしていくのが一番かなと。バスについては、これは町の立場で申し上げれば、また財政的な負担もかかるから、非常に難しい面があると。私は、今振興公社の立場で申し上げているのでありまして、やはり一生懸命振興公社としてはお客を寄せて、利益を上げるということが一番かなというふうに考えてございます。

議長(中川一男君) 16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) そこら辺は、町の立場と、複雑だと思うのです。ただ、今まで利益は、寄附という形で町にしておたのですけれども、そこら辺の部分を見ると、寄附はできないのかなと。そ

こら辺の浮いたもので少しできないのかなという気がするのですけれども。

それと、所管の委員会のときにちょっと話したのですが、あの手前にある露天風呂、あそこを公社が管理しているという話を聞いたのですけれども、夏場についてはトイレも置いたりしているのですけれども、冬はトイレも置いていない。だけれども除雪はしているのだと。客は行っている。そうすると、春先になると非常に汚いというか、実際、見ておるのだろうけれども、あれはできたら冬ぐらいはとめてしまって、除雪しないでやった方がいいような気がするのです。今まで何も問題ないからいいのですけれども、あそこで事故でもあったりすると、そこら辺の管理者の責任というのはあるような気もするし、そこら辺、ちょっと聞きたいなと思って。

議長(中川一男君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 渡部議員の御質問にお答えいたします。

寄附の問題は、私が今直接申し上げるのはどうかと思えますけれども、確かに毎年度、2,000万円程度の寄附を振興公社から町の方に繰り入れてもらっていますけれども、これは町として、あそこの施設を設置したときに、相当な建設費用かかっていると。それに対して、地方債も相当借りている。それらの償還に充てているというのが現状でございます。これが平成19年まで続きますから、これをひとつ繰り入れをさらに続けることかなというふうに考えてございます。

それから、露天の湯がございませぬけれども、これは町として振興公社に委託してございませぬ。これについては、下から行きますと経費等がかかることとなりますので、近くにあります振興公社でやってもらうことによって費用が削減されているというのは間違いのない事実でございませぬ。

トイレの問題出ていましたけれども、除雪については現状もやっております。それで、駐車場のところだけを今やっているということでございます。それから、トイレについては、冬は使用してございませぬ。本来、国立公園の中ということで、いわゆる施設といいますが、作工物は基本的には置くことができないというような場所でございますので、ひとつ理解をいただきたいと思えます。

議長(中川一男君) よろしいですか。

他にございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 他になければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませぬ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

議長(中川一男君) 日程第11 議案第18号
上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定につ
いての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長(岡崎光良君) ただいま上程され
ました議案第18号につきまして、提案理由を御説
明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者による管理運営の進め
方等につきましては、先ほどの議案第16号及び議
案第17号と重複いたしますので説明を省かせてい
ただき、以下、議案を朗読し、提案理由の説明にか
えさせていただきます。

議案第18号上富良野町パークゴルフ場の指定管
理者の指定について。

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者を次によ
り指定するため、地方自治法第244条の2第6項
の規定により、議会の議決を求める。

記。1、公の施設の名称と所在地、名称、上富良
野町パークゴルフ場。所在地、空知郡上富良野町基
線北27号。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、空知郡
上富良野町本町1丁目6番6号、団体名、株式会社
シー・エス・ティ。代表者、代表取締役三本孝洋。

3、指定の期間。平成18年4月1日から平成2
1年3月31日まで。

以上で、説明を終わります。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い
申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

12番金子益三君。

12番(金子益三君) 先ほどの同僚議員の議案
第16号のところによるものとちょっと重複するか
もしれませんが、この指定管理者を指定するに当
たって、こちらの資料でいただきました、業務計画
に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その
他の経営の規模及び能力を有している者とあります
ので、やはり指定管理者として請け負う業者という
者の、少なくとも前期の決算書と、それからこう
いった者に関しては納税の納付書というものを、法
人税等の納付書等を、きちんとされているかという

ことを提示していただきませんと、その企業とい
うものがこれから3年間、この施設を運営していく
に当たっての一つの尺度になるものと考えますので、
そういったものはきちんと提示していただかなくて
はいけないと考えますので、その辺、先ほどちょ
っと助役の御答弁、具体的な提示がいつされるのか
かというのはちょっとわかり得なかったものです
から、これはやはり税金を使用するわけですから、
民間活力を使うということは非常に私も大賛成では
ありますが、やはり普通、国民金融公庫でお金を借り
るに当たっても、それらがきちんと会社が運営され
て税金を戻すということが大前提にありますので、
そういった安定経営されている企業であるかどうか
ということがまず一つと、もう一つが、いわゆる代
表者の変更等々が、この締結されている3年間にお
いて行われることが許されるのかどうかということ
を伺います。昨今、いろいろな企業がM&A等で変
わっておりますが、やはり一番最初、指定管理者で
締結するに当たって、当然、会社の方針であると
か、企業のトップのものの考え方ということに対し
て評価をされているわけでありますから、そこで、
任期中に例えば代表者がかわるということは、もし
かしたら会社の経営方針そのものが大きく変わる危
険性もはらんでいるわけです。ですから、その辺の
内容をきちんと、締結期間中はそういったことを、
例えば不慮の事故で何かあったりとか、あってはな
らないのですけれども、どうにかなるといのはまた
別な話になりますけれども、少なくとも健全経営
されている会社であれば、代表者がかわるという
ことは許されないのではないかと思います。その
辺、どういうふうになっているのか、お伺いいた
します。

議長(中川一男君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 金子議員の御質問であ
りますが、御意見のとおり、代表者が指定の期間中
にかかわることはないのかという御質問なのですけ
れども、指定を受けた団体等の部分で、経営状況の中
で何か変わる場合もあるかもしれませんが、通常、
協定を交わした中で、当然順守していただいている
期間中は、当然、指定を解除ということはございま
せんすし、やはり何か協定に即しない運営の仕方
であった場合には、その辺は当然、指定する町側が
その辺の指導や何かで当然していかなければなら
ないでしょうし、再度、その指導、勧告に応じない場
合は、場合によってはそういうこともあり得るのか
もしれませんが、私どもはよほどでない限り、代
表者が、相手方の指定を変更するとか解除するとい
うことはないだろうなというふうなことで想定して

ございます。

もう1点、この指定の応募の際には、決算書、あるいは経営体制の、会社自身の登記簿謄本、あるいは組織形態等の資料を添付されてございますので、これらについては、資料の提供の御質問だと思いますが、今後その辺の提供をさせて……。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 12番金子議員の御質問にお答えしますが、1点目の情報の提供については、私どももそういう選考のための目的でちょうどしている情報でございますが、個人情報の保護という観点で、侵害されるのかどうかわかりませんが、一定限の制限の範囲で提供することについては当然可能だと思いますので、その点で、今後、先ほどの議員にも申し上げましたように、提供の方向で進めてまいりたいと思います。いずれにしましても、きょう、今ここで御審議いただいておりますが、目的が計画書を出す、その所期の目的の延長でお使いということであれば、特に問題もないと思いますし、いずれにしましても、私どもがそういう計画書以外で情報を共有し合うということを前提に、同意を得ながら、そういうとり進めをしてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、代表者の変更等につきましては、これは当然、いろいろな場面で想定できる範囲でございますので、この3年の範囲の中であるかないかについては申し上げることはできませんが、もし発生したとすれば、当然、常識的には、今、町との関係の中で、権利・義務が継承されているということが確認できれば、当然それは問題ないでしょうし、そういうことが反故になるようなことであれば、当然、今、期間の中で、指定の解除ということは想定していませんが、そういう事態がもし確認できれば、解除をすることも判断の中に加えていかなければならないというふうに認識はしてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 結局、例えなのですが、酒販の免許などをとるときというのは、3年間黒字決算で、いわゆる税金を払っていないと、免許をとることすら許されないという状況があるわけです。ですから、指定管理者というのは、ただ単に企業を起こしてやるということとはもっと違って、公の施設を管理運営していくということですから、やはり企業体質というものがしっかりした、盤石な企業にやはり管理運営というのを任せていくというのが町の責任でもありますので、我々、議決する責任が議会にある以上は、そういった必要書類というかをきちんと、今回のケースに限らずだと思うのです。指

定管理者を選考するに当たっての一つのものさしになると思いますので、そういったものというのはきっちり、パークゴルフ場だけに限らず、これから考えられ得る指定管理者のものについてもやっていただきたいですし、この件に関しては、やはりきちんとした書類を我々は、もちろんこの目的のためだけではありますけれども、後ほど開示をしていただきたいと思っておりますし、代表者がかわるということは、本当にないに越したことはないのですけれども、結構ありますので、今の企業というのは、いろいろなグループで統合があったりですとか、そういった場合に、今、助役がおっしゃられたように、約束が反故にされる場合は締結を外すというようなことがありましたけれども、実際、全然会社の方針がまるっきり変わって、例えば収益を重視したりとかというふうに、急に方向転換を変えられてしまうおそれというのは大いにありますので、その辺はきちんと明文化しておいていただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 金子議員の再質問にお答えしますが、今、前段で申し上げられましたようなことについては、当然そうあるべきだと思いますし、今後のいろいろな展開に、私どもはそれをきちんと体系の中で求めていくということで、よりいろいろな、ちょっとした状況変化に対応できないということについては、私ども望むものでございませぬので、未永く安定して行っていただくということを念頭に置いていますので、その裏づけとして、今、議員がおっしゃられるようなことについては、これから体系の中にきちんと明文化するように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 指定管理者の条例も決まっておりますので、それに基づいて、今、指定管理者をしようということでございますので、反対するわけではございませんけれども、雇用の関係、現在、このパークゴルフ場は振興公社がやっております、芝刈り等を請け負いの形でシー・エス・ティさんがやっておられる状態で、足りない分を町で補っている施設でございますが、今までの職員につきましてはそのまま使用されてのことになるのか、あるいは今までの人を使用しようがしまいが、シー・エス・ティさんにすべて指定管理者として任すことになるのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上議員の御質問でございますけれども、お話のように、雇用

の関係というも常に念頭に置きながらということでございます。パークゴルフ場におきましては、振興公社に委託をしましてまいりましたけれども、芝の管理という部分については、お話のようにシー・エス・ティが担っていたということでございまして、そういった面での雇用の関係は継続されるのかなというふうに思いますし、そのほかに窓口業務というものもございまして、これは公社の臨時的な雇用形態でございまして、今後はシー・エス・ティの範疇におきまして募集、あるいは採用することになるのかなというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） それでしたらそんなに、民間活力とおっしゃいますけれども、雇用の道がそんなに開けているわけではないなというふうな感じがしますのと、それと、民間活用というのであれば、やっぱりそれであれば少し利益をと思うのが民間ではないかと思われまして、例えば今、パークゴルフ場の使用料金等も、町内が300円、町外が500円と。これらあたりを、町内500円、町外800円とか、そういう使用料金等も受けた方でそういったことも考えることができるのかどうか、どこら辺まで受けた方が権限があるのか、その裁量権というのがちょっとあいまいにも考えられるのですけれども、そういったところはどのようなことになるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上議員の再質問でございますけれども、民間活力の導入ということで、今回の指定審査に当たりましては、その中身を審査した中では、やはりシー・エス・ティ、この会社といたしましても、いろいろ創意工夫をした中で計画性を持って当たるという意欲を持ってございます。

また、使用料に関しましては、条例の規定というもので、その範疇におきましてということで、それを上回っての徴収ということには現在のところはなりませんので、そういった範疇におきまして運営をしていくということになります。

以上であります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） このパークゴルフ場といたしましては、町民の健康づくり、福祉の向上という、そういう場所にもなっております、ここで利益を上げていくというのもどうかとは思われるのですけれども、それであれば、今こうして指定管理者制度で指定管理をお願いするわけですが、余り効果を

を求めていくというのは、雇用もそんなに拡大されるようには思われませんし、大変難しいと思いますけれども、どなたかがおっしゃっておられましたけれども、向こう、これから3年間ですけれども、3年の効果を見てというよりは、1年終わりました時点で、どのような方向に持っていくのか、やっぱり効果を求めていくというのはなかなか難しいのではないかと思うのですけれども、そこら辺、ちょっとまた回答いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

パークゴルフ場は町民の健康づくり、福祉の向上ということで運営をございまして、その中において、指定管理者制度の導入によってどのような効果というのが、この3年間、やはり民間の活力によって運営をしていくと。今回のように複数の申請があった中で、計画性を重視して選考したということでございまして、我々としても、その実施効果を大きく期待をしているところでございます。この3カ年間の状況を、協定を結ぶに当たりまして、関係者等の意見を踏まえながら、効果的な、好まれる、町民に親しまれるパークゴルフ場の運営に当たっていきいたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 公の施設の指定管理の指定手続条例では、第4条に、施設の適正な維持管理及び経費の節減という形が掲げられております。今回のパークゴルフ場においては、この経費の節減という点で、効果というのでしょうか、これはどのくらい図られたのか、この点を伺っておきたいと思えます。過去3年間の動きを見ましたら、大体1年間に300万円何がしかの管理費という形になっておりますが、今回、そうしますと1,300万円ということですから、若干ふえているのかなというふうに見るのですが、この点、今、経費の軽減の状況などかについて伺いしておきたいと思えます。どういふ部分で経費の軽減がされてきているのか、お願いします。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

今回のシー・エス・ティの指定に当たりまして、その効果と申しますか、経費節減の面での数字でありますけれども、向こう3年間の経費といたしましては、補正予算におきまして債務負担行為1,352万円というお認めをいただいているところでござ

います。15年度にオープンいたしまして、御承知のように使用実績もやや低下している状況でございますけれども、単純計算ということでもありますけれども、17年度の委託料は462万円余りですが、単純にこれを向こう3年間というふうに掛けた場合に、1,352万円との差といいますと、軽減としましては35万円ほど見込まれます。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうすると、町が恐らく想定していたよりは、大差がない、そんなに縮減が図られてはいないのではないかなというふうに思うのですが、単純に、いわゆる指定管理という形の中で、町の財政を少しでも負担軽減するという形ですから、30万円何がしかの軽減が図られたということであれば、それはそれでいいとは思いますが、しかし、もっとその部分で言えば、想定したところよりは相当、縮減というテーマに沿って見れば、なかなかそうはなっていない部分があるのではないかなと思います。この点はどうなのでしょう。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御承知のように、平成15年にこのパークゴルフ場をオープンいたしまして、その当時はかなり入り込みや何かがあったところでありまして。それは近隣の状況や何かから見ても、まだうちのようなパークゴルフ場がなかったというようなことで、非常に多くの方に御利用いただいていたけれども、昨年、また今年度というような形で、ほかの町村にもできてきたというようなことから、どんどん利用率や何かも下がってきているという実態でございます。そのような意味から、今、経費の縮減という話なのでありますが、当然このままいきますと、さらに経費がかかってきて、費用もかかってくるということが予想される場所です。そのような意味で、今、単純に試算して35万円ぐらいということではありますが、かなり経済効果というか、縮減効果はあるものというふうに考えておりますし、その手当てとして、今、指定管理者になろうとするところにつきましては、各種の大会を開いたり、いろいろなことを想定しながら、経費や何か少しでも縮減するとともに、収入も上げるようなことに努力したいということが見受けられているところであります。そのような意味で、縮減効果は単純に計算するとそんな金額ではないかもしれませんが、これからも黙って経営をしていくと、かなり利用料や何かも下がってくるということから、大きな期待をしているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、教育長の答弁を見ると、シー・エス・ティさんが新たな大会等企画をすると。私、富良野の金満地区のパークゴルフ場、大北土建が指定管理者ということで、ことし1年やってきたと。大北土建が、富良野市の教育委員会に問い合わせてみますと、委託費が90万円掛ける3回、285万円で委託をしているということなのです。そして、大北自体がいろいろな大会を企画しているということなのですけれども、僕は根本的に、うちのパークゴルフ場は27ホールしかない。そうすると、一番ネックは、節減というのはいかに収入を上げて、また節減をするかということではないかならないのです。そうすると、今の上富良野のパークゴルフ場では、収入を上げるというのは、例えば平成15年、1,115万円、平成16年、850万円、今度平成17年は、トータル的に720万円ぐらいになるのかなという感じがするのです。大幅にがんがんと落ちてきているのです。その要素は何かといたら、平常、3コースのうち、火、水、木、全部1コースずつ休むのですね。そうすると、500円も出してよそから来て、何だ18ホールかということで帰っていく人がいる。だから、団体で来ても、平常日は混むから、それではここは要らないということで、美瑛には54ホール、富良野は金満地区が非常にコースが整備されて、36ホール、きちんとしたものがあるから、ですからお客さんが来ない。上富良野のコースはいいけれども、来ないというのが現状なのです。行っても18ホールではおもしろくないというのが平常日の状態。土、日はまた各種大会等が開催されている。

それで、一つ、いかにお客さんを呼ぶかということで、この火、水、木の1コースずつ休むのを、当然、コースの整備もしなければなりませんけれども、極端に言えば、ことしの夏、自衛隊の新隊員が60名ほど来て、そうした2コースしかなくて、非常に混んだのです。そういうときには臨機応変で、休んでいる、整備しているコースもさっと開放して、そして終わればまたすぐ整備にかかるというような、そういう臨機応変な体制をとっていかなければ、まず一つはだめでないかという感じ。

それから、新得のコースだとかほかのコースへ行っても、十分それぞれのコースをやりながら整備をされている状況があるのです。うちの場合、若干コースが狭い関係もありますけれども。ですから今、皆さん方の要望、きのうもパークゴルフの役員の方の話をお聞きすると、例えばコース整備する日

は朝の5時ごろから9時ぐらいまでにある程度やる。それから、お昼休みに、人もいないときにやる。それから、夕方、余り利用する人が少ないときにやるというような、いろいろな方法を、民間であればやれるのではないかと。現実には、この仕様書を見ると、火、水、木、整備をしなさいということは何も触れていないのです。ですから、私はやはりそういう形で、上富良野はコースもいいけれども、そうやって使えるようになったということになれば、なお皆さん方が来るのではないかとというような気がいたします。

それからもう1点は、今回、条例改正して、来年の4月29日から11月3日ということになりました。現実にはことしの場合に限れば、10月の31日で終わりました。しかし、10月の31日前の27日、28日ごろから、テントは撤去する、それからベンチを撤去する。たまたま10月の30日に上富良野パークゴルフ場のクローズ大会を開催しました。私は上川連合会の会長でもあるものだから、そうやって上川管内から空知の方から、約150名の方、皆さん来たのだけれども、気候的には寒い時期でした。そうしたら、テントもない、教育長に電話したら、あそこにあるテントは張っていいよということだけれども、本来的にはクローズされた後、処理すべきものが、そういう形でやっているということで、これは教育委員会の指導を受けた、もしくは指揮を受けてやったのかどうかということで、非常によそから来た人も、何だ上富良野ということで、私、おしかりを受けたのです。ですからそういう点で、ひとつ気をつけていただきたいということと、それからもう1点、10月で終わったのだけれども、クローズしたのだけれども、富良野はずっとやっていたのです。そうすると、上富良野から毎日40人、50人の人たちが行く。富良野は大体1日300人ずつ、クローズするまであったということなのです。それで、使用期間は11月の3日ということだけれども、例えば3日以降、シーズン券の人でもそうでない人も、とりあえず300円払うか回数券を買うか、そういうような形にして、降雪まで利用できるような方法をすれば、まだ収入が上がるよということで皆さん方が言うのです。だから、あくまでシーズン券の有効期間は11月の3日でもいいけれども、何とかそういう配慮をして、また収入を上げるという努力をしてもらえないかということで、富良野は11月に入って約300万円ですよ、収入を上げているの。もうほかはクローズしているから、みんな富良野へ集中してしまったのです。ですから、そういうことで、条例は11月の3日だけれども、特段、教育長の判断で、そういうことで収

入を上げる努力ができないかどうかということで、お願いをしたいと思うのです。

それからもう一つ、パークゴルフ場の管理費です。先ほど4番議員の質問にもありましたけれども、15年度の決算を見ると、342万4,000円、16年度314万6,557円、委託料は310万円。平成17年度は467万6,000円なのです。そうすると、16年から17年を比較しますと、約150万円ぐらい違うのです。これはある面で収入が減ったということでは理解はできるけれども、ちょっと大幅なあれでないかと。それを基準にして、今度の委託の費用の関係が算出されたのかどうかということで、お伺いしたいと思います。

それからもう1点、特に振興公社とシー・エス・ティの総合点数方式で、町が支払う管理費の縮減が図られているか、振興公社が16点、シー・エス・ティが20点、これで4点差。経費の縮減、事業者の創意工夫が見られるか、これは振興公社が15点、シー・エス・ティが18点。言うなれば、ここでもう11点の差のうちの7点がここで大きなウエートを占められております。したがって、この内容は単なる1,861万1,000円と1,352万円の違いなのか、それともそれ以外の何かの要素があるのかということでお聞きしたいのと、それから、シー・エス・ティさんが町内外のパークゴルフ場等の連携及び地域との連携が図られているか、また、実施事業の内容はどうかということでございませけれども、シー・エス・ティさんのこれに対する回答の内容をお知らせしていただきたいと思えます。

以上です。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

事務局長（中田繁利君） 20分休憩といたしまして、再開時間を15時5分といたします。

午後 2時44分 休憩

午後 3時05分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第18号の件の議事を継続いたします。

11番中村有秀君の発言に対する答弁を求めます。

教育長。

教育長（中澤良隆君） 11番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ではありますが、芝の管理の件です。今、現状としては、火、木、土というような形で休んで、管理をしていたところでありまして、やはり当

初オープンして、パークゴルフ場の使命は芝だというようなことで、いかに安定させて、継続していい状態を保っていくかというようなことで、こういう形をとっておりました。今回の指定管理者の方からも御提案いただいておりますのは、やはり芝生の管理状況、また、利用人数等によって全コースを開放できるような形の中で、それはある程度芝管理を中心に考えながらやっていきたいというような御提案もいただいておりますので、先ほど御意見にあったような形でおこたえしていくことができるのかなというふうに考えているところであります。

2点目ですが、早く片づけてしまったということでもあります。これは本当に我々も後から聞いてというか、そのような状態のことを把握したとき、もう既に片づけられていたということは、我々の管理ミスでもありますので、今後このようなことがないように、条例で定められている4月の29日から11月の3日まではそのようなことがないようにということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

3点目です。たまたま温暖化の影響か、ことし、今申し上げましたように、4月の29日から11月の3日までの条例での期間が定められているところであります。条例の中では、それを拡大解釈できるような条文構成にはなってございません。ただ、ことしみたいなことで、春先は本当に芝のことを考えると、余り早くからオープンすることによって、1年間、本当に芝に悪影響を及ぼす。ただ、秋の芝についてはそうではない部分があります。そのようなことで、今後、条例改正をも視野に含めながら、内部で検討させていただきたいということで考えているところであります。

議長（中川一男君） 4点目、積算のやつでしたよね。

総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員の最後の御質問ですが、選考評価に関する御質問だと思いますが、御質問のとおり、このパークゴルフ場の選考に当たりましたは、委員5名で選考に当たりましたが、1人1点から5点までの5段階の点数方式で、それぞれ客観的にそれぞれの委員が点数をつけたところでありますけれども、大きく五つの項目の中で、総合で11点差でございますが、平均的にはさほどそれぞれの項目に大きな差というのはございませんのですが、特にその中で、総合点数で11点差になった部分では、第3項目めの維持管理経費の縮減が図られているかどうかという部分と、経営体制の部分で、その辺の運営管理が維持されるかという部分の点数が、それぞれ総合点数でいけばほかの項

目よりは若干差はついてございますけれども、これについては、その差では、先ほどの委員それぞれの評価の中で積み上げでございますので、5点ないし6点の差がその項目でのトータルでは差はついてございますけれども、特にそこで全員の評価の結果的には、やはりシー・エス・ティさんの方が経費の縮減という部分での、若干でございましたけれども、そのところが点数の評価としてはそこで差があらわれてございます。さらにもう1点は、芝管理の技術力、あるいは経営能力に対する部分の評価が、トータルの部分ではそこで差がついたということで、最終的に総合では11点差の結果となって、選定をいたしたところであります。

それと、他の機関との連携という御質問だったと思いますが、当然、いろいろな町内の、特にスポーツ関係のパークゴルフ団体だとか、あるいは教育委員会等のいろいろなパークゴルフ大会や何かの部分、既に行われているそういうような計画のほか、さらに自主的に、みずからパークゴルフ人口をふやしていくというような視点で、自主的なパークゴルフ教室だとかいう部分が業務計画の中でも盛り込まれております。そういう視点で、先ほどの第3項目めのところでも、評価がそこで差が出ている部分もあるのかなというふうに判断いたしているところであります。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 芝管理とコースの休む関係というのは、できるだけ意見を尊重してということでございますし、それからシー・エス・ティさんの方でもそういうような御意見を持っているということでございますけれども、一つこれらの関係で、教育委員会、それからシー・エス・ティさん、それからパークゴルフ協会と十分連携をとるということで、年明けてからでもよろしいですから、そういう機会を設けて、いかに収入を上げるか、いかに大会を多く持ってくるかというようなことも含めて協議をします。それから、今、総務課長が言うように、自主事業ということによっておりますけれども、具体的にないのですね、何をやるかというのは、例えば大北土建の金満地区では、毎月金満杯の大会をやっている、最終的にトータルが優勝がどうだということも決めるような大会も企画しております。したがって、一つは、やっぱりそういう上富良野の既存のコースの関係の運営管理をどうしていったらいいか、いかに収入を上げるかということで、三者での協議という機会を設けてほしいと思います。

パークゴルフ協会では、来年の10月1日に、上

川管内の上川連合10周年記念大会を上富良野でやるということで決めております。それからもう一つは、道新スポーツが札幌からツアーで上富良野に来るということで、9月の第2火、水、木ぐらい、上富良野でやって、そして美瑛へ行く、ピリカの森でやるというような日程等も今組んでいるところがございますので、そういう点でも、我々もそういう努力をするということで考えております。

それからもう一つ、上富良野、中富良野、美瑛、富良野、それぞれコースを持っていて、いかに収入を上げるかという努力をしております。したがって、そういう教育委員会、それからもう一つはパークゴルフ協会、それからもう一つは、それぞれの指定管理者があわせて、例えば平成18年度のシーズンの日程調整をやる機会を設けて、富良野でやる時は上富良野から行きます、美瑛も行きます、上富良野でやる時にはよそからも来ますというような、できるだけ日程調整を図って、それぞれの市町村の指定管理者がある程度収入増を図るような努力をしていきたいというふうに考えておりますので、その点、教育委員会としてどう考えているかということで、お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、11月3日以降の話なのですけれども、条例改正を視野にということで、特にシーズン券は11月の3日で終わりですと。それ以降は、それぞれ500円なり300円なり、もしくは回数券なりということで、お金を出してもいいからやりたいという気持ちなので、何とかそれらを考えていただいて、この点の配慮を特にお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の関係であります。当然、指定管理者と教育委員会とは、協定や何かの関係で、細部の打ち合わせは当然させていただくことになるものと思っています。その中で、また、楽しんでいただくパークゴルフ協会等の御意見も伺いながらというものにつきましては、また当然のことだと思いますので、そこら辺をどのような形で、三者でやるのがいいのか、そういうことは別にいたしまして、御意見を伺う機会をつくりたいと思っていますし、また、大きな視野での広域的な連携、これも当然今言われたように、上富も中富も、それから富良野も大会が行われているというようなことは、やはりちょっと不合理であろうというようなことから、そういう連携は必要だと思いますので、その連携や何かについても、教育委員会が中心になって調整できるものであ

ればしていきたいというふうに感じるところであります。

もう一つ、シーズンの話であります。条例でやっていて、その間の料金というのは、18年の4月1日から条例施行になっていますが、そういうことでお認めいただいて、なっていると。その中で、では我々がお金を払ってもいいからということが、果たしてこの条例にそぐうのかどうかということも含めて検討させていただくということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第19号ポロピナイ川改修工事（H16国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第19号ポロピナイ川改修工事（平成16年国債）請負契約変更の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事につきましては、防衛施設庁の補助を受けて実施しております。

変更の要因といたしまして、当該工事の仮設工のうち、工事範囲内の支障木の抜根処分量が、当初設計数量294.5トンに対し、実施による確認数量が354.8トン、差し引き60.3トンの増となったことから、処分量を354.8トンに計上させていただくものでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第19号ポロピナイ川改修工事（H16国債）請負契約変更の件。

ポロピナイ川改修工事（H16国債）請負契約の締結（平成17年3月3日議決を経た議案第35号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項。契約金額、変更前2億6,145万円、変更後2億6,221万6,500円。76万6,500円の増額でございます。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

議長（中川一男君） 日程第13 議案第20号旭野川砂防工事（H17国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第20号旭野川砂防工事（平成17年国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事につきましては、防衛施設庁所管の委託工事として実施しております。

本工事の工事概要としまして、床固工5基、付帯工としまして、護床工、護岸工、法面工などが主なる工事内容であります。

次に、本議案につきましては、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要項の規定に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格申請要項を11月4日に告示、三つの単体企業と三つの共同企業体の申請を受理したところであり、地元業者を含め、単体・共同企業体の計6企業体を指名いたしまして、12月16日、入札を行った結果、高橋・小渡特定共同企業体が7,600万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の7,980万円であります。

参考までに、2番札は新島工業株式会社の7,640万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして、公表を行っております。

落札率につきましては95.02%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第20号旭野川砂防工事（H17国債）請負契約締結の件。

旭野川砂防工事（H17国債）請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記。

1、契約の目的。旭野川砂防工事（H17国債）。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約金額。7,980万円。

4、契約の相手方。高橋・小渡特定共同企業体、代表者、上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社、代表取締役、北川昭雄。

構成員。上富良野町中町3丁目5番25号、株式会社小渡工務店、代表取締役、小渡一蔵。

5、工期。契約の日から平成18年12月22日まで。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号

議長（中川一男君） 日程第14 議案第21号衣川橋橋梁架替工事（下部工）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第21号衣川橋橋梁架替工事（下部工）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、北海道の管理河川でありますトラシエ

ホロカンベツ川の拡幅改修工事が行われており、現況では橋長が計画断面に対応できないことから、架けかえを行うものでございます。

なお、費用につきましては、河川改修工事を行います北海道が全額を負担することで施行協定を締結しております。

工事概要としまして、逆T式橋台2基、現橋の解体、橋梁への取り付け道路、仮橋工、護岸工などが主なる工事内容であります。

次に、本議案工事につきましては、地元業者を含む7社を指名いたしまして、12月16日、入札を行った結果、アラタ工業が4,980万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の5,229万円であります。

参考までに、2番札は高橋建設株式会社の5,020万円であります。

また、本工事につきましても、予定価格事前公表の試行実施としまして、公表を行っております。

落札率につきましては96.08%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第21号衣川橋橋梁架替工事（下部工）請負契約締結の件。

衣川橋橋梁架替工事（下部工）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。衣川橋橋梁架替工事（下部工）。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約金額。5,229万円。

4、契約の相手方。上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役、荒田裕昭。

5、工期。契約の日から平成18年3月31日まで。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第22号

議長（中川一男君） 日程第15 議案第22号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第22号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、規約の変更を提案いたします公平委員会につきましては、地方公務員法による必置の機関でございます。上川支庁管内19町村と九つの一部事務組合で共同設置しているものでありまして、規約変更に関しましては、全構成町村の協議を経て、北海道知事に届け出るものであります。

規約の変更内容につきましては、構成町村になっております風連町が明年3月27日に名寄市と合併し、公平委員会から脱退することとなるため、組合規約の変更について、各構成町村の議決を経て、北海道知事への届け出が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案を朗読し、説明申し上げます。

議案第22号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件。

地方自治法第252条の7の規定により、上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約（昭和38年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表中、第1条の表、風連町の規定を削るものであります。

附則、この規約は平成18年3月27日から施行する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第23号

議長(中川一男君) 日程第16 議案第23号
上川教育研修センター組合規約の変更の件を議題と
いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(佐藤憲治君) ただいま上程いただき
ました議案第23号上川教育研修センター組合規約
の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し
上げます。

このたび、規約の変更を提案いたしました上川教
育研修センター組合につきましては、加入する名寄
市と風連町が平成18年3月27日に合併するた
め、構成市町村の減による組合規約の変更につ
いて、関係地方公共団体各議会の議決を経て、北海道
知事の許可が必要なことから、本議案を提案するも
のであります。

以下、議案を要約し、説明申し上げます。

議案第23号上川教育研修センター組合規約の変
更の件。

市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1
項の規定により、上川教育研修センター組合規約の
一部を次のように変更する。

上川教育研修センター組合規約の一部を改正する
規約。

上川教育研修センター組合規約(昭和47年上振
興第520号指令)の一部を次のように変更する。

第3条につきましては、組合を組織する市町村の
規定でございます。剣淵町の次に規定されている風
連町を削除し、改めるものであります。

第6条につきましては、組合議会の議員定数の規
定であります。風連町長の分の減により、29人
から28人に改めるものであります。

別表につきましては、組合議会の議員定数の内訳
でありますけれども、旭川市を除く組合市町村数を
21に、町村議会議員選出区内に規定しております
風連町を削除し、議員定数を28人に改めようとす
るものであります。

附則、この規約は平成18年3月27日から施行
する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い

を申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号

議長(中川一男君) 日程第17 議案第24号
富良野地区環境衛生組合規約の変更の件を議題とい
たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程され
ました議案第24号富良野地区環境衛生組合規約の
変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上
げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定に基
づき、規約の変更について議決を求めるものでござ
います。

富良野市では、富良野市収入役事務兼掌条例を提
案することに伴い、組合に収入役を置かず、その事
務を助役が兼掌することになります。これに伴う所
用の規約変更を行おうとするものでございます。

以下、議案を要約し、御説明いたします。

議案第24号富良野地区環境衛生組合規約の変更
の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、富良
野地区環境衛生組合規約を次のとおり変更する。

富良野地区環境衛生組合規約の一部を変更する規
約。

富良野地区環境衛生組合規約(平成10年3月6
日議決)の一部を次のように変更する。

第8条第1項、同条第3項及び第5項は、収入役
廃止に係る文言整理でございます。

8条第9項は、組合に収入役を置かず、その事務
を助役が兼掌する旨の規定に改めるものでございま
す。

附則、この規約は、北海道知事の許可に基づき、
平成18年4月1日から施行する。

以上、議案の説明とします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い

い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号

議長（中川一男君） 日程第18 議案第25号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第25号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件につきましては、議案第24号と同じく、富良野市の収入役を置かずに、事務を助役が兼業しようとするに伴い、所要の規約変更を行おうとするものであります。

以下、議案の朗読により説明といたします。

議案第25号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件。

地方自治法第252条の7の規定により、富良野地区介護認定審査会規約を次のとおり変更する。

富良野地区介護認定審査会規約の一部を変更する規約。

富良野地区介護認定審査会規約（平成11年6月25日議決）の一部を次のように変更する。

附則第2項中、「富良野市長、助役、収入役」を、「富良野市長及び助役」に改める。

附則、この規約は平成18年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして、議承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質

疑、討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第19 発議案第1号国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） ただいま上程されました発議案第1号を、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第1号国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成17年12月20日提出、上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員長谷川徳行。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣。

国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書。

国の季節労働者冬期援護制度は、1977年度に、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える命綱として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、政府は2004年度から、現行の冬期雇用安定奨励金制度、冬期技能講習助成給付金制度について、大幅な見直しを行うとともに、2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとしている。

国は、政策効果が上がっていないことを廃止の理由に挙げているが、国の季節労働者冬期援護制度のもとで、制度発足当初は約30万人を数えた季節労働者は、今は約16万人となり、建設業における通年雇用化が進んで、通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになってきた。同時に、厳しい自然条件と、それに伴うコスト増という制約もあり、道内の建設投資額が1～3月の第4四半期

において大幅に減少する状況は依然として続いており、東北各県と比較しても際立っている。したがって、相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが現状である。

また、とりわけ北海道においては、長期にわたる不況と景気回復のおくれ、さらには自治体財源の悪化によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増している。

こうした中で、国が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者を初め地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかである。

よって、国においては、季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すべきである。

また、国の発注する公共事業において、冬期間の雇用の拡大を図るとともに、夏場についても、地元業者が受注できる仕事をふやすなど、雇用対策を強化する必要がある。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月28日、北海道空知郡上富良野町議会議長中川一男。

以上で、説明を終わります。

お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 閉会中の継続調査申出の件

議長（中川一男君） 日程第20 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、各委員会において調査中の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（中川一男君） 町長より発言の申出がありますので、これを許可します。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 本年最後の定例会でもありますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会では、会期9日間の中で、御提案いたしました議案について、付託審議のものを除き、皆様方の真剣なる、かつ慎重なる御審議をいただき、御議決を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成17年も残すところあとわずかになりました。この1年を振り返りますと、国際的には、昨年から引き続くテロ活動、北朝鮮拉致問題、石油価格の高騰や、円高ドル安の傾向、また、北京オリンピックを控えた中国の活発な経済活動などにより、国内経済にも明暗の影響を与えております。

今年の融雪期は、平年に比べ4日から9日のおくれで、4月下旬から5月前半の低温、降雨も影響して、耕起、播種作業とも大幅におくれ、5月前半の低温、日照不足もあわせて、全般的な生育障害を心配しておりましたが、6月以降の比較的好天に恵まれたことから、価格の低迷に不安を残しながらも、平年以上の出来秋を迎え、胸をなでおろしたところであります。

行政運営面においては、平成16年度から20年を期間とする新行財政改革実施計画の2年次に当たり、当面の自主自立の道を目指した行財政改革を進めるため、八つのプロジェクトを構成し、その成果報告を受けて、実践へ向けた具体的取り組みに着手いたしましたところであります。

また、富良野地区広域市町村圏振興協議会において自治のかたち検討プロジェクトチームの成果が来春報告される運びとなっており、上富良野の行く末について新たな選択肢が得られるものと期待をするところであります。

なお、プロジェクトチームで検討を加えてきました消費者相談、法律相談については、特に早急な対応が求められているため、圏域の窓口を富良野市に置くよう進めてまいっておりました。昨日の圏域の振興協議会委員会におきまして、広域で担うことが望ましい事務事業については、消費者相談、日常相談、法律相談、図書の広域利用、職員研修を平成1

8年度から実施することとして、圏域の振興協議会委員会で協議を決定させていただいているところがあります。

現在、平成18年度へ向けた予算編成作業に着手しているところでありますが、町民の皆様にも負担をお願いせざるを得ない施策もあり、今後はなお一層町民との情報の共有と議論を尽くしながら、行財政運営に反映していきたいと考えておりますので、町民並びに議員各位の御理解と御協力をお願いするところでもあります。

多くの課題を背負っての年越しとなりますが、来る年が豊作で、晴れやかで、喜びの多い1年となることを願うばかりであります。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様各位には、この1年間、行政運営各般にわたる御支援、御協力を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げ、さらに、新年を皆様とともに御健勝でありますことを心から御祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長あいさつ

議長（中川一男君） この際、私からもごあいさつを申し上げます。

1年とは本当に早いものだな、もう幾つ寝るとお正月でございます。ことし1年、いろいろなことがあったのでないかなと。

私においては、私の不養生から、9月に入院しまして、副議長初め17名の皆さん方には大変御迷惑をかけました。ですが、皆さん方の御協力と温かい御温情で難なく切り抜けられた、本当厚く御礼申し上げます次第でございます。

きょうの議会の中で、条例等のいろいろな問題を議論したわけでございます。来年の3月に向けた予算委員会において、本当に厳しいものが出てくるのでないかなと思います。

行政は線引きでございます。どこに線を引くかということによって、その線上にある人、また、その線上から漏れた方、上の人、本当に利害関係が入り組むわけでございます。私ども議員として、議決する、しないにしても、立つ、座るにしても、苦渋の決断がこれから相当要る場面があるかと存じますが、皆さん方の一人一人の町民に対する興味、そして町民のための議会であり行政であるということを認識し、頑張っていたいただければと思います。

来年こそはいい年でありますように。私も昭和21年生まれの48歳、年男でございます。いい年になるのでないかなと、そのように思っております。

どうぞ、先ほど町長申しましたように、来年も健康で、そしてみんな一緒に明るいまちづくりに邁進していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉会宣告

議長（中川一男君） これにて、平成17年第4回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時52分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年12月28日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 金 子 益 三

署名議員 村 上 和 子